

366
49
S.

第34集

日本労働年鑑

1962年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1962

VOL. XXXIV

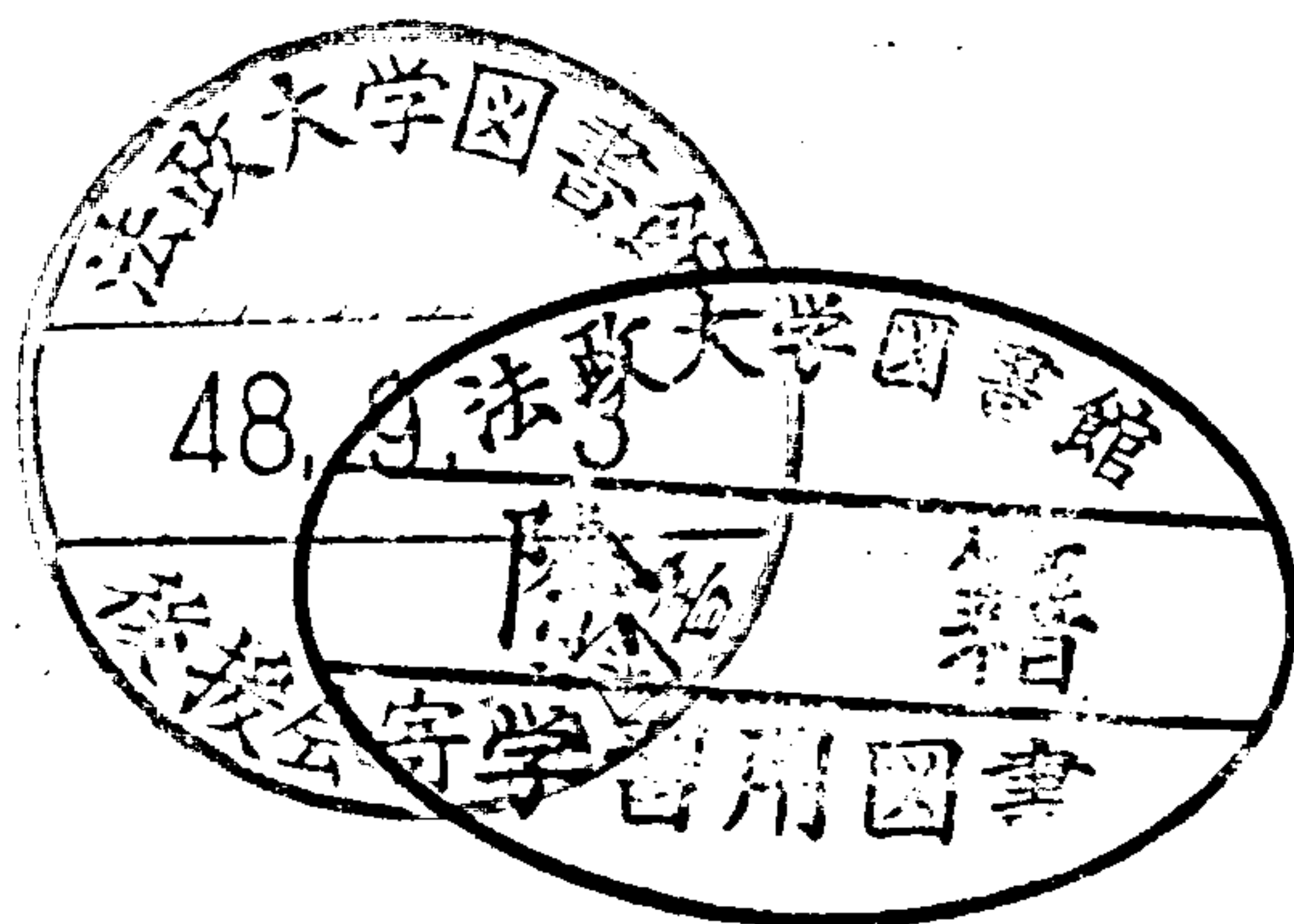
法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社



緒言

本年鑑は、一九六〇年初頭から一九六一年初秋を扱っているが、その背景となった世界および日本国内の一般的政治経済情勢は、次のようなものであった。

一九六〇年五月一七日におけるパリ頂上会談決裂後、東西関係、とりわけ米ソ関係は、軍縮・核実験停止、ベルリン問題など従来からの懸案のほかに、コンゴ、ラオス、キューバ、韓国などの東西の接点で熾烈な対立をひきおこした。すなわち、世界注視のうちにに行なわれた一九六〇年一月八日のアメリカ大統領選挙でジョン・F・ケネディが当選するや、フルシチョフ・ソ連首相は、さっそく祝電を送り、「フランクリン・D・ルーズベルト時代のような米ソ関係」の復活を求め、RB47の搭乗員二名を釈放した。かくして米ソ関係改善への期待は高まったが、しかしケネディは就任演説で、強い反共の路線をうちだし、その外交方針がアイゼンハワー・ダレス外交と基本的に異ならないことを明らかにした。このようなケネディの外交方針は、一九六一年三月再燃したラオスの内戦や、四月のキューバ反革命戦で大きくつまづいた。まずラオスにおいて、アメリカはブンウム派を援助し、首都を奪還したが、いったん後退したコン・レのプーマ政府軍は、パテト・ラオと連合してまき返し、一九六一年五月三日ラオス三派は停戦指令を発した。またアメリカへの亡命者などを中心とする反カストロの「革命会議」は、アメリカ政府特にその中央情報局(CIA)の陰の支援を受けて、一九六一年四月一七日、キューバに反革命軍を上陸させ、一挙にカストロ政権の打倒をはかった。しかし数日間キューバ政府軍、民兵

言 などと激しい戦闘をまじえたのち無残な敗北を喫し、ケネディ政府は誕生以来最大の窮地に追いこまれた。

このような情勢を背景として一九六一年五月一九日、米ソ首脳会談が開かれたが、ここではラオス問題以外になんら意見の一致はみられなかった。そればかりか、フルシチョフから対独平和条約について、もし西側がこれに加わらないなら六ヵ月以内に東ドイツと単独でも平和条約を締結するという決意がひれきされ、一時忘れられた感のあった「ベルリン危機」が再燃するにいたった。次いでフルシチョフは、六月二一日、ヒトラーのソビエト侵入一二周年記念集会で演説し、右の決意をくりかえすとともに、今年に予定されていたソ連軍の兵力削減計画を中止し、国防予算を増額することを明らかにした。これに対してアメリカも、七月二六日のケネディ演説で国防予算の増額、三軍の増員などの臨戦体制の強化をうちだし、核実験再開の動きなどもあいまって、東西関係は、戦後最大の危機に直面するにいたった。

このような情勢のなかにおける西側と東側の体制をみると、まず西側では長期安定政権を続けたイギリスのマクミラン内閣も、南ア連邦のイギリス連邦離脱や、ヨーロッパ共同市場加盟をめぐるイギリス連邦とヨーロッパ諸国との板ばさみに悩み、またフランスのド・ゴール大統領も、アルジェリア問題に追われどおしであった。このほかヨーロッパ経済ブロックの調整や北大西洋条約機構の核武装をめぐって西ドイツ、フランス等の利害がからんで複雑さを加えている。一方ソ連、中国を先頭とする共産圏諸国は、それぞれ国内的には困難な問題をかかえながらも、対外的にはかなり多角的な外交攻勢をくりひろげた。その重点は、対独平和条約の締結と西ベルリン自由市化案および国連改組に向けられたといつてよい。また一九六一年四月一二日ガガーリン少佐をのせた宇宙船「ワストーク号」、八月六日チトフ少佐を乗せた「ワストーク第二号」の打上げ成功は、世界の人心の獲得に大きな効果を発揮した。なお共産圏諸国および世界各国の共産党代表は、ソ連革命記念日を機会に会議を開いて、モスクワ声明を発表したが、これは平和運動、民族解放運動に対する指針としても重要な役割を果たすことになった。

ところでこの時期における世界経済の特徴は、アメリカの景気後退とその回復、西ヨーロッパ諸国の景気頭打ちからゆるやかな後退への移行、後進国国際収支の赤字増大などに要約することができる。まず一九六〇年後半、アメリカの鉱工業生産指数は低落を続け、そのうえ国際収支の赤字が増大した。そのため金の流出が著しく、一九六〇年十一月にはアメリカ金準備の最低危険線といわれる一八〇億ドルを下回るにいたった。しかし一九六一年二月ごろから、イギリス、西ドイツ、フランスの金利引下げの措置などドル防衛の協力措置によってようやく流出もとまり、金準備の低位安定の形で落ちついた。一九六一年一月から三月にかけてのアメリカ経済は、鉱工業生産指数がやや好転した反面において、失業者が増大して複雑な様相を呈したが、四月以降工業生産が上昇し、失業者数も三月の五〇〇万台から四〇〇万台に減少を示した。

一九六〇年下期から一九六一年上期にかけての西ヨーロッパ諸国の経済は、全体として景気の過熱防止措置が一巡してしだいに後退に転じたので、財政金融面から景気でこ入れ策がとられはじめたことに特徴があるといつてよい。すなわちフランスは、一九六〇年一〇月六日に公定割引歩合を年利四％から三・五％に引き下げ、これが口火となってイギリスでは一九六〇年六月二三日に公定歩合を六％に引き上げ景気の過熱防止をはかったが、それもつかのまで一〇月二七日には五・五％に引き下げ、さらに一二月八日には五％として景気の刺激を行なうにいたった。西ドイツでも一九六〇年六月一日に、年利四％の公定歩合を五％に引き上げたが、十一月一〇日にまた四％に引き下げ、さらに一九六一年一月になってから三・五％に、五月五日に三％に引き下げた。なお西ヨーロッパ諸国の経済において目だったのは、一九六〇年上期までアメリカ向け輸出を中心にして活況を呈していた自動車産業が、下期にはいつてにわかに不況の様相を現わしたことがある。一〇月一二日には、イギリスで最も大きな規模をもつBMCが操短と労働者の整理による一二・五％の生産縮小を余儀なくされ、またフランスのルノーも従業員三千人を整理した。さらに西ドイツでは、ボルクワルト社が、一九六〇年

一二月、一万五千台の滞貨と二億マルクの負債のため、ブレーメン市に救済を申し入れた。

一方、社会主義国のうちソ連の七ヵ年計画第二年度の経済実績は、一九六一年一月のソ連閣僚会議付属中央統計局の発表によれば次のとおりである。すなわち計画では、工業総生産増加率を八・一%、そのうち生産手段の生産(Aグループ)の増加率を八・八%、消費財の生産(Bグループ)の増加率を六・四%と見込んでいたが、実際には工業総生産高は一九五九年度に比べて約一〇%、そのうちAグループは約一一%、Bグループは七%以上増大した。さらに一九六〇年度の穀物総収穫高は約一億三三〇〇万トンで、一九五九年より七三〇万トンふえたが、計画をはるかに下回っており、一九五八年の生産量にも達していない。また一九六〇年度の肉や牛乳の生産は、一九五九年度とほぼ横ばいのままで、計画よりもかなり低い。次に中国の一九六〇年における工業生産について、一九六〇年一月二十九日の『人民日報』は、大要次のように発表している。鋼塊、銑鉄、石炭、電力、石油、工作機械、トラクターなど主要項目は、計画を達成もしくは上回る見込みである。このうち鋼塊は一八四〇万トンに達し、国家計画一八四〇万トンをやや上回ったと見積られる。しかし自然災害は重工業部門にも直接損失を与え、遼寧、山東、河北などの省では、一九六〇年に洪水に見舞われ、鋼塊、銑鉄、石炭の生産は損失を受けた。農業と密接な関係にある軽工業は災害の影響がかなりひどかった。特に一九五九年、一九六〇年と連続二年被災したので、軽工業原料が減少し、綿糸、綿織物、メリヤス、たばこ、植物油、砂糖など数種の生産計画は目標を達成できなかった。

二

この時期における国内政治情勢は、国際情勢が激動したのに対しておおむね平穏に推移したといつてよい。国論を二分し、かつてみない社会不安にまで発展した安保条約改定問題のなかで岸内閣が退陣し、一九六〇年七月に池田勇人を首班

とする池田内閣が発足したが、この内閣は、低姿勢をとって力の政治を排し、話合いの政治を提唱したばかりでなく、経済成長に重点をおいた経済優先政策をとった。しかし外交政策には新味がみられず、特に中国問題についてはソ連に対すると同様、内政不干涉、相互の政治社会体制を尊重して経済文化の交流をはかるというだけで、中国承認あるいは国連における中国代表権問題などについては回避する姿勢を示した。要するに池田内閣は、安保問題によって失われた国際信用を回復するには、国民の経済生活を安定させることが先決だと考えたのであるが、このねらいはかなり成功し、革新勢力を中心とする安保反対運動は急激に退潮して、国民の関心の多くは経済成長政策にむけられることになった。

池田内閣の登場とともにようやく落ちつきをとりもどした国民に大きな衝撃を与えたのは、一九六〇年一二月の「浅沼刺殺事件」である。東京日比谷公会堂で行なわれた三党首立合演説会において、浅沼社会党委員長は、突然演壇にかけ上がった大日本愛国黨員山口二矢に刺殺されたが、この事件は、戦後の政治史上に最大の汚点を残すものであった。社会党は、保守党と右翼との関係をとらえて政府・与党の政治責任を追及し、そのため政府は一〇月三日臨時閣議で政府としての政治責任を明らかにするため、自治大臣（国家公安委員長）山崎巖の辞任を決めた。右翼テロは、そののちも尾をひいて「嶋中事件」をひきおこした。一九六一年二月一日、元大日本愛国黨員の小森一孝は、中央公論社長嶋中鵬二宅に上がりこみ雅子夫人を刺して重傷を負わせ、手伝いの丸山カネを刺殺した。この事件は、中央公論に掲載された皇室を題材にした深沢七郎作「風流夢譚」に憤慨したのが動機といわれ、開会中の通常国会に大きな波紋を投じ、警察の責任論が政治問題化するにいたった。特に小倉警視總監の進退が問題となったが、一九六一年二月九日、国家公安委員会は、警備上の手落ちはないとの決定を下したため、警視總監の進退には及ばなかった。

政局の動きのなかで注目すべき一つの問題は、社会党が新たに「構造改革論」をうちだしたことである。この構想は、社会党の書記長江田三郎、政策審議会長成田知巳らが中心となって検討してきたものであり、従来の闘争一本槍のいき方

言 に対する反省から生まれたものといわれる。すなわち保守党政権のもとでも一つ一つ実行可能な独占を規制する政策をとりあげ、その実施を保守党政権に迫ることを内容としたものであった。この構造改革論は、一九六一年三月六日に開かれた第二〇回定期党大会提出の一九六一年度運動方針案にもりこまれ、大会でかなりの論争が行なわれてのち、可決された。

ところで一九六〇年夏の安保改定問題で、当然国民の信を問わなければならない政情であったため、一九六〇年一〇月二四日、第三六回臨時国会は、三党共同提案の暴力排除決議と公明選挙決議を可決したあと解散を行なった。かくして一〇月三〇日総選挙公示とともに選挙戦にはいり、十一月二〇日全国一斉に投票が行なわれた結果、自民党の大勝、社会党の大幅進出、民社党の惨敗となった。選挙結果で注目されるのは、社会党が三分の一の勢力を確保できなかったものの、民社、共産両党を加えれば、改憲阻止勢力を確保することができた点である。

この総選挙の結果、首班に決定した池田はただちに組閣に着手し、十二月八日第二次池田内閣が発足した。この内閣は石井派を締め出した以外は、第一次内閣にはいなかった河野、三木、松村派からも入閣させ、派閥勢力に応じた派閥均衡人事を行なった。また民社党は、総選挙での惨敗から立ち直り、組織・政策両面から党を再建するため、一九六一年一月二五日から開かれた定期大会において、委員長に西尾末広、書記長に曾禰益を再選した。さらに浅沼稻次郎死去に伴う社会党の後任委員長は、一九六一年三月八日の第二〇回定期党大会において河上丈太郎に決まった。

一九六一年六月一日、池田首相は、外務大臣小坂善太郎とともにアメリカ訪問の途についた。池田首相らは、六月二〇日から三日間、国賓としてワシントンに滞在し、ケネディ大統領、ラスク國務長官らアメリカ政府首脳と国際問題について意見交換を行なった。六月三〇日、帰国後池田首相は、内閣および党役員人事問題にとりくんだ。首相は、内閣改造の大義名分を日米首脳会談の成果に結びつけ、日米経済貿易合同委員会に出席する閣僚の強化をはかるはらを固め、同委員

会の関係閣僚に実力者をすえることになった。かくして佐藤通産、河野農林、藤山経済企画庁、三木科学技術庁、川島行政管理庁などの実力者内閣が成立するにいたった。

三

この間における日本経済の大勢は、次のようなものであった。一九六〇年度の日本経済は、一九五九年度にひきつづいて好景気を維持し、前年度に比べて実質国民生産で一一%、鉱工業生産で二三・七%の上昇となった。しかし、このような拡大テンポは、年間を通じて一本調子に続いたわけではない。すなわち一九六〇年にはいつてから生産はやや伸びなやみを示し、物価も下落を続けたが、六月ごろから生産はふたたび上昇し、物価も九月から反騰する形をとった。このような一九六〇年前半の軽い停滞をもたらした原因は、在庫投資の減少である。一九五九年度において急増を続けた在庫投資は、一〇〜一二月をピークとして減少に転じ、これが国民総生産全体を減少させることになった。しかし設備投資は、技術革新の波に乗って依然旺盛であり、また個人消費も好況の浸透に伴って堅調を続けたため、景気全般の後退をもたらさなかったといつてよいであろう。

一九六〇年における経済成長の最も有力な支柱となった民間設備投資総額は、三兆円に達し、一九五九年度を三八・四%上回る増勢をみせた。そして設備投資によつてひきおこされた直接・間接の需要額は、鉱工業生産額の約三〇%を占めている。設備投資を業種別にみると、運輸通信業を除いてほとんどすべての部門で前年度の水準を大幅に上回っているが、製造業（石油精製、アルミニウム、自動車、一般機械、電気機械、化学など）の伸びが特に著しい。また中小企業においても技術革新の浸透や労働力不足の激化などによつて、設備投資の増勢はきわめて強かった。

以上のような経済成長のなかで、構造的な矛盾がしだいに累積しつつあることもみのがすことはできない。なによりも

大きな問題点は、生産と消費の矛盾が顕著になってきたことである。なるほど一九六〇年の個人消費は、一九五四年以降最大の増加率を示しており、それが景気をささえる柱となっていることも否定できないが、しかし総需要の前年に対する増加率が一五・二％に及んでいるのに、個人消費支出の増加率は、一二・六％にとどまっている。したがって総需要中に占める個人消費支出の割合は、前年よりも低下しており、五〇％を割るにいたっている。このような生産と消費のアンバランスは、国民経済を不安定にする要因だといってよいであろう。

もう一つの問題は、国際収支である。一九三五年度の輸出為替受取額は、三九億二千万ドル、輸入為替支払額は三九億一七〇〇万ドルで、貿易収支ではわずかに四〇〇万ドルの黒字を残したが、貿易外収支が運輸、特許権使用料支払などの増加で、七三〇〇万ドルの赤字となったため、経常収支は三年ぶりで六九〇〇万ドルの支払超過となった。ところが一九六一年一月以降、国際収支の赤字が経常収支から総合収支にまで発展するにいたった。あまりにも早すぎた経済成長が日本経済の「アキレス腱」である国際収支の均衡を破壊したのである。日銀・財界各団体には、このような情勢に対する警戒のいろが強まり、また政府も設備投資が過熱にならないよう配慮することを決め、「慎重ムード」の育成につとめざるをえなくなった。このような情勢変化は、池田内閣の高度経済成長政策にかぶせられていた「所得倍增」的な甘いベールがはぎとられ、資本の合理化攻勢を強める条件になっているのである。

一九六〇年度の経済発展は、労働経済面にも顕著な影響をもたらした。なによりも大きな影響は、雇用の増加が大幅であったことである。すなわち、一九六〇年の雇用の増加率は、一一・四％で、一九五九年の増加率よりもやや下回ったとはいえ、前回の好況期である一九三一年を上回る大きな伸びを示した。雇用増加の内容をみると、前年にひきつづいて大・中企業の増加が大きく、なかでも大企業の伸びが著しかった。その反面、小零細企業の雇用の伸びは、かなり小さくなっている。しかし大・中企業の雇用増加のかなりの部分が臨時工であったことはみのがすことができないが、それでも

一九五九年に比べると臨時工の割合は、低下してきている。これは大工業地帯において臨時工の募集難が強まっていることを物語るものである。そこで臨時工を社外工におきかえる傾向も現われているが、いずれにせよ経済発展は、わが国の労働市場の二重構造（大企業と、中小企業、臨時工の労働市場の階層性）を解消させていないといつてよいであろう。

一九六〇年における労働力の需給状況は、一九五九年よりいっそうの改善を示している。求人数に対する求職者数の倍率は、一九六〇年は一・四倍で戦後の最低を示している。求人難が最もひどかったのは、新規学卒者、技能工、技術者などである。特に新規学卒者の場合、求職者に対する求人の倍率は、中学卒では一九五九年の一・二倍から一九六〇年には一・九倍と求人超過の幅が大きくなり、高校卒についても一・三倍という比率になっている。この結果、求人の充足率は中学卒で一九五九年の六四％から、一九六〇年の四四％に減少し、高校卒でも六〇％から五三％に低下している。最近における労働市場の構造変化は、このように新規学卒者が売手市場になってきたことのほかに、中小企業の労働市場から大企業の労働市場に労働移動が行なわれるようになったことにも現われている。すなわち、最近多くの企業で、臨時工の本工採用が行なわれるようになっていて、臨時工は中小企業から排出される者が多いから、それはけっきょくのところ中小企業から大企業に労働移動が行なわれていることを意味している。また大企業では、三〇歳以下の比較的若年労働者の中途採用を行なうようになり、それによって中小企業から大企業に若年労働者の労働移動が行なわれるようになった。

次に一九六〇年の名目賃金上昇率は、六・九％で一九五九年を上回ったが、消費者物価が三・七％とかなり上昇したため、実質賃金の伸びは三・一％にとどまった。労働の生産性の上昇に比べると、賃金の上昇はきわめてわずかなものであった。そしてこのように低賃金が維持されたからこそ膨大な資本蓄積が可能であったといつてよいであろう。さらに賃金で注目すべきことは、中小企業の賃金上昇が著しかったことである。特に一〇〇人未満の賃金上昇が顕著であり、このため三五歳以下の若い労働者については、大企業と中小企業の賃金格差がかなり縮小した。

四

以上のような国際情勢と国内情勢を背景としたわが国の労働政策は、前年におけるかなり弾圧的性格のものから、やや低姿勢の政策に転換した。一九六〇年一月二日に成立した第二次池田内閣が、一九六一年七月一八日大改造を行なうまでの一年間、労働政策は石田博英労働大臣の手によって推進された。石田労政が最初に手がけた問題は、三井三池争議の解決に伴う解雇者の職業訓練、就職あっせんである。その後、所得倍増一〇ヵ年計画が経済審議会によって答申され、池田内閣の政策の基礎となるに及び、労働政策も発展的な雇用対策の推進を軸として、中小企業労働者の福祉増進、よき労使慣行の確立を中心にして展開された。

まず発展的雇用対策の中心として、雇用促進事業団を設立することになり、一九六一年二月一四日同法案を国会に提出し、六月二日に成立をみた。この事業団は、さきに職業訓練や再就職援助の目的をもって設立されていた福祉事業団や炭鉱離職者援護会を統一し、国または都道府県の行政活動とあいまって技能労働者の養成および地域間産業間の移動の円滑化など、雇用促進に関する施策を実施するものである。また失業対策としては、日雇労働者の賃金を前年度より一五・七%引き上げて日給三八七円とし、あわせて失業保険日額も改正した。中高年齢層の雇用促進については「中高年齢者雇用促進連絡協議会」を設けて、具体的な対策にのりだし、さらに最低賃金制についても、所得倍増計画を背景として、一九六一年度を初年度とする最低賃金制普及拡大三ヵ年計画を樹立した。この計画は、三ヵ年の間に最低賃金制の適用労働者を二五〇万人とし、最終年度の一九七〇年度には、最低賃金の月額を一万円程度にすることを目標としている。

労働政策において最も大きな問題は、ILO第八七号条約批准・関係国内法改正問題である。ILO第八七号条約（結社の自由および団結権の保護に関する条約）の批准問題は、国鉄労組、動力車労組、全通などがILOに提訴して以来の懸案

であったが、一九五九年二月労働問題懇談会が批准の手續きをとるようにとの答申を行なつて以後、政府は批准の準備を進め、一九六〇年四月二八日、批准案と関係国内法改正案を第三四通常国会に提出したが、安保闘争の余波で審議未了廃案となつた。一九六一年にはいり、池田首相、石田労相は、六月のILO第四五回総会を前に第三八通常国会において批准する方針を決定したが、自民党内部には時期尚早論が強く、また公務員の政治活動に対する罰則を強化し、人事院規則によつていたものを法律化せよという主張が行なわれた。かくして三月二二日池田首相が裁断を下し、公務員法の付則の形でまとめることになり、三月二五日臨時閣議で批准案と公労法、地公労法、国家公務員法、地方公務員法、鉄道営業法の五改正案を立案して国会に提出した。

自民党は、批准案のみが可決され、国内法改正が審議未了に終わることを警戒して、衆・参両院に特別委員会を設置して、一括審議する方針を決定したが、社会党と総評のスト権奪還委員会は、ILO第八七号条約は今国会で批准させる、特別委員会の設置は認めない、便乗改悪法案は絶対阻止する、といういわゆる三原則を申し合わせ、かくして与野党はまっとうから対立するにいたつた。その後国会では、防衛二法案、政治的暴力行為防止法案をめぐつて与野党が激しく対立したため、批准問題はまったく審議をみることなく、廃案に終わった。この間ILOにおいては、一九六一年五月二九日から三日間、結社の自由委員会が日本に関する申立てを審議し、国会で批准が近日中に承認されるよう希望する、また日本がすでに批准しているILO第九八号条約に公労法四条三項、地公労法五条三項が抵触していることを確認する、などの結論を出して六月二日のILO理事会に報告した。これに対し石田労相は、六月三日、右の希望は国会に提案中の案件が可決すれば解決されるもので、また理事会の見解のうち、スト権などについては、日本政府としては納得しがたいものがあるとの談話を発表した。

緒
ところで、一九六一年七月一八日第二次池田内閣成立に伴い、福永健司労相が就任したが、新労相は、労働政策の基本

言 構造として、一、今後の政策は、世界情勢に即応する必要がある、東南アジアに対する技術援助、技能輸出を積極的に行

なう、二、労働政策は政府の経済成長策と表裏一体であるべきであり、このため雇用安定と中小企業の格差是正をとりあげねばならない、三、労使関係は健全化の方向にあるがこれをさらに推進するため、労使双方の話し合いの場を作るようにしたいという諸点を明らかにした。

この間における労働組合運動は、安保、三池の歴史的な大闘争をたたかった労働組合が、このエネルギーを今後どうかすか、またこれらの闘争を通じて明らかになった組織的欠陥をどう整備するか反省期におかれていたといつてよい。まず長期にわたった三池争議は、一九六〇年八月、中労委の最終あっせん案受諾によって終息の方向をたどった。三池争議において組合が一二〇〇名の指名解雇者を期間満了日に「自発的退職」の形で承認せざるをえなかったことは、合理化闘争の困難を痛感させるとともに、一種の敗北感をもたらすことになった。

三池争議にあいついで北炭では万字・美留渡・赤間の三山の分離を通告し、重大な局面をむかえたが、炭労は札幌臨時大会で、北炭の合理化反対を改めて炭労の産業別統一闘争に組み上げようという方針を討議した。しかし北炭労組は、条件闘争による事態收拾を主張して、炭労の方針と対立した。かくして炭労は、三池の条件闘争とだき合わせてスト指令を発したが、三池争議についての再あっせんが提示されるとともにスト指令も中止されるにいたった。一九六一年二月、炭労は、第二九回大会で、三池闘争をはじめとする合理化反対闘争について自己批判を行なうとともに、石炭の保護政策や雇用対策を政府および資本家に求める「政策転換闘争」を新たにうちだした。

一〇月一二日における浅沼刺殺事件をきっかけにして、抗議デモは数日間にあつて行なわれ、ふたたび労働運動が盛り上がる気運が生まれた。しかし社会党と総評主流は、十一月総選挙を有利にたたかうためには、つとめて激突をさけ、世論の支持を受けなければならなし、労働組合はいっさいを選挙闘争につきこむことになった。かくしてあたかも

「選挙休戦」の様相を呈したが、ひとり「病院スト」のみが特異な争議として注目をあびた。

すなわち東京医労連（五一組合）は、一九六〇年五月の大会で、「最低保障賃金一万円、一律三千円の賃上げで統一闘争を行なう」ことを決め、上部団体である日本医労協（一一単組・六万人）も同八月の大会で同様の決定を行なって闘争準備にはいった。一九六〇年十一月一日、東医労の第一波ストを皮きりに、二五日には全日赤が加わって全国的統一第一波ストを、一二月二日には健保労連も加わって統一第二波ストをうつなどしだいに広がりを見せ、一九六一年にもちこした。その後統一ストは三月一六日までたびたびくりかえされたが、四月五日、全日赤の労使は、中労委にあっせんを申請し「一人一ヵ月六〇〇円の賃上げ」を骨子とするあっせん案（五月五日）で妥結をみた。病院ストの発生の基盤としては、非近代的な労務管理、日赤病院の独立採算制にみられるような不合理な経営体制、さらに看護婦、医師などの過重な労働に比べて賃金水準が著しく低かったことなどをあげることができる。そしてこの争議で注目されるのは、第一に医療関係労組が、はじめて全国的に結束し、長期的な統一ストを行なったこと、第二に総評系労組がおしなべて選挙戦に没頭しており、総評首脳も早期妥結を勧告していたにもかかわらず独自の闘争が行なわれたことである。

春季賃上げ闘争は、国鉄など公労協九組合が中心勢力となって展開された。すなわち一九六一年一月一二日、公労協の戦術委員会は、それぞれ五千円以上の大幅賃上げ要求を掲げ、半日ストをくりかえすこと、公労委の調停・仲裁にもちこむことをさけていわゆる「青空闘争」でいくことなどを決定した。総評は、三月四日の病院ストを中心とする第一次統一行動について、三月下旬から四月上旬に第二次統一行動日を設定したが、公労協はこの総評の方針にもとづいて、三月三一日を第一波の半日スト突入日と決めた。自主交渉はいきづまり、国鉄当局が三月九日、公労委に調停を申請する旨組合に通告した。各当局も国鉄にならう形勢をみせたが、三月一五日、石田労相は、職権をもって公労委に仲裁を請求した。公労委は、仲裁拒否を声明したが、太田議長などの説得によって仲裁委の事情聴取に応ずることになった。

仲裁委は、三月二七日、国鉄などに一〇%、アルコール専売、林野に一二%のアップを指示し、いわゆる三千円相場がうちだされた。裁定の理由としては、人事院勧告によって公務員が一九六〇年一〇月以降二六八〇円引き上げられていること、物価が上昇していることがあげられているが、国鉄の場合平均一〇%は二四〇〇円にあたり、これに定期昇給分九〇〇円を加えれば三三〇〇円程度になる計算であった。この仲裁裁定によって三・三一ストは回避されたが、裁定に示された賃金引上額は民間産業の賃金引上げの基準になり、相場づくりの役割を果たしたといってよい。

民間産業の労働組合は、それぞれ大幅賃金引上げ要求を掲げてたたかい、その成果はかなり大きなものがあつた。民間産業の組合の闘争において一つのやま場になったのは、四月一六日二四時間ストを組んだ私鉄の争議であつた。中労委のあっせん工作は難航し、四月一五日夜「あっせん員の意見」という形で、「一人平均三千円（税込み）の増額」という案が示された。しかし配分について、中小組合と大組合との格差排除問題で自主交渉もいきづまり、大手一〇社も中小組合とともに一六日一斉にストに突入したがあっせん案どおり妥結し、正午ストを中止した。しかし中小組合の格差排除の要求がきわめて強いため闘争は長期化した。六月一六日における山陽電軌の妥結をきっかけに、中小労組の闘争も次々に解決をみた。

自民・民社共同提案による政治的暴力行為防止法案は、一九六一年五月一三日に議員立法の形で国会に提出されたが、総評は、同二七日非常事態宣言を発表し、「破防法を上回る悪法」であるとして、反対闘争を呼びかけた。一方全労は、「この法案に反対するものは、政防法の内容をことさらに歪曲する」ものであるとの賛成声明を発表した。このように二大労組が、まったく対立した見解と態度を示したことは、警職法・安保闘争と比べて大きな相違点であるといつてよい。しかし六月二日深夜、法案が衆議院法務委員会で強行採決され、ひきつづき衆議院本会議で混乱のうちに強行採決されるに及んで、反対闘争はにわかに盛り上がった。この日国会周辺には、安保阻止国民会議の緊急動員にこたえて、約二万の

労働者・学生などが無届集会を開き、学生の一部は警官隊と衝突した。この日を契機に、陳情デモは連日連夜国会周辺をとりまいた。京都、大阪でも、学生と警官隊が衝突、数百人の負傷者を出した。参議院における審議段階にはいつて、松野議長のあっせんにより、自民・社会両党は話し合いを進め、会期末（六月八日）ぎりぎりの七日、継続審議とすることで妥協するにいたった。

終わりにのぞみ、この年鑑の編集にあたって多くの資料と便宜を与えられた公私の諸機関、団体および各位に対して心から謝意を表したい。そしてすでに四〇年以上の歴史をもつこの年鑑をますます完全なものにするために、いっそうのご援助を切にお願いするしだいである。

一九六一年一〇月

法政大学 大原社会問題研究所

凡 例

一 本年鑑の記事は、労働省をはじめ、各官庁、労働組合、企業体、その他関係諸団体の報告、調査、発表記事、ならびに主要な新聞、雑誌の内容を、本研究所が取捨し、かつできるかぎり正確、確実な統計資料にもとづいて、客観的な記述をすることを期した。

一 本年鑑の編集様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれのなかをさらに、編、章、節に分かった。

一 付録として、主要な労働組合、農民団体、経営者団体、その他の団体の現状を、組織名(略称)、組織人員、本部所在地、電話、役員名を付して日常の便をはかるとともに、本年版にはとくに三井三池炭鉱争議に関する資料・文献目録を収めて、読者の参考にした。

一 本文の記述は、原則として一九六〇年四月から一九六一年六月までとし、とくに重要な問題については、一九六一年九月まで記述してある。ただし、第一部の統計のみは、一九六〇年の確定数字のみ掲載した。

目次 (Contents)

緒言 (Preface)

労働日誌 (Labor Diary) [一九六〇年七月～一九六一年六月]

第一部 労働者状態 (Conditions of Working Classes)

第一編 労働人口の構成 (Structure of Working Classes) 三

第一章 府県間人口移動と大都市集中……(三)、第二章 人口の社会的構成……(六)、

第三章 雇用者……(二三)、第四章 主要部門別労働者……(二三)

第二編 雇 用 (Employment) 三三

第一章 雇用動向……(三三)、第二章 労働移動……(三八)

第三編 労働条件と労働者の生活 (Working Conditions and Living Conditions of Laborers) 四六

第一章 賃金……(五八)、第二章 労働時間……(七六)、第三章 労働災害と職業病……(八五)、

第四章 労働者の家計……(一〇一)

第四編 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farm Households and Farmers) 一一一

第一章 農林漁家の人口の就業動向……(一二)、第二章 農家の経済状態……(一三〇)

目

次

第二部 労働運動 (Labor Movement)

目

第一編 労働組合運動 (Trade Union Movement) 一四七

第一章 概況……(一四七)、第二章 組織状況と組織運動……(一五八)、第三章 主要な争議……(一七六)、第四章 第三一・三二回メーデー……(三二二)、第五章 労働協約……(三三三)、第六章 国際労働運動と日本……(三三五)

第二編 農民運動 (Farmers' Movement) 二六

第一章 農業情勢と農民運動の概況……(三三八)、第二章 主要な農民闘争……(三四三)、第三章 農民団体の活動……(三三三)、第四章 国際農民運動……(三七二)

第三編 その他の社会運動 (Other Social Movements) 二六

第一章 平和運動……(三七六)、第二章 人権擁護運動……(三八三)、第三章 右翼テロ抗議運動……(三八七)、第四章 青年運動……(二九三)

第四編 労働政党 (Labor Parties) 二九

第一章 概況……(三九九)、第二章 日本社会党……(三〇一)、第三章 民主社会党……(三〇六)、第四章 日本共産党……(三二〇)

第三部 労働政策 (Social Policies)

第一編 概 説 (Introduction)	三七
第一章 池田内閣の新労働政策…(三七)、第二章 治安対策…(三九)、第三章 労働立法…(三二)	
第二編 労働立法・判例 (Labor Laws and Judicial Precedents)	三九
第一章 公労法、地公労法、国家公務員法、地方公務員法、鉄道営業法の改正…(三九)、第二章 雇用促進事業団法の制定…(三三)、第三章 身体障害者雇用促進法の制定…(三三)、第四章 労災保険法の改正およびじん肺法の制定…(三五)、第五章 労働判例…(三七)	
第三編 労働委員会・人事院 (Labor Relations Commission & National Personnel Authority) ...	四六
第一章 労働委員会…(三八)、第二章 公共企業体等労働委員会…(三六)、第三章 人事院…(三六)	
第四編 労働行政 (Labor Policy)	四九
第一章 劳政行政…(三九)、第二章 雇用・失業対策…(三五)、第三章 労働基準行政…(三九)	
第五編 社会 保障 (Social Security)	五〇
第一章 健康保険対策…(四九)、第二章 医療費対策…(四二)、第三章 年金保険対策…(四五)、第四章 その他の諸対策…(四二)	
第六編 経営者団体 (Management Organizations)	五三

付録 (Appendices)

一 主要な労働組合の現状 (Directory of Major Trade Unions)	四三三
二 主要な農民団体の現状 (Directory of Major Farmers' Unions)	四三三
三 主要な経営者団体の現状 (Directory of Major Management Organizations)	四三三
四 その他の団体の現状 (Directory of Other Associations)	四三八
五 三井三池炭鉱争議に関する資料・文献目録 (Bibliography on the Mitsui Miike Colliery Dispute)	四四一

統計表索引 (List of Tables)	(巻末)
------------------------------	------

労働日誌

(一九六〇年七月～一九六一年六月)

一九六〇年					
七月					
二日	安保改定阻止第二〇次統一行動	一日	を要求、厚木基地でデモ	二七日	全司法第一六回大会(～三〇日)
四日	国鉄職労連第四回大会(～六日)	一二日	国有林労組第二回大会(～一二日)	二九日	日教団連第六回大会(～三〇日)
五日	全学連第一六回定期大会(～七日)、反主流派と革共同派は独自に大会	一四日	合化労連第二〇回大会(～一五日)	八月	北富士演習場で農民三〇〇すわりこみ
六日	三池第二組合、機帆船で陸揚げ	一五日	安保改定阻止第二一次統一行動		光伸社争議、四七三日ぶり解決
七日	社会党中央委、基本政治方針決定	一六日	自民党大会、池田総裁を選出		総評第一五回定期大会(～三日)
八日	全日農、米価要求全国農民大会	一七日	岸内閣総辞職	一日	民社党・全労、新原水協運動起こす
九日	伊ネオ・ファシスト党反対デモ	一八日	第三四通常国会閉会	二日	日放労第三〇回大会(～四日)
十日	三池争議、海上で労使衝突	一九日	帝全交通争議、三七八日ぶり解決	三日	グランド・ホテル争議、一四日ぶり解決
十一日	全電通第一三回大会(～一二日)	二〇日	三池をを守る大集会(大牟田)	四日	共産党全国活動者会議(～五日)
十二日	全林野第一〇回大会(～一〇日)	二一日	経済企画庁、経済白書を発表	五日	国民平和大行進東京入り
十三日	三池ホッパー仮処分を阻止	二二日	三池ピケ動員一万四千名に達す	六日	第六回原水爆禁止世界大会本会議(～九日)
十四日	総評、政府の安保闘争処分に抗議	二三日	池田内閣成立、労相に石田博英	七日	人事院、国家公務員給与に関し平均一二・四％引上げを勧告
十五日	全通第一二回大会(～一三日)	二四日	石田労相、三池労使に勧告発す	八日	コンゴ政府、ベルギーと国交断絶
十六日	都市交通第一四回大会(～一〇日)	二五日	中労委、三池労使に異例の申入れ	九日	ラオスにクーデター
十七日	弘南バス争議、一二五日ぶり解決	二六日	最高裁、公安条例に合憲の判決		
十八日	安保阻止国民会議、U2型機撤去	二七日	三池争議オルグ団引揚げ		
十九日		二八日	第三五臨時国会閉会		
二十日		二九日	全鉄総連第二四回大会(～二八日)		
二十一日		三十日	新聞労連第一二回大会(～二七日)		
二十二日		三十一日	国際電電第一七回大会(～二九日)		

一〇日	三池争議に中労委が最終あっせん案を提示	二二日	自動車労連第五回大会（一三三日） 労働省、三五年上期労働情勢報告
一一日	雄別炭鉱、人員整理を撤回	二三日	全油鉱大会（一五五日）全石油脱退
一二日	全農林第三回大会（一五五日）	二六日	三鉱連第一一回大会（一三〇日）、 三池新旧両組合に復帰を呼びかけ
一三日	三池労組中央委、あっせん案は受諾しがたいと、炭労大会での討議要望	二七日	全労、運動方針案を発表
一五日	全国農民同盟結成大会	全鉱第三五回大会（一三〇日）	
一八日	炭労第二七回臨時大会開催、三池あっせん案で収拾提案	二八日	鉄鋼労連第一八回大会（一三〇日） 電労連第七回大会（一二九日）
	全造船第二一回大会（一二三日）	三〇日	国公・地公共闘第二波実力行使 全国金属第一一回大会（一三日）
	山武自動車争議、三一八日目解決		
	自治労第八回大会（一二一日）		
二〇日	国鉄労組第二〇回大会（一二五日）		
	ソ連、人工衛星船回収に成功		
二二日	紙パ労連第二六回大会（一二五日）	一日	国勢調査一斉実施 醸出制国民年金届け出始まる
二三日	炭労臨時大会、三池あっせん案に 対する態度に結論出ず、大会中断	三日	千葉銀行争議、無期限スト突入
	全日自労第一五回大会（一二七日）、 世界労連に加盟を決定	五日	海員第一九回大会（一九日）
	アルコール専売第九回大会（一二 五日）	七日	明治鉱業赤池二四時間スト
二六日	全専売第一三回大会（一二九日） 宇部窒素労組臨時大会、全労系組 合員のボイコットで流会	八日	都労連第一三回大会（一九日）、四 派に分裂
三〇日	全日農第三回全国大会（一二二日）	一二日	総同盟第一五回大会（一四日） 炭労第二八回臨時大会（一九日）、 北炭争議中心に企業整備反対闘争 体制、途中四日間休会で中闘
			浅沼社会党委員長、右翼の少年に

刺殺さる	二八日	炭労大手二四時間スト突入、三池再あっせんで中止、労使受諾	一五日	日本医労協、賃上げ総決起大会
総評、浅沼委員長暗殺抗議集会		全映演第一七回大会	一六日	通産省、経済協力白書を発表
社会党第一九回臨時大会、浅沼委員長追悼、選挙闘争方針		全石油第九回臨時大会	一八日	米大統領、ドル防衛案を発表
日経連臨時総会、労働情勢報告	二九日	米海兵隊、キューバ基地に上陸	一九日	北炭労連第一波二四時間スト
総評、浅沼委員長暗殺抗議、公務員賃上げなどで統一行動		三池争議、会社再建・生産再開の協定書に調印、最終解決	二〇日	東京医労連第四波統一スト
新産別第一二回大会（一七日）	三一日	東京医労連総決起大会	二一日	第二九回衆議院議員総選挙実施
社会主義青年同盟（社青同）結成大会（一六日）		全日通第一三回臨時大会（一日）	二四日	北炭労連第二波二四時間スト
第三六臨時国会召集		文部省、青少年教育白書を発表	二五日	全建総連結成大会、土建総連・全建労・都建労を統一
全通超勤拒否闘争（増員など）解決	一 一 月			北炭三山分離問題解決五ヵ月ぶり
全生保第一七回大会（二〇日）				東京医労連第五波統一スト、全日赤も第一波、日本医労協として初の統一スト
故浅沼委員長社会党葬	一日	三池労組、スト解除・就労宣言、ロック・アウト解除、二八二日より	二七日	三池配転交渉妥結
安保阻止国民会議第二三次統一行動、浅沼暗殺抗議集会	四日	東京医労連第一波統一スト	二八日	私鉄総連中小労組二四時間スト
共産党、島根県警の書類入手公表	五日	千葉銀行争議解決、八二日より	三〇日	全通、超勤拒否闘争にはいる
衆議院解散		総評太田議長・岩井事務局長、政党関係で談話（諏訪）		日本医労協統一行動、集会デモ
最高裁長官に横田喜三郎を指名	七日	全ソ労組中央評議会から総評に小児まひ生ワクチン送ると連絡	一 二 月	
政府経済審議会、国民所得倍増計画原案を発表		東京医労連第二波統一スト		
東京女子医大・東邦大労組スト	八日	米大統領選挙、ケネディ候補当選	一日	三池鉱、三一日より生産再開
農林漁業基本問題調査会、林漁業の基本問題と対策を答申	一一日	通産省、日本産業の現状を発表	二日	厚生省、厚生白書を発表
全損保第一五回大会（二九日）	一三日	全日赤臨時大会、スト権確立		日本医労協第二波統一スト、東京医労連第六波、全日赤第二波、健保労連第一波スト
北鮮帰還協定一年延長で調印	一四日	東京医労連第三波統一スト		全駐労第一波二四時間スト

三日	五日	六日	七日	八日	九日	一九六一年 一月	
三日	五日	六日	七日	八日	九日		
国公・地公共闘要求貫徹集会 国勢調査中間報告発表、総人口九 三四〇万 第三七特別国会召集 八一カ国共産党労働者党代表者会 議の声明発表 衆議院、議長選出、池田首班指名 最高裁、平事件に騒乱罪適用判決 池田第二次内閣成立 日本医労協第三波統一スト、東京 医労連・全日赤・健保労連のほか 地方医労協にも拡大 日本平和委員会主催、日本平和 会（一一日） アルジェリアで右翼と回教徒の衝 突続く（一二日） ラオス・プーマ首相亡命 第三七特別国会開会式 全駐労板付基地で米兵が組合旗を 破棄する事件起こる 全駐労第二波二四時間スト（一 三日） ハガチー事件第一回公判 総評秋季年末闘争第五次統一行動 総評、失業と貧乏に反対する中央 大会	二四日	二六日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日
日本医労協第四波統一スト 合化労連第二一回大会（一四日） ラオス、パテト・ラオ軍、プーマ 政府支持でゲリラ戦指令 ベルギー東部工業地帯でデモ、耐 乏生活反対ゼネストへ発展 最高裁、菅生事件に上告棄却判決 日本医労協第五波統一スト 労働省、一九六〇年度労働組合基 本調査結果発表 総評合理化反対討論集会（二〇 日） 全日農全国代表者会議（二〇日） 炭労、石炭政策変更要求第一波実 力行使、大手一四社時限スト 経済企画庁、国民生活白書を発表 太田総評議長、社会党の構造改革 論について見解発表 ベルギー、政府の緊縮政策に反対 ゼネスト 全日自労賃上げなど要求統一行動 日本医労協第六波統一スト 第三七特別国会閉会 全日赤臨時大会（二五日）、長期 戦体制を確認 第三八通常国会召集	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日
二七日	二八日	一九六一年 一月		三日	六日	七日	九日
日本医労協第七波統一スト 貝島炭鉱第二次合理化で大幅賃下 げ案提示 ベルギー、ゼネスト拡大、交通機 関まひ 郵政審議会、郵便料金値上げ答申	二八日			三日	六日	七日	九日
米、キューバとの国交断絶 東京医労連新春第一波スト 総評、時短・雇用問題で共闘の話 合いをしたいと、全労・新産別・ 中立労連に申入れ 中立労連、総評の共闘申入れに応 ずるとの態度決定 消団連、公共料金値上げ反対運動 展開を決議 日本医師会、医療費問題で場合に より実力行使辞せずの方針 健保連大会、医療費問題で決議 全労会議第七回定期大会（二三 日） 総評など主催、社会保険関係予算	二八日			三日	六日	七日	九日

一四日	増額要求大会 東京医労連第一三波統一スト 新産別、総評の共闘話合いに応ず 全駐労臨時大会、スト方針決定 健保労連臨時大会、春闘方針 春闘共闘委第一回総会	二二日	労働次官、文部次官に文相発言の 取消しを要望 日本医労協第六回臨時大会 貝島炭鉱合理化反対二四時間スト 民社党第三回定期大会（二五日） ベルギーのゼネスト解決	三日	嶋中事件起こる、右翼が嶋中中央 公論社社長宅を襲い殺人 日本医労協春闘第一波統一スト 全損保第一六回臨時大会 総評、最低賃金制全国討論集会 （二五日）
一五日	東京歯科医師会四千人が一斉休診 総評長期政策委、構造改革に関する 社会党への質問状を決定 東京医労連第一四波統一スト 消団連、物価値上げ反対懇談会を 発足さす	二四日	安保阻止国民会議、改組問題を小 委員会検討ときめる 文相、ILO脱退発言で釈明 東京医労連第一五波統一スト 全鉱第三六回臨時大会（二八日） 全駐労府中支部無期限ストに突入 するも全駐賃上げ妥結スト中止	四日	貝島炭鉱第二波二四時間スト 炭労第二九回大会（二一日）、賃 上げ、政策変更など七スト権確立 社会党中執、運動方針を決定 総評幹事会、総評・イタリヤ総同 盟共同宣言を承認
一六日	東京医師会の開業医三分の一が半 日休診 総評、一九六一年度賃金白書発表 日経連、「新段階の日本経済と賃金 問題」を発表 安保阻止国民会議幹事会、改組問 題を討議 炭労宇部興労組、合理化反対二四 時間スト	二六日	全労災第五回臨時大会（二九日） 第三八通常国会再開、開会式 日教組・日高教、第一〇回教研集 会（二二日） 東京都医師会、医療危機突破抗議 集会、八千人がデモ	五日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト
一七日	総評、一九六一年度賃金白書発表 日経連、「新段階の日本経済と賃金 問題」を発表 安保阻止国民会議幹事会、改組問 題を討議 炭労宇部興労組、合理化反対二四 時間スト	二七日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	六日	
一八日	総評、一九六一年度賃金白書発表 日経連、「新段階の日本経済と賃金 問題」を発表 安保阻止国民会議幹事会、改組問 題を討議 炭労宇部興労組、合理化反対二四 時間スト	二八日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	七日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	二九日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	八日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	九日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十一日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十二日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十三日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十四日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十五日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十六日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十七日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十八日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	十九日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十一日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十二日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十三日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十四日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十五日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十六日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十七日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十八日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	二十九日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	三十日	
二〇日	総評長期政策委、社会党に構造改 革に関する質問状を提出 文相、ILOが日教組のいい分を のむなら脱退すると発言、問題化 ケネディ米大統領就任	三〇日	全労など参加 マスコミ五労組他主催、テロに抗 議し民主主義を守る集会 国鉄労組、ILOに争議権の回復 で提訴 日放労賃上げ一七時間スト	三十一日	

一日	貝島炭鉱二四時間スト	二五日	会議結成総決起大会	四日	との話合いつき実力行使を中止
二日	公務員共闘会議二・一一統一行動 ソ連、金星へ宇宙ステーション打 上げに成功発表	二六日	宇部興炭労無期限ストに突入 総評弁護団第四回全国総会		総評・中立労連、春闘第一次統一 行動、七〇単産五五〇万参加
一六日	コソゴ、ルムンバ首相殺害さる	二七日	社会党、長期政治経済計画を発表 炭労、石炭政策変更要求第一波統 一スト	六日	日本医労協春闘第四波スト
一七日	社会党、テロ防止法案提出きめる		鉄鋼労連第一九回臨時大会（一 日）、春季賃金退職金統一闘争方針	七日	社会党第二〇回大会（八日）、河 上委員長を選出
	総評・全労・新産別・中立労連、 労働時間短縮問題で初会合		貝島炭鉱職組、賃下げをのむ		総評など四団体の時短問題話し合 第三回会合、名称を週休二日、四 〇時間労働促進労組懇談会と決定
	日本医労協春闘第二波スト	二八日	日本医師会、保険医総辞退を延期 日高教第一〇回特別大会	八日	全労災二四時間スト
一八日	共産党、右翼テロ抗議決起大会				全通戦術会議、電通合理化反対闘 争方針を決定
一九日	農業基本法案、国会に提出				国際婦人デー第三回中央大会
二〇日	日本医師会と日本歯科医師会、全 国一斉休診	三月		九日	全労災、外来部門重点無期限連続 ストに突入
二〇日	炭労、政府に石炭政策変更申入れ	一日	公労協遵法闘争突入、国鉄・全通 時間外労働拒否	一〇日	全日赤、中央病院など三〇病院二 四時間スト、各地で無期限ストも 開始、健保労連もスト実施
二二日	貝島炭鉱、無期限ストに突入	二日	全電通超勤拒否（四日）		東京駅などで国鉄運賃値上げ反対 乗客大会
二二日	時短問題で総評など第二回懇談会		全通・全専売などに一千円賃上げ 回答		春闘共闘委、三・三一統一行動を 決定、公労協半日ストなど
二二日	全国自動車産業労組懇談会開く	三日	全鉱大手八社硫酸関係、無期限断 続出荷拒否スト突入	二日	公労協、スト宣言発す
二二日	宇部興炭労二四時間スト		滝田全労会議議長、ケネディ米大 統領と会見	二三日	全日赤四八時間スト
二二日	春闘共闘委、全国五〇〇カ所で春 闘総決起大会		労働省、毎勤からみた三五年度の賃 金・雇用の動きを発表	二五日	動力車労組、九機関区で一〇割休 暇にはいるも事前協議協定成り、
二二日	日本医労協春闘第三波スト		日本医師会、医療費問題で自民党		
二二日	社会党、構造改革論に対する総評 の質問に回答				
二二日	紙パ労連第二七回大会（二五日）				
二二日	総評・全日農など主催、中央労農				

二八日	日本医労協第六波統一スト	六日	原子力研究所争議八ヵ月ぶり解決	二八日	東京医労連スト処分反対抗議スト
二七日	全日赤第一三波スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	二七日	電機労連スト
二五日	電電公社、七九五六名大量処分	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	二五日	映演総連第一〇回大会（一九日）
二四日	公労協九組合、三・三半日スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	二四日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
二三日	健保労連第五波スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	二三日	東京地評春闘第一波統一スト
二二日	社会党、最低賃金法案を提出	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	二二日	公労協九組合、三・三半日スト
一九日	全自交二時間スト、ハイ・タク二万台とまる	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一九日	指令
一八日	春闘共闘委、春闘中央総決起大会	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一八日	電電公社、七九五六名大量処分
一七日	三菱鉱業北海道四炭鉱の一一五〇名整理を通告	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一七日	公労委、三公社五現業に仲裁裁定
一六日	日本医労協第五波統一行動で全労災などスト、全日赤は一七日以降柔軟闘争に切替えを指令	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	全日赤第一三波スト
一六日	全電通合理化交渉決裂、職場大会	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	柔軟闘争に切替えを指令	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決
一六日	新島ミサイル基地反対闘争、村民オルグ団と右翼が衝突	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	日本医労協第六波統一スト
一六日	春闘共闘委、春闘中央総決起大会	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	全自交二時間スト、ハイ・タク二万台とまる	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決
一六日	全鉱大手八社硫酸部門第二波出荷スト（一三〇日）	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	日本医労協第六波統一スト
一六日	社会党、最低賃金法案を提出	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	健保労連第五波スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決
一六日	東京地評春闘第一波統一スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	日本医労協第六波統一スト
一六日	公労協九組合、三・三半日スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	指令	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決
一六日	電電公社、七九五六名大量処分	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	日本医労協第六波統一スト
一六日	公労委、三公社五現業に仲裁裁定	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	全日赤第一三波スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決
一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	日本医労協第六波統一スト
一六日	有罪、罰金の判決	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	東京地裁、砂川事件やり直し裁判
一六日	日本医労協第六波統一スト	五日	全日赤スト中止、あっせん申請	一六日	有罪、罰金の判決

一九日	炭労全国七三山無期限スト突入 防衛二法案反対、核武装・日韓台 軍事同盟阻止統一行動	一五日	全日赤臨時大会、あっせん案受諾 日炭、無期限ストに突入 韓国クーデター	採決で緊急動員国会デモ、八日ま で連日請願デモ
二〇日	日経連第一四回定時総会 キューバ政府、反政府軍撃退発表 日本金属鉱業労働組合協議会（鉱 労）結成大会	一七日 二〇日	宇部炭鉱合理化問題解決 春闘第四次統一行動、国会デモ 市銀連第六回大会（一、二一日） 地銀連第六回大会（一、二一日） 全特定第一〇回大会（一、二二日） 全郵労第二回大会（一、二二日） 平和経済計画会議創立大会	ILO理事会、結社の自由委員会 の日本関係報告を承認 衆議院本会議、政暴法案強行採決 ケネディ・フルシチョフ会談
二一日	全造船六社六四時間スト 私鉄総連第二波中小一八組合スト 全労災全面無期限スト突入 炭労大手賃上げ妥結、スト中止	二二日 二四日	全食品同盟第一五回大会 全炭鉱第八回大会（一、二五日） 全日自労第一六回大会（一、二八日） 春闘第五次統一行動、政暴法反対 決起大会	鉄鋼労連第二〇回大会（一、九日） 造船総連第一一回大会（一、九日） 農業基本法案成立
二四日	炭労大手賃上げ妥結、スト中止	二二日	全炭鉱第八回大会（一、二五日）	ILO第四五回総会（一、二九日） 第三八通常国会閉会、政暴法案は 継続審議となる
二五日	春闘第三次統一行動、合化労連五 組合、私鉄中小、全自交などスト	二四日	全日自労第一六回大会（一、二八日）	日高教第一一回大会（一、一三日） 動力車労組第一一回大会（一、一六 日）
二六日	全織同盟臨時大会、賃闘方針	二五日	春闘第五次統一行動、政暴法反対 決起大会	全通、電通合理化問題交渉妥結 全通第一三回大会（一、二〇日） ILO時短委、週四〇時間を含む 時間短縮勧告案を採択
二七日	経済企画庁、物価白書を発表	二六日	全金同盟第一一回大会（一、二六日） 化学同盟第一一回大会（一、二七日） 全日通第一六回大会（一、三〇日） 全駐労第一六回大会（一、二八日） 安保反対国民会議、政暴法粉碎決 起大会	国鉄職労連第五回大会（一、一九日） 日教組第二三回大会（一、二三、三、 運動方針きまらず休会
二八日	全労災争議にあっせん、スト中止	二六日	全金同盟第一一回大会（一、二六日） 化学同盟第一一回大会（一、二七日） 全日通第一六回大会（一、三〇日） 全駐労第一六回大会（一、二八日） 安保反対国民会議、政暴法粉碎決 起大会	池田首相、ケネディ大統領と会談 全石油第一〇回大会（一、二六日） 昭和三五年労働白書発表 杵島炭鉱役員会、閉山方針決定
三〇日	共産党、綱領草案を発表	三〇日	安保反対国民会議、政暴法粉碎決 起大会	
五月		六月		
一日	第三二回メーデー、全国八七〇カ 所六〇〇万、中央六一万参加（実 行委発表） ソニー賃上げ七二時間スト 大正鋳、七二時間スト 全労災臨時大会、あっせん案受諾	二六 三〇日	宇部炭鉱合理化問題解決 春闘第四次統一行動、国会デモ 市銀連第六回大会（一、二一日） 地銀連第六回大会（一、二一日） 全特定第一〇回大会（一、二二日） 全郵労第二回大会（一、二二日） 平和経済計画会議創立大会	
八日	ソニー賃上げ七二時間スト 大正鋳、七二時間スト 全労災臨時大会、あっせん案受諾	二二 二四日	鉄鋼労連第二〇回大会（一、九日） 造船総連第一一回大会（一、九日） 農業基本法案成立	
一三日	全労災臨時大会、あっせん案受諾	二六 三〇日	宇部炭鉱合理化問題解決 春闘第四次統一行動、国会デモ 市銀連第六回大会（一、二一日） 地銀連第六回大会（一、二一日） 全特定第一〇回大会（一、二二日） 全郵労第二回大会（一、二二日） 平和経済計画会議創立大会	

第一部 労働者状態

第一編 労働人口の構成

第一章 府県間人口移動と大都市集中

国勢調査の結果によって、一九五〇年から五五年にかけての常住人口増加と自然増加とを比べてみると、東京都では自然増加の三倍にあたる人口が、また大阪府では同じく二倍にあたる人口が転入超過によって増加したのをはじめ、その他の六大都市を含む府県と北海道、福岡では流入超過による人口の増加が目だっている。しかし、その他の三八県はすべて流出超過で、平均して自然増加の六割を失っていることになるが、特に山形はじめ七県は自然増加以上の人口を流出超過で失い、総人口の絶対的減少を示し、一九五五～一九六〇年の間では、それが二六県に及んでいる（第1・2表）。

このような人口の絶対的減少は、戦前一九二〇～一九二五年（大正九～一四年）に福井県、一九三〇～一九三五年（昭和五～一〇年）には長野ほか二県、一九三五～一九四〇年（昭和一〇～一五年）の準戦時体制下には石川ほか一二県にみられた。これに対し、六大都市を含む府県と福岡の七府県は常に流入超過を示し、北海道、山口、宮崎が期間により多少の流入超過を示すほか各県とも流出超過を続け、平均して自然増加の三～四割を失っている。戦争末期に

第1表 7都府県の自然増加と社会増加

都道府県	1950～1955年間の増加人口（千人）			自然増加100につき社会増加				
	総数	自然増加	社会増加	1950～1955	1935～1940	1930～1935	1925～1930	1920～1925
東京	1,760	429	1,331	311	145	148	175	317
神奈川	432	181	251	139	183	85	82	43
愛知	379	215	163	76	64	54	44	65
京都	102	84	18	21	-56	102	114	124
大阪	761	244	518	212	177	327	194	345
兵庫	311	204	107	53	135	80	26	19
福岡	330	288	41	14	138	41	57	-8
7都府県計	4,074	1,645	2,429	148	129	128	111	144
その他の県	1,798	4,279	2,482	-58	-62	-43	-30	-35

〔備考〕 厚生省人口問題研究所「最近の人口に関する統計資料」第8版、第2分冊による。

第2表 都道府県別人口 (1955年, 1960年)

都道府県	1960年 ¹⁾ (人)	1955年 (人)	1955—1960年の 増加 (△ 減少)	
			増加数(人)	増加率
全	93,406,830	89,275,529	4,131,301	4.6
北	5,039,162	4,773,087	266,075	5.6
青	1,426,566	1,382,523	44,043	3.2
岩	1,448,489	1,427,097	21,392	1.5
宮	1,743,159	1,727,065	16,094	0.9
秋	1,335,511	1,348,871	△ 13,360	△1.0
山	1,320,803	1,353,649	△ 32,846	△2.4
福	2,051,069	2,095,237	△ 44,168	△2.1
茨	2,046,969	2,063,944	△ 16,975	△0.8
栃	1,513,580	1,544,987	△ 31,407	△2.0
群	1,578,452	1,616,142	△ 37,690	△2.3
埼	2,430,741	2,260,493	170,248	7.5
千	2,306,048	2,205,153	100,895	4.6
東	9,675,601	8,039,214	1,636,387	20.4
神	3,442,272	2,919,497	522,775	17.9
奈	2,442,042	2,473,492	△ 31,450	△1.3
川	1,032,629	1,021,121	11,508	1.1
新	973,395	966,187	7,208	0.7
富	752,692	752,758	△ 66	△0.0
石	781,601	807,044	△ 25,443	△3.2
福	1,981,496	2,019,860	△ 38,364	△1.9
山	1,638,369	1,586,334	52,035	3.3
梨	2,756,272	2,650,435	105,837	4.0
野	4,206,282	3,769,209	437,073	11.6
阜	1,484,934	1,485,582	△ 648	△0.0
岡	842,575	853,734	△ 11,159	△1.3
知	1,993,309	1,933,886	59,423	3.1
重	5,504,727	4,619,583	885,144	19.2
賀	3,906,449	3,620,947	285,502	7.9
都	780,990	776,861	4,129	0.5
府	1,001,964	1,006,819	△ 4,855	△0.5
京	599,195	614,259	△ 15,064	△2.5
大	888,870	929,066	△ 40,196	△4.3
兵	1,670,078	1,689,800	△ 19,722	△1.2
奈	2,184,119	2,149,044	35,075	1.6
和	1,602,189	1,609,839	△ 7,650	△0.5
歌	847,279	878,109	△ 30,830	△3.5
山	918,838	943,823	△ 24,985	△2.6
取	1,500,441	1,540,628	△ 40,187	△2.6
根	854,523	882,683	△ 28,160	△3.2
岡	4,006,564	3,859,764	146,800	3.8
山	942,830	973,749	△ 30,919	△3.2
口	1,760,289	1,747,596	12,693	0.7
島	1,856,178	1,895,663	△ 39,485	△2.1
川	1,239,642	1,277,199	△ 37,557	△2.9
媛	1,134,575	1,139,384	△ 4,809	△0.4
知	1,962,998	2,044,112	△ 81,114	△4.0
岡				
賀				
崎				
本				
分				
崎				
児				
島				

〔備考〕 1) 長野県・岐阜県間の境界紛争地域の人口(74)は全国に含まれているが、両県人口には含まれていない。

2) 総理府統計局「昭和35年国勢調査 世帯および人口概数」による。

は、逆に人口集中地域から多数の戦災者や疎開者が周辺の諸県に流出したが、戦後都市の復興にともなって、それらの人口がふたたび還流し、一九四七—一九五〇年には七都府県のほか北海道、青森で流入超過を示しただけで、他の三七県はふたたび戦前と同様の流出超過を示すにいった。

ところで、常住または現在人口増加と自然増加とによって、移動による人口の純増加はわかって、流入、流出それぞれの量や移動の方向がわからない。それらを明らかにするためのより直接的な資料は、戦後一九四八年八月から行なわれている食糧管理法による異動人口調査の結果と、住民登録人口移動報告があげられよう。総理府統計局編『住民登録人口移動報告年報』によると、一九五四年から一九五八年までの他府県間人口移動は第3表のとおり、全人口の二・五%、二二九万人に上る。このほか府県間移動総数の半分をこえる一二九万人は七都府県へ転入したものであり、また逆に七都府県から転出したものが八五万人で、府県間移動総数の三分の一以上である。六大都府県のうち、京都を除けば、毎年常に転入超過を示

第3表 住民登録による7都府県の府県間転入転出（1954～1958年平均）

都府県	転入者			転出者			転入超過	
	実数	割合	比率	実数	割合	比率	実数	比率
全 国	2,293	100	2.5	2,293	100	2.5	—	—
東 京	535	23	6.4	304	13	3.6	231	2.8
神 奈 川	148	6	4.9	98	4	3.3	49	1.6
愛 知	109	5	2.8	69	3	1.8	39	1.0
京 都	55	2	2.8	53	2	2.6	2	0.1
大 阪	231	10	4.8	134	6	2.8	97	2.0
兵 庫	118	5	3.2	99	4	2.7	19	0.5
福 岡	99	4	2.5	93	4	2.4	6	0.1
7 都 府 県 計	1,293	56	4.4	850	37	2.9	443	1.5
その他の県計	999	44	1.7	1,442	63	2.4	—443	—0.7

〔備考〕 1) 総理府統計局「住民登録人口移動報告年報」による。

2) 実数は単位千人、割合は全国総数=100、比率は各地域の人口100につき。

第4表 東京都、大阪府への他府県からの
転入出者の地方別割合 (%)

転入者の前住地と転出者の転出先	東 京 都		大 阪 府	
	転 入	転 出	転 入	転 出
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
北 海 道	3.3	3.1	0.7	0.9
東 北 道	15.5	10.0	1.0	0.8
関 東 道	39.7	51.2	5.7	11.6
北 陸 道	8.4	6.2	4.7	3.6
東 山 海 道	7.8	5.4	1.5	1.4
近 畿 道	6.5	7.0	5.6	6.2
中 国 道	6.0	7.1	37.5	43.5
四 国 道	3.6	3.0	13.8	10.2
九 州 道	2.0	1.5	13.7	9.9
	7.2	5.5	15.8	11.8

〔備考〕 1954～1958年平均、総理府統計局「住民登録人口移動報告年報」による。

し、その他の地域では北海道、埼玉、千葉、福岡は転入超過を示す年次もあるが、これらを除く各県は各年次ともすべて転出超過である。そして、東京都への転入者の前住地をみると（第4表）、関東六県からが四〇%、一方、転出者の転出先は関東六県が五一%を占め、その他の地方は転入者の前住地の割合に比べておおむね小さい。また、大阪府の転入転出者は近畿地方に集中し、東日本との交流は関東を別にして少ない。したがって一般に転入者の前住地の範囲は近接地域から最も多く、距離の遠くなるほど転入者は少なくなるが、転出者の転出先の範囲は転入者の場合よりも狭く、より集中的であるということが出来る。

特に東京都が数次にわたって実施している移動人口統計調査（一

第5表 理由別転入転出状況

(%)

理 由	他 県 か ら の 転 入				他 県 へ の 転 出			
	1956年 5 月	1956年 10 月	1957年 4 月	1957年 推 計	1956年 5 月	1956年 10 月	1957年 4 月	1957年 推 計
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転 職 の た め	8.7	12.5	6.8	9.3	12.5	11.3	12.7	12.2
開 業 転 業 の た め	1.7	2.8	1.1	1.9	2.5	2.5	2.1	2.4
就 職 転 職 の た め	43.4	36.0	48.6	42.7	14.6	13.9	14.3	14.3
求 職 の た め	5.8	6.8	3.2	5.3	2.8	2.2	1.3	2.1
住 宅 事 情 解 決 の た め	7.9	14.4	8.2	10.2	15.9	19.0	18.0	17.6
就学卒業退学停学転校のため	18.9	10.1	22.2	17.1	3.7	2.8	10.0	5.5
結婚離婚養子縁組復縁のため	6.4	6.6	4.3	5.8	6.9	6.8	7.0	6.9
家業家事手伝のため	2.0	2.5	0.9	1.8	22.6	20.6	16.2	19.8
入院病気療養退院病気全快のため	2.0	3.9	1.1	2.3	9.6	11.2	7.1	9.3
そ の 他	3.4	4.3	3.6	3.8	9.1	9.6	11.3	10.0

〔備考〕 「東京都移動人口統計調査」結果による。

九五七年四月の月間調査の結果でみると、この月は東京都の年間社会増加人口の三〇ないし三五％をまかなう移動の多い時期であるが、他県から二三区および武蔵野市の都内市部への転入者は九万三千余人（転出三万六千人を差し引けば純増五万八千人）であった。転入者を年齢別にみるとその五七％余が一五～一九歳で、転出入差引の純増加人口としてはそのほぼ八〇％を一五～一九歳で占めており、新規学卒者の就業もしくは進学のための移動であることを示している（第5表）。そして、この月の転入者（ただし従属移動者を除く八万人余、そのうち男子は五万三千人）の前住地における所属世帯の職業をみると四一％は農林漁業世帯であり、さらにこれら農林漁業世帯からきた者だけについて、その世帯での世帯における地位別区分では世帯主一％、長男長女一七％、いわゆる次三男は六七％、その他一五％となっており、転入後の職業分布では工員が最も多く、特に男子の場合は就業者の過半を占めている。また、転入後における住宅事情についてみると、その五〇％が住込となっていることからすれば、これら主として農山漁村から送り込まれてくる新規労働力の就業の場所は多く中小零細な企業群であるということができよう。

第二章 人口の社会的構成

わが国の労働人口に関する基本的な統計としては、国勢調査と事業所統計調査の結果があげられよう。

国勢調査は統計法に依拠して一〇年ごとに行なわれ、またその中間年次には簡易方法によって実施される。「昭和三〇年国勢調査」はその中間年次における簡易調査ではあるが、本調査に近

い内容をもち、その結果は同調査報告「第一巻、人口総数」、「第二巻、一％抽出集計結果」（三分冊）ならびに都道府県別の報告書のほか、「日本の人口——昭和三〇年国勢調査の解説」が公刊されている。国勢調査が全人口について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は農林水産業、公務などを除いた全事業所について「仕事の行なわれている場所」すなわち事業所を単位として調査するもので、一九四七年を最初に、一九六〇年までに六回行なわれ、今後三年ごとに実施されることになっている。同調査では、原則として、同一の会社または営業所に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であつても、他の産業を兼営して従業者や収支決算が分離できないものは、その兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象から除かれることになっている。したがって、国勢調査との比較のうえからいえば、事業所統計調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、同一人が二つ以上の事業で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

ここではまず、最近の国勢調査の結果によって、わが国人口の社会的構成について概観し、すすんで雇用労働者の数量上の地位とその配置についてみよう。

最近の国勢調査の結果とは、総理府統計局編「昭和三〇年国勢調査報告（一％抽出集計結果）」であり、同報告では就業者をその従業上の地位によって、雇用者のない個人業主、雇用者のある個人業主、家族従業者、民間の雇用者、官公の雇用者に分けている。そのうち雇用者とは「個人経営の商店、工場、医院、法律事務所などや会社、組合その他の法人や団体に雇用され」、あるいは「国または

都道府県、市区町村に雇用され」て賃金、給料などを受けているものをいう。したがってこの雇用者から会社、団体の役員、高給官吏等資本家もしくは資本家的機能のない手と目すべき人たちを控除することが可能であるならば、だいたいにおいて無産者であつて、生活を自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金、給料その他これに準ずる報酬によって維持するものを区分しうるわけであつて、それによって雇用労働者のわが国人口中における地位を明らかにすることができよう。

前掲国勢調査報告によるわが国内地総人口は八九二七万五千人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は三九九〇万八千人である。そのうち就職者は三九一五万四千人で、その男女別数は男子二三八四万八千人、女子一五三〇万七千人とそれぞれ六〇・九％、三九・一％にあたる。

一五歳以上労働力の状態（単位 千人）

区 分	総 数	男	女
労働力	三九、九〇八	二四、三六二	一五、五四六
就 業 者	三九、一五四	二三、八四八	一五、三〇七
従業中の者	三六、五三三	二三、四四四	一五、二八九
休業中の者	五八二	三九三	一九九
完全失業者	七五四	五三三	二二九

右の就業者を従業上の地位別にみると（第6表）、雇用者のない業主八二五万九千人、家族従業者一一九七万五千人で、就業者総数に対する割合は、前者二一・一％、後三〇・六％である。両者で一・七％を占め、これに雇用者のある業主を合わせると就業者総数の五四・五％に及ぶ。個人業主総数のうち、その五二・七％が農業に含まれ、卸売および小売業一九・五％、サービス業一〇・七％、製造業八・〇％を占め、この三業主で個人業主総数中の三八・二％

第6表 従業上の地位別就業者数

(単位 1,000人)

従業上の地位	1955年 ¹⁾			1950年 ²⁾
	総数 (同割合)	男	女	総数 (同割合)
総数	39,154 (100.0)	23,848	15,307	35,575 (100.0)
業主	9,350 (23.9)	7,610	1,740	9,279 (26.1)
雇用者のある業主	1,091 (2.8)	940	152	769 (2.1)
雇用者のない業主	8,259 (21.1)	6,671	1,588	8,528 (24.0)
家族従業者	11,975 (30.6)	3,483	8,492	12,248 (34.4)
雇用者	17,829 (45.5)	12,754	5,075	13,967 (39.3)
民間の雇用者 ³⁾	14,680 (37.5)	10,401	4,279	11,138 (31.4)
官公の雇用者 ³⁾	3,149 (8.0)	2,353	796	2,829 (7.9)
不詳	1 (…)	1	…	61 (0.2)

〔備考〕 1) 15歳以上「昭和30年国勢調査報告 第2巻 その2」による。

2) 14歳以上1950年国勢調査結果による。

3) 1950年は「進駐軍要員」(258,000人)は「官公の雇用者」に含まれていたが、1955年との比較のためこれを「民間の雇用者」に移した。

にあたる。また、家族従業者総数のうちその七九・四％が農業に属し、一四・〇％は卸売および小売業、製造業に属している。次に第7表の示すところによって、人口の社会的構成を区分してみよう(区分方法の詳細については本年鑑第33集六ページ以下参照)。

すでに述べたように、農家と商工零細小営業個人業主は九三五万人、その家族従業者は一一九七万五千人、合わせて労働力人口総数中の五三・四％を占め、その比重が著しく高く、これらの中間階級人口は、さらにそれぞれの経済上の位置に応じた諸階層を形成している。資本家もしくは資本家的機能のない手と目すべき会社、団体の役員ならびに官公庁の高級官吏(課長以上)、その管理的職業従事者は七三万四千人(労働力人口総数中の一・八％)で、資本家階級にはこれに無職業者の資本の所有者、雇用者のある個人業主中の一部等が加わる。

雇用労働者と完全失業者とからなる労働者階級人口は一七八四万九千人、雇用者のみでは一七〇九万五千人で、労働力人口総数中の四二・八％を占める。そのうち製造業を中心とする生産労働者が最も多く八九五万八千人、また、専門的技術的職業従事者と事務従事者と合わせて四九七万七千人で、それぞれ労働力総人口中の二二・四％、一二・五％を占め、この階級の人口中には単純労働者および販売従事者など不安定な就業状態のものがかなり多い(本年鑑第32集一〇ページ参照)。

ところで、ここ数年来いわゆる「中間層」に関する論議が盛んである。それは「新中間層」の増大に伴う「大衆社会」の形成や、「人民資本主義」の成立などの見解をめぐって登場してきた。そして、その論議を刺激したいっそう直接の原因は、自民、民社の両政党が「中産階級の育成」なるものをスローガンとして掲げるようになったことであろう。しかし、この論争の過程で考えられている「中間

第7表 人口の社会的構成 (1955年)

(単位 1,000人)

区 分	総 数	同 割 合	男	女
15歳以上労働力人口	39,908	100.0	24,382	15,526
A 管理的職業従事者	734	1.8	715	19
(1) 民間	630	1.6	612	18
(2) 官公庁	104	0.3	103	1
B 個人業主および家族従業者	21,324	53.4	11,093	10,231
(3) 雇用者のない業主	8,259	20.7	6,671	1,588
(4) 雇用者のある業主	1,091	2.7	940	152
農林業以外	143	0.4	131	13
(5) 家族従業者	948	2.4	809	139
C 雇用労働者および完全失業者	17,849	44.7	12,593	5,275
(6) 専門的技術職業従事者	1,634	4.1	1,142	492
技術者	359	0.9	358	1
医療保健技術者	278	0.7	88	189
教員	731	1.8	474	257
芸術家	28	0.1	20	8
その他	240	0.6	203	37
(7) 事務従事者	3,039	7.6	2,020	1,018
民間	2,123	5.3	1,335	787
官公庁	916	2.3	685	231
(8) 交通・運輸事務従事者	304	0.8	200	105
(9) 警察官・自衛官・消防員	308	0.8	307	1
(10) 生産労働者	8,958	22.4	6,964	1,993
農林業従事者	533	1.3	384	149
漁業従事者	265	0.7	252	13
採鉱・採石従事者	330	0.8	308	22
技能工・生産行程従事者および 他に分類されない単純労働者	7,063	17.7	5,286	1,777
運輸従事者	766	1.9	734	32
(11) 販売従事者	1,409	3.5	1,000	409
(12) サービス職業従事者	1,445	3.6	404	1,041
家事サービス従事者	337	0.8	711	331
保安サービス従事者	123	0.3	6	2
その他	986	2.5	122	709
(13) 完全失業者	754	1.9	534	219
世帯主の従業上の地位別普通世帯数 および世帯人員	世 帯 数	世 帯 人 員		
		実 数	同 割 合	
全 従 業 上 の 地 位	15,551,100	79,257	100.0	
業主および家族従業者	8,069,000	45,440	57.3	
民間の雇用者	5,889,200	26,796	33.8	
官公の雇用者	1,529,500	7,020	8.9	
従業上の地位不詳	400	1	...	

〔備考〕 総理府統計局編「昭和30年国勢調査報告 第2巻 その3」による。

層」ないし「新中間層」の範囲は必ずしも一致したものとはいいがたく、「中間層」を中間の層にする要因をどこに求めるかについては、さまざまな見解がいりまじっている。なかでも本来賃金労働者であり、現在の労働組合運動において重要な役割をになっている民間、官公の事務職員、技術者、教員等の職員層を高級幹部職員や開業医、弁護士などとともに「新中間層」として考えることについては、多くの異論がありこれらの質の違った層にさらに「旧中間層」、すなわち農家や商工の零細自営業者を加えて、「中間層」として一括することは、国民諸階層についての正しい認識をさまたげるものであるといえる。「中間層」の意義、範囲についての議論は一応おくとして、ここでは民主社会党の「中産階級化政策」なるものの要点とその不明確さについての批判を次に引用しておこう（尾高邦雄「日本の中間階級」、日本労働協会『日本労働協会雑誌』二二号、一九六一年一月所収）。

民社党政策審議会は、去年（一九六〇年）の八月、この点（中産階級化政策）に関する計画案を発表して、こんご八カ年間に、日本全国の標準世帯の収入を、月五万円平均に引上げることが提唱している。計画案によれば、わが国有業人口の半数はすでにこの状態に達しているもので、こんごになさるべきことは、一方では、これ以下の低額所得層、失業者、不完全就業者、生活力のない老人や孤児などの生活を保障し、その収入を増大して、世帯当り月収五万円程度の「中産階級」にまで引上げることであり、他方では、全国民中の一パーセントにも満たない高額所得層（個人業主、会社法人役員、高級公務員など）にたいしては高率累進所得税を課し、また贅沢品の購入や「高級遊興飲食」にたいしても重税を課し、これによって、この種の人々の所得や支出が月収五万円程度の生活水準をあまり越えないように抑制することである。

このようにして全国民の所得と消費の平準化を実現していけば、大多数の人々の政治意識も、左右両極に偏ることなく、民主社会主義の実現に向って結集されることになるであろう。このように同計画案は論じている。

たしかに、民社党の計画は、国民各層のあいだに現存している較差の是正や不均衡の解消を重要視している点では、この点に比較的無関心な政府の「所得倍增計画」にくらべて、ヨリ民主的である、ということができるであろう。しかし、この計画案で示されたかぎりでは、八カ年後に形成されるべき日本社会の階級構造が、どのようなかたちをとるであろうかは、決して明瞭ではない。まさか日本の全社会が中産階級一本で統一されたような、一種の「無階級社会」がつくられる、というわけでもあるまい。そうでないとすれば、育成を約束されている中産階級は、この階級構造のなかで、どの辺に位置づけられるのか。そして、その中産階級にたいする上層の部分と下層の部分とは、それぞれどのくらいの割合になり、またその消費水準、社会的地位、発言力などは、それぞれどのようなことになるのか。将来つくられる中産階級国家のなかにある中産階級——したがって、その全体構造のなかの中間層もしくは中堅層——と、現在の中産階級——とくに計画案が重要視している「新中産階級」——とは、はたして同じ性格のものなのであるかどうか。また、もしもちがうとすれば、それらはたがいどの程度ちがうのであるか。政治的中道を歩むと期待されている中産階級は、現在の中産階級のことか、将来の中産階級国家のなかの中間層のことか、それとも将来の中産階級国家の全国民のことか。——民社党の計画案では、こうした点は、少しも明らかにされていないのである。また、試みに通常「新中間層」として考えられている層をさきの

第8表 「新中間層」の内訳 (単位 1,000人)

区 分	民 間	官 公	計
1) 専門的技術的職業に従事する雇用者			
技 術 者	258	101	359
教 員	65	666	731
医 療 保 健	165	113	278
芸 術 家	27	1	28
そ の 他	194	46	240
2) 管理的職業に従事する雇用者	630	104	734
3) 事務従事者中の雇用者	2,121	916	3,038
事 (一般事務以外の事務)	(一)	(一)	(1,000)
交 通 通 信 事 務	160	114	304
4) 保安サービス従事者中の雇用者	101	330	431
合 計	3,722	2,419	6,141
	[一]	[一]	[4,837]

〔備考〕 1) その他の事務の100万人は推定値。

2) [] 内は事務従事者中「一般事務」だけをとった場合の数。

「人口の社会的構成」表から区分してみると、第8表のようになる。同表によれば、「新中間層」のうちでは技術者が約三六万人、教員が七三万人、医療保険技術者が二八万人、芸術家が三万人、管理的職業従事者が七三万人、事務従事者が三〇四万人（うちタイピスト、速記者、会計事務員、集金人などを除く一般事務従事者のみ

第9表 就業者構成の日米比較

(単位 万人)

区 分	ア メ リ カ			日 本		
	業 主 (A)	雇用者(B)	A/B	業 主 (A)	雇用者(B)	A/B
農 林 漁 業	438.6	203.2	0.46	581.0	77.0	0.13
建 設 業	65.1	308.4	4.74	34.0	109.0	3.21
鉱 工 業	77.3	1,629.2	21.08	111.0	555.0	4.96
商 業 金 融	203.2	894.8	4.40	202.0	244.0	1.21
運輸通信公益事業	19.3	398.8	20.66	6.0	183.0	30.50
サ ー ビ ス	151.3	1,166.1	7.71	108.0	216.0	2.00

〔備考〕 アメリカはILO年鑑(1955年)、日本は労働力調査1956年6月分。

をとると二〇〇万人)、保安サービス従事者が四三万人、「その他」を含めて合計で六一〇万人(同上四八〇万人)となる。そのうち、民間企業で働くものの六割、官公庁あるいは官公企業に働くものの四割である。

なお、以上のような人口の社会的構成を外国のそれと比較してみても(第9表)、わが国の主要な特徴として指摘できる点は、「旧中間層」の比重がアメリカその他に比べて著しく高いことであり、反面、専門的技術的職業従事者(一九五〇年の職業別就業者割合でアメリカの全就業者に対する割合が八・二%に対して日本は四・五%)、管理的事務的職業従事者(同じくアメリカの二一・六%に対して日本は一〇・五%)、サービス職業従事

者(同一％対四％)などの割合が少ない点であろう。つまり、わが国では「新中間層」の比重はなお比較的少なく、依然「旧中間層」が大きな比重を占めている。

第三章 雇 用 者

雇用者の産業別数 雇用者を産業別にみると第10表のように、製造業五六万八千人(雇用者総数の三一・九％)で最も多い。次いでサービス業三〇八万六千人(一七・三％)、卸売および小売業二四三万六千人(一三・七％)、運輸通信その他の公益事業一九四万二千人(一〇・九％)、公務、建設業がそれに続いている。農業における雇用者は四一万人(二・三％)で、農業就業者中に占める割合も二・七％にすぎない。

雇用者の職業別数 職業別の雇用者数は第11表のとおりで、このうち直接生産行程に従事する雇用者とみなされる職種は技能工・生産行程従事者および単純労働者、農林・漁業従事者および類似従事者、採鉱採石従事者運輸従事者であって、この種職種のもので雇用者総数の五〇・三％を占める。しかし、職業小分類によってさらに検討してみた場合には、技術的職業従事者のうちのかなりのものも直接生産行程に従事していると思われる。

また、管理的職業従事者七三万四千人のそのほとんどは、従業上の地位からいえば高級官公吏、公団団体の役員もしくはそれに準ずべき人たちであるが、職業分類上の管理的職業においては「もっぱら管理的業務に従事しているとき」に限られており、管理的職業従事者であっても「みずから直接、事務、販売(小売店主を除く)、生産、研究等の作業に従事するものならびに学校長および医師免許を

第10表 産業別雇用者数(1955年, 15歳以上)
(単位 1,000人)

産 業 別	総数(同割合)	男	女
総 数	17,829(100.0)	12,754	5,075
農 業	410(2.3)	250	160
林 業・狩 猟 業	240(1.3)	214	26
漁 業・水 産 養 殖 業	310(1.7)	290	20
鉱 業	512(2.9)	465	46
建 設 業	1,311(7.4)	1,188	123
製 造 業	5,682(31.9)	3,985	1,698
卸 売 お よ び 小 売 業	2,436(13.7)	1,554	882
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	574(3.2)	385	189
運 輸 通 信 お よ び 事 業	1,942(10.9)	1,710	241
サ ー ビ ス 業	3,086(17.3)	1,614	1,472
公 務	1,326(7.4)	1,108	218
分 類 不 能 の 産 業	1(0.0)	1	...

〔備考〕 「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。

有する病院長、診療所長、内科部長等または警察官、海上保安官、警備官等の教育、医業、公安において管理的業務に従事するものはこの分類から除かれることになっているので、その地位のすべての人を包括しているわけではない。

雇用者の経営組織別常用と臨時・日雇別数 総理府統計局編「昭和三二年事業所統計調査報告」によって雇用者を経営組織別、常用と臨時・日雇別にみると、第12表のごとくである。なお、ここでいう臨時・日雇の従業者とは、その定義によれば「三〇日以内の期間を

第11表 職業別雇用者数 (1955年, 15歳以上) (単位 1,000人)

職 業 別	総数(同割合)	男	女
総 数	17,829(100.0)	12,754	5,075
専門的技術的職業従業者	1,634(9.2)	1,142	492
管理的職業従業者	734(4.1)	715	19
事務従業者	3,343(18.8)	2,220	1,123
販売従業者	1,409(7.9)	1,000	409
農林, 漁業従事者および 類似職業従事者	798(4.5)	636	161
採鉱採石従事者	330(1.9)	308	22
運輸従事者	766(4.3)	734	32
技能工, 生産工程従事者および 他に分類されない単純労働者	7,063(39.6)	5,286	1,777
サービス職業従事者	1,753(9.8)	711	1,042
分類不能の職業	...(...)	...	...

〔備考〕「昭和30年国勢調査報告 第2巻 その3」による。

定めて、雇用されているものおよび日々雇い入れられるもの」であつて、しかも調査当日に臨時または日雇であつても、五月および六月にそれぞれ一八日以上、または一月以降に通算して六〇日以上その事業所に雇用されていたものは「常雇の従業者」として取り扱われ

ることになっている。ところが通常の臨時工のうちには、一ヵ月ないし三ヵ月の短期の契約期間をたえず更新し、かなり長期にわたつて雇用されるものを多く含む。したがって、事実上の臨時・日雇の従業者数はこの事業所調査の結果によって示される数字をはるかに上回るものと思われる(第二編第三章参照)。

第四章 主要部門別労働者

第一節 工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三三年工業統計表、産業編」(一九六一年二月刊)によると、一九五八年一二月末の製造業事業所総数は四万五千三百七二、その従業者数は六十六万四千人で、前年に比べて事業所数は八三五五(一・八%)の減少を示し、一方、従業者数は約六万人(〇・九%)の増加となっているが、これも僅少の増加にすぎなかった(第13表)。

従業者四人以上の事業所についてみると、従業者の産業別数は第14表のごとくであつて、前年に比べて電気機械器具製造業の一四・三%の増加をはじめ、非鉄金属製造業、金属製造業などの産業が増加を示したが、繊維産業の五・三%減少をはじめ八産業(木材・木製品製造業二・一%、石油製品・石炭製品製造業四・三%、皮革・同製品製造業〇・九%、窯業・土石製品製造業〇・六%、鉄鋼業四・三%、機械製造業〇・八%、輸送用機械器具製造業一・七%、武器製造業四九・六%)が減少を示し、全体として〇・九%の増加にすぎない。

第12表 経営組織別雇用者数 (1957年)

(単位 人)

産 業	民				営		
	個 人 経 営		法 人 経 営		法人でない団体		
	常 雇 の 従 業 者	臨時また は 日 雇	常 雇 の 従 業 者	臨時また は 日 雇	常 雇 の 従 業 者	臨時また は 日 雇	
全 産 業	2,544,815	295,512	10,175,565	824,899	41,475	2,922	
鉱 業	43,137	7,140	431,503	25,793	1,811	10	
建 設 業	173,656	101,773	458,074	251,901	270	104	
製 造 業	895,544	87,126	5,015,063	344,540	2,290	373	
卸売および小売業	820,182	69,622	1,917,887	68,404	3,142	541	
金融および保険業	2,427	101	533,418	12,016	359	13	
不 動 産 業	5,267	277	24,854	1,448	188	18	
運 輸 通 信 業	40,495	3,559	755,963	77,500	1,233	390	
電気・ガス・水道業	3	—	148,622	4,943	146	17	
サ ー ビ ス 業	564,104	22,918	888,573	38,070	32,027	1,456	

産 業	民 営		公 営		国営・日本専売・ 日本国有鉄道・日 本電信電話公社	
	計					
	常 雇 の 従 業 者	臨時また は 日 雇	常勤の者	その他	常勤の者	その他
全 産 業	12,716,855	1,120,337	1,091,854	141,170	1,121,677	79,329
鉱 業	476,484	32,960	804	511	3,345	178
建 設 業	632,000	353,778	52,904	78,125	37,976	35,314
製 造 業	5,912,897	432,039	3,169	869	41,536	722
卸売および小売業	2,741,211	138,567	243	42	11,905	33
金融および保険業	536,495	12,130	1,087	46	22,608	272
不 動 産 業	30,309	1,743	1,208	347	—	—
運 輸 通 信 業	797,691	81,449	49,262	1,080	817,574	27,495
電気・ガス・水道業	148,771	4,960	33,458	3,804	1,318	147
サ ー ビ ス 業	1,484,704	62,444	949,719	56,346	185,415	15,168

〔備考〕 1) 報告書原表中で事業所が1しかない場合、従業者数を表示せず「X」としてあるので、全産業とその内訳数字のあわないことがある。

2) 「昭和32年事業所統計調査報告」による。

(注) 第14表における従業者とは、常用労働者と個人業主および家族従業者を合わせたもので、そのうち常用労働者には継続して三〇日以上雇用している臨時・日雇いのものを含み、その職員と労務者の区分は従事する職務による。会社または団体の役員であつても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねているものも、その職務に従つて職員もしくは労務者のいずれかに含まれてゐる。

第13表 製造工業の従業者構成

(単位 人)

区 分	1958年			1957年
	総 数	男	女	
従業者総数	6,664,355	4,434,648	2,229,707	6,604,560
従業者 { 個人業主および家族従業者	174,840	114,880	59,960	182,830
4人以上 { 職 員	1,044,489	794,536	249,953	1,000,636
の事業所 { 労 務 者	4,892,353	3,142,984	1,749,369	4,858,413
	計	6,111,682	4,052,400	6,041,879
従業者 { 個人業主および家族従業者	380,779	260,238	120,541	389,893
3人以下 { 常 用 労 働 者	171,894	122,010	49,884	172,788
の事業所 { 計	552,673	382,248	170,425	562,681

〔備考〕 「昭和33年工業統計表」による。

第14表 製造工業の業種別事業所数および従業者数 (1958年12月末現在)

産 業 区 分	事業所数	従業者4人以上の事業所			
		従業者数(人)			
		計	うち常用労働者		
			計	職 員	労 務 者
総 数	212,725	6,111,682	5,936,842	1,044,489	4,892,353
男	—	4,052,400	3,937,520	794,536	3,142,984
女	—	2,059,282	1,999,322	249,953	1,749,369
食 料 品 製 造 業	36,408	648,953	615,509	107,654	507,855
織 維 工 業	34,996	1,032,426	991,353	100,716	890,637
衣服, その他の繊維製品製造業	8,075	155,555	147,056	17,512	129,544
木材, 木製品製造業	23,630	355,472	338,181	54,403	283,778
家具, 装備品製造業	9,484	134,938	126,898	17,095	109,803
パルプ, 紙, 紙加工品製造業	6,686	212,787	206,561	35,607	170,954
出版, 印刷, 同関連産業	9,897	267,690	262,041	86,743	175,298
化 学 工 業	4,786	378,100	376,511	89,321	287,190
石油製品, 石炭製品製造業	606	29,613	29,445	8,140	21,305
ゴ ム 製 品 製 造 業	1,224	103,824	103,135	13,863	89,272
皮革, 同製品製造業	2,010	35,867	34,288	5,713	28,575
窯 素, 土 石 製 品 製 造 業	12,534	315,546	301,472	41,782	259,690
鉄 鋼 製 造 業	4,133	317,667	316,172	55,807	260,365
非 鉄 金 属 製 造 業	1,901	123,684	122,987	24,304	98,683
金 属 製 品 製 造 業	14,675	324,518	315,014	52,293	262,721
機 械 製 造 業	15,663	519,548	511,932	106,861	405,071
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6,057	405,739	403,260	94,170	309,090
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5,441	392,869	390,207	77,945	312,262
計 量 器 等 精 密 機 械 器 具 製 造 業	3,163	120,759	119,211	22,533	96,678
武 器 製 造 業	10	1,189	1,183	285	898
そ の 他 の 製 造 業	11,346	234,938	224,426	31,742	192,684

〔備考〕 「昭和33年工業統計表」による。

第二節 鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三四年、本邦鉱業の趨勢」（一九六〇年一月刊）によつてみると、金属、非金属、石炭、亜炭鉱山、鉱山製錬所、石油採油所等各鉱業に従事する労働者数は左のとおりで、総数約四八万六千人のうち六八・三％を石炭鉱業労働者で占めている（一九五九年末現在、単位 人）。

	労働者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	五、九四六	九、〇〇六	八、六二〇 (四、〇九六)	七、五六三
非金属鉱山	三、九三六	四、七五六	七、一八四 (三、一三五)	四、八六六
製錬所	一六、四七三	三、三〇〇	一、三三九 (一一)	三、〇二三
石炭鉱山	二六、六七六	三、八七四	二六、〇八四 (一八、五四〇)	三三、六六六
亜炭鉱山	八、九六六	八三九	：	九、七九七
石油採油所	四、五二〇	一、四九七	：	五、九一八

(注) カッコ内は請負夫のみを示す。

次に通産省調査統計部編『石炭統計月報』によつて特に炭鉱労働者のみについてみると(第15表)、一九六〇年末現在の常用労働者は二四万六千人で、臨時夫六七四四人で、それぞれ前年に比べて二万二二二二人(八・三％)、四〇八八人(五・七％)の減少である。ほかに職員三万二千人、請負夫二万七千人がおり、請負夫のみは前年に比べて二五〇八八人(一〇・〇％)を増加している。

第15表 炭鉱労働者数(年末現在)
(単位 人)

区 分	1960年	1959年
常用労働者	128,587	136,368
坑内夫	48,724	52,666
直接夫	177,311	189,034
間接夫	69,055	79,644
坑外夫	16,131	17,862
(うち女子)	246,366	268,678
合 計	6,774	7,152
臨時夫	...	1,030
(うち坑内)	27,430	24,922
請 負 夫	15,314	13,801
(うち坑内)	31,799	34,466
職 員	13,072	13,711
(うち坑内)		

〔備考〕 常用労働者には長期欠勤者1959年8,231人、1960年7,028人を含む。

第三節 運輸・通信労働者

交通協力会編『交通年鑑、一九六一年版』ならびに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数は次のとおりである。

日本国有鉄道職員数(一九六〇年九月末現在、第16表) 四四六、

三七二(うち女子一一、六八二)人

別に臨時雇員約九千人

地方鉄道、軌道従業員数(一九六〇年三月現在) 一二六、二六〇

(うち女子五、四二一)人

陸運関係従業員数(自動車局所管、一九六〇年三月末現在)

通運事業一一三、九〇〇(うち事務員三九、六〇〇)人

別に臨時雇員一日平均三八、二〇〇人

船員数(運輸省編「昭和三五年度、船員統計調査報告」による船

第17表 郵政省機関別職員数
(4月1日現在)
(単位 人)

区	分	職員数
1959年	総計	263,262
1960年	総計	267,393
内付地方郵便局	官吏員	131,689
	雇員	135,704
	部局	2,411
	属機関	3,096
	支部局	261,886
	地方郵政監察局	1,072
	地方郵政局	6,713
	地方電波管理局	2,088
	地方貯金局	17,358
	地方簡易保険局	5,473
	郵便局	229,182
		(13,879)

〔備考〕 1) 郵便局のカッコ内は特定局長数の再掲。
2) 郵政省「昭和34年郵政統計年報、総括編」(1960年12月刊)による。

第16表 日本国有鉄道機関別職員数(9月末現在)
(単位 人)

区	分	職員数
1959年	総計	448,401
1960年	総計	446,372
本付支鉄船舶自動車資工自動車工給電鉦幹線操	属機	2,485
	社関	2,218
	局	2,886
	管理	370,185
	部	885
	事務所	11,177
	部	5,500
	場	40,100
	工場	832
	局	3,594
	事務所	1,136
	局	2,063
	所	1,827
	局	1,266
	所	215

〔備考〕 1) この場合の職員数には役員および休職者、組合専従者を除き国鉄法上の職員ではない試用員を含む。
2) 鉄道管理局には新潟四国、中国支社を含む。

また、郵政、電気通信関係職員は次のごとくである。
員法適用船員、一九六〇年四月一日現在、左のうち船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長、船医およびそれと同等の待遇を受けているものを職員といい、属員とは職員以外のすべてのものをいう。
一九四、五五八(うち属員一三四、二三八)人

第18表 国家公務員の総数 (単位 人)

区	分	1959年6月1日現在	1958年6月1日現在
一 労働職員	一般職員	1,073,465	934,494
	法定員法適用職員	689,604	676,185
	法定員法非適用職員	13,831	11,557
	労働者	29,573	38,051
	計	733,008	725,793
	非常勤職員	340,457	208,701
		(140,889)	
	特別職員	282,044	270,186
	国会議員	717	717
	議秘書	717	717
	立行	3,302	3,244
	法政計	22,301	22,248
	部	255,007	242,918
	部	280,610	270,186
	労働者計	...	342
合		1,355,509	1,204,680

〔備考〕 1) 1955年度末予定員。
2) 1959年10月1日現在人事員院調べ、カッコ内は非常勤職員のうちの5現業の公労法適用者を示す。
3) 行政管理庁編「行政管理年報、第8巻」(1959年12月刊)により作成す。

国家公務員、地方公務員の総数とその内訳は第18・19・20表のとおりである。なお、第18表の特別職のうちには、その約九〇%にあたる防衛庁の常勤職員はいかえれば自衛隊員を含む。また、一般職

第四節 公務労働者

郵政省職員数(一九六〇年四月一日現在、第17表)二六七、三九三人
日本電信電話公社職員数(一九六一年一月末現在)一八八、一九七(うち女子六三、八五七)人
別に臨時雇員約九千人

(單位 人)

[illegible]

〔備考〕 大蔵省主計局総務課調べ。

第20表 地方公務員数（1956年度地方財政計画による）

(單位 人)

区 分	府 県	市 町 村	計
一 般 職 員	215,975	398,904	614,879
	59,113 (補助金による職員)		673,992
教 育 職 員	652,218	15,264	667,482
(義務教育)	(556,442)	(0)	(556,442)
(そ の 他)	(95,776)	(15,264)	(111,040)
警 察 職 員	139,824		139,824
消 防 職 員		31,094	31,094
合 計			1,512,392

〔備考〕 1) 事業費支弁の職員および公益企業会計の職員を除く。
2) 行政管理庁調べ。

のうちには約三四万人（五現業の公労法適用者一四万人を含む）。一〇月一日現在人事院調べ）の非常勤職員を含めてあるが、これらのいわゆる臨時職員については本年鑑第32集四三ページ以下を参照されたい。

第五節 教育労働者

一九六〇年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」九一、九二号）によると、全国の大学および短期大学五二五、高等学校四五九八（分校を含む、以下同じ）、中学校一万二九八六、小学校二万六八五八、幼稚園七二〇六、盲・ろう・養護学校二二五校に勤務する教職員総数（本務者のみ）は九八万〇七五〇人、そのうち教員は七八万七千人、職員は一九万四千人で、それぞれを学校種類別にみると第21表のとおりである。

以上の本務教員のほか、兼務教員が大学および短期大学に二万三八四九人、高等学校以下に三万九七八二人いて、高等学校以下の内訳は幼稚園四五三七人、小学校二〇二九人、中学校一万〇八二九人、高等学校二万二〇九三人、その他三三四人となっている。

第五章 中小企業労働者

わが国産業のうちでは、中小企業ならびに家族労働を主体とする零細経営の比重が著しく高く、その内部構成をみると、巨大企業の下請け中小企業、その再下請け小企業、さらに末端の零細経営という階層的序列が明らかとなり、その下層へいくほど、多くの問屋、製造業者、仲介人の介入を通じて、あれやこれやの仕事を浮動的に行ない、過度競争にあけくれているというのが実情である。以下、ここでは常時従業者三〇〇人未満を中小工業とする通常の規準に従って、中小・零細企業を区分してみよう。

（注）中小企業の一般的な規定については、今日定説というべき

第21表 学校別本務教・職員数（5月1日現在）

（単位 人）

学 校 別	教 員						職 員
	学校園 長 長	教 授 教 諭	助 教 助 諭	講 師	助 手	計	
1959 年 総 計	39,829	654,938	39,840	20,763	14,594	769,964	189,869
1960 年 総 計	39,947	673,732	36,554	21,329	15,053	786,615	194,135
小 学 校	22,112	324,745	10,443	3,360	—	360,660	62,741
中 学 校	10,344	190,415	2,302	2,927	—	205,988	27,103
高 等 学 校	3,313	120,557	2,197	5,652	—	131,719	35,051
大学・短期大学	429	14,009	12,707	8,630	15,053	50,828	61,661
幼 稚 園	3,561	18,526	8,689	553	—	31,329	4,843
特 殊 学 校	188	5,480	216	207	—	6,091	2,736

〔備考〕 特殊学校は盲・ろう・養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を、助教諭には養護助教諭（女）を含む。

ものがない
といつてよ
い。そこで、
官庁統計や法
規、金融業務
等の実際の必
要からは便宜
上、従業員数
や資本金額等
の量的尺度で
画一的に中小
企業を規定す
ることが通常
行なわれてお
り、たとえば、
中小工業につ
いては中小企
業協同組合法
で常時従業員
三〇〇人未満
を中小工業
（商業、サー
ビス業につい
ては三〇人未
満とし、統計
や金融関係の
基準もおおむ

第22表 規模別事業所数および従業者数（民・公営、1957年7月現在）

区 分	事業所数	構成比	従業者数	構成比
全 業	3,535,045	100.0	20,815,152	100.0
1 人	1,027,561	29.1	1,027,561	4.9
2 ～ 4 人	1,711,611	48.3	4,418,981	21.3
5 ～ 9 人	449,383	12.7	2,875,314	13.8
10 ～ 29 人	259,925	7.4	4,091,424	19.7
30 ～ 99 人	70,415	2.0	3,398,637	16.3
100 ～ 299 人	12,311	0.3	1,969,757	9.5
300 ～ 499 人	1,961	0.1	738,406	3.5
500 人以上	1,878	0.1	2,295,072	11.0
建設・製造・運輸通信業	790,615	100.0	9,841,329	100.0
1 人	152,743	19.3	152,743	1.6
2 ～ 4 人	307,690	38.9	852,135	8.7
5 ～ 9 人	154,731	19.6	1,010,537	10.3
10 ～ 29 人	122,425	15.5	1,977,518	20.1
30 ～ 99 人	40,999	5.2	2,033,091	20.7
100 ～ 299 人	9,063	1.1	1,461,088	14.8
300 ～ 499 人	1,497	0.2	565,075	5.7
500 人以上	1,467	0.2	1,789,142	18.2
商業・サービス業	2,651,106	100.0	9,583,334	100.0
1 人	846,740	31.9	846,740	8.8
2 ～ 4 人	1,373,791	51.8	3,488,756	36.4
5 ～ 9 人	281,540	10.6	1,777,998	18.6
10 ～ 29 人	123,379	4.7	1,876,867	19.6
30 ～ 99 人	23,300	0.9	1,069,451	11.2
100 ～ 299 人	2,005	0.1	302,114	3.2
300 ～ 499 人	212	0.0	79,012	0.8
500 人以上	139	0.0	142,396	1.5

ねそれにならっている。
 総理府統計局編「昭和三十二年事業所統計調査報告」——わが国事業所の現状——によると、全産業の事業所総数三五三万五〇四五のうち、従業者三〇〇人未満の事業所数はその九九・八%を占め、特

である。

〔備考〕 総理府統計局編「昭和32年事業所統計調査報告」による。

（注） 中小企業基本調査は、業種別に中小工業の特性を明らかにし、大企業と中小ないし零細工業の質的差異等を把握することを目的として実施され、調査項目も詳細にわたっており、こと

に民営の事業所のみについてみた場合は、常用の従業者のいない事業所、いいかえると業主もしくは業主と家族従業者だけで経営していると考えられるものが、卸売および小売業で六六・一%、建設業で五八・二%、サービス業で五五・八%、製造業で三五・〇%に達している。また、従業者総数二〇八一万五千人中、従業者の最も多い産業の第一は製造業七四万八千人、第二は卸売および小売業五九万八千人、第三はサービス業三六一万六千人、第四は建設業一三七万三千人、第五は運輸通信業一〇二万人、第六が鉱業五二万七千人の順となり、第一から第五までの五大産業で右の従業者総数の九三・五%（一九四三万五千人）を占めるが、このうちから、工業や運輸業については従業者三〇〇人未満、商業やサービス業については従業者三〇〇人未満を中小企業とするさきの基準に従って区分すると、右の五大部門総従業者の八〇%までが中小企業従業者であるという結果がでてくる（第22表）。

ところで、問題を中小工業に限定する場合には、通産省編「工業統計表」をはじめ、最近では中小企業総合基本調査（一九五七年一二月末日現在実施）の結果が公表されるなど、その地位を明らかにするための資料がかなり整備されてきているといつてよい。通産省編「中小企業総合基本調査報告書」によれば第23・24表のごとく

第23表 製造工業規模別企業数および従業者数
(1957年12月現在)

区 分	企 業 数	従 業 者 数
総 数	405,429(100.0)	5,935(100.0)
零細経営 { (A) 1~ 3人	198,453(49.0)	441(7.4)
(B) 4~ 9人	101,921(25.1)	616(10.4)
小 工 業 { 10~ 29人	77,644(19.1)	1,189(20.0)
30~ 99人	21,792(5.4)	1,033(17.4)
中 工 業 100~299人	4,127(1.0)	641(10.9)
大 工 業 { 300~499人	645(0.2)	235(4.0)
500人以上	844(0.2)	1,777(29.9)

〔備考〕 通産省編「中小企業総合基本調査報告書」および岩
武照彦「中小・零細工業の構造」による。

「企業」として考ええないからである。もっとも家族労働を主体として、いる三人以下の経営（零細経営(A)）と四~九人（零細経営(B)）とは、後者における経営規模の拡大に伴って、雇用労働者の従業者中に占める割合がより大きく、その経済的性格における

に従来の諸調査にみられるように工業事業所を調査の単位とせず、直接に企業を単位として調査を行なっている点に特色がある。
第23表で従業者数による規模別区分のうち、従業者九人以下を特に零細経営としたのは、本年鑑第32集で指摘したように、それらが多かれ少なかれ家族労働に依存し、問屋制家内工業や下請けの末端にある零細工場といったような「事実上の賃労働者」によるいわゆる家族的生業経営によるものが大部分であって、経営学的な意味での

第24表 中小工業の業種別構成 (1957年12月現在)

区 分	従業員300人未満企業の占める比率(%)			
	企 業 数	従 業 者 数	販 売 額	付 加 価 値 額
計 業 業	99.6	66.1	43.3	42.0
食 料 品 製 造	99.9	86.5	61.2	63.3
織 維 工	99.6	65.4	49.3	47.7
衣服、身の回り品製造業	99.9	92.8	85.9	78.5
木材、木製品製造業	99.9	96.1	91.5	89.2
家具、装備品製造業	100.0	96.6	94.1	94.7
パルプ、紙、加工品製造業	99.4	61.6	37.7	31.7
出版、印刷、関連産業	99.6	77.1	54.3	50.5
化学、工学	98.1	28.3	23.2	19.3
石油、石炭製品製造業	98.2	48.3	17.1	20.0
ゴム製品製造業	96.2	36.3	25.1	23.2
皮革、皮革製品製造業	98.8	86.8	82.3	80.6
窯業、土石製品製造業	99.6	74.6	42.8	37.8
鉄 鋼 製 造 業	97.1	27.7	16.0	17.1
鉄 金 属 製 造 業	97.8	31.3	27.9	19.2
非 金 属 製 造 業	99.8	88.5	74.7	74.1
機 械 製 造 業	99.2	72.2	57.8	58.5
電気機械器具製造業	97.8	36.8	20.7	19.5
輸送用機械器具製造業	98.6	37.4	17.6	26.2
精密機械器具製造業	99.0	64.4	52.4	51.0
その他の製造業	99.0	91.6	82.5	77.0

〔備考〕 前掲資料による。

ずから区別すべきものがあるであろう。つまり、零細経営(B)では、家内労働から小工場への過渡的形態のものを含んでいる。一〇~一九人、二〇~二九人と規模が拡大するにつれて、経営主は労働から解放され、小資本家、小工場主としての実質を整えるようになる。三〇人から九九人未満の層は業主によって前者にもはいれば、また中工場にもはいる中間帯である。一〇〇人以上三〇〇人未満と拡大す

るにつれて、中小工場のうちの中工場の層がしだいに明瞭に現われてくるようになる。

こうして、零細経営を含めた中小工業合計は、全企業数の九九・六%、従業者総数の六七・一%、生産額（表中製造品販売額等が生産額にあたる）の四三・三%という重要比重を占めており、これに對して、大企業は企業数の〇・四%、従業者数の三四%、生産額の五六%を占めている。

家内工業労働者 家内工業はわが国の産業構成上中小・零細工業の底辺に位置する。その労働者の一時間当たり工賃の多くは一〇円ないし二〇円、一カ月の工賃額（家内労働世帯における家内労働従事者全員の工賃の合計）においてもその大部分は三千円にみたく、加えて労働時間、作業環境が一樣に劣悪であるにもかかわらず、委託者との間に法律的に正規の雇用関係がないという理由で、あるいは、その労働が委託者の直接の指揮監督のもとに行なわれるものではないという理由によって、労働基準法の適用さえ受けていない。家内労働者はいわば法律のわく外における谷間の労働者なのである。

しかし、その形式上の理由はどうであれ、契約の目的があくまで「労働」であり、かつ委託者の決定的優位のもとに契約の内容が左右されている事実からすれば、家内労働者は委託者に従属する「事実上の賃労働者」にほかならないであろう。

以下労働省労働基準局編「家内労働実態調査結果報告書」（一九五九年十一月刊）によって、その構成についてみよう。

同報告によると、家内労働の製品は全国で絹人絹織物、造花、陶磁器等一〇四九種をかぞえ、これらに従事する家内労働者世帯は約四九万八千世帯、家内労働従事者数は男八万八千人、女子六一万三千人、合計七〇万一千人で女子がその八七・五%を占めていることになる。地域的には家内労働者は全国のすべての各都道府県に存在し

ており、集中度からすると大阪に七万九千世帯、東京七万七千世帯、愛知二万八千世帯など大都市に集中し、全家内労働世帯の七五・五%が東京、大阪等六大都市に存在している。一方農村地帯にも長野の柳行李、島根の雲州算盤など特色のある家内労働が散在しており、これらの家内労働者が従事している問屋、製造業者は五万五千、仲介人は八千九〇〇人に及び、問屋、製造業者のうちでは製造業者が四万七千と圧倒的に多いが、その大部分は雇用労働者三〇人未満の小零細工場である。

さらに家内労働者世帯を産業別にみると、繊維産業が二五万六千世帯で全数の五一・三%を占め、次いで造花、漆器、玩具等の雑貨類が一〇万世帯、皮革製品製造が三万三千世帯という順になっており、いずれも機械化が遅れ、人力に依存することの多い消費財産業である。

家内労働世帯のうち專業型の業種では、世帯主たる男子を中心として、妻子がこれを手助けしているのに対し、内職型家内労働では、家庭の主婦や子女が一人で作業に従事している場合が多く、したがって一世帯当たり家内労働従事者数は、專業型では平均二・四人、内職型では平均一・三人となっており、男女別の構成比率は前者では男子が五六%であるのに対し、後者では男子が五・五%にすぎず、そのほとんどが女子である。内職労働者世帯数一〇〇以上の業種について家内労働従事者の年齢別構成をみると次のとおり。

一五歳未満の児童	一	二%
一五歳以上一八歳未満	二	五%
一八歳以上五五歳未満	七〇	八〇%
五五歳以上の高齢者	一〇	二〇%

第二編 雇 用

第一章 雇 用 動 向

第一節 就 業 状 況

総理府統計局の労働力調査（注一）によって就業の動きをみよう。

就業者数の動き（第25表） わが国の就業者数は年々増加をみせているが、一九六〇年平均では四四七二万人（男子二六六四万人、女子一八〇八万人）となっており、前年よりも一〇二万人増加している。これは、最近では一九五五年から一九五七年にかけての好況期を反映した著増（毎年一〇〇万〜一二〇万人程度）以来の大幅な増加である。

農林業（第26表） 就業者の産業別構成では、農林業の就業者数が、非農林業の各産業のそれに比べてきわだって多いが、これは一九五六年以降毎年かなりの減少を続けている。一九六〇年は一九九二万人で、前年より四五万人減少し、また一九五五年に比べると一九四万人の減少を示している。これは農林業就業者で最も多数を占

めている家族従業者の減少による。家族従業者は一九六〇年平均で八八七万人（農林業就業者総数の五九・四％）となっているが、前年より四三万人減少し、また一九五五年当時より一八七万人減少している。これに対して自営業主および雇用者は顕著な増減傾向はみられない。

なおこれを男女別にみると、一九五五年当時に比べて一九六〇年において男子は一一七万人の減少（家族従業者九〇万人減少、自営業主二九万人減少）、女子は七六万人の減少（家族従業者九六万人減少、ただし自営業主は一六万人増加）となっている。特に自営業主をも含めた男子就業者の減少傾向が著しい。

非農林業（第26表） 製造業（九二二万人）、卸・小売、金融業（八〇〇万人）、サービス業（五四九万人）などが多数を占めている（カッコ内いずれも一九六〇年の就業者数）。非農林業就業者数は年々増加を続けているが、一九六〇年においては前年よりも一四六万人（五・二％）増加しており、近年においては一九五六〜一九五七年の好況期（一五〇万人増加）以来の大幅な増加となっている。これは主として製造業における六〇万人の増加をはじめ、卸・小売、金融業三九万人増、サービス業二九万人増などによるものである。これに対して鉱業では七万人の減少を示し、公務も若干減少した。

非農林業の従業上の地位別構成（第27表） 雇用者は一九六〇年

第25表 就業状態別人口

(単位 万人)

年 月	15歳以 上人口	勞 働 力 人 口							非勞働 力人口
		總 数	就 業 者			完 全 失 業 者			
			總 数	男	女	總数	男	女	
1953年平均	5,690	3,957	3,912	2,339	1,573	45	26	19	1,734
1954年平均	5,794	4,020	3,962	2,357	1,605	59	35	24	1,771
1955年平均	5,906	4,156	4,088	2,401	1,686	68	40	28	1,743
1956年平均	6,040	4,235	4,172	2,459	1,713	63	35	28	1,799
1957年平均	6,175	4,336	4,284	2,532	1,752	52	27	25	1,833
1958年平均	6,307	4,368	4,312	2,552	1,760	56	34	23	1,932
1959年平均	6,457	4,428	4,370	2,602	1,768	58	33	25	2,021
1960年平均	6,567	4,515	4,472	2,664	1,808	43	23	20	2,040

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

第26表 産業別就業者数（1～12月平均）

(単位 万人)

産 業	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
全 産 業	3,912	3,962	4,088	4,172	4,284	4,312	4,370	4,472
農 林 業	1,690	1,650	1,686	1,645	1,067	1,547	1,537	1,492
非 農 林 業	2,222	2,312	2,402	2,527	2,677	2,765	2,833	2,979
漁 業 水 産 業	66	56	54	58	63	53	58	62
鉱 業	63	60	52	46	58	53	61	54
建 設 業	161	168	178	181	198	205	223	235
製 造 業	676	700	712	761	810	862	852	912
卸・小売, 金融業	577	633	667	696	727	750	761	800
運輸通信公益事業	194	189	194	206	217	217	229	239
サ ー ビ ス 業	370	378	427	462	488	501	520	549
公 務	116	126	117	116	114	123	132	130

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

において二二三万人で非農林業就業者の大多数を占めており、前年より一二五万人増加している。このうち常雇労働者は一九六六万人で、前年より一二八万人の増加、臨時雇労働者は八四万人で二万人増加している。他方、日雇労働者は五万人の減少で一九五八年以降減少傾向をみせている。このほか、自営業主や家族従業者も前年よりそれぞれ増加しているが雇用者数の大幅な増加に比べるときわめてわずかなものにすぎない。また一九五五年当時に比べると雇用者は年々増加を続け、五七九万人の増加を示した。これの非農林業従業者総数に対する比率も、六四・七%から七一・六%に高まった。しかし家族従業者数は二七万人減少し（一四%から一〇

第27表 農・非農、従業上の地位別従業者数（1～12月平均）（単位 万人）

従業上の地位	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年		
						総 数	男	女
全 産 業	4,088	4,172	4,284	4,312	4,370	4,472	2,664	1,808
農 林 業	1,686	1,645	1,607	1,547	1,537	1,492	714	778
自 営 業 主	559	562	559	549	552	547	441	105
家族従業者	1,074	1,021	979	952	930	887	237	650
雇 用 者	53	62	69	46	54	59	37	22
非 農 林 業	2,402	2,527	2,677	2,765	2,833	2,979	1,949	1,030
自 営 業 主	514	520	535	519	519	537	366	171
家族従業者	333	326	332	316	303	306	95	212
雇 用 者	1,553	1,679	1,808	1,928	2,007	2,132	1,486	646
常 雇		1,564	1,677	1,803	1,838	1,966	1,383	583
臨 時					82	84	47	38
日 雇		115	132	125	87	82	56	26

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査報告」による。

％へ、減少傾向をみせている。また自営業主数は著しい増減変化はみられないが、その比率は二一％から一八％へと低下している。

完全失業者数の動き（第25表） 一九六〇年の完全失業者数は四
 三万人（男子二三万人、女子二〇万人）で、前年より一五万人の減
 少となっており、このうち特に男子失業者数の減少（一〇万人）が
 著しい。最近においては、一九五四年が前年より一四万人増、また
 一九五五年が前年より七万人増加したが、その後一九五六年五万
 人、一九五七年一十一万人の減少をみせ、一九五八年四万人、一九五
 九年二万人とふたたび増加し、さらに一九六〇年には一五万人とか
 なり大きな減少を示した。このように完全失業者数の増減変化は景
 気変動の状況がある程度反映した動きを示している。これは特に男
 子完全失業者の動きにおいてよりよく示されている。しかし、この
 労働力調査の「完全失業者」四三万人という数は、規定（注一）に
 よりきわめて限局された性質のものでありいわゆる不安定就業や劣
 悪な労働条件での雇用の形態において存在している、わが国の「失
 業」の全容を表わすものでないことは、通念となっている（注二）。

（注一）「労働力調査」は「わが国人口の就業状態について月々
 の変化を明らかにすることを目的」としたもので、総理府統計
 局により一九四六年以降実施されているが、この調査における
 就業者や完全失業者についての規定は次のようになっている。

（1）労働力人口 一五歳以上人口のうち、就業者（従業者＋休業
 者）＋完全失業者。これ以外の者は「非労働力人口」に属す
 る。

（2）就業者 このうち従業者——調査週間中収入を伴う仕事に一
 時間以上従事した者（家族従業者の従業を含む）。休業者——
 仕事をもちながらその仕事を休んでいる者のうち、雇用者
 で給料賃金の支払いを受けている者、および自営業主でその

家族従業者または雇用者が調査週間中働いていた者（したがって家族従業者に休業者はない）。

(3) 完全失業者 前記就業者以外の者（すなわち、調査週間中収入を伴う仕事に一時間以上——家族従業者としても——従業した者、および前掲のような休業者は除かれる）のうち、さらに、就業が可能でこれを希望しかつ求職活動をした者。

(4) 従業上の地位 常雇（常用雇用者）——雇用期間について別段の定めなく雇われている者。臨時（臨時雇用者）——一ヵ月以上一年以内の期間を定めて雇われている者。日雇——日または一ヵ月未満の契約で雇われている者。

(注二) 失業の実態や失業者数の把握の問題については、右の「労働力調査」を補完する目的で、総理府によって「労働力調査臨時調査」（毎年三月実施）や「就業構造基本調査」（三年ごと実施）が行なわれている。これらは、就業者の平常の就業状態を調査することによって、いわゆる不完全就業の状態を把握することを一つの目的としている。その方法は主として、(1) 就業形態、(2) 所得、(3) 不就業者の就業希望、(4) 就業者の現職に対する希望意識（転職・追加就職希望など）、などの要因から接近しようとするものである。ただし、その方法は各々制約があつて、失業者数の実態把握はきわめて困難である。なお、最近の「就業構造基本調査」（一九五九年七月実施）にもとづいた失業者数の推計の一例として、本年鑑第33集第一部第二編第三章を参照されたい。

第二節 雇用状況

さきに「労働力調査」で示された就業状況のうち、雇用の動きを

さらに詳しくみよう。

雇用指数 労働省の毎月勤労統計調査（注三）によってみよう。

(イ) 常用労働者の雇用指数（第28表——常用労働者三〇人以上を雇用する民官公営の全事業所について）一九六〇年においては、総数では前年より一三・三％増加した。この内訳では建設業の二四・七％増をはじめとして、製造業が一五・六％、卸・小売業が一七・三％、金融・保険業が九・九％、運輸・通信業が七・七％、電気・ガス・水道業が二・〇％、それぞれ増加している。ただし、鉱業は一九五八年を境に減少を示し、一九六〇年にも前年より約三・五％減少している。

(ロ) 製造業常用労働者雇用指数（第29表）一九六〇年末の指数を前年末と比較すると、電気機器（二五・六％）をはじめ、機械（二三％）、金属製品（一九・八％）、窯業・土石製品（一七・六％）、ゴム製品（一六・二％）、輸送用機器（一五・五％）などの増加率が高く、製造業平均をこえている。

(ハ) 常用労働者の産業別・規模別構成（第30表）産業総数では、二九・五人規模が最も多い（企業規模を五〇〇人以上Ⅰ、四九九～一〇〇人Ⅱ、九九～三〇人Ⅲ、二九～五人Ⅳ、と略称す）。一〇〇人未満とそれ以上とは前者がやや多いが、だいたい接近している（ただし、ここではみられない五人未満規模の労働者の存在を考慮すれば、さらに小企業偏在状態が示されるであろう）。産業別でみると、鉱業はⅠに集中、建設業はⅡ・Ⅲ、製造業はⅠをはじめ各規模（ただし全体に占めるⅠの比重はかなり低く、やはりⅢ・Ⅳといった企業が多数を占める）、卸・小売業はⅣに集中、また運輸・通信業はⅡ・Ⅲという特徴がみられる。製造業で雇用者数の多い産業はⅠ規模では電気機器、輸送用機器、繊維、化学、鉄鋼など。Ⅱ規模では繊維、機械金属関係、食料品、化学など。Ⅲ規模では繊維、

第28表 常用労働者雇用指数（規模30人以上，1955年＝100）

年 月	総 数	鉱 業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金 融 保険業	運 輸 通信業	電 気 水道業
1955年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1956年平均	106.9	104.6	99.5	109.5	113.0	104.3	103.7	99.8
1957年平均	117.7	110.6	110.7	123.1	131.8	108.9	110.0	100.0
1958年平均	125.1	112.6	128.2	128.4	157.1	122.6	115.2	102.9
1959年平均	138.3	112.3	156.4	142.7	185.0	140.6	120.2	105.6
1960年平均	156.7	108.5	195.1	164.9	217.0	154.5	129.1	107.7

〔備考〕 1) 1961年5月に1957年までさかのぼって改訂された指数を示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第29表 製造業常用労働者雇用指数（規模30人以上，1955年＝100）

産 業 別	1956年 平 均	1957年 平 均	1958年 平 均	1959年 平 均	1960年 平 均	1959年 12 月	1960年 12 月
食 料 品	109.3	123.2	137.8	152.8	175.3	166.0	187.8
たばこ	99.0	96.6	93.7	94.0	93.4	99.1	97.4
繊維工業	106.8	114.2	107.4	107.8	117.1	110.6	118.6
衣服その他	119.8	137.0	147.4	162.8	185.3	170.1	187.7
木材、木製	108.7	123.3	136.0	158.6	166.4	161.9	170.3
家具、装飾	125.5	153.5	180.8	225.0	259.2	242.8	268.2
パルプ、紙加工	111.2	125.9	132.7	145.1	161.6	151.0	165.0
出版、印刷、同関連産業	105.9	112.1	119.9	129.6	137.0	131.7	140.1
化学工業	105.2	111.6	115.6	126.4	140.4	131.4	144.5
石油、石炭製	108.0	116.2	122.4	128.1	134.7	129.8	139.1
ゴム製	108.5	122.1	128.4	150.9	181.2	160.9	187.0
皮革、同製	113.2	134.2	148.8	162.5	173.2	169.9	173.7
窯業、土石製	113.0	128.8	136.1	150.6	177.3	157.4	185.1
鉄鋼	106.0	118.4	120.6	135.9	156.4	145.3	162.8
非金属	114.9	137.2	143.3	157.4	180.7	165.4	190.1
鉄属金製	112.8	133.8	155.2	185.4	226.3	198.1	237.4
機械	111.6	129.8	136.9	155.2	194.6	167.0	205.4
電気機械	111.3	134.4	147.8	186.6	251.3	212.0	266.3
輸送機	109.1	124.0	126.3	135.4	154.7	141.1	162.9
精密機	112.3	133.2	153.5	179.3	198.7	185.7	204.9
その他	127.1	157.9	173.7	209.2	239.2	226.0	244.3

〔備考〕 1) 1961年5月改訂の指数である。

2) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

機械金属関係、食料品など。Ⅳ規模では繊維、木材・木製品、機械・金属関係などとなっている。大企業（Ⅰ）集中産業は、化学、鉄鋼、電気機器、輸送機器など。中企業重点産業（Ⅱ）は窯業・土石製品、機械など。小企業集中産業（Ⅲ・Ⅳ）は、食料品、木材・木製品、金属製品、出版・印刷などがおもなものである。

（二）臨時・日雇労働者の雇用指数（注三、第31表） 全産業では、一九五五年から一九五七年まで増加し、一九五八年に下落してのちふたたび増加をみせている。一九六〇年においては前年より一五・九％の増加で、この五年間にかつてない高率を示している。このう

第30表 常用労働者の産業別規模別構成(1960年12月末推計数)
(単位 1,000人)

産業別	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人
総計	3,129	3,337	2,906	3,704
鉱建業	256	99	37	28
製造業	191	277	268	231
食料繊維	2,116	1,635	1,500	1,662
繊維	56	150	134	235
木材	22	5	—	—
繊維製品	284	293	202	265
繊維製品	5	48	46	69
繊維製品	8	37	99	168
繊維製品	4	20	37	64
繊維製品	64	55	58	73
繊維製品	71	56	75	90
繊維製品	240	113	55	28
繊維製品	12	12	12	6
繊維製品	76	30	16	8
繊維製品	—	8	11	18
繊維製品	61	105	91	97
繊維製品	227	75	50	34
繊維製品	79	29	22	13
繊維製品	21	109	132	130
繊維製品	154	171	156	137
繊維製品	367	117	101	45
繊維製品	298	82	105	39
繊維製品	43	43	36	28
繊維製品	22	77	61	144
繊維製品	109	325	398	1,273
繊維製品	78	135	238	171
繊維製品	—	9	8	4
繊維製品	346	763	419	300
繊維製品	29	94	38	34

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

ち製造業では一九五六年、一九五七年と急増したが一九五八年には逆に大幅な低下をみせ、以後増加して、一九六〇年においては前年より一二・六％増加している。この増加率は一九五六年当時には及ばないが、特に製造業のこうした臨時・日雇労働者の雇用の動きには、景気変動による増減変化の影響がきわめて顕著に現われている。また製造業に次いで臨時・日雇労働者の雇用の多い建設業では、一九五六年以降減少傾向を示していたが、一九六〇年においては前年

においては規模ⅠおよびⅡの増加率が大きく、なかでも電気機器の四・三％（このうち殊にⅠおよびⅡ）をはじめ、機械（各規模）、輸送用機器（規模Ⅱ、Ⅲ）、精密機器（Ⅱ）などの機械器具製造業の増加率が目だっている。また金属製品（規模Ⅱ、Ⅲ）、非鉄金属（規模Ⅱ、Ⅲ）、鉄鋼業（規模Ⅱ）などにおける増加率も高くなっている。一九五七年末から一九五八年末においては、景気後退を反映して、どの産業の雇用増加率もきわめて低く、繊維工業などではか

より一九％の増加をみせた。

雇用労働者の増減構成 さきにみた「毎月勤労統計調査」の規定する常用労働者中には、雇用契約期間に制限なく雇用されたいわゆる「本工」、「本採用」などと呼ばれる者のほかに、事実上の臨時雇用労働者をも含められている（注四）。労働省の労働異動調査（注四）ではこれらの内訳の区分がなされているので、この調査によって、雇用増減の動きを産業別・規模別にみよう（第32～35表）。ただしこの「労働異動調査」はさきの「毎月勤労統計調査」の調査対象からさらに抽出を行なったものなので、この数字も、だいたいの増減傾向をみるためのものととどまる。

(1) 常用労働者（常用名義の常用労働者、第32表）これについては（以下の叙述では企業規模区分を五〇〇人以上Ⅰ、四九九～一〇〇人Ⅱ、九九～三〇〇人Ⅲと略称す）、一九五九年末から一九六〇年末にかけて鉱業（石炭・鉄鋼）を除き各産業とも増加を示している。製造業に

第31表 臨時・日雇雇用指数
(1953年=100)

年 月	総 数	建設業	製造業
1955年平均	100.0	100.0	100.0
1956年平均	113.3	104.4	133.2
1957年平均	119.2	97.8	136.4
1958年平均	102.3	96.0	91.2
1959年平均	112.3	92.5	114.2
1960年平均	130.2	110.1	128.6
1960年1月	129.6	107.9	116.0
2月	135.2	118.5	131.5
3月	143.4	123.6	135.0
4月	121.8	104.3	128.2
5月	111.7	97.3	115.5
6月	114.8	97.9	120.0
7月	129.0	106.6	129.2
8月	136.7	110.1	151.0
9月	124.2	107.3	125.2
10月	122.8	106.2	120.7
11月	124.6	109.6	124.4
12月	168.7	131.7	146.9

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

なりの減少をみせたが、一九五八年末から一九五九年末においては、景気の上向を反映して、各産業とも労働者が増加した（ただし鉱業は石炭産業の危機を反映して減少を続けている）。特に製造業におけるさきに掲げた各機械器具、金属製品、鉄鋼、非鉄金属の諸産業については、一九五八年当時から一九六〇年末にかけてひきつづきさらに高い増加率をみせている。

これを、増加数でみると（第33表）、調査産業総数では、Ⅱ規模を中心とした増加がみられるが、全増加の大多数を占める製造業ではⅠ規模の増加が最も多くなっている。製造業中特に増加数の多い産業は電気機器（特にⅠ）をはじめ機械（Ⅱ、Ⅲ、Ⅰ）、輸送用機器（Ⅰ）、鉄鋼（Ⅰ）、金属製品（Ⅱ）など。製造業以外では卸・小売（Ⅱ、Ⅲ）、運輸・通信（Ⅱ、Ⅲ）などである。

（2）臨時雇労働者（臨時・日雇名義の常用労働者——いわゆる「臨時工」、「臨時雇」などの名称で呼ばれるもの、第34表）この

動きには、景気変動や各産業毎の特殊条件による労働力需要のその時々増減変化が、きわめてあらわに表現されている。最近の動きでは、一九五七年末から一九五八年においては製造業をはじめほとんどの産業で減少を示したが、一九五八年末から一九五九年末においては、これに対してほとんどの産業（規模）で大幅な雇用増がみられた。製造業においては五〇〇人以上規模の増加率がきわめて高く、なかでも金属・機械関連部門や繊維工業などで著しい増加率を示した。次に一九五九年末から一九六〇年末にかけての増加率は、それ以前の一年間のきわめて大幅な増加率と比べて全般的にかなり低下しており、また製造業の諸産業や鉱業、卸・小売業などの多くの産業部門において減少をみせている。製造業においても特に前期に大幅な増加率を示した大企業（Ⅰ）の増加率がかなり低くなっている。しかし機械（特に規模Ⅱ）、電気機器（Ⅲ、Ⅱ）、輸送用機器（Ⅱ、Ⅰ、これは前期より増加率が高い）などの機械器具産業や鉄鋼業（Ⅲ）、および窯業・土石製品などの諸産業では前にひきつづいてかなり高い増加率を維持している。

なお、一九五八年末以来の臨時雇労働者の増加率は、さきにみた常用労働者（本工）の増加率に比べて各産業ともきわだつた高さを示している。これを実数でみると（第33表）、調査産業総数のうち製造業がほとんどを占めており、そのなかでもⅠ規模の比重がきわめて大きい。そして製造業中でも、電気機器（特にⅠ）をはじめ、輸送用機器（Ⅰ）機械（Ⅰ、Ⅱ）などに集中している。

雇用形態別構成 常用労働者の雇用構成の動きをみると第35表のようである。一九五八年末から一九五九年末にかけて、特に大企業（五〇〇人以上規模）における臨時雇名義の労働者の比率が高まっている。製造業においては各機械器具産業、鉄鋼、非鉄金属、化学工業など雇用者数の多い諸産業で、臨時雇労働者の割合が増加して

第32表 産業，規模別常用労働者の増減率

(常用名義の常用労働者)

(%)

産 業	1958年末～1959年末				1959年末～1960年末			
	30 人 以上計	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	30 人 以上計	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人
総 数	4.3	3.2	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7	4.4
鉱 業	△6.2	△6.9	△4.4	△5.2	△6.9	△7.4	△5.1	△7.9
石 炭 鉱 業	—	—	—	—	△8.0	△8.6	△6.3	△5.6
製 造 業	6.1	5.5	7.6	5.3	6.9	7.8	7.3	5.4
食 料 品	3.4	2.5	3.9	3.2	5.1	8.2	7.1	2.1
た ば こ	1.3	1.9	△0.9	△18.3	1.7	1.4	3.1	0.9
織 維 工 業	2.6	1.9	3.4	2.4	4.0	3.9	3.8	4.4
衣服その他の繊維製品	1.2	5.1	△0.7	3.7	0.7	8.0	2.9	△2.1
木 材，木 製 品	4.9	4.5	6.9	4.3	1.6	2.2	9.0	△0.8
家 具，装 備 品	7.4	11.3	12.7	4.9	4.3	8.6	7.1	1.6
パルプ，紙，紙加工品	5.2	3.1	8.1	4.9	5.3	3.9	6.2	6.0
出版，印刷，同関連産業	3.5	2.4	3.2	4.8	1.3	2.8	1.3	△0.1
化 学 工 業	3.1	2.6	3.9	3.8	2.5	1.9	3.5	2.8
石 油，石 炭 製 品	1.5	3.0	1.4	0.2	6.0	7.1	6.6	4.1
ゴ ム 製 品	13.8	13.5	13.2	16.5	9.5	12.7	5.5	3.4
皮 革，同 製 品	4.5	1.4	2.6	6.1	2.2	8.0	4.8	△0.2
窯 業，土 石 製 品	3.9	4.2	5.7	1.7	5.8	6.9	4.5	6.6
鉄 鋼 業	8.1	6.8	10.0	10.7	9.3	7.7	16.3	7.1
非 鉄 金 属	6.4	2.6	12.9	10.3	9.6	8.6	11.2	10.8
金 属 製 品	8.7	9.8	6.8	9.8	10.9	7.6	10.2	11.9
機 械	5.6	6.2	7.3	3.5	11.5	12.7	10.6	11.4
電 気 機 器	17.4	15.1	30.0	9.1	14.3	17.9	10.7	8.9
輸 送 用 機 器	6.0	2.8	11.9	10.4	8.5	6.5	11.6	11.3
精 密 機 器	7.0	8.5	13.5	△0.3	7.8	6.6	14.1	2.5
そ の 他	11.2	26.6	9.9	9.3	4.9	12.2	7.1	0.4
卸 売 業，小 売 業	6.1	2.4	5.4	7.4	5.8	5.8	8.8	3.6
金 融，保 険 業	4.8	5.7	4.4	4.8	4.8	5.4	7.9	3.1
不 動 産 業	0.7	△5.8	△0.2	3.8	6.3	1.3	18.8	△3.1
運 輸 通 信 業	1.9	1.0	1.4	3.5	3.0	2.5	2.5	4.4
電 気，ガ ス，水 道 業	1.3	2.1	1.8	△0.3	2.4	2.8	3.4	0.0

〔備考〕 1) 「常用名義の常用労働者」の規定については，33ページの(注4)を参照。

2) 労働省「労働異動調査」による。

第33表 雇用形態別増加労働者の産業別、
規模別構成(1959年末～1960年末)

(単位 1,000人)

産 業 別	30人以 上計	500人 以 上	499～ 100人	99～ 30人
常 用 名 義				
総 数	398	133	156	109
製 造 業	312	135	103	75
食 料	14	5	8	3
織 物	29	10	10	8
パ ー ル	8	2	3	3
化 学	9	4	4	1
窯 業	9	7	1	—
鉄 石	13	4	4	5
鉄 鋼	26	14	9	3
非 鉄 金 属	10	5	3	2
機 械	25	1	9	14
電 機	45	14	15	15
輸 送	63	44	11	8
精 密	34	15	8	11
卸 金 運	8	2	5	1
・ 小 売	45	6	26	14
・ 融 通	21	4	10	7
・ 保 險	43	8	18	17
・ 通 信				
臨 時 ・ 日 雇 名 義				
総 数	49	31	15	2
製 造 業	47	31	12	4
窯 業	5	1	2	2
鉄 鋼	8	4	2	1
機 械	13	6	5	1
電 機	15	13	2	—
輸 送	12	10	2	—
・ 通 信	5	—	2	2

〔備考〕 1) 雇用増加数の多いおもな産業、規模を掲げた。

2) 1,000人単位で4捨5入してあるため、計と各規模の合計とは必ずしも一致しない。

3) 労働省「労働異動調査」による。

(2) 臨時および日雇労働者——次のうちいずれかに該当する者、(イ)期間をきめず、または一ヵ月をこえる期間をきめて雇われている者、(ロ)日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、前二ヵ月にそれぞれ一八日以上雇われたか、または過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた者。(ハ)重役、理事長などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。(ニ)事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。この常用労働者はさらに「生産労働者」と「管理・事務および技術労働者」とに区分される。

臨時および日雇労働者——日々または一ヵ月以内の期限を限って雇われる者。ただし、前二ヵ月にそれぞれ一八

いる(注五)。

(注三) 毎月勤労統計調査は、「雇用・給与および労働時間について毎月その全国的変動を調査する」のを目的とする。調査は、「甲調査」が常用労働者三〇人以上を雇用する民営、官公営の全産業事業所(サービス業は一部)を対象とする。従来はこの三〇人以上規模事業所対象の調査のみであった。「乙調査」は常用労働者五人以上三〇人未満の事業所(調査産業は甲調査と同様)を対象とする。この調査は一九五七年七月から実施されている。また五人未満規模の事業所に対しても、一九五七年か

ら毎年一回特別調査が行なわれている(第一回調査は一九五七年七月)。なお、一九六〇年一月からこの調査に改正が加えられ、甲調査の対象事業所が五〇％増加し、調査様式も全般的に改められた。

この調査の常用労働者および臨時・日雇労働者の規定は以下のようである。

(1) 常用労働者——次のうちいずれかに該当する者、(イ)期間を

きめず、または一ヵ月をこえる期間をきめて雇われている

者。(ロ)日々または一ヵ月以内の期間を限って雇われていた者

のうち、前二ヵ月にそれぞれ一八日以上雇われたか、また

は過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた者。(ハ)重

役、理事長などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払

を受けている者。(ニ)事業主の家族でその事業所に働いてい

る者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている

者。この常用労働者はさらに「生産労働者」と「管理・事

務および技術労働者」とに区分される。

臨時および日雇労働者——日々または一ヵ月以内の期限

を限って雇われる者。ただし、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

し、前二ヵ月にそれぞれ一八

第34表 産業，規模別常用労働者の増減率（臨時・日雇名義の常用労働者）

（％）

産 業	1958年末～1959年末				1959年末～1960年末			
	30 人 以上計	500人 以 上	100～ 499人	30～ 99人	30 人 以上計	500人 以 上	100～ 499人	30～ 99人
総 数	31.5	44.6	18.6	25.0	10.4	12.6	9.7	3.5
鉱 業	△1.9	△15.3	11.3	△5.2	△ 3.8	△ 9.9	2.2	△12.0
石 炭 鉱 業	—	—	—	—	△ 5.5	△ 7.7	1.5	△35.0
製 造 業	38.5	50.5	26.4	15.3	12.9	13.7	10.5	14.9
食 料 品	2.0	34.0	6.9	△28.4	6.5	△ 6.7	△ 7.9	△1.0
た ば こ	△17.8	30.0	△9.3	42.6	△ 6.7	△67.9	△ 6.3	△2.3
織 維 工 業	87.3	259.3	27.6	23.0	△ 8.3	19.6	△ 3.8	163.8
衣服その他の繊維製品	5.2	1,300.0	0.9	△9.9	△21.3	△15.0	△26.4	—
木 材，木 製 品	13.5	△34.8	5.7	26.0	△ 1.6	7.5	△ 9.6	14.0
家 具，装 備 品	50.9	189.1	103.6	0.0	△ 8.3	△59.4	△ 6.8	△ 2.4
パルプ，紙，紙加工品	14.1	11.8	6.6	41.4	△ 6.5	△13.1	△ 0.6	△ 1.5
出版，印刷，同関連産業	31.7	17.7	89.5	200.0	17.0	25.1	△ 0.1	△20.0
化 学 工 業	38.3	23.7	64.8	130.6	4.8	3.0	0.6	142.2
石 油，石 炭 製 品	12.2	5.1	1.1	28.9	△ 1.9	160.6	4.9	△11.1
ゴ ム 製 品	47.7	43.8	61.2	55.7	△11.8	△11.9	△12.1	—
皮 革，同 製 品	0.2	2.8	25.1	△32.0	71.5	22.8	80.6	243.1
窯 業，土 石 製 品	45.3	60.5	40.4	32.9	40.0	19.6	34.4	110.6
鉄 鋼 業	55.7	56.0	54.4	58.1	24.6	18.2	37.3	72.5
非 鉄 金 属	64.4	69.5	53.8	46.8	13.0	8.6	29.1	763.6
金 属 製 品	38.5	38.1	55.9	18.8	1.7	△ 5.7	17.0	△23.0
機 械	51.8	67.0	31.9	55.4	38.9	30.4	60.8	38.9
電 気 機 器	62.4	65.5	23.7	60.2	20.5	19.3	35.0	66.5
輸 送 用 機 器	12.5	14.5	△8.6	92.5	26.7	28.2	30.5	△40.0
精 密 機 器	158.7	162.5	173.3	74.3	15.4	34.5	4.9	△32.3
そ の 他	84.5	230.9	55.9	68.1	△17.0	△32.4	37.5	△60.0
卸 売 業，小 売 業	68.4	△ 0.4	28.3	153.3	△15.6	0.4	26.5	△46.7
金 融，保 険 業	70.1	52.6	29.6	130.8	25.9	15.1	30.4	29.6
不 動 産 業	△12.8	292.6	△19.7	△38.1	△16.8	△11.7	△33.8	△34.8
運 輸 通 信 業	5.9	8.3	3.2	9.6	7.9	4.0	7.0	11.6
電 気，ガ ス，水 道 業	△9.6	△23.1	△15.2	104.6	△ 3.5	0.0	△ 9.7	21.7

〔備考〕 1) 「臨時名義の常用労働者」の規定については，33ページの(注4)を参照。

2) 労働省「労働異動調査」による。

第35表 常用労働者の雇用形態別構成 (%)

産業・規模別	1958年12月末		1959年12月末	
	常用名義	臨時・日義 雇 名 義	常用名義	臨時・日義 雇 名 義
調査産業総数				
500人以上	93.4	6.6	91.0	9.0
100～499人	94.7	5.3	94.0	5.9
30～99人	97.7	2.3	97.2	2.8
製造業				
500人以上	91.3	8.7	88.1	11.9
100～499人	93.6	6.4	92.6	7.4
30～99人	97.7	2.3	97.5	2.5
製造業総数	94.0	6.0	92.3	7.7
食料工業	86.6	13.4	86.8	13.2
繊維工業	98.0	2.0	96.4	3.6
化学工業	95.2	4.8	93.6	6.4
窯業・土石製品	96.1	3.9	94.6	5.4
鉄鋼業	93.2	6.8	90.5	9.5
非金属製品	92.6	7.4	89.1	10.9
鉄属金属製品	96.5	3.5	95.6	4.4
機械器具	93.6	6.4	91.1	8.9
電気機械器具	88.8	11.2	85.1	14.9
輸送機械器具	89.8	10.2	89.3	10.7
精密機械器具	98.6	1.4	96.6	3.4

- 〔備考〕 1) 各産業・規模の常用名義と臨時・日雇名義の労働者の合計を100とす。
- 2) 製造業内訳は雇用者数の多いおもな産業などを掲げた。
- 3) 労働省「労働異動調査」による。

日以上雇われたか、または過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた者は常用労働者として扱い、この範囲から除く。したがって、この調査でいう「臨時・日雇労働者」はきわめて狭い意味のもので、雇用期間の限定のない常用雇用者以外の、事実上いわゆる臨時・日雇労働者として不安定な雇用状態にある者でも、その多くの者がここにいう「常用労働者」の範囲に含まれるようになっていく。

(注四) 労働異動調査は「主要産業における常用労働者の入職・離職の状況を調査し、労働異動の実態を明らかにすることを目

的」としたもので、毎月勤労統計調査の対象から建設業およびサービス業を除いて抽出した事業所(常用労働者三〇人以上の規模)について行なわれている。なお、この調査を拡張したところの一九五四年の労働省「地域別等就業調査」では、調査産業に建設業とサービス業が含まれ、企業規模も従業員五人以上の企業を対象にして実施されている。

労働異動調査の対象は、さきにみた毎月勤労統計調査の規定における常用労働者となっているが(すなわち同調査の「臨時・日雇労働者」を除いたもの)、ここではこれをさらに次の二つに区分している。(1)常用名義の常用労働者——雇用契約期間に制限なく雇用された者のことで、いわゆる「本採用」、「本雇」、「本工」等の名称で呼ばれる者。なお、試用または見習い期間中の者でも、これらの期間の終了後、本工の就業規則の適用を受ける予定の者は、この範囲に含まれる。(2)臨時・日雇名義の常用労働者——右のものを除いた者のことで、いわゆる「臨時工」または「臨時雇」等の名称で呼ばれている者。

(注五) 臨時工の雇用問題についてはいわゆる最近における技術革新(合理化)の進展の面から分析したもの、労働省の「生産性統計調査実地調査(昭和三五年)」がある(調査要領や調査結果の詳細については、労働省「労働生産性統計調査結果報告——昭和三四年」を参照)。これは、各産業の代表的な大企業について調査したものであるが、まず、技術革新が労働力構成に与える影響としては、「……典型的には二つの方向がある。一つは装置産業へ特にセ

メント、硫安など」における技術の高度化に伴う基幹工の高学歴化と補助労働の排除による臨時工の比率の低下であり、他方、機械産業へ特に自動車、電動機など」における労働単純化分野の拡大に伴う女子や若手臨時工の飛躍的增加である」(前掲報告書)。

これを中途採用者の状況からみると、これが全採用者中に占める比率は、一九五六年、一九五九年などの好況期において一般に高く、その比率は定期採用を上回っている。たとえば中途採用者の比率の高い鉄鋼の場合は一九五六年が八三・五%、一九五八年が五四・二%、一九五九年が八二・八%。電動機はそれぞれ八二・九%、二四・五%、七九・八%。しかし、その中途採用者中では臨時工の比率が一般にきわめて高くなっている。一九五九年においては電動機がその比率が最も高く、九二・八%。以下、自動車が七八%、硫安が七六・一%、などである。

なお、臨時工問題を扱った調査資料としては、最近、次のようなものが公表されている。(1)堺経営者協会の調査(一九六〇年四月調査、『労政時報』一九六〇年一〇月二八日号で紹介)。(2)西宮経営者協会の調査(一九六〇年三月、『労政時報』一九六一年六月一六日号)。(3)神奈川県労働政部の調査(一九六〇年一月、『労働神奈川』一九六〇年五月号)。(4)全油鉱労組の調査(一九六〇年五月、全国石油産業労働組合協議会『月報』一九六〇年八月号)。(5)臨時工の雇用諸条件の実態調査(『労働法令通信』一九六〇年一二月二日号)。(6)臨時工の本工採用に関する実態調査(『日労研資料』一九六一年二月一日号)。(7)臨時工問題特集(『日本労働協会雑誌』一九六〇年一〇月号)。

これらの実態調査は、対象の産業・企業の構成もまちまちで

あるが、それらの結果を通じてみられることは――(1)臨時工雇用の主目的が、景気変動や企業の繁閑に備えて雇用の弾力性をもたせるためであること。(2)雇用契約期間は一般に一ヵ月〜四ヵ月未満のものが多く、通常これが三回から一〇回内外でくりかえし更新されていること。(3)年齢構成では三〇歳未満が七〇〜八〇%程度を占め、臨時工でも若年層が多いこと、(5)作業内容は本工と同様、基幹的作業に従事している者が五〇%程度あるいはそれ以上に達すること。(6)賃金は本工のほしい五〇〜六〇%であること。(7)本工への登用制度を設けている企業が多いが、その登用は事実上きわめて制約があること、などである。

第三節 失業者発生状況

企業整備実施状況 失業者の発生状況をそのものとして示す適切な統計調査は存在しないが、この動きの一つの指標として、まず労働省職業安定局調査の企業整備実施状況(注六)についてみよう(第36表)。この調査の性質上、その数字はだいたいの傾向をみるためのものとどまる。一九六〇年の企業整備事業所数は三一六七で、前年よりやや増加したが、整理人員は一二万三千人で前年より減少した。最近の動きでは、一九五四年に企業整備事業所数および整理人員が最も多く、その後一九五六年を底に大幅に減少し、一九五八年にはふたたび増加した。そして一九五九年および一九六〇年は整備事業所数が一九五八年当時のだいたい半分以上に減少し、整理人員は一九五四年以来最も少なくなっている。やはりその動きは景気変動の影響をだいたいにおいて反映している。なお、企業整備事業所を規模別にみると、だいたいにおいて、九九〜一五規模を

第36表 企業整備実施状況

年 別	企業整備事業所数（規模別）					整理前数 （千人）	整理人員 （千人）
	計	500人 以上	499～ 100人	99～15人	14人以下		
1954年	8,808	1,023	2,121	4,725	939	2,599	290
1955年	7,364	891	1,659	3,805	1,009	2,334	257
1956年	2,894	367	670	1,437	420	968	126
1957年	4,154	589	915	2,096	554	1,396	181
1958年	6,451	713	1,414	3,347	977	1,927	260
1959年	3,122	281	510	1,545	786	1,036	140
1960年	3,167	229	397	1,297	1,244	818	123

〔備考〕 労働省職業安定局「労働市場年報」による。

はじめとして一〇〇人未満の中小企業が多くなっているが、さらに不況期には全般的な整備事業所数の増加とともに一〇〇人以上規模企業の増加が加わり、好況期には一〇〇人以上規模企業の企業整備が著減して一〇〇人未満規模、特に一五人未満の零細企業の比重が増加する、という傾向がみられた。

一九六〇年においては、一五人未満の規模の整備事業所数が従来よりきわめて増加している。

業は繊維工業（一万六千人）、食料品（九千人）、その他の製造業（六千人）、化学工業（四千人）、電気機器（四千人）などである。製造業における企業整備は一九五四年を一つの山として、その後一九五六年に最も減少し、一九五八年にはふたたび増加し、一九五九年、一九六〇年にはその半数以下に減少している。

また鉱業は一九五四年と一九五八年の二つの山を経て、以後整備事業所数では減少しているが、その整理人員は一九五九年が約三万人、一九六〇年が二万三千人と、製造業に次ぐ大いさを示している。これらの数字のほとんどは石炭鉱業で占められており、最近における石炭鉱業の状態の深刻さが、こうした動きにもやはり反映されている。

なお、企業整備の理由としては、一九六〇年においては、季節的閑散あるいは期間満了その他によるものが最も多く（全体の六一・四％）、次いで事業不振によるもの（三五・六％）、企業合理化によるもの（三％）、となっている。

（注六）「企業整備実施状況」は、各地の公共職業安定所の係員が、特に大量の人員整理が発生し、または発生する恐れのある事業所をそのつど訪問して調査したものである。雇用主訪問が大企業にかたよっているため、より小規模の事業所の企業整備状況が十分把握されてないこと（特に大都市についてその傾向が強い）などから、この数字は企業整備状況の全容を示すものとはいえない。そのだいたいの動向を知るためのものととどまる。

失業保険受給者の動き 公共職業安定所の失業保険業務状況の資料によってこれをみよう（注七）。(イ)一般失業保険における初回受給者数（第38表）一九六〇年平均で七万二千人であり、前年よりやや増加している。最近の動きでは、受給者実人員は、一九六〇年平均

第37表 産業別企業整備の動き（企業整備事業所数）

産 業 別	1954 年	1955 年	1956 年	1957 年	1958 年	1959 年	1960年（規模別）						整 理 人 員（100人）					
							計	500人 以上			14人 以下	1954 年	1955 年	1956 年	1957 年	1958 年	1959 年	1960 年
								500人 以上	499～ 100人	99～ 15人								
合 計	8,808	7,365	2,894	4,154	6,451	3,122	3,167	229	397	1,297	1,244	2,897	2,566	1,259	1,815	2,605	1,396	1,228
農 林 漁 業	47	52	22	41	68	53	48	7	35	4	2	24	19	9	56	89	64	79
鉱 業	577	434	225	182	515	426	283	96	53	113	21	306	260	126	93	265	301	234
建 設 業	401	611	182	247	486	344	414	12	48	223	131	134	254	90	158	219	174	182
製 造 業	6,287	4,937	1,889	2,893	4,312	1,810	2,008	64	195	783	966	1,939	1,507	731	1,076	1,147	579	548
卸 ・ 小 売 業	572	364	139	287	366	152	158	—	8	80	70	106	68	27	52	69	27	28
金融・保険・不動産業	139	58	30	11	21	8	7	—	—	7	—	43	13	3	2	5	3	1
運輸通信, その他の 公益事業	429	416	120	154	248	88	78	4	28	32	14	121	131	40	46	119	29	31
電気・ガス・水道業	—	—	—	—	—	4	4	—	3	—	1	—	—	—	—	—	3	2
サ ー ビ ス 業	334	423	263	331	430	228	162	46	26	52	38	219	287	224	329	391	213	122
公 務	22	69	24	8	5	9	5	—	1	3	1	5	28	8	3	1	3	2

〔備考〕 労働者職業安定局「労働市場年報」による。

で三六万五千人で、前年より三万九千人減少している。最近の動きでは、一九五五年の四六万九千人を最高に以後一九五七年を底にして減少し、一九五八年にはふたたび増大し、一九五九年、一九六〇年と減少を続けている。

受給者実人員を産業別にみると（一九六〇年一月一日～二四日の一週間における受給者実人員をとった）、全産業総数二四万八千人のうち、石炭鉱業が一万八千人（特に男子）、建設業二万四千人（特に男子）、製造業中の食料品が一万五千人（特に女子）、繊維工業が二万九千人（特に女子）、卸・小売業が三万二千人（特に女子）、

サービス業二万四千人（特に女子）などが多くなっている。季節的増加期にあたる建設業を除いては、男子では石炭鉱業が特に多く失業の深刻さを示している。また失業保険の受給率——受給者実人員÷（被保険者数＋受給者実人員）×一〇〇（％）——でも石炭鉱業が他の諸産業に比べきわめて高率を示している。石炭鉱業の一九六〇年一〇月が四・七％、一二月が五・六％。建設業は一〇月が二・三％、一二月が五・九％、製造業平均で一〇月が二％、一二月が一・九％、最も高い食料品で一〇月が三・三％、一二月が三・七％。なお、一カ年間の動きでは、徐々に現われる景気変動の影響よりも、

第38表 失業保険受給状況（一般・日雇）

年 月	一 般 失 業 保 険				日 雇 失 業 保 険		
	離職票 受付件数 (千件)	初回受 給者数 (千人)	受給者 実人員 (千人)	支給終 了者数 (千人)	初回失 業認定 件数 (千件)	受給者 実人員 (千人)	1人平均 受給日数 (日)
1954年平均	94		465	40	93	—	5.0
1955年平均	79		469	48	166	126	5.0
1956年平均	66		331	40	160	120	4.8
1957年平均	70		309	34	143	108	4.6
1958年平均	93	84	455	49	180	147	4.6
1959年平均	80	72	404	49	183	144	4.2
1960年平均	83	72	365	43	202	171	4.9
1960年 1 月	153	168	450	36	269	240	6.5
2 月	80	85	478	34	159	117	4.9
3 月	65	68	486	79	145	98	4.2
4 月	77	60	417	93	225	195	4.5
5 月	80	67	341	46	254	230	5.8
6 月	67	68	331	30	221	190	4.8
7 月	59	56	326	28	203	146	3.8
8 月	59	49	323	34	214	205	5.3
9 月	62	47	309	36	214	190	4.8
10月	63	51	296	32	213	184	4.8
11月	66	55	295	33	207	182	4.9
12月	165	92	330	31	106	76	5.1

〔備考〕 1) 離職票受付件数——離職した被保険者が職安の窓口に離職票を提出した件数。この場合、失業保険金受給資格の有無にかかわらない。

2) 初回受給者数——同一失業保険金受給資格期間内における第1回目の失業保険金の支給を受けた個人の数。

3) 労働省職業安定局「失業保険事業月報」による。

季節的変動のほらがめいりように現われている。すなわち一般に年末の十二月から翌年の一月にかけて、建設業をはじめ臨時雇労働者の解雇がなされる時に、まず離職票受付件数が、少しずつ初回受

給者数が、さらに遅れて翌年の一月から三月に受給者実人員が、それぞれ増加するという傾向がみられる。

(四) 日雇失業保険受給者(第38表) 一九六〇年の初回失業認定件数は二〇万二千件(前年より一万八千件増加)、受給者実人員は一七万一千人(二万七千人増)で、前年よりそれぞれ増加を示している。またこの数は、一九五八年ごろより目だって増加し、一九六〇年は最近で最も多い。こうした増加は日雇失業保険制度そのものの普及(適用者数の増加)ということもあるが、やはり、日雇としてきわめて不安定な労働者層の滞留の存在をあらわすものである。

(注七) これは、失業保険の被保険者を通じてみた失業者の発生状況であるが、失業保険の制度上の制約およびこの制度の事業所への普及・適用状況の不十分さなどから、失業保険の適用を受けない労働者が数多く存在するとみられる。たとえば、一般失業保険の被保険者数は一九六〇年一二月現在で一二八九万人となっている。これを「労働力調査」(前掲)の非農林業雇用者数(「日雇」——一ヵ月以内の雇用期限のもの——を除いた「常雇」と「臨時」の合計で、一ヵ月以上の雇用期限のものから雇用期間の定めのないものまで含まれる)と比較すると、これは同期において二一四一万人であり、失業保険被保険者数はその六〇・二%にすぎない。したがって、失業保険の受給状況による失業者発生の数についても、これによって失業状況の推移をみる以外には、その全体把握の点ではやはり不十分さを免れない。

さらにこの失業保険受給者数というのは完全に失業状況にある者の数であって（なお、この数の性質から、労働力調査の「完全失業者」数と比べてもかなり低くなっている）、これはもちろん、低賃金・不安定就業の諸状態において存在する失業の実態を現わすものではない。

第二章 労働移動

新規学卒者や既就業転職者の入職・離職状況、およびそれを通じた労働者の移動における諸問題について、みていくことにする。

第一節 入職・離職状況

この一般的な状態を労働省の労働異動調査（33ページの注四参照）によってみよう。

入職・離職率（第39表） 一般に企業規模が小さくなるほど同じ常用労働者（常用名義）においても入職率・離職率ともに高く、その雇用の不安定さを示している。また景気変動における傾向として、一九五八年のような不況期においては、入職率が低下して、離職率とだいたい同率になり、一九五九年（あるいは一九五六年）のような好況期には、入職率が不況期と比べて大幅に上昇し、同期の離職率よりかなり高くなる。景気変動の影響はこのような入職率の増減によって特にはっきりと示される。これに対して、離職率の動きについては、最近では、好況・不況にあまりかわりなく（のちにみるように離職理由の性質は異なるであろうが）高まっております、一九五九年の離職率は前年よりむしろ高く（特に五〇〇人未満の中

第39表 労働異動率の構成 (%)

	規 模 別・ 雇 用 形 態 別		1 9 5 8 年		1 9 5 9 年	
			入職率	離職率	入職率	離職率
常 用 名 義	調産業 査総数	500人以上	6.6	7.2	9.2	6.8
		499～100人	13.3	12.2	17.4	12.9
		99 ～ 30人	22.8	20.3	27.3	22.3
	製 造 業	500人以上	6.5	7.8	11.0	6.7
		499～100人	15.3	15.3	22.6	16.1
		99 ～ 30人	25.9	24.4	32.6	27.8
	常 用 名 義 総 数		14.3	13.3	21.4	16.2
製造業臨時・日雇名義		79.6	72.1	138.0	80.9	

〔備考〕 1) 入職率（離職率）

$$= \frac{\text{当該年中の新規入職者数(離職者数)}}{\text{前年12月末の労働者数}} \times 100$$

2) 労働省「労働異動調査」による。

小企業において、中小企業における労働異動率の上昇をみせている。

臨時雇労働者（臨時・日雇名義）は常用労働者に対して一般に労働異動率がきわめて高い。またこれの時期的な動きについては右の常用労働者の場合と同様な傾向を示すが、臨時雇労働者はその性質上好況期においても労働異動率がきわめて高くなっている。

入職者構成 雇用労働者の産業別・規模別増減状況およびその雇用形態別構成についてはさきに第一章でみたが、これを新規入職の面からみると第40表のようである。入職者数は、製造業において、

第40表 入職常用労働者の推移と構成

産 業 ・ 規 模 別		1956年	1957年	1958年	1959年		
					総 数	常用名義	臨時・日 雇 名 義
入職者数(千人)	調 査 産 業 総 数	1,078	1,164	1,229	1,714	1,267	447
	製 造 業 総 数	759	808	792	1,226	867	359
	規模別 {	500人以上	221	162	352	167	185
		100~499人	306	266	414	288	127
		30 ~ 99人	281	364	460	413	47
臨時・日 雇 (%)	調 査 産 業 総 数	31.1	26.0	22.9			26.1
	製 造 業 総 数	32.8	29.6	25.6			29.3
	規模別 {	500人以上	48.4	43.4			52.6
		100~499人	27.6	31.4			30.6
		30 ~ 99人	19.4	13.4			10.3

〔備考〕 1) 下段の％は、各産業・規模別の入職常用労働者総数中に占める臨時・日雇労働者の割合を示す。

2) 労働省「労働異動調査」による。

総じて一〇〇人未満の小規模企業に多い。一九五九年や一九五八、一九五七年といった好況期においては不況期(たとえば一九五八年)に比べて五〇〇人以上の大企業への入職の比重も高まるが、大企業入職はことに臨時雇労働者の占める比率が大きい。新規入職者中に大きな比重を占めるこれらの小規模企業入職者、臨時雇入職者は、またさきにみたように高い労働異動率をもつものとして性格づけられる。なお、入職常用労働者中に占める臨時・日雇名義の者(臨時雇労働者)の比率は、好況期において、特にその時期の五〇〇人以上規模の企業において、きわめて高まるといった傾向がみられる。一九五九年の大企業入職においてはその比率が最近で最も高く、臨時雇入職者数が常用入職者数をかなり上回っている。そして他方では、入職者の前歴構成(次項)においては、不況期の一九五八年に比べて一九五九年は新規学卒者の比率が低まり、これに対して各産業からの転職者入職の比率が高くなっている。最近の好況期における雇用増加の一面がこれらの状態に示されている。

入職者の前職歴別・年齢別構成(第41表) 入職労働力(労働力の新規・追加需要)は、主として新規学卒者と各産業の既就業転職者によって供給される。まず新規学卒者の全入職者中に占める比率は総数で三〇％以上となっている。この比率は、総じて大企業の入職において高い。ただしその人数でみると、四九九一〇〇人規模をはじめ総じて五〇〇人未満規模への入職者が圧倒的に多い。一九五九年中の新規学卒入職者の企業規模別構成では、五〇〇人以上規模が一〇万七千人、四九九一〇〇人規模が一三万三千人、九九一三〇人規模が一二万八千人、となっている。既就業者は全入職者の四〇％以上を占める。ここでは一般に農林・水産業以外の各産業からの転職者が大きな比重を占めているが、製造業における五〇〇人以上の大企業では、このうち農林・水産業転職者の比率がそれ以

下の規模に比べてかなり高い（これは実数でも農林業転職者の大企業入職が多くなっている）のが特徴的である。また既就業転職者の大企業入職については、さきにみたように臨時雇の大企業への入職がきわめて多いこと、あるいは臨時雇入職者（臨時・日雇名義）に転職者の比率がきわめて高いことなどからみて、これは臨時的雇用によるものが多いためであろう。さらに大企業入職者の年齢構成では二五歳未満層の比率がきわめて高い（八五％）ことから、大企業の転職者雇用は臨時的雇用をも含めて主として二〇歳代以下の若年層によって占められていることが推定できよう。つまり、大企業の入職は、新規学卒者、および製造業、鉱業、建設業等からの転職者をはじめ農林業転職者をもかなり含めた転職者（しかもこれらは中小企業入職者と比べて有経験者が比較的少なく、また雇用形態では臨時が多いであろう）、そして全体として二〇代以下の若年層によって構成されているとみられる。

新規学卒者を主体とする未就業者や転職者の多数は、中小企業に入職するが、製造業の中小企業における転職者入職構成では、製造業、鉱業、建設業転職者、および農林業転職者の比率が五〇〇人以上大企業のそれと比べて低く（実数では多いが）、これ以外の産業（商業部門や運輸通信業など）からの転職者の比率が高い（実数でもきわめて多い）。転職者のうち有経験者の比率も高い。

雇用形態別構成では、常用労働者（常用名義）に新規学卒者の比率がきわめて高く、臨時雇労働者（臨時・日雇名義）においては新規学卒者の比率が低く、転職者が大部分を占めるようになっていいる。年齢構成では大企業への若年層集中状態に対し、中小企業では二五歳以上、特に三〇歳以上入職者の比率もかなり高く（三〇歳以上は、四九九・一〇〇人規模で約一五％、九九・三〇人規模で二一％）、実数では三〇歳以上入職者の大多数が五〇〇人未満の中小企

第41表 入職者の前職歴別・年齢別構成（1959年）（％）

前 歴 別		計	未 就 業 者		既 就 業 者				
			新 規 学 卒 者	そ の 他	農 林、水 産 業 に いた 者	製 造 業、鉱 業、建設業 に いた 者	そ の 他 の 産 業 に いた 者		
製 造 業	調 査 産 業 総 数	100.0	31.7	12.5	6.4(1.8)	24.1(11.0)	25.3		
	規 模 別	500 人 以 上	100.0	30.5	11.5	10.3(1.4)	32.6(13.5)	15.1(2.4)	
		100 ~ 499 人	100.0	32.2	13.7	6.4(2.6)	27.7(11.3)	20.0(3.6)	
		30 ~ 99 人	100.0	27.9	13.3	3.3(1.1)	27.9(14.6)	28.0(5.6)	
	雇 用 形 態 別	常 用 名 義	100.0	38.7	11.6	3.8(1.1)	25.0(12.0)	20.8(4.2)	
		臨 時・日 雇 名 義	100.0	9.2	16.0	12.5(3.1)	38.8(15.9)	23.5(3.6)	
	性 別	男	100.0	27.0	7.8	8.4(2.1)	34.9(16.6)	21.8(4.6)	
		女	100.0	33.7	18.7	4.0(1.2)	22.2(9.2)	21.4(3.4)	
年 齢 別		計	20 歳 未 満	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 歳 以 上	
製 造 業	調 査 産 業 総 数	100.0	46.3	24.2	12.6	10.1	4.4	2.4	
	規 模 別	500 人 以 上	100.0	54.4	27.4	9.1	5.9	2.0	1.0
		100 ~ 499 人	100.0	51.3	23.4	11.4	8.7	3.4	1.7
		30 ~ 99 人	100.0	43.3	22.5	13.4	12.0	5.8	3.0
	雇 用 形 態 別	常 用 名 義	100.0	54.7	21.4	10.0	8.2	3.7	2.0
		臨 時・日 雇 名 義	100.0	35.8	31.1	15.2	11.4	4.4	2.0

〔備考〕 1) 前職歴の既就業者のカッコ内数字は「有経験者」で内数を示す。

2) 労働省「労働異動調査」による。

第42表 離職常用労働者の推移と構成
(単位 1,000人)

産 業 ・ 規 模 別		1956年	1957年	1958年	1959年
常用 名義	調 査 産 業 総 数	608	700	882	988
	製 造 業 総 数	406	480	590	658
	規模別	500人以上	71	87	111
		100～499人	136	172	182
		30～99人	198	221	298
臨時・ 日雇 名義	調 査 産 業 総 数	207	218	255	269
	製 造 業 総 数	153	172	189	210
	規模別	500人以上	51	71	73
		100～499人	61	63	78
		30～99人	41	38	38

〔備考〕 労働省「労働異動調査」による。

業、特に九九〇三〇人規模といった小企業に流入している。
 離職者構成(第42表) (イ)常用労働者(常用名義) 総じて五〇〇人以上大企業に比べて中小企業特に九九〇三〇人規模からの離職者数がきわめて多い。さきにみた中小企業への入職者の多いこと、および転職者の中小企業吸収の多いことなどに対応して、中小企業領域における労働者の移動(入職、離職、再就職)が、全労働移動(労働市場全体)における主流となっていることがうかがわれよう。また離職者数の従来の動きでは、一九五六～一九五七年の好況期に比べて一九五八年の不況期では大企業をも含めて離職者数がやはり増大している。しかし好況期といわれた一九五九年においては、五〇〇人未満規模、特に九九〇三〇人規模の企業において前年より離職者数が増加して

第43表 離職者の離職理由構成 (1959年) (%)

離 職 理 由 別		計	雇用契 約期間 終了	事業の 経理解 による 解雇	死亡・ 病に よる 離職	年 に 離 職 する 停 止 職	本 人 不 意 外 に 解 雇	本 人 不 意 外 に 解 雇	任 意 退 職	
製 造 業	調 査 産 業 総 数	100.0	9.6	6.6	2.1	3.0	5.2	2.4	71.1	
	規 模 別	500人以上	100.0	16.2	5.6 (17.9)	1.7	5.4	2.1	1.0	67.0 (53.3)
		100～499人	100.0	14.8	3.6 (14.4)	1.6	1.7	4.4	1.6	72.4 (60.1)
		30～ 99人	100.0	2.7	5.1 (12.8)	1.5	0.5	9.2	2.4	78.7 (68.2)
	雇 用 形 態 別	常 用 名 義	100.0	—	4.4	2.1	2.6	6.5	2.0	82.3
		臨 時 ・ 日 雇 名 義	100.0	40.2	5.6	0.8	—	4.3	1.2	48.0
	性 別	男	100.0	9.2	5.7	2.4	3.6	6.7	2.7	69.6
		女	100.0	10.3	3.7	1.1	0.4	5.3	0.9	78.4

〔備考〕 1) カッコ内数字は1958年の比率を示す。

2) 労働省「労働異動調査」による。

いる。

離職理由構成をみると(第43表)、任意退職というのが最も多く、これは小規模企業ほど高い。一九五九年においては、この任意退職の比率が前年より高まり、企業整備解雇の比率が低下している。こうして、中小企業特に小企業における低賃金や労働条件の低さ、あるいはその雇用の不安定さなどから、よりよい条件での雇用を求めて離職していく場合が、好況期には増加し、一九五九年における中小企業離職者の増大も、こうした理由によるものの多いであろうことがうかがわれる。なお離職者の年齢構成は、二〇〜二四歳の三〇%をはじめ三〇歳未満計で全体の八〇%を占めている。

(ロ)臨時雇労働者(臨時・日雇名義) 臨時雇の離職者は五〇〇人以上の大企業および四九九〜一〇〇〇人の中企業において多く生み出されており、この数は一九五八年、一九五九年と増加を続けている。臨時雇労働者の離職理由構成(第43表)では、その性質上、雇用契約期間終了というのが目立っているが、一九五九年においては、この雇用期間終了の比率がかなり低下し(前年は五〇・三%)、任意退職の比率が高まっている(前年は三一・四%)。一九五八年と一九五九年とにおける臨時雇離職者数の増加も、こうした離職理由の変化・差異を含んでいるものとみられる。任意退職比率の好況期における高まりには、やはり、雇用の不安定さや賃金その他の労働条件の低さなどから、よりよい条件での雇用を求める離職の増加が多く含まれることであろう。

第二節 新規学卒者の入職状況

最近における、いわゆる技術革新の進展と好況の波に乗って、若年労働力供給の中心であるところの新規学卒者に対する需要がきわ

めて増大し、その不足(充足不能)状況が大きく取り上げられている。

新規学卒就職者の動き(第44表) (1)中学卒就職者 一九六〇年度においては六万三千三百人(就職進学者を除く)で、これは一九五五年度以来の最も低い数字である。また前年度よりも九万三千人減少している。この原因は、中学卒業者が全体として減少したこと、そしてその反面高校進学率が最近一貫して上昇していることにある。

(2)高校卒就職者 一九六〇年度においては五六万七千人(就職進学者を除く)で前年度より七万六千人増加している。この高校卒就職者数は、中学卒就職者数とは反対に卒業生数全体の増加とそのうちの就職率の上昇とによって、一九五五年度以降かなりのテンポで増加してきており、一九六〇年度においては中学卒就職者数にかなり接近している。しかし、中学・高校卒就職者数全体として、前年度よりはやや減少している。

求人・就職状況 (1)中学卒就職者 一九六〇年度中学卒業生に対する求人数(一九五九年一〇月〜一九六〇年六月における新規求人数、以下同じ)は、労働省職業安定局の調べによると、総数九万九千人(公共職業安定所取り扱い分と、職業安定法第二五条三の規定による学校——職業安定業務を分担している学校の取り扱い分の合計、以下同じ)である。これに対して就職者数は四十一万一千人である。新規求人数は就職者数の約二・三倍となっている。このうち、男子は、新規求人数が四六万五千人、就職者数が二〇万人。女子は、新規求人数が四八万三千人、就職者数が二万二千人。

なお、産業別に求人数の多いものをみると、男子では、製造業の金属製品、一般機械、電気機器、輸送用機器、食料品などの諸産業、製造業以外では卸・小売業、サービス業、などである。女子で

第44表 中学・高校卒業者の就職状況

年 月		就 職 者		就職進学者	
		実数 (千人)	比 率 (%)	実数 (千人)	比率 (%)
中 学 校	1955年 3 月	634	38.1	64	3.9
	1956年 3 月	733	39.2	64	3.4
	1957年 3 月	798	39.9	67	3.4
	1958年 3 月	717	37.8	58	3.1
	1959年 3 月	727	36.8	59	3.0
	1960年 3 月	633	35.8	50	2.9
高 等 学 校	1955年 3 月	332	46.4	8	1.2
	1956年 3 月	384	50.8	7	0.9
	1957年 3 月	421	57.6	6	0.8
	1958年 3 月	442	56.9	5	0.7
	1959年 3 月	491	57.5	5	0.6
	1960年 3 月	567	60.7	6	0.6

〔備考〕 1) 比率は卒業者全体に対するものである。

2) 文部省「文部統計速報」による。

は、製造業の繊維工業、電気機器、衣服その他の繊維製品などの諸産業に集中し、製造業以外では卸・小売業、サービス業などが多い。また、求人規模別増加率を東京都の例によってみると（東京都労働局『東京都労働白書』一九六一年五月刊による）、五〇〇人以上の大企業の増加率が一九五九年度からひきつづいてきわめて高くなっている。一九六〇年度においては前年度に比べて、五〇〇人以上規模が九九％、四九九～一〇〇人規模が八九・八％、九九～五〇人規模が三八・六％、それぞれ増加し、反面、四九～一五人規模は六・八％、一四人以下規模は五二・六％、それぞれ減少を示した。

(2) 高校卒就職者 これに対する求人数は、総数五二万八千人で、就職者数はこれに対して二七万八千人である。前者は後者の約一九倍となっている。このうち、男子は、新規求人数が三〇万二千

人、就職者数が一三万三千人。女子は新規求人数が二二万六千人、就職者数が一四万四千人。求人数の多い産業は、男子では製造業の電気機器、一般機械、金属製品、輸送用機器、化学工業などの諸産業に集中し、また製造業以外では卸・小売業、および運輸通信業などが多い。女子では、製造業の電気機器、繊維工業など、および卸・小売業、金融・保険・不動産業などが多い。

また求人規模別増加率（東京都の例、前掲）では、四九九～一〇〇人規模の中企業がむしろ高く、一九六〇年度においては前年度より五〇〇人以上規模が五一・三％、四九九～一〇〇人規模が六四・七％、九九～五〇人規模が三六・六％、四九～一五人規模が一・二％、それぞれ増加し、一四人以下規模では一八・七％の減少を示した。

就職先の産業・規模 (1) 産業別構成（第45表） 中学卒業者の就職先では製造業が全体の五九・五％を占めて最も多い。このうち、就職者の特に多い産業は、繊維工業（特に女子）、電気機器（男・女とも）、金属製品（特に男子）、一般機械（特に男子）、衣服その他の繊維製品（特に女子）など。製造業以外では、農業、卸・小売業、サービス業（特に女子）などが多い。また前年度に比べて、製造業が増加し（一万一千人の増）、農業が減少し（三万五千人の減）——農業は最近一貫して減少している、また卸・小売業やサービス業も減少を示した。

高校卒就職者においても、製造業が全体の三五・八％を占め最も多いが、中学卒就職者の場合に比べるとその比重は低く、卸・小売業（全体の二三・七％）や金融・保険業の比率がより高まっている。また就職者の特に多い産業は、製造業では、電気機器（男・女とも）、一般機械（男・女とも）、金属製品（男・女とも）、化学工業（男・女とも）、食料品（男・女とも）、繊維工業（特に女子）など。

第45表 中学・高校卒就職者の産業別構成
(1960年度) (単位 1,000人)

[illegible]

〔備考〕 1) 就職進学者を含んだ数である。
2) 中学卒のカッコ内は人単位の数字である。
3) 製造業の内訳は就職者数の多い産業を掲げた。
4) 文部省「文部統計速報」による。

以上の大企業および四九九〜一〇〇人規模の中企業が多くなっている。これは、女子の場合男子よりも一般に雇用期間が短く雇用がたえず更新されるために、電気機器産業をはじめとする大・中企業においてたえず補給の必要があること、あるいは紡織工業などの大企業で女子を特に大量に採用すること、などの理由によるものであらう。

高校卒業の男子については、九九～一五人規模および四九九～一〇〇人規模の中小企業が中心をなしている。また女子については、製造業で四九九～一〇〇人規模が最も多く、総数では九九～一五人規模が最も多い。これは

また卸・小売業の特に女子においては製造業就職者数を上回っている。また、一九六〇年度においては前年度と比べて、製造業（五万

四千人の増）や卸・小売業（一万二千人の増）をはじめ、農林業を除く各産業で増加している。

(2) 企業規模別構成 (第46表) 中学卒業の男子では、九九・一五人規模の小企業が最も多く、総数では四〇%、製造業では四二・六%を占める。四九九・一〇〇人規模の中企業への就職がこれに次ぐが、同時に一四人以下の零細企業への入職もそれと同程度に達している。新規学卒者に対する需要が増大し、大企業の求人数も最近特に増加し、新規学卒者供給の不足が叫ばれている現在においても、やはり、中小企業、特に小企業や零細企業への入職者がその主流をなしているのである。女子については、男子とは逆に、五〇〇人

卸・小売業をはじめ中小企業の多い産業への入職が高校卒の女子の場合に多数を占めていることによるものであろう。

(3) 充足状況 このような求人、就職を通じた企業の新規学卒者の

充足状況を、企業規模別にみると、東京都の場合（東京都労働局『東京都労働白書』昭和三六年五月刊）で一九六〇年度においては、中学卒業者の充足状況が、五〇〇人以上規模Ⅱ五六%（前年度は七四%、一九五六年度は七三%であった）、四九九～一〇〇人規模Ⅱ四〇%（それぞれ六九%、七三%）、九九～一五人規模Ⅱ三〇%（それぞれ六五%、五八%）、一四人以下規模Ⅱ四一%（それぞれ五一%、九三%）。高校卒業者については、五〇〇人以上規模Ⅱ六八%（前年度は七四%、一九五六年度は五五%であった）、四九九～一〇〇人規模Ⅱ九一%（それぞれ八九%、五三%）、九九～一五人規

第46表 中学・高校卒就職者の企業規模別構成
(1960年度) (単位 1,000人)

規 模 別			合 計	500人 以上	499～ 100人	99～ 15人	14人 以上
中 学 卒	男	総 数	200	25	46	80	49
		製造業	155	23	43	66	23
	女	総 数	212	73	63	45	31
		製造業	175	69	60	36	10
高 校 卒	男	総 数	133	32	40	47	15
		製造業	68	19	24	21	4
	女	総 数	144	31	41	48	24
		製造業	52	13	19	16	4

〔備考〕 1) 公共職業安定所の取扱い分と、職業安定法第25条3の規定による学校——職業紹介業務を分担している学校の取扱い分との合計。

2) 1959年10月～1960年6月の実績。

3) 労働省職業安定局「労働市場年報——昭和35年版」による。

模Ⅱ八四％(九二％、一〇四％)、一四人以下規模Ⅱ六四％(七七％、一三三％)。一九六〇年度においては特に中学卒業者の充足率が低下し、なかでも小企業、零細企業の充足率の最近における低下が著しい。そして、特に三〇人未満の企業にあっては地方向け求人をはかるものが多くなっているが、これら三〇人未満の小規模・零細企業の地方向け求人については、申込み数に対して一人もこなかった企業(完全未充足)が大多数を占めている状態である(以上前掲『東京都労働白書』による)。

(注) なお、これら新規学卒者の入職後の離職状況についてみると第47表のようである。これは埼玉県における一九六〇年三月

第47表 新規学卒者の離職率
(入職後1ヵ月以内、
製造業) (%)

規 模 別	計	中 学	高 校
規 模 計	3.2	3.0	4.3
500人以上	1.5	1.6	1.4
499～100人	2.1	2.0	2.8
99～30人	4.9	3.9	8.7
29～15人	5.1	4.3	14.3
14～5人	7.6	8.1	—

〔備考〕 1) 埼玉県民生労働部「昭和35年3月学校卒業生充足状況調査」による。

2) 離職率＝
採用後1ヵ月以内の離職者数
新規採用者数

3) 労働省「昭和35年労働経済の分析」より引用。

卒業入職者の調査であるが、入職後一ヵ月以内といった短期間でも離職率はかなり高く、それも小規模企業ほど高くなっている。

地域移動 中学卒業者の場合は、京浜地帯(東京、神奈川、埼玉四万五千人)へのおもな流入県は福島(七千人)、千葉(五千人)、茨城(四八〇〇人)、および宮城、新潟、栃木が三千人台。京阪神地帯(大阪、京都、兵庫三万三千人)——鹿児島(三八〇〇人)、それに徳島、島根、愛媛、高知、宮崎が二千人台。中京地帯(愛知、三重、岐阜、静岡へ三万八千人)——鹿児島(約六千人)、および長崎、熊本が四千人台、長野、高崎が三千人台。

高校卒業者の場合は、京浜地帯(三万四千人)——千葉(五千人)、および福島、茨城、群馬が三千人台。京阪神地帯(一万三千人)——岡山、香川が一千人台。中京地帯(一万三千人)——鹿児島、新潟、長崎、長野が一千人台(以上、労働省職業安定局「労働市場年報」の図表・労働力の流れ、による)。

第三節 離職者の再就職状況

まず、労働省の失業者帰趨調査（注）によってみよう。

（注）「失業者帰趨調査」は、失業保険金受給資格者について、受給資格決定後の就業や家計などの動向を明らかにするもので、ここに掲げたものはその一九五九年度の結果報告による。すなわち、一九五八年九月に失業保険金受給資格の決定を受けた者を対象として、その一九五九年七月における就業状況を示したものである（第一回調査）。調査対象は全国で抽出した五八〇〇人（受給資格決定者総数の約一二分の一）。

雇用形態、企業規模の変化 一九五八年九月に失業保険金を受給するようになって以来、一〇ヵ月目の一九五九年七月までに、その約七二％のものがなんらかの就業を行なっている（男子）。このうち、一九歳以下層および四〇歳代の就業率が八三％で最も高く、三〇歳代が八〇・五％、二〇歳代が七七・五％、そして五〇歳以上層は五二％と低くなっている。しかし、就業者中転職あるいは追加就業希望者の比率は年齢が高まるほど増大し一九歳以下層が二〇・七％、二〇歳代が二〇％であるのに対して三〇歳代は二六・五％、四〇歳代は二九％、そして五〇歳以上層は六九％に及んでいる。

再就業者の就業形態別構成（第48表）では、やはり雇用者として再就職したものが八七・七％を占め、最も多い。ただしこの雇用者のうち常用は六六・四％、臨時日雇は三三・六％で、後者の比率もかなり高くなっている。再就業者中の雇用者の比率は若年層ほど高く、一九歳以下は九五・七％となっているが四〇歳代はそれが八一・八％と低くなっている。また雇用者のうち常用の比率は一九歳以下層に高く（七一・六％）、二〇～四〇代層が六五・六九％、

第48表 再就業者の年齢別、雇用形態別構成（男子）（％）

年 齢 別	計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
就 業 者 総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
業 主	7.6	0.7	3.8	5.8	11.1	15.3	9.8
雇 用 者 計	87.7	95.7	89.3	89.4	86.6	81.8	82.0
常 用	58.2	68.6	58.3	58.0	60.0	53.5	48.3
臨 時	24.8	25.7	28.8	27.4	20.3	21.8	23.8
日 雇	4.7	1.4	2.1	4.0	6.3	6.5	9.8
家 族 従 業 者	3.5	3.6	6.6	4.4	1.6	1.8	0.8
内 職 ・ そ の 他	1.2	—	0.3	0.4	0.7	1.2	7.4
常用／雇用者	66.4	71.6	65.2	64.9	69.4	65.5	59.0

〔備考〕 労働省「失業者帰趨調査結果報告（昭和34年度）」による。

そして五〇歳以上層は五九％と低下し、これに対応して臨時・日雇の比率が高まっている。さらに業主となるものの比率はだいたい三〇歳代から高まる。他方、内職その他に従事するものの比率は五〇歳以上層に高くなっている。再就職者の雇用形態や企業規模について前職と現職とを比較すると（第49表）、前職、現職とも五〇歳以上層および三〇～四九人規模の企業が多く、総じてこの中小企業特に小企業あるいは零細企業の領域での移動が主流を占めることが示されているが、こ

これらの内訳は次のようになっている。常雇の一～四人規模企業からの離職者→五～二十九人規模の常雇（四六・五％）、臨時雇（二七・二％）。五～二十九人規模→同規模の常雇（四五・五％）、臨時雇（一七・九％）。三〇～九九人規模→五～一〇〇人規模の常雇（五四・四％）、臨時雇（一九・四％）。一〇〇～四九九人規模→五～二十九人規模の常雇（二三・三％）、および三〇～四九九人規模の常雇（三四・一％）、臨時雇（二六・五％）。五〇〇人以上規模→五～四九九人規模の常雇（この間の各規模に散在しており、合計で五〇・五％）、臨時雇（三〇・四％）。官公その他の企業→臨時雇（四三・四）、五～九九人規模の常雇（四一・六％）。臨時雇→臨時雇（五八・五％）、五～九九人規模の常雇（二二・二％）。以上だいたいにおいて、常雇であって一〇〇人未満規模企業からの離職者は、主として以前と同規模の企業に常雇として再就職するものが多い傾向を示している。これに対して、一〇〇人以上規模の企業からの離職者は、それ以下の規模の企業の常雇としてか、あるいは臨時雇としての再就職が多くなっている。また臨時雇であった離職者は、再就職によってふたたび臨時雇になる場合が多くみられる。なお、これらの状態を年齢別にみると第50表のようである。

賃金の増減状況（第51表） 再就職を通じて前職当時より賃金が多かれ少なかれ減少するものが増えてきているが、一九歳以下層では、賃金の増加したものが多く（五％以上の増加者が四三・八％）、またその増加率も他の年齢層（二〇歳以上層）におけるよりも高くなっている。増加者にだいたい増減なしのもの（十五％～一五％）を加えると、減少者よりかえって多い。二〇歳以上層からは減少者（一五％以上）の比率が五〇％以上を占めるようになり、三〇歳代ではそれが六二・一％、四〇歳代では六九・六％、五〇歳以上層では七六・一％に達する。さらにこのうち五〇％以上の減少者の比率

第49表 再就職者の前職と現職との比較

前 職	現 職	計	日雇	臨時雇	常 雇 (%)					
					1～4人	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官公その他
臨時雇	臨時雇	100.0 (494)	6.3	58.5	4.7	13.5	8.5	4.9	2.2	1.4
	1～4人	100.0 (58)	6.9	17.2	5.2	46.5	12.1	12.1	—	—
	5～29人	100.0 (680)	3.4	17.9	10.6	45.5	14.2	6.0	1.2	1.2
	30～99人	100.0 (666)	3.9	19.4	9.1	28.2	26.2	10.2	1.8	1.2
	100～499人	100.0 (62)	3.4	26.5	9.0	23.3	15.8	18.3	2.5	1.3
	500人以上	100.0 (312)	8.3	30.4	8.7	16.0	16.0	16.7	5.8	3.2
官公その他		100.0 (106)	5.7	43.4	1.9	20.8	20.8	7.5	7.5	0.9

〔備考〕 1) 現職が雇用者として就職中の者について。

2) カッコ内は実人員を示す。

3) 労働省「失業者帰趨調査結果報告（昭和34年度）」による。

も、三〇歳代から増加し、年齢が高まるほどその比率も高くなる。他方、増加したものでその増加率は年齢が高まるほど低下している。こうして、再就職における一つの傾向——すなわち再就職を通じての雇用諸条件（雇用内容）の低下・悪化の状態が、しかも年齢的な格差をもったものとしてのそうした動きが、これらの調査結果からやはりみとれる。

第50表 再就職者の年齢別、規模別、雇用形態別構成 (%)

計		計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常規模別	雇	67.6	74.6	70.1	64.6	68.9	62.5	55.2
	1～4人	8.8	13.7	10.5	7.0	6.7	6.4	5.2
	5～29人	29.1	29.0	26.5	32.7	29.8	31.5	26.7
	30～99人	15.3	13.3	17.2	13.2	16.5	15.5	12.9
	100～499人	10.8	15.7	11.5	7.8	11.7	7.0	7.8
	500人以上	2.1	2.0	2.2	2.7	2.2	1.6	0.9
官公その他 臨時雇 日雇		1.5	0.8	2.2	1.2	1.9	0.5	1.7
		27.8	24.6	28.5	30.7	23.8	30.0	31.9
		4.5	0.8	1.4	4.7	7.3	7.5	12.9
30人未満および 臨時・日雇計	現職	70.2	68.1	66.9	75.1	67.6	75.4	76.7
	前職	44.7	36.8	43.2	45.9	48.2	46.1	50.2

〔備考〕 1) 失業保険給付日数180日（通常、離職前の継続雇用期間1年～5ヵ年未満の場合）の者について。これが調査対象の大多数を占めている。

2) 労働省「失業者帰趨調査結果報告（昭和34年度）」による。

第51表 再就職者の賃金の前職賃金との変動割合別構成（男子） (%)

賃金増減率	計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
+ 50 % 以上	3.8	8.3	4.8	4.3	2.8	1.2	3.0
+ 20 % ～ + 50 %	10.4	16.7	11.7	9.3	9.9	7.2	10.4
+ 5 % ～ + 20 %	12.0	18.8	13.6	13.6	11.6	11.2	4.8
- 5 % ～ + 5 %	12.2	13.2	13.3	14.3	13.6	10.8	5.6
- 5 % ～ - 20 %	18.5	18.1	20.8	19.3	17.1	20.3	14.7
- 20 % ～ - 50 %	31.3	22.9	31.0	30.6	33.4	31.4	33.3
- 50 % 以上	11.9	2.1	4.8	8.6	11.6	17.9	28.1

〔備考〕 1) 通勤雇用者の状態。

2) 労働省「失業者帰趨調査結果報告（昭和34年度）」による。

第52表 一般労働職業紹介状況

年 月	新規求職申込件数	月間有効求職者数 A	新規求職人数	月間有効求職人数	就職件数 B	就職率 B/A
1954年平均	千件 376	千人 1,166	千人 196	千人 348	千件 146	% 12.5
1955年平均	390	1,283	206	353	158	12.3
1956年平均	406	1,199	259	458	188	15.7
1957年平均	431	1,180	297	572	207	17.5
1958年平均	474	1,407	297	547	212	15.0
1959年平均	456	1,341	348	680	229	17.1
1960年平均	424	1,191	399	881	229	19.2
男	251		226		133	
女	174		173		96	

〔備考〕 1) 一般とは常用労働（雇用期間の定めなきとき、または4ヵ月以上の期限ある仕事）と臨時労働（1ヵ月ないし4ヵ月の雇用期限ある仕事）をあわせいう。
2) 労働省「職業紹介状況報告」による。

公共職業安定所の紹介を通じて入職状況をみていこう（注）。
（注） 公共職業安定所（以下、「安定所」と略称す）の職業紹介が労働者の入職全体のうちでも占める比重は、新規学卒者の場

第四節 公共職業安定所の職業紹介状況

第53表 一般求職者の就職状況（東京都）
（%）

年 別	新規学卒者		一般求職者 （除学卒）	
	殺到率	就職率	殺到率	就職率
1955年	0.9	68.5	4.8	9.2
1956年	1.0	74.3	3.0	11.8
1957年	0.8	79.5	2.8	12.3
1958年	0.8	81.4	3.5	10.0
1959年	0.9	85.1	2.5	11.7
1960年	0.7	87.2	1.9	13.0

〔備考〕 1) 学卒者は中学・高校の合計で、各年3月卒業の就職者についての比率。

2) 殺到率 = $\frac{\text{有効求職者数}}{\text{有効求人数}}$

3) 就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{有効求職者数}} \times 100$

4) 東京都労働局「東京都労働白書」1961年5月刊、による。

合を除いては、一般にきわめて低い。たとえば、さきの「失業者帰趨調査」によって雇用者として再就職したものの入職経路をみると、安定所の紹介が全体の一五・七%（男子の場合は一三・八%、女子は二〇・一%）で、それ以外の大部分は縁故紹介によっている。また一九五九年の「就職構造基本調査」の転職者については、安定所紹介が一%にとどまっている。したがって、以下でみる入職（労働移動）の動きも、こうした安定所を通じて把握された、その意味でのおのずから限られた領域からみた動きであることを考慮されたい。

一般職業紹介状況（第52表）安定所紹介による就職率は、一九六〇年においては一九・二%となっており、最近では最も高くなっている（近年最も高かったのは一九五七年の一七・五%であった）

が、依然として低い水準にある。他方、就職件数は、一九六〇年の一ヵ月平均二万九千件で、件数では前年よりわずか（〇・二％）増加しただけである。この就職件数のうち、常用就職（雇用期間の定めのないもの、または雇用期間四ヵ月以上のもの）が八六・四％臨時就職（雇用期間一〜四ヵ月のもの）が一三・六％となっている。また新規学卒者（中学・高校）の就職件数が、右の就職件数全体のうちの二一・九％を占めている。そのため、新規学卒者を除いた一般職業紹介状況を、東京都の例によってみると、就職者数は一九五八年を最高に、それ以後年々かなり減少を続け、一方、求人数は、一九五九年において大幅に増加したのにひきつづいて一九六〇年も増加している。そのため殺到率（有効求職者数÷有効求人数）も一九五九年以来減少し、就職率はやや高まった。しかし、これを新規学卒者の状況と比べると、一般求職者の殺到率は高く、その就職率は格段に低くなっている。そして、新規学卒者の最近における就職率の一貫した上昇に比べて、一般求職者のそれは、低率のうちにも好・不況の影響による増減変化が示されている。

日雇職業紹介状況（第54表） ここでの「日雇」とは、「日々改めて紹介され、あるいは一ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介されるもの」をいう。一九六〇年において安定所へ日雇求職を行なった者の延数は一ヵ月平均一〇七万八千人で、前年より二二万一千人増加し、最近において最も多くなっている。これは女子の増加（二五万七千人増）によるもので、男子は前年よりやや減少をみせている。また新規求人数（延数）は一ヵ月平均九五万三千人で前年より三五万九千人増加し、就職実人員は四八万人で前年より一万五千人増加している。これらはいずれも女子の増加にもとづくものである。他方不就労働者数は減少し、一九六〇年においては最近では一九五四年、一九五七年に次ぐ低さを示している。

第54表 日雇労働職業紹介状況（単位 1,000人）

年 月	求 延 職 数 総 延 数	新 規 求 人 数 求 人 数 (延 数)	就 職 人 員 就 実 人	失 業 対 策 就 業 人 員 失 業 実 人	月 間 不 就 労 者 数 就 延 数
1954年平均	7,520	6,436	337	251	1,111
1955年平均	9,099	7,616	400	290	1,492
1956年平均	9,920	8,557	435	311	1,372
1957年平均	9,857	8,632	435	299	1,233
1958年平均	9,984	8,493	439	308	1,493
1959年平均	10,559	9,214	465	325	1,349
1960年平均	10,780	9,573	480	324	1,270
男	6,440		291		693
女	4,340		188		578

〔備考〕 1) 日雇とは日々改めて紹介され、あるいは1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介されるものをいう。
2) 労働省「職業紹介状況報告」による。

年齢別にみた求職・求人・就職状況 労働者職業安定局の「年齢別求職・求人・就職状況調査」(注)によってみよう。

(注) これは、同職業安定局が全国の安定所に対して、一九六〇年一〇月における一般職業紹介の状況を調査したもので、以下に掲げた第55表は、そのうちの「七大都府県」についてまとめたものである。この「七大都府県」とは東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の七大都府県——農・林・漁業を除く工業、商業などの産業の就業人口が就業者全体の七〇％以上を

占める地域——をさす。

なお、求職・求人状況を、年齢および職種別の観点からみたものとして大阪府労働部職業安定課による詳しい調査報告が公表されている——「職種別労働力需給状況実態調査結果報告」(一九五九年一〇月、管内の安定所について実施)。

(1) 殺到率と就職率(第55表) 殺到率は二〇歳未満層の一・六倍、二〇歳代の一・二倍に対して、四〇歳代が三・五倍、五〇歳以上層が一・七倍となっており、高年齢層ほど競争率が高まっている。なお、三〇～三四歳層の殺到率の低いのは、集計区分の欠陥——求人年齢の幅が二〇～四五歳といった広範囲に及ぶ場合、これらがすべて三〇～三四歳層に対する求人として分類されたことなどによるものと指摘されている。しかし、右のような年齢的に幅の広い求人の場合も、一般に、実際は若年層採用を前提とした幅の広さなのである。就職率は、やはり若年層ほど高く、二〇歳未満層の二二・四%、二〇～二四歳の一七・一%などに対して、三五～三九歳は一〇%、四〇歳代は七・五%、五〇歳以上は三・三%、と低下している。やはり、高年齢層ほど再就職の困難さが増大することが示されているのである。一般に就職率が高まり就職条件の好転している時期であるにもかかわらず、その就職条件の年齢的な格差の存在はきわめて大きいものがある。

(2) 職業別状況(第56表) 求職においては、技能・半技能的職業が全体として最も多く、これは各年齢層とも共通している。また他方では、単純技能、および自由専門的、管理的、あるいは書記的、販売的といった職業の求職者数についても、特に三五歳以上層からその比重が高まってきている。求人および就職においては、二〇歳未満層に対しては技能・半技能的職業をはじめ、単純技能職業や書記的、販売的職業の求人が多く、またこの年齢層ではこうした職業に

第55表 年齢別求人、求職状況(男子、七大都府県) (%)

年 齢 別	計	20 歳 未 満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 49歳	50歳以上
殺到率 { 七大都府県 全 国	1.5	1.6	1.2	1.4	1.4	1.9	3.5	17.0
	1.5	1.6	1.3	1.3	1.1	1.6	3.7	18.8
就職率 { 七大都府県 全 国	13.7	22.4	17.1	13.1	11.7	10.0	7.5	3.3
	18.2	25.8	22.0	18.9	17.9	16.1	12.1	5.2

- 〔備考〕 1) 「七大都府県」については50ページの注を参照。
 2) 就職率、殺到率の計算方法は、第53表の備考を参照。
 3) 労働省職業安定局「年齢別求職、求人、就職状況調査結果表(昭和35年10月)」による。

就職するものが多い。二〇歳代では、このうち技能・半技能的職業の比重がより強まり、求人および就職の重点がこの職業におかれている。三五～三九歳層になると、求人は技能・半技能的職業がやはり最も多いが、これと並行して単純技能職業の求人割合も増加し、就職においては、後者によるものがかえって多くなっている。そして、四〇歳以上層になると、まず求人および就職の絶対数が激減し(さきにみた殺到率の増大、就職率の低下)、職業的にも単純技能の比率が最も高くなっている。

(注) 最近のいわゆる技術革新の進展と好況の波に乗って、新規学卒者をはじめとする若年労働者や技能労働者や技能労働

第56表 求職、求人、就職の年齢別・職業別構成（男子，七大都府県）

年 齢 別		計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳	50歳以上	年齢不問
求 職	新規一般求職申込み件数	85,168 (100.0)	19,823 (100.0)	25,703 (100.0)	15,573 (100.0)	8,427 (100.0)	4,913 (100.0)	5,179 (100.0)	5,550 (100.0)	×
	自由専門販売の職業	22.9	15.0	25.5	26.9	23.8	23.9	22.3	26.5	×
	奉仕的職業	4.9	3.2	5.8	3.2	3.8	5.4	7.5	10.4	×
	農業，漁業，林業および類似職業	1.8	1.7	1.8	2.0	1.9	2.1	1.9	1.5	×
	技能，半技能職業	45.0	40.6	46.6	50.9	49.9	45.2	41.8	31.5	×
	単純技能職業	20.7	28.4	16.1	15.0	19.3	21.8	24.7	28.3	×
	経験職業	4.7	11.2	4.1	1.9	1.3	1.7	1.9	1.8	×
求 人	新規一般求人件数	74,556 (100.0)	11,149 (100.0)	25,063 (100.0)	14,501 (100.0)	10,222 (100.0)	4,264 (100.0)	2,888 (100.0)	837 (100.0)	5,632 (100.0)
	自由専門販売の職業	14.2	21.1	17.5	11.8	7.3	10.7	9.4	12.4	9.9
	奉仕的職業	2.7	4.3	2.3	1.8	1.5	3.1	6.0	12.2	2.1
	農業，漁業，林業および類似職業	0.2	0.1	0.1	0.4	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3
	技能，半技能職業	50.7	44.6	50.3	55.5	56.3	45.4	39.7	34.2	53.5
	単純技能職業	32.3	29.9	29.9	30.5	34.5	40.7	44.6	41.1	34.1
	求人率									
就 職	一般就職件数	34,086 (100.0)	9,813 (100.0)	10,846 (100.0)	5,909 (100.0)	3,171 (100.0)	1,723 (100.0)	1,528 (100.0)	1,096 (100.0)	×
	自由専門販売の職業	14.9	14.0	17.4	16.4	11.8	11.0	11.1	10.8	×
	奉仕的職業	3.5	2.4	2.7	2.5	4.2	6.3	8.6	13.7	×
	農業，漁業，林業および類似職業	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	1.3	0.2	0.3	×
	技能，半技能職業	48.0	47.2	52.7	53.0	48.2	40.5	30.0	19.1	×
	単純技能職業	32.9	35.7	26.7	27.4	35.1	40.9	50.1	56.2	×
	就職率									

【備考】 労働省職業安定局「年齢別求職、求人、就職状況調査結果表（昭和35年10月）」による。

者に対する需要（求人）が集中的に増大した。そして他方では、三五歳以上といったいわゆる中・高年齢層離職者の再就職がきわめて困難であるという状態が、前者と対照的な現象としてクローズ・アップされるようになった。

こうした現象は、特に一九五九年ごろから目だって現われたものであるが、この中・高年齢層の再就職について、労働省では次のような問題点を指摘している——(1)最近のわが国における雇用失業情勢は、新規労働力は不足しているが、中・高年齢層の労働力は過剰の状態にある。(2)わが国の企業における終身雇用の慣行と、これに関連する封鎖的な雇用制度、年功賃金体系および定年制のため、労働市場は封鎖的である。(3)現在の企業は技術革新の途上にあり、従来の経験と勘にもとづく技能が不用化しつつある。そして、再就職促進対策として、右のような労働市場の封鎖性の打破や職業訓練制度の強化などを取り上げている（これらの対策の詳細は第三部第四編第二章雇用・失業対策を参照）。また、中・高年齢層の適職例を掲げているが、その内容は主として、製造業関係の半技能的職種や単純技能職種で重筋労働でないもの、集金人や販売員、窓口事務、およびサービス係、雑役などである（以上、「中高年齢層の雇用促進」——『職業安定広報』一九六一年四月号による）。

なお、当大原社会問題研究所においても、こうした中・高年齢層の労働移動の問題について、最近、実態調査を行なった。中・高年齢層（だいたい、三五歳以上層をさしているが）についても、年齢的にも幅は広く、また職種（適職）の種類やそれに対する技能・経験の程度なども各人によって異なっている。このため再就職における諸条件も非常な差があつて、一概にはいえない。しかし、年齢的な側面からみて、次のような傾向は指

摘できるようである——一般に、大企業の常用雇用は二五歳未満といった若年層に限られていること。したがってそれ以上の年齢層の離職者は、大企業の臨時雇か、主として中小企業、特に小企業に入職するが、この領域においても臨時雇用がかなりの割合を占めるようになること。賃金は転職によって大幅に減少し、生計を維持するためには長時間の残業によって補わねばならなくなる。こうした雇用条件の低下・悪化（終身臨時工化、雇用の不安定さ、賃金の低下）は、機械工、板金工、仕上工、機械組立・修理工などをはじめ、機械器具製造業関係の技能職種でかなり、長期の経験をもつものでしかも前職と同一職種で入職した場合においても、一般に例外ではないということ。こうした状態は、三五歳以上、特に四〇歳以上層においては目だって現われるようになり、年齢が高まるにつれて、はなはだしくなるということ。しかし、こうした再就職の困難さの原因を、すべて年齢的な要因によってかたづけすることはできず、むしろ年齢的な要因を低条件雇用の理由づけに利用しているような一面もみられ、結局、わが国雇用構造に根ざした問題としてとらえねばならないものであると考えられること。なお、この調査結果は、『中年層の労働移動の実態』——『経済企画庁資料、経企調内昭和三十六年第四号、および大原社会問題研究所『資料室報』一九六一年六月号、八月号に公表されている。参考にされたい。

職業訓練修了者の就職状況 これを、「公共職業訓練訓練生実態調査」（労働省職業安定局『労働市場年報』昭和三五年版）によってみよう（第57表）。

（注）職業訓練制度は一九五八年四月に発足した（制度の内容については第三部第四編第二章雇用・失業対策参照）。ここに掲げ

たものは、公共職業訓練のうち、一般職業訓練所（主として求職者に対して基礎的な技能に関する職業訓練を行なう）の訓練生についてみたものである。なお、訓練所修了者の職種別就職状況については、労働省職業安定局『失業対策年鑑』昭和三十四年度版によると次のようである。（1）一般職業訓練所修了者（一九五九年度、約二万七千人）の就職率は一九六〇年三月末現在平均九六％。その後一二月月後にはほとんど一〇〇％となっている。訓練修了時現在、就職率一〇〇％の職種は、鑄造工、めっき工、配管工、農機具修理工、造船工など一四職種。（2）総合職業訓練所修了者（一九五九年度約七六〇〇人）の就職率は一九六〇年三月末現在平均九九％。就職率一〇〇％の職種は、鑄物工、精密機械工、めっき工、建設機械工など一〇職種。

（1）一般訓練生 訓練生全体の中では現在この一般訓練生が大多数を占めているが、年齢的には一八歳未満あるいは二二歳以下といった若年者が大部分である。このため、前職歴でも職業経験のないものがきわめて多くなっている。この修了者はほとんどが雇用労働者として就職している。常用入職者が大多数を占め、また職种的にも、訓練職種によって入職したものが多くなっている。しかし入職先の企業規模では、やはり、一〇人未満の零細企業をはじめ一〇〇人未満規模への入職がきわめて多い。初給賃金は、通勤者で最高二万二千円から最低一千円まで、平均六千八百円程度である。年齢、技能経験、職種、学歴などの諸条件が各人まちまちで、一概にはいえないが、やはり、その雇用条件はかなり低いとみられる。なお、訓練期間中の生活維持方法では、訓練生の主体が若年、職歴なしの者であることを反映して、家計依存者が大多数を占めている。

（2）駐留軍関係離職特別訓練生 一般訓練生に対して、年齢的にも

三一歳以上層および二三〜三〇歳層が大多数を占めるようになり、前職でも技能関係職種の従事者が大部分を占めている。この修了者は大多数が雇用者として再就職する。このうち常用入職者が大多数を占めるが、それ以外の臨時雇用的な入職も少数ながらみられる。また、職种的には訓練職種による入職がやはり多いが、それ以外の入職もかなり多くなっている。これは前職経験によるものか、または無技能的職種での入職などによる場合であろう。入職先の企業規模では、五〇〇人以上の大企業が入職者の約四六％を占めている。零細企業への入職は少なく、これらの状態は一般訓練生の場合と異なっている。初給賃金は、通勤の最高が三万五千円、平均が一万二千元程度である。これは女子を含めた平均額なので、男子の場合にはより高くなるであろうが、年齢からおしてやはり低賃金雇用の多いことがうかがわれる。訓練期間中の生活維持方法については、失業保険以外によるものが多くなっている。

（3）炭鉱離職特別訓練生 年齢、前職歴などはさきにみた駐留軍離職者の場合とだいたい同様である（もちろん前職の職種は異なるが）。修了者の就職状況についてもだいたい同様であるが、炭鉱離職者の場合、六ヶ月間程度の速成訓練で、炭鉱以外の産業・職種（地域移動も含めて）に入職せねばならない。ここでは常用入職者の比重がより低下して、臨時雇用などの入職が増加しており、また入職先の企業規模も一〇〇人未満の小企業や零細企業が多くなっている。初給賃金は男子通勤者で、最高二万五千円から最低三千円、平均八千〜一万一千円程度でありきわめて低い。そして訓練期間中の生活維持方法では失業保険によるものが多いほか、生活保護の適用を受けたものもかなりみられる。炭鉱離職者の再就職の困難さ（深刻さ）や再就職条件の低さなどの状態がこうした調査にもにじみだしている。なお政府などによる炭鉱離職者対策については、第三部

第57表 公共職業訓練所訓練生の状態（一般職業訓練所——男子）

		1959年下半期			1960年上半期		
		一 般	駐留軍	炭 鉱	一 般	駐留軍	炭 鉱
入 所 訓 練 生 総 数 (人)		17,204	693	111	2,497	538	1,172
入 所 前 の 職 業 (人)	職 業 経 験 な し	13,883	93	16	968	73	71
	技能, 半技能, 単純技能	1,794	352	93	913	201	1,052
	書記・販売	603	60	2	773	94	15
	その他	1,518	90	—	396	220	42
年 齢 別 (人)	18 歳 未 満	13,536	97	18	869	86	105
	18 ～ 22 歳	2,558	146	21	539	95	192
	23 ～ 30 歳	798	186	39	433	140	346
	31 歳 以 上	312	264	33	215	178	529
学 歴 別 (人)	新 新 短 大 中 高 卒 以 上 卒 卒 上 他	14,313	364	72	1,339	322	891
		2,599	202	21	1,002	154	170
		117	37	2	103	16	5
		189	90	16	54	46	106
修 了 者 総 数 (人)		15,722	518	94	2,078	392	734
就 業 状 況 (人)	雇 用 者	14,521	457	73	1,929	382	650
	訓練職種によるもの	13,556	282	59	1,755	213	523
	常用・家族従業者	12,905	432	54	1,749	328	619
	自営・家のため	786	28	6	112	3	23
	補習・就職	173	—	2	20	—	—
雇 用 先 の 企 業 規 模 (人)	1 ～ 9 人	4,122	26	22	327	44	96
	10 ～ 29 人	2,999	41	17	385	67	100
	30 ～ 99 人	3,245	74	13	358	74	220
	100 ～ 299 人	1,650	56	5	294	47	106
	300 ～ 499 人	579	17	2	170	11	22
	500 人 以 上	1,926	243	14	395	140	106
初 給 賃 金 (円)	住 込 平 均	4,822	7,233	—	5,300	—	7,784
	通 勤 { 最 高	20,000	35,000	12,500	22,000	29,000	25,000
	勤 働 { 最 低	1,000	4,000	5,000	2,000	5,000	3,000
	勤 働 { 平 均	6,663	10,599	8,875	8,876	11,922	10,913
訓 練 期 間 中 の 生 活 維 持 方 法 (人)	生 活 保 護 失 業 保 險 他	205	3	9	17	1	60
	生 活 保 護 失 業 保 險 他	18	—	—	6	—	1
	失 業 保 險 他	844	93	46	323	41	372
	その他	18,958	436	39	1,732	350	301

〔備考〕 1) 初給賃金額は男・女平均。ただし「炭鉱」は男子のみの額。「一般」の初給賃金は昼間訓練生の場合をとった。

2) 1958年上半期～1959年下半期については、本年鑑第33集で紹介した。

3) 「公共職業訓練訓練生実態調査」(労働省職業安定局「労働市場年報」昭和35年版)による。

第58表 職種別技能労働者不足状況

[illegible]

〔備考〕 1) 不足数は、調査にもとづく全国推計数。

2) 不足率は、不足数÷調査時現在における技能労働者数×100。

3) 「その他の技能工」とは、上記の28職種に含めない技能的職種に従事する現場労働者をいう。

4) 労働省職業安定局「技能労働力需給状況調査」(「技能労働者不足の実態」——「職業安定公報」1960年9月号)による。

第四編第二章雇用・失業対策を参照されたい。

技能労働者の需給状況　これを、労働省職業安定局の「技能労働力需給状況調査」(注)によってみよう。

(注) 右の調査要領は次のようである。(1)調査時点は一九六〇年二月一日。事業所訪問による。(2)対象の産業は、鉱、建設、製造、運輸通信、電気・ガス・水道、修理。職種は、機械工、仕上工、機械組立工をはじめ職業訓練の対象となる二八職種(当該職種に従事する現場労働者で熟練工と未熟練工のすべてを含む)。および右に含まれない、生産部門における技能的作業に従事する現場従業員。(3)調査事業所数は八八九九(全国で抽出した、一五人以上規模の企業)。

なお、これらの叙述は、「技能労働者不足の実態」（労働省職業安定局『職業安定公報』一九六〇年九月号）にもとづく。

技能労働者の不足数（調査時現在において現に不足をきたしている数、および将来六ヵ月以内に充足を要すると見込まれる数）は、一九六〇年二月現在の推計で約八万一千人となっている（第58表）。これを職種別にみると、不足数の多いおもな職種は、機械工（七万三千人）、仕上工（二万九千人）、機械組立工（二万五千人）、ラジオ・テレビ修理工（二万四千人）、および金属プレス工、活版印刷工、塗装工、板金工、電工（それぞれ一万人以上）、などである。これらは総じて不足率（計算方法は第58表の備考参照）でも高い職種であって、このうちラジオ・テレビ修理工の不足率は二七％で最高を示す。このほか、不足数では比較的少なくとも不足率の高い職種としては、左官（二一％）、建設機械工（二〇％）、ブロック建築工などが特に目だっている。

産業別では、製造業の不足数が約六八万六千人（全体八四・五％）

を占めて最も多くなっている。また不足率（一六・八％）でも最も高い。このうち、金属機械関係の産業の不足数が二万三千人（不足率一七・四％）、化学関係が八万五千人（二三・九％）となっている。

また企業規模別不足状況をみると次のようである。五〇〇人以上規模は不足数一四万八千人（不足率九・一％）、四九九～三〇〇人規模は七万九千人（二二・二％）、二九九～一〇〇人規模は一三万二千人（一四・三％）、九九～一五人規模は四五万二千人（一九・五％）。不足数は、九九～一五人の小企業においてきわめて多く、不足率もまた最も高い。そして不足率は大企業ほど低くなっている。

なお、これらの技能労働者の需要のうち、企業が要求する技能程度については、「経験六年程度以上の技能を必要とする者（熟練工）」が不足総数の一一・二％にとどまり、他の八八・八％が、経験年数のそれ以下の技能工（半熟練工以下）となっており、経験（熟練）の程度よりも技能工としての若年労働者に対する需要がきわめて多くなっていることが、指摘されている。すなわち、この技能労働者の不足状態は、内容的には主として、当該職種の若年労働者の不足（供給に対する需要増大）を現わすものである。若年層労働者に対する最近の需要増大がそうした形で現われているといってもよいであろう。不足状況の著しい職種についても、企業が要求している年齢条件などの制限のために、当該職種についての一定の経験工でさえあれば引っぱりだこであり、だれでも好条件で入職（再就職）できる、ということの意味するものではないのである。

第三編 労働条件と労働者の生活

第一章 賃 金

第一節 名目賃金および実質賃金

一九六〇年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計調査」(規模三〇人以上)による調査産業総数二万四三七五円、製造業二万二六三〇円であり、前年に比べて前者が七・八%、後者が八・八%の上昇となっている。前年の上昇率は、おのおの六・九%、八・四%であったから、一九六〇年の上昇率のほうが上回っていることになる。このような二年間にわたってかなり大きな賃金上昇がみられるのは、いうまでもなく好況局面がつづき、高水準の生産活動が行なわれたため、労働力の需給が逼迫したためである。労働力不足は、若年労働力において特に著しく、したがって初任給は、かなり大幅に引き上げられた。前年に対する賃金上昇率を産業大分類にみると、鉱業七・二%、建設業九・七%、製造業八・八%、卸売・小売業七・八%、金融・保険業五・一%、不動産業一五・八%、運輸通信業七・九%、電気・ガス・水道業七・七%となっている。不動産業、建設

業、製造業の上昇率が高い。前年の上昇率と比較して目だっていることは、鉱業の上昇率が回復していることであろう(前年はわずかに二・九%の上昇にすぎなかった)。これは、石炭産業の景気がやや上向いたことの反映だと思われる。

次に産業中分類別にみると、最も上昇率が高いのは皮革・同製品製造業(一三・六%)であり、次いで石油製品・石炭製品製造業(一二・四%)、衣服・その他の繊維製品製造業(一二・二%)、繊維工業(一一・九%)、精密機械製造業(一一・九%)の順となっている。上昇率の最も低いのは、電気機械器具製造業(四・二%)であり、次いでゴム製品製造業(六・八%)、パルプ・紙・紙加工品製造業(六・九%)となっている。

鉱業・製造業別名目賃金の月別推移は、第59表のとおりであり、鉱業・製造業ともに下期の賃金上昇が顕著である。すなわち、まず鉱業では一月から五月までだいたい二万二千円台で推移しているが、九月以降には二万三千円台に上昇しており、また製造業は、一月から三月まで一万八千円を少しこえたくらいの水準であるが、四月に若干上昇し、九月以降は一万九千円台に近づいている。前年の月別推移の型に比べて目だつのは、製造業の場合、六月の賃金上昇率が前年よりも上回っていることである。これは製造業において夏季一時金の支給がかなり大幅であったことを物語るものであろう。

第60表 調査産業総数および製造業における
実質賃金指数の推移 (1955年平均=100)

年 月	調査産業総数		製 造 業	
	指 数	対前年同期増減率	指 数	対前年同期増減率
1955年平均	100.0	—	100.0	—
1956年平均	107.1	+ 7.1	108.9	+ 8.9
1957年平均	108.7	+ 1.5	109.3	+ 0.4
1958年平均	112.5	+ 3.5	112.3	+ 2.7
1959年平均	118.1	+ 5.0	119.5	+ 6.4
1960年平均	121.8	+ 3.1	124.5	+ 4.2
1960年 1 月	100.0	+ 1.3	101.7	+ 2.8
2 月	99.0	+ 1.9	102.4	+ 2.9
3 月	103.9	+ 4.5	101.9	+ 4.9
4 月	103.7	+ 3.4	104.2	+ 3.4
5 月	100.5	+ 0.8	102.6	+ 2.5
6 月	148.6	+ 4.3	145.9	+ 6.3
7 月	148.0	+ 5.3	167.1	+ 6.9
8 月	105.2	+ 0.2	106.4	+ 2.3
9 月	102.5	+ 0.2	101.5	+ 0.4
10 月	100.7	+ 1.6	102.3	+ 2.0
11 月	104.4	+ 2.6	108.9	+ 3.0
12 月	243.9	+ 6.9	247.6	+ 7.0

〔備考〕 1) 実質賃金指数 = $\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$

2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

にもかかわらず、実質賃金がかえって低下しているのは、いうまでもなく消費者物価がかなり顕著な騰貴を示したからである。すなわち、消費者物価において上昇の著しいのは、食料のうちの肉類、魚介、雑費のうちの教育、修養娯楽、住居のうちの家賃地代、住宅修繕、さらに光熱などであった。製造業の対前年上昇率は、四・二%であり、前年の六・四%にひきついてかなり好調な伸びを示している。

実質賃金の月別の対前年同期増加率を検討してみると(第60表)、まず調査産業総数においては、下期の増加率が停滞していることが目だつ。これは前年下期の増加率が高かったこと、さらに下期の消費者物価の値上がりが大きかったからである。しかし製造業は下期の名目賃金の上昇率が高かったため、実質賃金の対前年同期増加率も上期に比べてそれほど低下をみていない。調査産業総数および製造業を通じての特徴は、六月、七月、一二月の一時金支給時期における増加率が高いことである。一九六〇年においては一時金の支給がかなり大幅であったことを物語るものであろう。

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると、一九六〇年の調査産業総数の平均は、一九五九年に比べると三・一%の上昇である。

第59表 鉱業、製造業における平均現金給与総額の対前月比 (規模30人以上) (単位 円, カッコ内%)

産業別	月別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
鉱 業		22,316 (-45.5)	21,832 (-2.2)	22,706 (+4.0)	22,732 (+0.2)	22,697 (-0.2)	25,990 (+14.5)	29,416 (+13.1)	32,696 (+11.2)	23,209 (-29.0)	23,053 (-0.7)	23,458 (+1.8)	44,892 (+91.3)
製 造 業		18,129 (-55.7)	18,281 (+0.8)	18,110 (-1.0)	18,669 (+3.0)	18,440 (-1.3)	26,537 (+43.8)	30,490 (+14.8)	19,682 (-35.5)	18,797 (-4.5)	18,990 (+1.0)	19,876 (+4.5)	45,558 (+129.1)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。
2) 対前月比は指数に直して計算してある。

第61表 産業別1人平均月間現金給与総額

(規模30人以上)

(単位 円)

産 業 別	年 別	1959年	1960年
		平 均	平 均
調 査 産 業 総 数		22,608	24,375
調 査 産 業		24,479	26,250
建 設		19,345	21,213
製 造		20,792	22,630
食 料 品 製 造		18,143	19,237
た ば こ 製 造		26,043	28,097
織 維 工 業		12,820	14,343
衣服, その他織維製品製造業		10,498	11,775
木 材, 木 製 品 製 造 業		14,101	15,370
家 具, 装 備 品 製 造 業		14,564	16,110
パルプ, 紙, 紙加工品製造業		23,580	25,196
出版, 印刷, 同 関 連 産 業		25,335	28,055
化 学 工 業		26,009	28,342
石油製品, 石炭製品製造業		29,872	33,575
ゴ ム 製 品 製 造 業		15,225	16,256
皮 革, 同 製 品 製 造 業		18,170	20,643
窯 業, 土 石 製 品 製 造 業		20,130	22,012
鉄 鋼 業		31,722	34,282
非 鉄 金 属 製 造 業		26,031	28,238
金 属 製 品 製 造 業		18,606	20,666
機 械 製 造 業		22,346	24,663
電 気 機 械 器 具 製 造 業		20,644	21,520
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		28,237	30,219
精 密 機 械 製 造 業		19,276	21,576
そ の 他 の 製 造 業		13,826	15,277
卸 売 業, 小 売 業		21,457	23,139
金 融, 保 險 業		30,634	32,191
不 動 産 業		25,280	29,270
運 輸 通 信 業		26,253	28,336
電 気, ガ ス, 水 道 業		33,596	36,178

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第二節 賃金の産業別・規模別・

地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると(第61表)、製造業を一〇〇とすれば鉱業一一六・〇、建設業九三・七、卸売・小売業一〇二・二、金融・保険業一四二・二、不動産業一二九・三、運輸・通信業一二五・二、電気・ガス・水道業一五九・九となっている。最

も高いのが電気・ガス・水道業、次いで金融・保険業であり、建設業が一番低い。前年にひきつづいて製造業の賃金が相対的に高まる傾向が顕著である。

次に製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、指数の最も高いのは前年と同様に鉄鋼業(一一五・五)、次いで石油製品・石炭製品製造業(一四八・四)、輸送用機械器具製造業(一三三・五)の順である。前年に比べると石油製品・石炭製品製造業および輸送用機械器具製造業の賃金は相対的に上昇をみている。

第62表 製造業規模別賃金格差

年 月	現金給与総額			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1955年	100.0	74.3	58.8	—
1956年	100.0	72.1	56.1	—
1957年	100.0	70.8	56.0	—
1958年	100.0	69.7	54.7	43.6
1959年	100.0	69.6	56.1	44.3
1960年	100.0	70.7	58.9	46.3

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

大企業は年齢の高い者が比較的多く平均年齢が高いのに対して、中小企業は年齢の低い者が多く平均年齢が低いからである。したがって企業規模別に同一年齢の賃金の格差をみた場合は、平均賃金ほどの大きな格差はみら

る。指数が最も低いのは、衣服その他の繊維製品製造業(五二・〇)、であり、次いで繊維工業(六三・四)、その他の製造業(六七・五)、木材・木製品製造業(六七・九)の順であるが、前年に比べて格差は縮小している(たとえば繊維製品製造業は前年も五〇・四であった)。

一九六〇年における賃金の規模別格差をみると(第62表)、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇とすれば、一〇〇～四九九人の規模の賃金は七〇・七、三〇～九九人の規模の賃金は五八・九、五～二九人の規模の賃金は四六・三である。年次別の推移をみると、一〇〇～四九九人の規模の賃金は、一九六〇年において六九・六から七〇・七に比率が上昇し、三〇～九九人、および五～二九人の規模の賃金は一九五九年以降格差の縮小が顕著である。要するに一九六〇年においては大企業と中小企業の賃金の格差はかなり縮小をみているといえてよいであろう。なおこのような規模別賃金格差は、平均賃金の格差であるから、必ずしも賃金の開きの実態を表わしているとはいえない。なぜならば、大企業は年齢の高い者が比較的多く平均年齢が高いのに対して、中小企業は年齢の低い者が多く平均年齢が低いからである。したがって企業規模別に同一年齢の賃金の格差をみた場合は、平均賃金ほどの大きな格差はみら

第63表 鉱業における規模別1人平均月間現金給与額
(単位 円)

規模別 月別	500人以上	100～499人	30～99人
1960年1月	24,516(100.0)	18,808(76.7)	16,098(65.7)
2月	23,774(100.0)	18,597(78.2)	16,701(70.2)
3月	24,896(100.0)	19,177(77.0)	16,662(66.9)
4月	25,045(100.0)	18,961(75.7)	16,616(66.3)
5月	24,876(100.0)	19,123(76.9)	17,077(68.6)
6月	27,658(100.0)	24,214(87.5)	19,142(69.2)
7月	32,448(100.0)	24,393(75.2)	21,741(67.0)
8月	36,766(100.0)	27,102(73.7)	19,519(53.1)
9月	25,493(100.0)	19,694(77.3)	16,798(65.9)
10月	25,166(100.0)	19,843(78.8)	17,069(67.8)
11月	25,695(100.0)	19,917(77.5)	17,513(68.2)
12月	49,095(100.0)	39,229(79.9)	30,978(63.1)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

れないと思われる。

規模別の現金給与額の推移を第63・64表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模の企業の場合、六月が八七・五とかなり高いことが目だっている。これは五〇〇人以上の規模の企業のボーナスが七月、八月にずれるものが多いのに対して、この規模の企業では六月に払われるものが多い

第64表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

(単位 円)

規模別 月別	500人以上	100～499人	30～99人
1960年1月	22,730(100.0)	16,406(72.2)	13,938(61.3)
2月	22,324(100.0)	16,608(74.4)	14,765(66.1)
3月	22,237(100.0)	16,384(73.7)	14,578(65.6)
4月	23,029(100.0)	16,903(73.4)	14,902(64.7)
5月	22,857(100.0)	16,630(72.8)	14,626(64.0)
6月	36,820(100.0)	22,671(61.6)	17,275(46.9)
7月	41,027(100.0)	26,986(65.8)	19,522(47.6)
8月	23,272(100.0)	17,999(77.3)	16,468(70.8)
9月	22,829(100.0)	16,972(74.3)	15,109(66.2)
10月	22,966(100.0)	17,159(74.7)	15,379(67.0)
11月	24,232(100.0)	17,900(73.9)	15,881(65.5)
12月	59,950(100.0)	40,907(68.2)	30,317(50.6)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

ためであろう。三〇～九九人の規模の企業は、二月を除いてだいた
い六〇％台で推移し、八月だけが五三・一と低い比率を示してい
る。しかし前年八月が四五・〇にすぎなかったから、一九六〇年に
おいては三〇～九九人の規模の企業で支払われた一時金がかなり多
かったことを物語るものであろう。

製造業の場合、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九

人の規模の企業の賃金は、六、七、一二月の一時金支給時期を除
いて七〇％台で推移している。この点は前年の推移と変わりがなく、
依然として一時金は大企業との間かなりの開きがあるといってい
る。三〇～九九人の規模の企業の場合は、ほとんどの月が六〇％台
であるが、しかし六月(四六・九)、七月(四七・六)、一二月(五
〇・六)と極端に低い。

賃金の地域別格差は(第65表)、東京を一〇〇として鉱業において
最も高いのは北海道六〇・四(前年は五七・八)、次いで和歌山五
八・四(前年は五三・九)、新潟五七・三(前年は五五・七)、兵庫
五六・八(五三・〇)、岡山五五・一(五〇・七)の順となってい
る。和歌山、新潟、兵庫、岡山などは、前年に比べるとかなり比率
が上昇している。低い地域は、熊本三〇・八(前年は三二・二)、
広島三七・四(前年は三二・七)、山形三七・七(三五・六)、愛知
三九・八(三二・五)の順である。熊本だけは、前年より比率が低
下しているが、その他の地域は比率が上昇しており、地域別賃金格
差は縮小しているといつてよい。

製造業で最も高いのは長崎一九・一(前年は二七・八)、福岡
一一・八(前年は二〇・九)、岩手一一・八(二一・六)、山口
一一・四(一一・三)の順であり、前年は福岡が一位だっ
たのが長崎にいかわっている。賃金が低いのは、山梨五〇・八
(前年は四九・〇)、山形五七・二(前年は五六・五)、鹿児島五八・
四(前年は五七・四)、宮城六五・五(六三・三)の順となってい
る。前年は最高・最低の開きが七一・九であったのに対して、一九
六〇年は六七・三であり、前年にひきつづいて地域別賃金格差縮小
の傾向が顕著である。

第65表 鉱業・製造業における府県別平均賃金指数
(1960年, 東京=100)

府県別		産 業 別	産 業 別	府県別		産 業 別	産 業 別
産 業 別	産 業 別			産 業 別	産 業 別		
北 海	道 森	60.4	102.2	三 滋	重 賀	54.8	78.7
青 岩	手 城	48.1	69.7	京 大	都 阪	40.0	72.1
宮 秋	田	52.4	118.3	兵 庫	庫	46.0	79.6
山 福	形 島	45.4	65.5	奈 和	良 山	—	94.9
茨 栃	城 木	56.4	74.7	鳥 岡	取 根	56.8	103.5
群 馬	馬	37.7	57.2	広 山	島 口	*	67.4
埼 千	玉 葉	52.2	73.8	徳 香	島 川	(43.9)	85.4
東 神	京 川	47.0	85.2	愛 媛	媛	35.8	60.0
新 潟	潟	51.4	76.0	高 福	知 岡	55.1	71.1
富 石	山 川	49.6	63.2	佐 長	賀 崎	37.4	75.5
福 山	井 梨	50.9	73.8	熊 本	本	55.0	92.9
山 長	野	40.6	94.1	大 宮	分 崎	*	114.1
岐 静	阜 岡	100.0	100.0	鹿 児	島	*	61.3
愛 知	知	(44.3)	111.6			59.1	66.1
		57.3	76.5			53.7	87.8
		*	79.3			50.4	68.3
		47.3	66.5			53.4	118.8
		42.5	59.3			51.1	65.8
		41.4	50.8			30.8	119.1
		(44.2)	63.3			40.6	84.5
		55.7	69.3			50.9	43.0
		49.4	78.5			50.8	84.7
		39.8	78.7				58.4

〔備考〕 1) *印は集計事業所数が2以下のため、本表には掲載しないものであり、一印は調査事業所がないことを示す。

2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

年齢別賃金格差をみると(第68表)、まず鉱業の労務者においては、一千人以上の大企業の場合、三五歳以上四〇歳未満の労働者の賃金が一九・〇と最も高く、次いで四〇歳以上五〇歳未満(一〇・八・九)、三〇歳以上三五歳未満(一〇・四・〇)の順となっている。次に一〇・九人の規模の企業では、三五歳以上四〇歳未満が一・二・七と最も高く、次いで三〇歳以上三五歳未満(一〇・六・七)、二五歳以上三〇歳未満(一〇・四・三)の順となっている。このように鉱業では大企業、中小企業をとわず、製造業の大企業におけるような年功序列賃金とは、著しく異なったタイプを示しているといつてよい。これ

り、前年は四二・九、三八・八であるから、ここでも製造業の格差が縮小し、また特別に支払われた給与では、鉱業四六・七、製造業三三・六で、前年は四六・四、三二・七であったから、鉱業、製造業とも格差が縮小していることになる。

賃金を労働者の種類別にみると(第66表)、まず現金給与総額では管理および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六七・七、製造業五八・二となっている。前年は鉱業六五・三、製造業五七・八であったから、前年にひきつづき格差は縮小をみている。臨時給

賃金の男女別格差をみると(第67表)、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子鉱業四二・二、製造業三八・六である。前年は四三・四、三七・七であったから、製造業においては若干格差が縮小している。

与の開きは、鉱業三六・七、製造業四二・二であり、前年は鉱業三四・九、製造業四一・四であるから、これまた格差が縮小しているといつてよい。

第三節 賃金の労働者種類別・男女別・年齢別格差

第66表 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額ならびに臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額
(規模30人以上, 1960年平均) (単位 円)

労働者の種類 給与内訳	常 用		労働者		臨時・日雇労働者1人1日平均現金給与額	
	計		生産労働者		管理, 事務および技術労働者	
	現金給与総額	定期給与	現金給与総額	定期給与	現金給与総額	定期給与
産業別	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与
総数	24,375	19,617	4,758	*	*	*
鉱業	26,250	22,547	3,703	24,144	21,326	2,818
製造業	22,630	18,319	4,311	19,460	16,174	3,286
					35,689	28,011
					33,416	25,627
						7,678
						7,789
						471
						391
						421

【備考】 1) *印は労働者の種類別の調査を行なっていない。

2) 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

は鉱業の場合ほとんどが出来高給を採用しているため、年齢にかかわらず能力のあるものが高賃金をとっていることの反映である。

製造業の労働者においては、一千人以上の大企業の場合、四〇歳以上五〇歳未満および五〇歳以上の賃金が一四四・六と最も高く、次いで三五歳以上四〇歳未満(一二七・四)、三〇歳以上三五歳未満(一一一・〇)、二五歳以上三〇歳未満(八四・八)の順となっており、典型的な年功序列賃金である。鉱業の場合と比べると年齢別賃金格差がきわめて大きく、一八歳未満と五〇歳以上の賃金格差は、約四・八倍であり、前年の約四・五倍よりも開いている。一〇〜九九人の規模の中小企業では、四〇歳以上五〇歳未満の賃が一三六・一と最も高く、次いで三五歳以上四〇歳未満(一一四・四)、三〇歳以上四〇歳未満(一二三・一)、二五歳以上三〇歳未満(一一〇・八)の順となっている。前年に比べると高年齢層の賃金が相対的に低下していることが目立つ(前年は最高の四〇歳以上五〇歳未

満が一四〇・〇であった)。いずれにせよ中小企業の年齢別賃金格差は、大企業に比べてはるかに小さく、欧米型に近い形をとっているといえてよいであろう。

職員層の年齢別賃金格差をみると(第69表)、まず鉱業における一千人以上の大規模企業は、五〇歳以上の賃が一三二・一で最も高く、次いで四〇歳以上五〇歳未満(一一九・九)、三五歳以上四〇歳未満(一〇〇・四)、三〇歳以上三五歳未満(八四・七)の順であり、いわゆる年功序列賃金の型になっている。しかしあとで述べる製造業の大企業の職員の賃金に比べると年齢別賃金格差は小さく、賃金上昇のカーブもなだらかであり、さらに前年と比べると、最低・最高の格差は縮小している。一〇〜九九人の規模の企業の場合、四〇歳以上五〇歳未満の賃が一三四・四と最も高く、次いで三五歳以上四〇歳未満(一二三・〇)、三〇歳以上三五歳未満(九七・一)の順であり、大企業の場合よりも年齢別格差が大きいのが特徴である。

第67表 常用労働者の性別1ヵ月平均
現金給与総額（1960年）

（単位 円）

産業別	性別	現金給与総額		支払われていた特別給	
		男子	女子	男子	女子
総数		29,030	12,414	23,303	10,129
鉱業		27,439	11,586	23,582	9,783
製造業		28,536	11,002	22,983	9,138

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

では、旧高専、短大卒が一一三・三で最も高く、次いで旧大、新大卒（一一一・三）、旧中・新高卒（九四・二）、小学・新中卒（八九・七）の順である。前年は、旧大・新大卒が最も高かったが、一九六〇年は旧高専、短大卒といれかわっている。これは旧高専出の技術者の多いためであろうか。一〇〇九人の規模の企業は、旧大、新大卒が一一一・三で最も高く、次いで旧高専・短大卒（一一三・九）、小学・新中卒（九七・四）、

製造業の職員においては、一千人以上の大企業の場合、五〇歳以上の賃金が一五四・一で最も高く、次いで四〇歳以上五〇歳未満一四八・〇、三五歳以上四〇歳未満一二〇・一の順であり、年齢別格差は七・二倍とかなり大きい。前年は六・六倍であったから、格差はいっそう開いたことになる。一〇〇九人の規模の中小企業の場合、最も高いのは四〇歳以上五〇歳未満の一二九・五であり、次いで三五歳以上四〇歳未満（一二四・二）、五〇歳以上（一二五・六）、三〇歳以上三五歳未満（一一一・〇）の順となっており、労働者の場合とまったく同様の傾向がうかがわれる。

学歴別に賃金をみると（第70表）、まず鉱業では一千人以上の企業では、旧高専、短大卒が一一三・三で最も高く、次いで旧大、新大

旧中・新高卒（九六・二）の順である。

製造業では一千人以上の大企業では、旧高専・短大卒の賃が一〇七・一で最も高く、次いで旧大・新大卒（一〇七・〇）、旧中・新高卒（九四・三）、小学・新中卒（八八・四）の順であるが、鉱業の場合と同様に最高が旧大・新大卒から旧高専・短大卒といれかわっている。一〇〇九人の規模の企業では、旧高専・短大卒の賃が一〇一・八で最も高く、次いで旧大・新大卒（一一〇・〇）、旧中・新高卒（九六・〇）、小学・新中卒（八九・〇）の順である。鉱業と製造業を比較してみた場合、鉱業のほうが一般に学歴別格差が大きい。

第四節 賃金支払形態

労働省の最新の「給与構成調査報告」（一九五九年九月）によれば、産業別の給与構成比率は、第71表のとおりである。まず総数では、基本給の比率が一九五八年に比べると八一・三から八一・一に若干低下し、奨励給が一一・九から一二・三に増加している。奨励給のなかでは精皆勤給の比率は変わらないが、能率給の比率が一〇・八から一一・二に増大している。奨励給のなかでは精皆勤給の比率は変わらないが、能率給の比率が一〇・八から一一・二に増大している。その他の項目で比率が変化しているのは、超過勤務給である。すなわち一九五八年は一二・六であったのが、一九五九年は一四・六に増大している。これは、景気好転によって労働時間が延長したことの反映であろう。

鉱業では基本給の比率が製造業に比べて低いばかりでなく、一九五八年の五九・一から一九五九年の五七・六に低下している。しかし奨励給のうち能率給の比率の増加が著しく三一・四から三三・二

第68表 年齢別賃金格差（男子労働者学歴計，年齢計＝100）

年 齢 別	鉱		業		製		造	
	1,000人以上		10～99人		1,000人以上		10～99人	
	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額
計	11.0年	25,506円 (100.0%)	4.4年	16,213円 (100.0%)	9.3年	25,494円 (100.0%)	4.5年	15,421円 (100.0%)
18歳以上	1.6	6,521 (25.6)	0.7	9,181 (56.6)	1.2	7,580 (29.7)	1.2	7,641 (49.5)
20歳以上	1.6	15,556 (61.0)	1.5	11,266 (69.5)	1.7	11,613 (45.6)	2.2	10,363 (67.2)
25歳以上	3.3	20,470 (80.3)	2.3	14,800 (91.3)	3.3	15,282 (59.9)	3.5	13,736 (89.1)
30歳以上	7.8	23,875 (93.6)	4.0	16,916 (104.3)	7.1	21,628 (84.8)	4.9	17,091 (110.8)
35歳以上	11.1	26,523 (104.0)	4.4	17,294 (106.7)	10.9	28,307 (111.0)	5.5	18,985 (123.1)
40歳以上	12.3	27,802 (109.0)	5.1	18,273 (112.7)	12.5	32,488 (127.4)	6.3	20,724 (134.4)
45歳以上	14.7	27,768 (108.9)	4.7	16,676 (102.9)	15.3	36,872 (144.6)	7.1	20,994 (136.1)
50歳以上	15.7	24,515 (96.1)	7.0	14,590 (90.0)	17.5	36,855 (144.6)	7.8	18,090 (117.3)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

第69表 年齢別賃金格差（男子職員学歴計，年齢計＝100）

年 齢 別	鉱		業		製		造	
	1,000人以上		10～99人		1,000人以上		10～99人	
	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額	平均勤続年数	平均月間きまって支給する給与額
計	15.2年	35,489円 (100.0%)	6.1年	20,043円 (100.0%)	11.3年	34,463円 (100.0%)	6.4年	22,590円 (100.0%)
18歳以上	2.5	7,328 (20.6)	0.5	7,000 (34.9)	1.0	7,344 (21.3)	1.5	7,440 (32.9)
20歳以上	1.2	11,956 (33.7)	0.7	7,697 (38.4)	1.0	11,281 (32.7)	1.4	9,279 (41.1)
25歳以上	3.0	15,304 (43.1)	2.6	11,651 (58.2)	3.0	15,983 (46.4)	3.1	13,564 (60.0)
30歳以上	7.2	21,532 (60.7)	4.0	15,987 (79.8)	6.0	23,305 (67.6)	4.9	19,113 (84.6)
35歳以上	11.7	30,055 (84.7)	5.6	19,447 (97.1)	10.7	32,864 (95.4)	6.9	25,065 (111.0)
40歳以上	15.1	35,648 (100.4)	6.3	22,638 (113.0)	14.3	41,389 (120.1)	7.8	28,035 (124.1)
45歳以上	19.2	42,558 (119.9)	8.2	24,921 (124.4)	18.3	51,012 (148.0)	8.8	29,250 (129.5)
50歳以上	21.4	43,335 (122.1)	7.1	20,034 (100.0)	20.7	53,118 (154.1)	9.1	26,125 (115.6)

〔備考〕 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

第70表 学歴別賃金格差（学歴計=100）（単位 円，カッコ内%）

学 歴 別	鉱 業		製 造 業	
	1,000人以上	10～99人	1,000人以上	10～99人
学 歴 計	30,055(100.0)	19,447(100.0)	32,864(100.0)	25,065(100.0)
小 学・新中卒	26,970(89.7)	18,932(97.4)	29,050(88.4)	22,302(89.0)
旧 中・新高卒	28,307(94.2)	18,707(96.2)	30,980(94.3)	24,062(96.0)
旧高専・短大卒	34,040(113.3)	22,145(113.9)	35,200(107.1)	28,013(111.8)
旧 大・新大卒	33,442(111.3)	23,585(121.3)	35,167(107.0)	27,577(110.0)

〔備考〕 1) 30歳以上35歳未満の男子職員。

2) 労働省「賃金構造基本調査結果報告書」による。

第71表 産業別の給与構成比率（労職計，規模計）（%）

産業および年 月	計 1)	基本給	奨 励 給			生 活 補助給	超 過 勤務給	2) その他
			計	精 勤	皆 給	能率給		
総 数 (含建設業, 不動産業)								
1955年9月	100.0	78.5	13.4	1.1	12.3	8.1	12.5	1.3
1956年9月	100.0	78.8	13.3	1.2	12.1	7.9	14.2	1.3
1957年9月	100.0	79.8	12.9	1.1	11.8	7.3	14.2	1.2
1958年9月	100.0	81.3	11.9	1.1	10.8	6.8	12.6	1.4
1959年9月	100.0	81.1	12.3	1.1	11.2	6.6	14.6	1.2
鉱 業								
1955年9月	100.0	59.8	31.5	0.7	30.8	8.7	13.9	3.2
1956年9月	100.0	58.7	33.4	1.3	32.1	7.9	17.0	3.6
1957年9月	100.0	58.3	33.5	1.3	32.2	8.2	19.0	3.3
1958年9月	100.0	59.1	33.1	1.7	31.4	7.8	16.8	3.9
1959年9月	100.0	57.6	34.6	1.4	33.2	7.8	16.3	4.2
製 造 業								
1955年9月	100.0	79.4	13.5	1.5	12.0	7.1	13.6	1.6
1956年9月	100.0	79.6	13.3	1.6	11.7	7.1	16.1	1.4
1957年9月	100.0	81.7	11.8	1.4	10.4	6.5	15.5	1.3
1958年9月	100.0	82.4	11.6	1.4	10.2	6.0	13.5	1.5
1959年9月	100.0	82.3	11.9	1.5	10.4	5.8	16.6	1.2

〔備考〕 1) 基本給，奨励給，生活補助給の計である。

2) 臨時作業給，不就業給，その他の給与のことである。

3) 超過勤務給，その他の数字は，基本給，奨励給，生活補助給の計を100としたものの比率である。

4) 労働省「給与構成調査結果報告」による。

になっている。超過勤務給が一六・八から一六・三に比率が低下しているのは、鉱業のなかでも特に石炭産業の不況によるものである。

製造業でも基本給は、一九五八年八二・四から一九五九年八二・三に若干低下しており、能率給は、一〇・二から一〇・四にやや増大をみている。しかし超過勤務給は一三・五から一六・六にかなり大幅に増加しており、残業が増加していることを示している。

次に規模別の各種給与支給事業所数の割合をみると(第72表)、まず五〇〇人以上の規模の企業においては、年齢給(一九五八年の一五・九から一七・一)、学歴給(一・三から三・〇)、能力給(五・九から六・二)、役付給(七〇・二から七一・五)、職務給(一〇・六から一五・九)、その他の生活補助給(一五・九から二〇・七)などが増加している。このうち特に注目すべきは、職務給がかなり大幅に増加していることである。しかし職務給導入の必要が強調されているわけには比率が低いといってよいであろう。

減少しているものは、勤続および経験給(二九・〇から二五・七)、特殊作業給(八六・七から八四・六)、精皆勤給(二五・六から二五・一)、能率給(四〇・七から三六・七)、住宅給(二五・一から二一・〇)などである。

一〇〇〇四九九人の規模の企業においては、年齢給(五・六から七・一)、勤続および経験給(一六・〇から一七・四)、能力給(二・七から三・九)、役付給(七四・三から七七・〇)、精皆勤給(五五・九から五六・八)、能率給(三五・五から三七・〇)、家族給(七五・七から七七・五)、通勤給(六二・九から六六・二)などが増大しており、地域給(九・七から八・二)などが減少をみている。

三〇〇九九人の規模の企業においては、役付給(五〇・〇から五二・五)、特殊作業給(三〇・六から三一・七)などが増大してお

り、勤続および経験給(一〇・〇から九・四)、一定額給(二三・〇から一二・〇)などが減少をみている。

五〇〇人以上の大企業とそれ以下の中小企業とを比較してみると、まず第一に年齢給(五〇〇人以上二七・一%、一〇〇〇四九九人七・一%、三〇〇〇九九九人三・〇%)と、勤続および経験給(五〇〇人以上二五・七%、一〇〇〇四九九人一七・四%、三〇〇〇九九九人九・四%)の比重の高いことが目だっている。これは大企業の賃金が年齢、勤続に重点をおいた年功序列給であるのに対して、中小企業は能力本位の賃金支払が行なわれていることを物語るものである。第二に職務給(五〇〇人以上一五・九%、一〇〇〇四九九人三・〇%、三〇〇〇九九九人〇・三%)、および家族給(五〇〇人以上九五・六%、一〇〇〇四九九人七七・五%、三〇〇〇九九九人五〇・四%)、通勤給(五〇〇人以上七八・〇%、一〇〇〇四九九人六六・二%、三〇〇〇九九九人五四・三%)、住宅給(五〇〇人以上二一・〇%、一〇〇〇四九九人七・九%、三〇〇〇九九九人二・三%)などは大企業において採用される比率が高く、中小企業は低い。第三に総合決定給I(五〇〇人以上七五・八%、一〇〇〇四九九人七七・三%、三〇〇〇九九九人八〇・三%)、精皆勤給(五〇〇人以上二五・一%、一〇〇〇四九九人五六・八%、三〇〇〇九九九人六一・四%)などは大企業よりも中小企業において採用される比率が高い。このように大企業では職務給化が行なわれて賃金がやや近代化されているのに対して中小企業では、賃金決定の客観的基準が不明確な場合が多いといつてよいであろう。

ところで一九六〇年においても多くの企業で職務給あるいは職能給の導入が行なわれた。ここではS金属工業の職分制度の確立と給与改正を取り上げよう。S金属工業では組合との間に次のような協定書がとりかわされた。

規模別の各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合（製造業，労働計）（％）

給 与 の 種 類	5 0 0 人 以 上					1 0 0 ～ 4 9 9 人					3 0 ～ 9 9 人				
	1955年 9 月 9 日	1956年 9 月 9 日	1957年 9 月 9 日	1958年 9 月 9 日	1959年 9 月 9 日	1955年 9 月 9 日	1956年 9 月 9 日	1957年 9 月 9 日	1958年 9 月 9 日	1959年 9 月 9 日	1955年 9 月 9 日	1956年 9 月 9 日	1957年 9 月 9 日	1958年 9 月 9 日	1959年 9 月 9 日
	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額	給 与 額
給 与 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基 本 所 数	18.6	17.5	19.2	15.9	17.1	10.3	10.4	7.4	5.6	7.1	4.1	3.5	2.7	3.3	3.0
年 学 勤 能	1.7	2.2	0.9	1.3	3.0	2.2	1.7	1.0	0.9	2.3	1.2	0.3	0.6	0.6	0.6
続 お よ び 経 験	26.8	24.5	24.6	29.0	25.7	20.9	20.4	19.2	16.0	17.4	10.2	11.4	11.1	10.0	9.4
力 付 務 作 業	5.8	6.0	1.0	5.9	6.2	5.4	6.7	1.4	2.7	3.9	3.1	4.2	0.8	1.5	4.7
役 職 特 一	65.2	65.6	68.8	70.2	71.5	65.2	67.4	71.4	74.3	77.0	41.8	44.8	50.4	50.0	52.5
殊 定 額	22.0	21.9	15.8	10.6	15.9	5.3	5.6	3.7	2.1	3.0	1.0	1.0	0.7	0.3	0.3
給 与 額	81.4	82.0	84.6	86.7	84.6	52.4	52.8	51.6	55.1	56.0	26.6	29.1	30.4	30.6	31.7
給 与 額	23.7	24.4	23.9	19.0	18.6	22.0	22.6	22.3	17.8	17.3	14.8	15.5	14.8	13.0	12.0
給 与 額	97.2	97.3	98.6	96.9	75.8 7.3 33.7 2.0	98.6	98.9	99.6	99.8	77.3 6.3 29.3 0.9	99.3	98.5	99.7	99.7	80.3 4.4 26.7 1.6
給 与 額	25.8	26.9	25.6	25.6	25.1	53.2	55.6	55.0	55.9	56.8	58.1	59.1	62.2	59.4	61.4
給 与 額	51.5	50.5	47.8	40.7	36.7	43.8	43.3	39.8	35.5	37.0	37.5	36.9	34.2	31.5	31.9
給 与 額	97.2	97.0	96.6	95.8	95.6	84.1	84.0	82.0	75.7	77.5	55.9	56.3	57.0	49.9	50.4
給 与 額	7.8	5.5	4.2	3.4	4.3	6.9	5.9	5.9	5.6	6.0	4.8	5.1	5.3	4.4	4.9
給 与 額	41.4	73.1	25.3	78.5	78.0	34.6	56.4	56.1	62.9	66.2	28.3	41.7	45.7	50.4	54.3
給 与 額	22.1	21.3	20.0	25.1	21.0	7.6	9.6	8.5	7.9	7.9	4.1	3.9	3.1	2.5	2.3
給 与 額	22.5	22.0	18.7	22.7	22.4	10.9	11.8	9.7	9.7	8.2	2.7	2.8	3.1	1.8	1.5
給 与 額	7.5	7.7	6.8	6.5	6.5	5.7	6.1	5.0	4.7	3.4	4.2	4.8	4.0	3.8	3.5
給 与 額	16.9	15.3	17.0	15.9	20.7	9.8	9.2	13.1	11.5	12.4	7.5	5.3	8.0	7.1	8.9

〔備考〕 労働省「給与構成調査結果表」による。

協 定 書

S 金属工業株式会社（以下会社という）とS 金属労働組合連合協議会（以下組合という）とは職分制度並に之に伴う給与改正に関し、下記の通り協定する。

一、職分制度

I 職分制度の定義

職分制度とは社員を各人が従事する職務の種類と内容及び各人が保有する職務遂行能力を中心として分類する制度をいう。

II 職掌分類

A 次の四職掌を設け職掌分類の定義を次の通り定める。

職掌	分 類 定 義
事務	事務的又は技術的専門知識と経験を基として、事務的又は技術的業務の調査・研究・企画・設計・指導監督・調整実施・監査・対内外折衝等を行うものをいう。
作業	作業知識・技能を基として主として生産若しくは生産に関連する作業に直接又は間接的に従事するもの及び之等の作業員を直接監督指導するものをいう。
特務	保安に関する知識・経験を基として、防火防犯等の監視保全業務及び一般的秩序を維持する業務又は特殊な知識・経験・技能を基として会社業務遂行に関連する補完的業務に従事するものをいう。
医務	医療・保健に関する専門的知識と経験を基として診療業務に従事するものをいう。
職掌	

B 別に管理職掌を設ける。

III 職分区分

各職掌毎に次の職分区分を設け夫々の定義を次の通り定める。

職掌	事務技術職掌			作業職掌		監督	職分	定 義
	専門職務	企画総括	一般事務技術	作業統括	上級監督			
	相当包括的な指示又は基準に従い専門知識と経験を以て細部に関する企画・調査・分析・指導等業務の実施を主とする職	上長の指示に従い高度の専門知識と経験を以て総合・分析・調整・折衝・統制・監督並びに重要な計画・設計等、複雑困難な業務の企画総括を主とする職	具体的指示又は基準に従い専門知識と経験を以て基準の細部についての部分的・定型的分析、調査並びに業務の定型的実施を主とする職	上長の指示に従い作業全般についての統括を主とする職	上長の指示に従い所属監督者を指揮し生産若しくは生産に関連する担当作業の遂行面の全般について調整・統制等指揮監督を主とする職	一般的指示監督をうけ所属の部下を監督指導し、割当作業について質的量的に遂行し、自ら		

医 務 職 掌					特 務 職 掌				作 業 職 掌	
保健職	看護職	医務補佐職	専門医務職	上級医務職	一般特務職	専門特務職	総括職	管理補佐職	一般作業職	指導職
具体的指導監督の下に看護保健業務を遂行する職		具体的又は一般的な指示監督を受け一定範囲の医療業務を遂行する職		副医長又はこれに相当する職	具体的指導監督の下に一般的特務業務に従事する職	具体的又は一般的な指示監督を受け一定範囲の担当業務について部下を指導監督し、自らも担当業務に従事する職、又は特定業務の専門担当者として企画実施にあたる職	上長の指示に従い高度の専門知識と経験を以て調査企画・統制・折衝等担当業務の遂行について総括を主とする職	副長又はこれに相当する職	具体的指導監督の下に一般的作業に従事する職	も複雑困難な作業に従事する職、又は高度の作業知識と卓抜な熟練技能を基として複雑困難な作業に従事する職

IV 職掌分類の具体的適用
作業職掌 旧工員の職務に従事するものの大部分。
事務技術職掌 旧職員の職務に従事するものの大部分。

なお、事務所における記録業務、設計における製図等専門知識と経験を要する事務的又は技術的業務に準ずる業務については個々の判定を行い事務技術職掌に編入する。

特務職掌 保安警備業務に従事するもの、寮関係業務に従事するもの、乗用自動車運転業務に従事するもの、使丁・メーリング等の庶務的業務に従事するもの。

医務職掌 医師、薬剤師、レントゲン技師、歯科技工、看護婦、保健婦。

V 職務評価及び能力評価
職分区分、職級及び職群の設定を行うため、職務評価及び能力評価を行う。

職務評価及び能力評価の具体的方法については別紙「職務評価要綱」及び「能力評価要綱」による。(以下略)

二、給与改正
改正に伴う新規財源は一人当たり平均月額四五〇円とする。

I 作業職掌

A 基準内賃金(小倉製鉄所を除く)

(一) 生産加給

① 生産加給率算式を次の通り改める。

所定労働時間勤務一日に付
$$\frac{\text{生産加給率}}{30} \times \frac{\text{所定労働時間}}{24} \times \frac{\text{基本給}}{100} \times \frac{\text{勤続年数}}{10} \times \frac{\text{勤続年数}}{10} \times \frac{\text{勤続年数}}{10}$$

生産加給支給率は職分制度発足時の支給率を上回る部分(以下超過率という。)は基本給比例によらず、職分係数により支給する。但し、当分の間超過率の二分の一は基本給

② 比例とし、残りの二分の一は職分係数により支給する。

生産加給支給率
生産加給支給率の定率部分を職分区分・職級別に次の通り改める。

職分区分	職級	定率部分
作業統括職	1 級	49.15%
上級監督職	1 "	43.15
	2 "	40.15
監督指導職	1 "	34.15
	2 "	31.15
	3 "	28.15
一般作業職	1 "	22.15
	2 "	22.15
	3 "	22.15

電磁気材料事業部については次による

職分区分	職級	定率部分
作業統括職	1 級	55.15%
上級監督職	1 "	49.15
	2 "	46.15
監督指導職	1 "	40.15
	2 "	37.15
	3 "	34.15
一般作業職	1 "	28.15
	2 "	28.15
	3 "	28.15

③ 単価 単価を次の通り定める。

基準単価

別に定める財源を職分係数の総和で除し算出した額の二分の一

加給単価

所別に次の算式により算定する。

$$\left(\frac{\text{作業統括職} \times \frac{1}{30} + \text{監督指導職} \times \frac{1}{2} \right)$$

但し、特殊作業手当

但し、特殊作業手当、臨時作業手当の改廃に伴う補償措置を受ける者の加給単価については、前記算式により算出した所定額の二分の一とする。

職務加算

廃止する。

第73表 鉱業、製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合 (%)

年 月	鉱 業	製 造 業
1960年 1 月	2.8	4.0
2 月	0.7	0.7
3 月	0.7	1.9
4 月	1.6	2.1
5 月	2.2	2.3
6 月	15.6	30.6
7 月	20.8	40.2
8 月	31.8	7.1
9 月	2.5	1.4
10月	0.7	1.9
11月	0.8	4.8
12月	47.0	57.9
1960年平均	14.1	19.0

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

(三) 勤務加算

改正基本給の二・三%とし、上級監督職以上の職分にあるものには適用しない。

(四) 特殊作業手当

廃止する。

(五) 暫定作業手当

第五節 定期給与と臨時給与

一九六〇年における臨時給与（特別に支払われた給与）が、現金給与総額に占める比率（第73表）は、年平均において鉱業一四・一%、製造業一九・〇%である。前年は前者が一四・二%、後者が一七・五%であったから、鉱業は比率が低下し、製造業は比率が増大したことになる。これは前年にひきつづいて鉱業（特に石炭産業）が不況で一時金の支給が押えられたのに対して、製造業は活況を呈し、一時金の支給が増加したためである。

第74表 賃金不払事件件数

年 月	前年(月) より未解 決の件数	当年(月)把 握した件数	総取扱件数	解決件数	当年(月)末 未解決件数
1952年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年	2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年	2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
1955年	4,755	27,110	31,865	26,748	5,117
1956年	5,117	19,442	24,559	20,401	4,158
1957年	4,158	16,405	20,563	16,817	3,746
1958年	3,746	17,225	20,971	16,865	4,106
1959年	4,106	13,967	18,073	14,749	3,324
1960年	3,324	11,679	15,003	12,480	2,523
1960年 1月	3,324	881	4,205	965	3,240
2月	3,240	1,043	4,283	1,060	3,223
3月	3,223	1,085	4,308	1,065	3,243
4月	3,243	933	4,176	998	3,178
5月	3,178	905	4,083	890	3,193
6月	3,193	923	4,116	973	3,143
7月	3,143	946	4,089	910	3,179
8月	3,179	1,019	4,198	1,019	3,179
9月	3,179	891	4,070	1,024	3,046
10月	3,046	939	3,985	1,014	2,971
11月	2,971	985	3,956	1,054	2,902
12月	2,902	1,129	4,031	1,508	2,523

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

次に臨時給与の現金給与総額に占める比率の一九六〇年における月別推移をみると、鉱業では一二月(四七%)、八月(三一・八%)、七月(二〇・八%)、六月(一五・六%)の順であり、製造業では一二月(五七・九%)、七月(四〇・二%)、六月(三〇・六%)の順となっている。鉱業と製造業を比べてみると、夏季一時金は製造業

の場合七月ではぼうちきられているのに対して、鉱業は八月にまで及んでいる。

第六節 賃金不払の状況

一九六〇年における賃金不払事件件数は、第74表のように当年把握した件数では一九五九年が一万三九六七件であるのに対して一万一六七九件であり、一五%の減少となっている。また総不払件数からみても、一九五九年は一万八〇七三件であるのに対して、一万五〇〇三件であり、これまた一七%の減少である。当年未解決件数も三三二四件から二五二三件、二四・一%ほど減少をみた。このような昨年にひきつづいた賃金不払事件件数の減少は、いうまでもなく経済情勢の好調が続いているためである。

賃金不払金額では、第75表のようにまず当年新たに増加した不払金額が、一九五九年の四四億五六二五万円から、四四億八九五四万円に若干増加し、また総不払金額でも一九五九年の四九億五六九万円より五三億六七五七万円と八%の増加となっている。差引不払金額は八億七八〇三万円から、二億六〇三六万円と七一%ほど低下している。

次に企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみると(第76表)、規模が小さくなるほど不払件数が多い。すなわち三〇〇人以上の規模の企業は、〇・四%から一・一%にしかすぎないが、一〇〇人九人三一人四四%、一〇九人五三一人六〇%と圧倒的に多い。前年に比べると三〇〇人以上の企業の不払件数は、減少していることが目だつ。

賃金不払事件規模別状況の月別推移をみると、まず三〇〇人以上の規模では、四月、七月が多く、また一〇〇〇二九九人の規模の企

第75表 賃金不払事件金額

(単位 1,000円)

年 月	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1952年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1953年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年	443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
1955年	1,475,814	7,382,052	8,857,866	7,692,360	1,165,507
1956年	1,165,507	2,507,843	3,673,350	3,079,778	593,572
1957年	593,572	1,067,110	1,660,681	1,281,577	379,104
1958年	379,104	1,556,020	1,935,124	1,434,883	500,240
1959年	500,240	4,456,246	4,956,486	4,078,454	878,032
1960年	878,032	4,489,535	5,367,567	5,107,204	260,364
1960年1月	878,032	748,340	1,626,372	746,347	880,026
2月	880,026	647,950	1,527,976	673,152	854,824
3月	854,824	634,954	1,489,778	689,609	800,169
4月	800,169	579,983	1,380,152	575,814	804,337
5月	804,337	458,753	1,263,090	555,901	707,189
6月	707,189	320,260	1,027,449	382,513	644,936
7月	644,936	374,638	1,019,573	361,958	657,616
8月	657,616	161,929	819,545	417,467	402,077
9月	402,077	223,705	625,782	285,404	340,378
10月	340,378	162,388	502,766	149,552	353,214
11月	353,214	118,326	471,539	155,831	315,709
12月	315,709	58,310	374,019	113,655	260,364

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第76表 賃金不払事件規模別状況

年 月	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
1960年1月	4	0.4	34	3.9	313	35.5	530	60.2	881	100.0
2月	9	0.8	24	2.3	394	37.8	616	59.1	1,043	100.0
3月	9	0.9	32	3.1	329	31.6	670	64.4	1,040	100.0
4月	10	1.1	25	2.7	357	38.3	541	57.9	933	100.0
5月	6	0.7	20	2.2	357	39.4	522	57.7	905	100.0
6月	8	0.9	26	2.8	361	39.1	528	57.2	923	100.0
7月	10	1.1	25	2.6	364	38.5	547	57.8	946	100.0
8月	8	0.8	36	3.5	428	42.0	547	53.7	1,019	100.0
9月	9	1.0	18	2.0	378	42.5	486	54.5	891	100.0
10月	5	0.5	23	2.4	396	42.3	515	54.8	939	100.0
11月	5	0.5	29	2.9	428	43.5	523	53.1	985	100.0
12月	9	0.8	33	2.9	462	40.9	625	55.4	1,129	100.0

〔備考〕 1) 件数は各月末現在未解決件数である。

2) 労働省「賃金不払事件の状況」による。

第77表 常用労働者1人平均月間総実労働時間・出勤日数
(常雇規模30人以上)

区 分		全産業	鉱 業	製造業	卸売およ び小売業	金融およ び保険業	運 輸 通 信 業	電気・ガ ス・水道 業
総 労 働 時 間	1956年平均	時間 199.3	時間 193.8	時間 204.4	時間 194.4	時間 178.2	時間 196.2	時間 184.7
	57年 "	198.4	194.5	202.9	193.1	177.3	195.7	182.6
	58年 "	198.0	191.6	201.4	166.7	178.7	195.4	180.3
	59年 "	200.1	189.2	204.7	196.1	178.4	195.9	180.9
	60年 "	202.7	193.6	207.0	197.4	179.4	198.7	182.5
出 勤 日 数	1956年平均	日 24.2	日 23.3	日 24.2	日 25.1	日 24.3	日 23.9	日 23.8
	57年 "	23.9	23.1	23.9	24.9	24.1	23.8	23.7
	58年 "	24.0	22.8	24.0	25.1	24.2	23.8	23.7
	59年 "	24.0	22.7	24.1	24.9	24.1	23.8	23.7
	60年 "	24.2	23.0	24.2	25.0	24.3	24.0	23.9

第78表 総実労働時間数 (単位 時間)

産 業	1957年 平 均	1958年 平 均	1959年 平 均	1 9 6 0 年		
				年 平 均	1～6月 平 均	7～12月 平 均
調 査 産 業 総 数	198.4	198.0	200.1	202.7(1.3)	201.1	204.4
鉱 業	194.5	191.6	189.2	193.6(2.3)	191.2	196.1
製 造 業	202.9	201.4	204.7	207.0(1.1)	205.9	208.2
卸売および小売業	193.1	196.7	196.1	197.4(0.7)	195.2	199.8
金融および保険業	177.3	178.7	178.4	179.4(0.6)	178.3	180.5
運 輸 通 信 業	195.7	195.4	195.9	198.7(1.4)	196.6	200.8
電気・ガス・水道業	182.6	180.3	180.9	182.5(0.9)	180.8	184.4

[備考] カッコ内は対前年増減率である。

第79表 所定内労働時間数 (単位 時間)

産 業	1957年 平 均	1958年 平 均	1959年 平 均	1 9 6 0 年		
				年 平 均	1～9月 平 均	7～12月 平 均
調 査 産 業 総 数	178.4	179.6	179.3	180.8(0.8)	179.3	182.4
鉱 業	171.0	169.4	167.9	170.8(1.7)	168.7	173.0
製 造 業	180.1	181.1	180.9	182.0(0.6)	180.9	183.2
卸売および小売業	181.5	184.6	183.5	184.8(0.7)	182.9	186.8
金融および保険業	164.0	165.8	164.8	165.5(0.4)	164.0	166.9
運 輸 通 信 業	179.8	180.1	179.0	180.6(0.9)	178.8	182.5
電気・ガス・水道業	167.3	165.6	166.3	167.9(1.0)	166.1	169.8

業は、三月、八月が多い。一〇、一九九人の規模の企業では上期よりも下期の不払件数が多く、一、九人の規模の企業ではかえって上期が多く、下期が少ない。なお総件数で最も多かったのは、一二月の一二二九件、二月の一〇四三件、三月の一〇四〇件である。

第二章 労働時間

第一節 労働時間の概況

一九六〇年中における労働時間の推移をまず「毎月勤労統計結果表」によってみると第77、80表のとおりである。

(注) 実労働時間数とは所定内および所定外労働時間数を合わせたもので、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されるといなどにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間および運輸関係労働者の手持時間は含める。ただし、本来の職務外として行なわれる当宿直の時間は含めない。

(一) 所定内労働時間数——事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。
(二) 所定外労働時間——早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤等の実労働時間数のことである。

すなわち、常雇規模三〇人以上の事業所における月間総実労働時間数の一九六〇年平均は、調査産業総数で二〇二・七時間と一九五九年平均より二・六時間(一・三%)を増加し、これを所定内外別にみると、所定内労働時間数は一八〇・八時間で前年平均に比べ

第80表 所定外労働時間数 (単位 時間)

産 業	1957年 平 均	1958年 平 均	1959年 平 均	1 9 6 0 年		
				年 平 均	1～6月 平 均	7～12月 平 均
調 査 産 業 総 数	19.9	18.4	20.8	21.9(5.3)	21.8	22.0
鉱 業	23.5	22.2	21.3	22.8(7.0)	22.5	23.1
製 造 業	22.8	20.3	23.8	25.0(5.0)	25.0	25.0
卸 売 業	11.6	12.1	12.6	12.6(0.0)	12.3	13.0
お よ び 小 売 業	13.3	12.9	13.6	13.9(2.2)	14.3	13.5
金 融 業	15.9	15.3	16.9	18.1(7.1)	17.8	18.3
運 輸 業	15.3	14.7	14.6	14.6(0.0)	14.7	14.6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業						

第81表 製造業規模別総実労働時間数 (単位 時間)

区 分	500人以上	100～499人	30～99人
1958年平均	192.5(100.0)	202.9(105.4)	210.7(109.5)
1959年平均	196.4(100.0)	205.9(104.8)	214.3(109.1)
1960年平均	200.3(100.0)	207.9(103.8)	215.3(107.5)

一・五時間(〇・八%)の増加を示しているが、これは一九六〇年が閏年であったこと等から出勤日数が二四・二日と〇・二日増加したことに伴う増加であり、出勤日数一日当たり労働時間七・四七時間は

前年と変わらない。一方、所定外労働時間数は二一・九時間と生産の活況によりかなりの増加を示した前年よりさらに一・二時間（五・三％）を増加し、毎月勤労統計調査開始以来の最高を記録した。所定外労働時間数の増加は特に運輸通信業（一・二時間、七・一％）、鉱業（一・五時間、七・〇％）、製造業（一・二時間、五・〇％）で目だっている。

また、製造業における月間総実労働時間数の事業所規模間格差を五〇〇人以上を一〇〇とした比率で見ると、一〇〇～四九九人が一〇三・八、三〇～九九九人が一〇七・五となり、規模の小さい事業所ほど労働時間数の長いことを示すが、一九五九年のそれぞれ一〇四・八、一〇五・一に比べると、大規模事業所における労働時間の増加が大きかったために格差は若干減少している（第81表）。

第二節 労働時間制度

労働省労働統計調査部編「昭和三四年一〇月、労働時間制度調査結果報告」（一九六〇年一〇月刊）によって、以下労働時間、休憩、交替制度についてみると次のごとくである。

（注）労働時間制度調査は一九五九年一〇月一日現在で、繊維工業、木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、機械製造業、電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業に属する全国の製造業のうち、「昭和三四年給与構成調査」の対象となった一三四六事業所（所属労働者、約七〇万人）について実施された。

調査事項は(1)勤務制度、所定労働時間、所定休憩時間、労働者の種類・性および年齢別常用労働者数（監視または断続的労働従事者に関するものを除く、以下同じ）、(2)時間外労働時間

の限度、(3)時間外労働、深夜労働および休日労働の賃金割増率、(4)休日（週休を除く）、年次有給休暇およびその他の休暇、(5)過去一カ年間に於ける労働時間制度変更の有無、内容。

(1) 所定労働時間 所定労働時間は、交替制の有無、労働者の種類によって異なるので、まず交替なき勤務に従事する生産労働者について事業所数（一事業所に二以上の所定労働時間が定められているときは、大多数の生産労働者に適用される所定労働時間による）の分布をみると、調査八産業の計で一二八六事業所のうち七〇八事業所（五五・一％）が八時間制であり、二四〇事業所（一八・七％）が七時間制であって、三三一事業所（二五・七％）が七時間をこえ八時間未満で定めている。また交替制勤務の生産労働者についてみると、五〇六事業所のうち一六〇事業所（三一・六％）が七時間制、一六二事業所（三二・〇％）が八時間制である。交替制勤務の場合に八時間制の事業所数が相対的に少なくなっているのは、八時間制をとるものの多い小規模事業所では一般に交替制をとることが少ないためとみられる。

管理、事務および技術労働者の場合にも同様な傾向がみられる。ただ交替制勤務では七時間制の事業所が多くなっている。

次にそれぞれの所定労働時間で勤務する労働者数（交替制の有無、労働者の種類別にかかわらず合計したもの）の割合によって、所定労働時間の傾向をみると（第82表）、調査八産業の計では七時間制勤務の労働者の比率が最も高く、調査事業所の労働者の半数近い四八・五％を占め、産業別には、繊維工業において七時間三十分から七時間五九分の範囲の所定労働時間——おおむね七時間四十分——六一・三％、木材・木製品製造業八時間制七九・六％、化学工業、鉄鉱業、非鉄金属製造業および輸送用機械器具製造業七時間制六〇・七〇％とそれぞれ多数を占める。機械製造業の場合は以上の産業と

第 82 表 産業および所定労働時間別労働者の分布比率
(規模計, 労働者計, 勤務制度計) (%)

区 分	計	時間 分 ～6.59	7.00	7.01～ 7.29	7.30	7.31～ 7.59	8.00	8.01～
計	100.0	0.9	48.5	12.0	11.0	10.3	17.2	0.0
織 維 工 業	100.0	0.0	2.1	1.2	3.7	61.3	31.6	0.1
木 材・木製品	100.0	0.0	3.3	2.3	3.1	11.4	79.6	0.3
化 学 工 業	100.0	1.1	60.2	13.4	14.9	2.5	7.9	0
鉄 鋼 業	100.0	2.2	75.2	8.1	4.5	1.1	9.0	0
非 鉄 金 属	100.0	0.1	61.8	6.2	8.7	3.1	19.7	0.3
機 械	100.0	0.1	23.3	27.1	5.7	10.9	33.0	0
電 気 機 器	100.0	1.1	30.7	12.7	32.0	9.8	13.7	0.0
輸 送 用 機 器	100.0	0.4	64.1	15.6	2.4	4.2	13.3	0

第 83 表 規模および所定労働時間別労働者の分布比率
(八産業計, 労働者計, 勤務制度計) (%)

区 分	計	時間 分 ～6.59	7.00	7.01～ 7.29	7.30	7.31～ 7.59	8.00	8.01～
5,000 人以上 ¹⁾	100.0	1.3	64.6	9.2	14.5	9.0	1.4	0
1,000 人以上	100.0	1.0	59.2	13.3	12.4	9.7	4.3	0
500 ～ 999人	100.0	0.6	18.4	13.1	8.6	18.9	40.3	0
100 ～ 499人	100.0	0.3	14.5	5.2	5.3	8.4	66.1	0.2
30 ～ 99人	100.0	0.3	5.2	3.2	5.3	8.0	77.5	0.6

〔備考〕 1) 1,000人以上の内数である。以下規模別比率表はすべて同じ。

第 84 表 産業および所定休憩時間別労働者の分布比率
(規模別, 労働者計, 勤務制度計) (%)

区 分	計	分 ～44	45	46～59	60	61～
織 維 工 業	100.0	0.7	76.7	1.1	20.2	1.2
木 材・木製品	100.0	0.4	2.1	0.0	56.4	41.1
化 学 工 業	100.0	0.1	29.6	1.4	62.1	6.8
鉄 鋼 業	100.0	0.3	43.6	2.2	53.0	0.8
非 鉄 金 属	100.0	0.1	14.8	4.6	78.2	2.3
機 械	100.0	0.3	48.5	3.9	43.2	4.1
電 気 機 器	100.0	1.5	46.7	6.9	42.9	2.1
輸 送 用 機 器	100.0	0.2	28.0	18.1	51.6	2.0

〔備考〕 労働省「労働時間制度調査結果報告」による。

第 85 表 産業および交替制実施有無別、事業別の分布比率（規模計）
(%)

区 分	計	交替制を 実施しな い事業所	交替制実 施事業所
業 業 業 業	100.0	37.1	62.9
業 業 業 業	100.0	75.0	25.0
業 業 業 業	100.0	41.8	58.2
業 業 業 業	100.0	51.5	48.5
業 業 業 業	100.0	48.5	51.5
業 業 業 業	100.0	83.0	17.0
業 業 業 業	100.0	82.9	17.1
業 業 業 業	100.0	80.5	19.5

が六時間をこえるときは少なくとも四五分、八時間をこえるときは少なくとも一時間の休憩時間を与えなければならぬことが定められているが、所定労働時間に対応して定められた所定休憩時間別の

やや傾向が異なり、七時間に二三・三%、七時間一分と七時間二九分に二七・一%、八時間に三三・〇%と分布し、一部の所定労働時間に労働者が集中する割合はかなり低くなっている。
さらに、事業所の属する規模（規模区分は企業規模による）によって所定労働時間の労働者数分布をみると（第83表）、一千人以上の規模では労働者の過半数五九・二%が七時間の所定労働時間で勤務し、八時間になるとわずかに四・三%を占めるにすぎない。五〇〇〜九九九人規模になると、七時間勤務の労働者は一八・四%と低くなり、八時間勤務の労働者が四〇・三%を占める。このような傾向は、さらに一〇〇〜九九九人、三〇〜九九九人と規模が小さくなるに従って強まっている。

(2) 所定休憩時間 休憩時間については、労働基準法に労働時間

第 86 表 交替制勤務労働者の比率
(規模計，労働者計)
(%)

区 分	事業所労働者 の割合	交替制実 施事業所 の割合
業 業 業 業	55.4	62.5
業 業 業 業	15.1	25.8
業 業 業 業	36.1	43.3
業 業 業 業	46.9	51.2
業 業 業 業	25.9	32.1
業 業 業 業	4.2	8.9
業 業 業 業	4.0	7.9
業 業 業 業	3.4	6.0

その割合をみると、半数以上を占めるのは繊維工業（六二・九%）、化学工業（五八・二%）および非鉄金属（五一・五%）の三産業である（第85表）。これを規模別にみると、一

労働者分布比率でみると六〇分以上の休憩時間のものがかなりの比率を示している（第84表）。
産業別にみると、繊維工業では四五分制が七六・七%を占め、六〇分制は二〇・二%にすぎないが、木材・木製品では六〇分制が五六・四%、六〇分をこえるものが四一・一%と、六〇分以上で九七%を占めている。化学工業では六二・一%、鉄鋼業では五三・〇%、非鉄金属では七八・二%が六〇分制である。また、八産業の計で規模別にみると、一千人以上規模では四五分制四二・四%に対して六〇分制は四九・三%と大きな差がないが、五〇〇〜九九九人規模では四五分制の三七・七%に対して、六〇分制は四五・四%と増し、これに六〇分をこえるものを含めると約五二%と半数を占める。

第 87 表 産業、労働者の種類および交替制の種類別労働者の分布比率（規模計）
(%)

区 分	二 交 替 制 勤 務			三 交 替 制 勤 務		
	合 計	生 産 者 労働者	管理、事務 および技術者 労働者	合 計	生 産 者 労働者	管理、事務 および技術者 労働者
計	10.7	13.8	0.7	13.0	16.6	1.4
織 維 工 業	53.9	60.5	8.5	1.5	1.7	0.4
木 材・木 製品	13.4	15.4	1.0	1.8	2.0	0.0
化 学 工 業	8.4	11.7	0.7	27.6	38.4	2.7
鉄 鋼 業	10.8	13.1	0.7	36.1	43.4	3.4
非 鉄 金 属	9.3	12.4	0.2	16.1	20.4	3.2
機 械	3.6	4.9	0.1	0.6	0.7	0.1
電 気 機 器	3.1	4.2	0.1	0.8	1.0	0.2
輸 送 用 機 器	2.6	3.4	0.1	0.8	1.1	0

千人以上規模では電気機器(四二・一%)と輸送用機器(三九・三%)を除いた六産業は半数以上が交替制を実施している
一千人未満規模では、一般に規模が小さくなるほど交替制実施事業所の割合は低くなっているが、そのうちでは繊維工業、化学工業、鉄鋼業および非鉄金属の四産業に実施事業所

が多い。

次に交替制勤務に従事する労働者数からみると、全労働者に対する交替制勤務労働者の割合では繊維工業が五五・四%を占め最も高く、ことに交替制勤務は生産労働者を主軸として行なわれており、生産労働者のみの同じ割合は繊維工業六二・二%、鉄鋼業五六・五%、化学工業五〇・一%となっている(第86・87表)。

非工業的企業における週休制実施状況 非工業的企業における週休制実施についてはここ二、三年来労働省が各都道府県労働基準局を通じて指導奨励を行なっている。その指導の対象業種は問屋、小売業、美・理容、料理・飲食・旅館、クリーニング、浴場、娯楽場その他で、労働条件の低位なまた保障の不十分な部門である。同省労働基準局調べによる週休制の実施状況は次のとおりである(第88表)。

一九六〇年三月末現在における実施地域および同業組合数は九五五三、実施事業場数五七五九五六、労働者数は一四二万一一二二人に及んでおり、これを一年前の一九五九年三月末における地域および同業組合数五七一六、事業場数四〇万八千、労働者数九六万五八四七に比較すると、地域および同業組合数で三八三七、事業場数一六万七九五六、労働者数において四五万五二七五人を増加している。また、その実施内容についてみると、一九五九年三月末現在において、完全週休制の適用されている労働者数は全体の二四・六%、月三日一斉休日制のものが四・四%、月二回一斉休日制のものが二〇・一%、月一回一斉休日制のものが五〇・九%であったのが、一九六〇年三月末現在においては、完全休日制二八・五%、月三回一斉休日制五・二%、月二回一斉休日制二一・三%、月一回一斉休日制四五・〇%となり、地域的には東京、大阪、福岡、北海道、兵庫の各都道府県における普及が著しい。

第 88 表 非工業的企業における週休制の実施状況
(1960年 3 月末現在)

区 分		完全一斉 週 休 制	月 3 回 一 斉 休 日	月 2 回 一 斉 休 日	月 1 回 一 斉 休 日
業 種 別	問 屋	196 (11,959)	100 (3,984)	152 (6,298)	85 (2,543)
	小 売	121 (5,386)	100 (5,612)	1,368 (44,112)	1,795 (55,954)
	美 ・ 理 容	726 (64,728)	235 (10,587)	123 (6,877)	8 (158)
	料理 ・ 飲食 ・ 旅館	51 (954)	3 (106)	149 (4,089)	317 (13,043)
	ク リ ー ニ ン グ	132 (9,894)	72 (4,407)	112 (4,217)	12 (263)
	浴 場	25 (2,874)	13 (785)	49 (1,255)	20 (340)
	娛 楽 場	8 (60)	6 (102)	36 (481)	34 (478)
	そ の 他	164 (8,282)	33 (1,566)	276 (11,589)	132 (6,690)
地 域 別		27 (893)	125 (3,208)	1,025 (43,338)	1,723 (238,844)
計		1,450 (105,030)	687 (30,357)	3,290 (122,256)	4,126 (318,313)

国際連合の諮問機関であるILO（国際労働機構）は一九六〇年

第三節 主要労組における労働時間の

現状と労働時間短縮要求

- 〔備考〕 1) 数字はすべて同業組合数、ただしカッコ内は事業場数を示す。
- 2) 一斉休日とは店舗を閉店して休店とするもので、そのほかの労働基準法上の休日は交替制によっている。
- 3) 労働省労働基準局監督課調べ。

六月の第四四回総会において、戦後はじめて労働時間短縮問題を討議した結果、同問題については、各国における事情の差異を考慮して、条約という形をとらず、週四〇時間の目標を段階的に達成するよう勧告方式によることとし、第四五回総会の主要議題の一つとして取り上げることと決定した。いわばその第一次討議の模様からも

第四五総会における勧告書の採択はほぼまちがいのないものといわれていたが、一九六〇年六月一六日の労働時間委員会（ILOの専門委員会）において、労働者側は全員賛成、使用者側は社会主義国を除き全員反対、政府側では日本、ブラジル、スイス、レバノンなどが反対しただけで大多数の賛成をえ、「賃金を下げず、週労働時間を四〇時間とする」勧告書の第四五総会通過はいっそう確実であるとの見方が強まってきた。

これについて総評は六月一七日、要旨、次のような声明を発表し、すでに四月一二日結成をみた「週休二日・四〇時間労働促進労組懇談会」の構成団体、すなわち全労、新産別および中立労連など主要労働四団体の共闘体制を固め、今後政府、経営者に対する要求をさらに強化するとの構えを明らかにした。

総評声明要旨

一、ILOの労働時間短縮委員会で週四〇時間制に関する勧告が採択されたので、これで総会でできれば各国はこの週四〇時間制を国際的な労働基準として受け入れる義務を負うことになる。

一、すでに実施されている欧米諸国にくらべ、生産性が大幅に向上しているにもかかわらず、五〜一〇時間も長い労働時間を強制されているわが国は、勧告を

第89表 時間短縮組合要求(その1)

産業別	職種別	現 状	要 求	備 考
国 鉄	日 勤 甲	(週実働) 時間 分 42 45	(週実働) 時間 分 40 00	1959年3月 公労委調停 申請 昼夜交替と 日勤を交互 にくりかえ す。1日実 働7.00時間 実ハンドル 換算5.30時 間
	" 乙	46 30	43 30	
	夜 勤	46 30	43 30	
	特殊日勤	60 00	48 00	
	一昼夜交替	54 00	48 00	
	三交	46 30	43 30	
	循環交替	51 30	46 30	
	乗務員 甲	45 00	42 00	
	" 乙	48 00	43 30	
	特殊交替 甲	48 00	43 30	
	" 乙	48 00	42 00	
私 鉄	乗 務 員		拘束8.00時間, 実働7.00 実ハンドル5.30時間, 週 労働 42.00 時間以上困難 の場合は拘束10.00時間, 実働8.00時間, 実ハンド ル6.00時間 1959年15分短縮獲得, 女 子車掌, バスガイド, 深 夜作業廃止	
	バ ス			
都市交通	日 勤 員 乗 務 員 隔日雇勤務 特殊勤務		拘束8.00時間 休憩45分 8.00 " 45 " 実ハンドル5.30 8.00 " 60分 勤務16.00翌日非番 8.00 " 60分 同 上	非現業職員 病院, 交換
全 自 運	東 京 地 方 トラック地 場運送 長 距 離	一日拘束 実働 8.00時間 7.00時間 9.00 " 8.00 " 超過勤務2~3時間 46路線中37路線は月 350時間を超過	一般的に拘束8.00時間, 実働7.00時間, 週 42.00 時間を目標とす。時間外 労働月 50.00 時間制限, 定期路線 100 時間以内, 週休完全実施	
全 旅 客	タ ク シ ー ハ イ ヤ ー 観 光 バ ス 職 員 技 士		実働8.00時間, 2~3交 替制, 週休完全実施, 勤 務 16.00 時間, 1 昼夜交 替制, 1 ヶ月労働日13日, 所定週 48.00 時間, 連勤 排除, 女子深夜等禁止, 拘束8.00時間, 土曜半日, 週休制実施	
全 港 湾		全労働者の50%は1 日拘束8.00時間, 実 働7.00時間	実働 7.00 時間, 週42.00 時間, 港湾門限8.00~22 00時間, 夜間荷役廃止	
全 通			週実働 40.00 時間, 積雪 下勤務, 1 日実働5.30時 間, 週33.00時間	

第89表 時間短縮組合要求(その2)

産 業 別	業 種 別	現 状	要 求	備 考
鉄鋼労連			週5日制, 実働40.00時間, 残業1人月40.00時間(休日出勤含む)以内, 一斉休憩実施	次期大会に予定, 目下要求中同
全造船	大手 中小 組合なき所	実働7.00時間 " 7.00~8.00時間 実働8.00時間, 残業57年ブーム時70.00~80.00時間, 現在55.00~60.00時間	一般的に1日実働7.00時間, 週42.00時間, すでに獲得しているところでは週40.00時間目標に教宣活動, 残業は1人平均50.00時間, 最高70.00時間, 1年後は45.00~40.00時間を目標	1960年6月大会提出予定
電機労連	大企業 松下電器	実働7.30時間が多い A班 拘束8.00時間(A班制賃金) BC 6.00時間	1958年定期大会, 3ヵ年計画, 1961年までに実働7.00時間達成, 時間外個人最高50.00時間 1959年大会, 最低15分短縮, 時間外50.00時間, 規制5.00時間外割増率30%とす 5年後週5日制実施目標	1959年大会決定せず 1960年大会提出予定
全電線	傘下37単産 の実働時間	8.00時間 3単組 7.00 " 4 " 7.30 " 2 " 7.00 " 28 "	現在7.00時間以外は15分短縮要求 全企業7.00時間目標	
合化労連		業種企業によってかなり差異あり	拘束週5日, 40.00時間制, 交替勤務4直3交替制, 今年度要求, 拘束44.00時間, 土曜半日, 4直3交替制, 本社および支社平日9.00~16.00時, 土曜半日 残業規制 東庄砂川 20.00時間 住化新居浜50.00時間 残業手当 早出35%, 休日100%, 深夜40%	3~5ヵ年計画, 目下教宣中 東洋高圧 平日9.30~16.50時土曜半日 週拘束37.30時間
化学同盟	大手 中小 大洋ゴム	実働7.10~7.30時間 " 8.00時間 " 7.00時間事務土曜半日	実働 7.00時間 " 7.30~7.50時間	
アルコール専売	管理部門 工場部門	拘束(週)47.45時間(8.30~17.15)休憩45分, 土曜実働4時間(8.30~12.30) 同上	拘束43.45時間, 実働40.00時間, 1日平均7.15時間(8.30~16.30), 土曜3.45時間(8.30~12.15) 同上	
全国セメント			週5日制考慮中	1960年1月29, 30日調査部会
ビール		実働7.00時間, 本支店土曜半日		1959年獲得

第89表 時間短縮組合要求(その3)

産業別	業種別	現 状	要 求	備 考
全国石油	外国会社(スタンダード・シエル) 本社,営業所	週5日制,拘束8.00時間 実働7.30時間,週37.30時間		
	国内法人 本社,営業所 現 場	週6日制,拘束8.00時間 実働7.00時間,週42.00時間,実働週38.00時間,土曜半日 週42.00時間	週5日制,実働38.00時間(全般的に水準引上)	次期大会要求予定
全 電 通	職員(常日勤交替制)	拘束47.00時間 " 46.30時間	週拘束44.00時間 通勤時間が1時間を超える場合,こえる部分を拘束時間に入れる(現在より日勤2.00時間,交替制2.30時間の短縮) 電信,電話運用,電報送受,電報配達,統計機操作休憩時間2.00時間につき35分 机上事務休憩時間2.00時間につき25分 その他 " 30分 食事時間1回45分(新設) " " 40分(")	国際的趨勢があることを認め努力目標とする
	職 員	休憩時間2.00時間につき15分		現行どおり
	電信施設の 外勤者その 他の職種 交替服務者 常日勤服務者 宿直,宿明 服務者 バイク使用者	食事は休憩時間30分以内にとる	作業準備時間 1日 20分(新設) " " 10分(") 連続4.00時間の睡眠時間(新設) 1服務40分(始業時点検10分,終業時清掃30分)の車体清掃時間,30分の入浴時間 有給休暇の要求(職員全部)	現行どおり
		現状特別になし		現行どおり
		現状仮眠		現行どおり
		現状必要に応ず		勤務時間内に命によって行なう
	工事,修理, 病院,電報 配達,材料, 機器および 午後8時以後勤務の職員	現状休憩時間中	1. May Day を有給休暇とする 2. 祝日に出勤する者が勤務できない場合は休日とする 3. 週休日と祝日その他の休日が重なる場合は代替休日を認める 4. 初年度の有給休暇を10日とする 5. 伝染病患者に特別休暇を認める 6. 遭難救助の場合は特別休暇とする	拒否 " " 諾 拒否 "

第89表 時間短縮組合要求(その4)

産 業 別	業 種 別	現 状	要 求	備 考
			7. 非常災害休暇7日以内を必要と認める期間まで延長する	拒否
			8. 結婚休暇を5日とする	"
			9. 墓参休暇として命日を認める	"
			10. 分娩休暇を15週間とする	"
			11. 生理休暇が著しく困難とあるを単に困難の場合とする	"
			12. 配偶者分娩の場合1週間の休暇を認める	"
			13. つわり休暇を認める	"

〔備考〕 1) 日経連雇用問題研究会における業種別団体の報告, その他組合要求資料による。

2) 吉田美之「経済二重構造と時間短縮」(日本労働協会編「時間短縮」, 1960年10月刊) 所収。

契機に早急に労働時間を改善すべきである。

一、総評は全労、新産別、中立労連との四団体懇談会の統一要求にもとづいて、政府に関係法規の改正を要求する。また各単産でも産業別に週四〇時間制にもとづく労働協約の改正を要求するとともに、政府に対し、実力行使を背景とする広般な時間短縮闘争を展開する。

一方、労働省当局、経営者側は「わが国の現状からいって、週四〇時間労働は時期尚早である。現行の四八時間がまず十分に守られるようにすることが先決である」とし、ILO総会の勧告を直ちに取上げないという方針をとっている。ことに日経連はかねて反対の意向を表明しており、ILOの勧告採択によって、労働時間短縮には努力するとしても、四〇時間労働の採用は、わが国の現状では当分実施困難であるとし、むしろ労働時間短縮よりも最低賃金制を強化して、大企業と中小企業の賃金格差の是正に努力することが、経済の成長のためにも、また社会的緊張の緩和のためにも先決問題だとの見解をとり、その具体案の検討をすすめている。

なお、主要労組における労働時間の現状と労働時間短縮要求の内容は第89表のとおりである。

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九六〇年中における労働災害の発生状況を労働省労働基準局の資料(「昭和三十六年度、安全の指標」その他)によってみると次のと

第 90 表 産業別災害率（1960年）（％）

業 種 別	度 数 率		強度率
	死傷合計	死 亡	
全 産 業 平 均	17.43	0.15	1.83
林 業	22.10	0.26	2.78
鉱 業	83.92	0.69	7.70
建設 業	27.88	0.58	5.44
製造 業	9.70	0.04	0.81
運輸 事 業	15.91	0.14	1.64
電気・ガス・水道業	4.03	0.15	1.35
サ ー ビ ス 業	17.09	0.19	1.90

〔備考〕 1) 本表は、100 人以上の労働者を使用し、表記業種に属する事業場約12,000について1960年1年間（1～12月）の休業1日以上の業務上の死傷災害発生率を労働大臣官房労働統計調査部において調査したものである。

2) 業種は、日本標準産業分類による。

おり。

（注）以下の統計（度数率、強度率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告により、労働基準局でとりまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されているが、その死亡事故と休業傷害のうち、休業八日未満の負傷災害については、報告もれが多く、事実上統計的観察は不可能である。全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省労働統計調査部調査）がある。それは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数

率、強度率として公表されている。第90表がそれである。また、鉱山における労働災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計があるが、その負傷者数についても「鉱山保安法が施行され取締りがきびしくなったのと、労災保険の会社負担金がメリット制になったりで、経営者が私傷扱にしたり軽作業につけたり、負傷取扱いに面倒な手続を要求したりで、数字の上で減少させていることが、今日では常識になっている」（九炭労光永労働部長「炭鉱保安の技術停滞と今後の方向」）との指摘があり、その数字が災害発生の実状を正しく反映しているものかどうか、かなりに疑いの目をもってみられている。度数率、強度率の計算方法は次のとおり。

$$\frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総労働時間数}} \times 1,000,000$$

$$\frac{\text{労働損失日数}}{\text{総労働時間数}} \times 1,000$$

死傷者数 一九六〇年中に鉱業を除く全産業で発生した災害による死亡者数および休業八日以上の重傷者数は第91表によると、約四〇万九千人で、前年に比べて三万三千人（七・六％）の増、そのうち死亡者数は五一七五人で、同じく一〇一人（二・〇％）の増加を示している。産業別にまず死亡者数についてみると、建設業二三〇二人で最も多く、次いで製造工業が一六〇人、運輸事業、林業の順に多い。林業での死亡者数は前年よりも一一・九％減少し、運輸事業と順序がかわっている。

また、重傷者数では製造工業が一六万六千人、次いで建設事業の一三万二千人となっており、前年に対する増加割合もそれぞれ一一・八％、九・八％と目だっている。また、建設事業のうちでは、一般土木事業として分類される河川、道路、土地整理等の土木事業で発

生したものが全体の半分以上を占めて注目される。
なお、一時に三人以上の死傷者を伴った重大災害の発生状況は第92表のごとくである。

第二節 炭鉱の労働災害

通産省鉱山保安局『昭和三五年一～二月、鉱山統計年報(概報)』
によって、一九六〇年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると
第93表のとおりである(同表中、一九六〇年の数字は災害月報の速

報集計で後日追加訂正されることがある)。
ところで、ここ一、二年來炭鉱における労働災害の規模が著しく
大型化し、頻度もふえるなど、そのあいつぐ発生には目にあまるも
のがある(第94表)。炭価を、一二〇〇円切り下げるために、石炭
経営者が炭鉱労働者一万人の人員整理を中心とする合理化計画を
発表したのは、一九五九年秋のことであったが、それからわずか二
ヵ月余あとの二月二日には、三井山野と三菱新入の両炭鉱にガ
ス爆発が発生し、三〇名の死亡者とはかに三五名の負傷者をだし
た。

第91表 産業別死傷災害発生状況 (単位 人)

区分 事業の分類	死 傷 計			死 亡			休 業 8 日 以 上		
	1960年	1959年	増 減 数	1960年	1959年	増 減 数	1960年	1959年	増 減 数
合 計	468,139	435,017	+33,122	6,095	5,895	+200	462,044	429,122	+32,922
鉱 業 を 除 く 計	409,096	375,817	+33,279	5,175	5,074	+101	403,921	370,743	+33,178
製 造 工 業	166,952	149,394	+17,558	1,160	1,147	+13	165,792	148,247	+17,545
鉱 業	59,043 (6,728)	59,200	- 157	920 (190)	821	+ 99	58,123 (6,538)	58,379	- 256
建 設 事 業	134,231	122,306	+11,925	2,302	2,186	+116	131,929	120,120	+11,809
運 輸 事 業	22,828	21,649	+1,179	403	390	+13	22,425	21,259	+1,166
貨 物 取 扱 事 業	37,261	35,817	+1,444	359	301	+58	36,902	35,516	+1,386
林 業	29,960	29,612	+ 348	401	455	- 54	29,559	29,157	+ 402
漁 業	4,679	5,607	- 928	154	257	-103	4,525	5,350	- 825
そ の 他	13,185	11,432	+1,753	396	338	+ 58	12,789	11,094	+1,695

〔備考〕 1) 鉱業中カッコ内の数字は、鉱山保安法非適用事業の発生件数を示したものである。
2) 1～12月間に発生した休業8日以上死傷災害で翌年3月末日までの未報告は含まれていない。

第92表 重大災害発生状況

産 業 別	死 傷 者 数 (死 亡 者 数)	事 故 の 種 類 別 件 数 (件)																		
		合計	爆 発				破 裂	崩 壊		倒 壊	墜 落	車 両		火 災	中 毒 ・ 薬 傷	海 難	そ の 他			
			小 計	発 破	そ の 他 の 爆 炸 品 性 料 品	引 火 性 料 品		可 燃 ガ ス	そ の 他 の 爆 発			土 砂 崩 落	土 石 崩 落					自 動 車 (含 踏 切 事 故)	軌 道 車 (含 轢 車)	
1959 年 合 計	2,089(533)	338	59	25	7	6	11	10	8	37	22	2	30	6	100,	10	9	9	13	33
1960 年 合 計	1,694(473)	302	54	14	8	8	10	14	9	36	16	2	22	6	105	3	8	10	12	19
製 造 工 業	424(99)	72	30		5	6	5	14	7	1			4		15		3	6		6
建 設 事 業	891(227)	154	22	13	3	2	4			26	15	1	15	6	62			1		6
土 石 採 取 事 業	51(19)	10	1	1						7	1				1					
運 輸 事 業	35(5)	9													7	1			1	
貨 物 取 扱 事 業	56(10)	13	1				1			1		1	1		5			1		4
林 業	46(11)	10								1		1			4	-2				1
漁 業	65(63)	13											1						12	
そ の 他 の 事 業	126(39)	21							2				1		11		5	1	1	1

〔備考〕 重大災害とは一時に3人以上の死傷者を伴った事故である。

次いで、一九六〇年には、二月北炭夕張炭鉱のガス爆発で四二名死亡、九月上田豊州炭鉱の出水で六七名死亡、同月嘉穂和井炭鉱のガス爆発で一三名死亡、一〇月明治路炭鉱のガス爆発で一八名死亡、そして、一九六一年三月には上田上清炭鉱の坑内火災による七一名死亡、大辻炭鉱の坑内火災による二六名死亡とひきつづき、いわば炭鉱合理化計画は一方における大量人員整理と、他方労働災害による労働者の大量犠牲とによってすべりだしたとい

うことができる。

新聞紙面で世間の耳目を集めた、右の大災害の発生もさることながら、その底辺には、さらに無数の炭鉱災害の広がりのあることはいうまでもなく、前掲の統計表によれば、一九六〇年中に全国の炭鉱で発生した災害件数は五万六六八二件、死亡六一七名、重傷二万四〇四二名、軽傷三万二五三〇名、以上死傷合わせて五万七一八九名にのぼっている。つまり、炭鉱労働者は災害によって一日に二人の割で死亡し、一〇分間に一人の割で負傷していることになり、大災害の頻発に呼応して、全般的な災害率(労働者稼動延べ百万人当

第93表 石炭鉱山災害調べ

年	年末鉱山 労働者数 (人)	災害回数 (回)	罹 災 者 数 (人)			
			死 亡	重 傷	軽 傷	計
1955年	320,583	52,380	666	22,277	29,923	52,866
1956年	332,624	52,536	613	22,013	30,301	52,927
1957年	350,474	56,402	653	22,943	33,154	56,750
1958年	357,517	62,192	632	25,238	36,936	62,806
1959年	336,753	57,672	574	24,248	33,144	57,966
1960年	308,512	56,682	617	24,042	32,530	57,189

〔備考〕 1) 鉱山労働者数は各月末鉱山労働者数の年平均である。

2) 通産省鉱山保安局「鉱山保安統計年報」による。

り、死傷合計) も一
九五五年の五七九・
五から一九六〇年六
六七・五へと上昇を
示した。
以上述べたような
炭鉱災害の発生原因
について、ここでは、
炭労編「保安闘争研
究集会記録——九州
地方——」(一九六
〇年三月刊)のう
ちから、その多岐に
わたる具体的な内容
を整理し、摘記を行
なしてみよう。同記
録では、(一)保安費
の節約すなわち生産
諸条件の変化に跋行
したちおくれた保安
設備、(二)出炭第一
主義のもとで労働者
の災害に追い込む請
負賃金制度、そして
(三)人員の削減とそ
れに伴う仕事の荷
重、およそこの三つ

第94表 最近5ヵ年間に於ける死亡10名以上の災害一覧 (単位 人)

年 月	炭 鉱 名	地 区	災害の 種 類	罹 災 者 数			
				死亡	重傷	軽傷	計
1956. 2.14	香 焼	福 岡	ガス爆発	12	3	—	15
1957. 6.21	堤	札 幌	"	10	1	—	11
11.25	東 中 鶴	福 岡	坑内出水	18	—	—	18
1958. 5. 7	江 口	福 岡	"	29	—	—	29
6. 9	三 井 砂 川	札 幌	ガス爆発	10	9	2	21
9.25	大 昇	福 岡	"	14	4	—	18
1959. 2.21	歌 志 内	札 幌	"	14	1	3	18
12.21	新 入	福 岡	"	23	10	10	43
1960. 2. 1	夕 張	札 幌	"	42	22	3	67
9.20	豊 州	福 岡	坑内出水	67	—	—	67
9.26	糺 井	福 岡	ガス爆発	13	—	4	17
10.30	庶 路	札 幌	"	18	2	5	25
1961. 3. 9	上 清	福 岡	坑内火災	71	—	—	71
3.16	大 辻	福 岡	"	27	—	—	27

〔備考〕 日本炭鉱労働組合調査。

が災害発生の主要要因もしくは背景として指摘されているといつてよい。

(一) 保安費用の節約について

「保安予算の把握と獲得のための闘いをやっているが、保安経費の調査には困難な面があった。そこで実績をつくっていくという闘いを行なっているが、下期・上期予算については話しにならない程しぼってきている。その一例として、ボール紙に一、〇〇〇円と印刷をし、それを何月分のものだという予算を、各カ所ごとに係員がもっていて、その券がなくなるとそれ以上出さないというやり方をしている。坑木にしてもチケット制をとり、Aには五〇〇本という操作をしようとしているため、職場闘争委員、保安常任はこれにくたびれている。二月一日日本坑で殉職者を出したが、点検の結果、資材の節約による災害だということで保安確保を闘いとするよう指令を出した。このように坑木を極度にきりつめているので、作業放棄をせねばならない状態にある。

「現場係員に使用本数をかかせ(何円何銭というところまで)ているので、差し込み本数が把握できる。ところが悪い箇所が出る」と次の方に不足となって起こり、トラブルがある。こういった嚴格管理では必らず災害をおこす必然性をはらんでいる。

「坑木(針葉樹を使わなければならない)についても、松材を雑木にかえ使用する傾向が目立っているが、大体雑木は松材の一石一、七〇〇円に比べ五〇〇円近く安あがりとなりその分がコスト引き下げとなる。雑木は重いし、つかみにくいし、切りづらい、圧力に弱い(但し空木では強いが)」という欠点をもっている。

(二) 請負賃金制度と災害との関連について

「終戦直後組合が力をもっていた頃はよかったが、監督部あたりが指導するようになってからは、例えば先受けの対策をするよう

経営者に指示した。しかし経営者はその賃金を保障しない。そのために金にはならないが、しかたなくやるという状態が組合側の方にあった。……賃金協定で請負給が持ちこまれてその問題は結果的に別枠でとるということになった。日炭では二、三〇米に亘って払が崩落して死亡二名、重傷四名という災害がおこったので検討していったところ、天井が悪かったということが明らかになったのだが、一方では先に天井にあたりをつけねばならなかったのに発破をかけて仕舞うので事故がおきた。その時の事情というのは、係員が払を囲ってからやってくれと指摘したのだが、その職場が請負給であったので、商売にならんということで自ら災害を起したという結果を生んだ。

「協定賃金には単価がくまれているので、保安作業については基準外手当という形でとっている。しかし、炭を出す方が一枠入れるより早いし金になるということであまりとりくんでいない。

「ゲート坑道でガス突出があったので、先進穿孔を四本うったが、穿孔一本につき二〇円をとられたことがある。なお、払いで危険性がある場合、組合から職場に指令権をおろしてやらせようとしたが、結果的にやられなかった。

(三) 人員の削減その他について

「残業時間抑制をして出炭に追いまわしているため保安作業ができない。三坑というのは煽石で殆んど払囲いをしていない。……仕繰は固定給で、払囲いのおくれを基準外でやっている。基準外をとったのは、坑口に課長以上をあつめ、採炭に能率をあげさせたための災害であるということで、仕繰の残業を認めさせ、二〇%をとった。

「(小倉では)三三年に出水災害があり、一〇〇〇人おった人員が二五〇名に減った。そのため人員減となり、組合がおとなしく

なった関係で、会社の腰が高く、めしをかみかみ作業をさせられ、能率も一人当り二〇屯平均に上っている。そのためか、最近重傷患者が多く、六ヵ月以上を要する休業者がいて、その殆んどが腰をやられている。入院患者は現在でも労災病院に九名、市立病院に一名となっている。

これに対し組合の対策は、専従者二名だけで困難な面があつて不十分で、払に使う材料にしても二人でかかえねばならないほど重い雑木であるため、払進行とは平行せず災害の原因になっているようである。

「大峰では半固定給となっていて、保障給をとっている。しかし、希望退職で人員がへっているため抜柱などがおくれがちだ。その点で悩んでいるが、一方、保安闘争という形ではないが、大型カップは前より重いのではないかということを取りあげ問題にしようとしている。職場闘争はやつても半固定給ということでは賃金はあがらなかった。採炭としては、保安を守るという点から抜柱などで作業がおくれている。したがって、残業の抑制とか、保安闘争、あるいは賃金闘争とかが結びついている状態である。合理化については、坑外関係では、選炭人員の削減、運搬人員の削減が出されている中で、運動がつづいているので、体がもてないという実態がでてきている。閉さくにしても人員がへっているため保安におおいに無理になってきている。

「伊賀は大川鉱閉山後三〇年一〇月再開したんだが、当時、失業保険もなく全くくろしかつた。また当時採炭は五函取りで二八〇円だったのが、現在では五〇〇円程度までかくとくしている。しかし労働時間は一〇〇一時間というように出炭でもしないことには経営上困難だという問題があつて、保安闘争が重点的に採り上げられねばならないことはわかつていても、實際上できない

という悩みがある。

今年にはいって、七六名という戦後最大の犠牲者を出した上清炭鉱の災害、二七名の死亡をもたらした大辻炭鉱の災害、いずれも坑内コンプレッサー室から火を出し、炭壁に燃え移り、大事にいたつたものであるが、それぞれに右に指摘されたような要因と背景なしには、おこりえなかつたものである。そして、この二つの大災害に共通する原因としては、次の二点があげられている。

第一に、両炭鉱とも坑内コンプレッサー室の防火構造が完全でなかつたということである。コンプレッサーによって、岩石をうがつドリルや、岩壁をくずすピックヘ圧さく空気を送るわけだが、五〇馬力ないし一〇〇馬力のコンプレッサーは過熱によって火を発する危険性がある。もちろん火を発してもコンプレッサー室の防火構造さえしっかりしていれば、付近の炭壁へ火が移る危険は少ないはずである。ところが、上清も大辻も、これがきわめて不完全であつたといわれる。上清のコンプレッサー室は九尺×七尺の木わく、内側にトタン板がはられていたが、それもコンプレッサーの天井付近だけで腰のあたりは裸であつた。また大辻では、コンプレッサー室が昔の沿層坑道（炭層のなかをくりぬいた坑道）に設置され、鉄板の囲いはしてあつたが完全ではなく、天井から落ちた石炭がレシーバーの腰あたりにかなりつもっていたといわれ、レシーバーの過熱でその石炭が自然発火したものと推定されている。つまり、保安施設への資本節約が、このような危険な状態をつくりだしていたのである。

第二に、上清・大辻とも合理化による労務費の節約のために、コンプレッサー当番が兼務させられていたことである。上清では、一〇〇馬力のコンプレッサー室と、五〇馬力のコンプレッサー室を兼務していた。そして、いつもは一〇〇馬力のコンプレッサー室にい

第95表 石炭鉱山事由別災害調べ（1960年）

事由区分			災害回数		罹災者数							
					死亡		負傷				合計	
			実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
坑	落盤または側壁の崩壊 ガスまたは炭じんの爆発	17,001回	30.0	242人	39.2	7,513人	31.2	9,416人	28.9	17,171人	30.0	
		12	—	84	13.6	52	0.2	19	0.1	155	0.3	
	運搬の た め	998	1.8	35	5.7	493	2.1	481	1.5	1,009	1.8	
		3,433	6.1	57	9.2	1,835	7.6	1,545	4.7	3,437	6.0	
	鉋車に接触または狭撃 その他	2,134	3.8	23	3.7	1,013	4.2	1,127	3.5	2,163	3.8	
坑内	出	11	—	76	12.3	1	—	1	—	78	0.1	
	飛石または転石	4,675	8.2	1	0.2	1,700	7.1	2,980	9.2	4,681	8.2	
	工具のため	2,512	4.4			836	3.5	1,678	5.2	2,514	4.4	
	落下物または倒壊物のため	2,773	4.9	6	1.0	1,240	5.2	1,534	4.7	2,780	4.9	
	取り扱い中の器材等のため	9,256	16.3	6	1.0	3,789	15.7	5,462	16.8	9,257	16.2	
	転倒	3,301	5.8	2	0.3	1,361	5.7	1,940	6.0	3,303	5.8	
	その他	6,802	12.0	60	9.7	2,603	10.8	4,201	12.8	6,864	12.0	
坑内計		52,908	93.3	592	95.9	22,436	93.3	30,384	93.4	53,412	93.4	
坑外計		3,774	6.7	25	4.1	1,606	6.7	2,146	6.6	3,777	6.6	
坑総計		56,682	100.0	617	100.0	24,042	100.0	32,530	100.0	57,189	100.0	

[備考] 資料前表に同じ。

たのだが、五〇馬力のほうから発火した。大辻では、問題のコンプレッサーのほかに、坑底ポンプ座と中段ポンプ座を兼務、時間から時間まで追い回されて、コンプレッサーについてはときどき見回る程度であったといわれる。

上清、大辻両炭鉱にみるような坑内火災、それに類似したガス爆発、さらに上田豊州炭鉱の事例にみる坑入出水、これらが最近目立つ重大災害の主要なケースだが、一方、災害回数のおうえでは落盤や取り扱い中の器材鉱物等によるものが圧倒的に多く、それらの死傷者数は年間死亡者総数の約四割、負傷者総数の四割六分に達している。ことに、鉄柱カッペによる採炭方式の導入によって、この種器材等の取り扱い中における負傷災害の比重が増大していることは重視されてよい(第95表、カッペ採炭法と災害との関係については本年鑑第26集一一七ページ以下参照)。

中小炭鉱と労働災害 中小炭鉱のうちには、独自の鉱区をもつもののほか、大手炭鉱の採掘跡とか、大手ベースでは採算のとれないところを採掘している粗鉱権炭鉱もしくは分譲鉱区炭鉱を含み、一般的に悪い自然条件のもとで、技術的水準も低く、もっぱら労働力に依存して採掘を行なっている。しかも、保安放棄を前提して経営のなりたつものの少なくないことは、次の引用のうちにもうかがわれる(前掲「保安闘争集会記録」による)。

「昭和三十一年から三十三年上期にかけて出水事故が多かった。東中鶴、江口、小倉の災害の経験を通じて検討した結果、中小炭鉱では普段からその対策をたてていなかった(江口の出水のとき、ポンプがなくて、各山に電話してとりよせたまではよかったが、こんどは、パイプがなかった。設備が出来たときは三ヵ月も経た後だったので、設備さえあれば助かっていたということがはつきりした事故)」ということから、消防車等を常備しておいて、普段

訓練した人たちを動員して対処するよう国会を通じてやったことはある。しかし、答は要望はわかるが、政府の責任でやることになるとますます経営者がサボるという傾向がでてくるといっていた。

「中小経営者というのは、災害については、政府、官庁を通じてうまいことをしようとしている。上大豊では組合員は危険を知っていたので休んでいたのに、暴力的に入坑させてガス爆発をおこさせている。また江口炭鉱などにみられた出水事故についても、組合員は前から危険性を感じ、たえず係員に訴え、作業中止をするようにしていたにもかかわらず出炭を強行した結果、古洞跡にぶちあて災害を起したという問題などがある。このように中小炭鉱で粗鉱権者の無態なやり方のため労働者が尊い命を奪われている。これらの問題を取りあげ、炭労調査団は『保安を無視するような経営者には粗鉱権を認めないこと、あるいは、施業認可に当って充分経営者をみて能力をもっているものでないと認めないこと、認可には保安設備を確約させてやらせる』等々の充分な措置をとるよう通産省に抗議並びに要請をしてきた。

そして、最近のように大手炭鉱の合理化がすすみ、出炭能率が増大すればするほど、これら中小炭鉱の労働者は、大手に追いつく能率向上にかりたてられる。非人間的ともいうべき労働の強化にもとづく過労、保安放棄の極端な悪化等々によって、災害の頻発も大手のそれをはるかにしのぐものとならざるをえない。こうして、暴力をもって労働者の就労を強制するという炭鉱を生むことになる。昨秋六七名の死亡者を出した豊州炭鉱の坑内出水は、次にみるような中小炭鉱の蝸集地帯——筑豊炭田における災害の一つの典型といつてよい(一九六一年四月六日付け朝日新聞「筑豊の中小炭鉱」による)。

涙ほどの「保安費」——「チン、ピン、ケイを切りつめる」こ

れが筑豊の中小ヤマの経営者の合い言葉だ。チンは鉱員の賃金、ピンは物品費、ケイは諸経費のこと。

福岡県田川郡のあるヤマ主の「大福帳」によると——百八十人を使って、月に約二千トンの出炭がある。八百四十万円の売り上げ、「トンあたり五百円ずつ、月に百万円のもうけになる」という。そして「保安に気を使わんで、事故でん起こった日にゃ、わしらでん困る……」から相当の保安費をかけているというが、物品費の内わけはドリル、コンプレッサー、坑木、炭車、レール、ダイナマイトなど直接の資材、設備費がほとんど。「保安費」はこのドンブリ勘定の中にほうりこまれてしまつて姿を見せない。

六百円ぐらいから手にはいる保安帽すらまだ買っていない。アセチレンガスじゃあぶないから「キャップランプがほしい」と鉱員はせがんだが「一つ一万円もする。そんな金がどこにある」と押しきってしまった。鉱山保安監督部から監督官がまわってくるたびに一万四千円の「ガス検定器」を隣ヤマから借りてきて、検査のときだけ間に合わすヤマ主さえある。

「切羽の通気が悪い。なんとか……」と訴えられたとき炭鉱機械の修理工場で見つけた中古の五馬力局部扇風機を値切つてすえつけてやった」ことを「思いやり」として自慢するヤマ主である。

チン（賃金）を少なく、スミを多く——出炭目標を割るようなことがあると「大出し」の指令がとぶ。「とにかく掘って掘って、掘りまくれ」ふだん支柱をたてたり、あぶないところを補修している仕繰り夫までが採炭夫に早がわり。ふつう一日に炭車百十台分のこのヤマで、二月はこの三倍をだした。まえには四百台という記録を出したこともある。そのとき配られたヤマ主からのご苦労賃が、五十円の「いいこい」一つだったとか。そして人減らしのしわ寄せは、まず仕繰り夫などの間接夫から保安係へ、八十一人の

従業員をかかえたヤマで、保安係は二人。保安監督部の講習会にも「交代がないから……」という理由で行かせてないという。

いのちの安さ——筑豊も南寄りのY炭鉱——「くさいぞ、くさいぞ」「ゴムがこげとるバイ」あわてて近くの電線をさわってみる。間もなくこんどは近くの掘進現場から「ハッパで排水パイプが破れたぞう」とどなってきた。その直後、坑道の電灯が消えて坑内はヤミ。もしこれで、全部の排水ポンプがとまったら、どういうことになるのか……。まず水。ふだんでも一分間に〇・四、五立方メートル、ツユになるとその十倍近くの水が坑内にわく。二台のポンプはフル運転だ。現に前のヤマ主のころ停電でポンプがとまり、坑道が水没してしまつた。

古とう（洞）の水はもつとこわい。古い採掘あとは地下水や雨水の、まるで地下貯水池である。だから、うっかりその壁を破つたらあつという間に水の下になる。古とうの水をたしかめるボーリングはきちんと続けられているだろうかと、心もとない。現場のすぐ横には、小型トランスが炭粉をかぶつたまま坑道に半ばうずもれていた。百ボルトの電流が通じているハダカ線を接触させて信号のベルにしていた。坑内火災のタネが、いたるところにごろしている感じた。

ガスもこわい。ガスの多い炭鉱では「火気は厳禁」のうえ作業中に二回以上はガスを調べるのがたてまえ。ところが去年の九月、近くの嘉穂炭鉱では九％もガスが検出され鉱員たちが「あぶない」「あぶない」と心配しているのに、仕事が続けられた。そして送風機のスイッチを入れた瞬間ガス爆発をおこし十三人が黒こげになった。ここはガスは少ないが、油断はできない。岩盤の中にたまつたメタンガスがハッパの瞬間ふき出すことがあるからだ。

「万一のときは排気坑がありますバイ」と係員がいうので現場から排気坑道につながる目抜き坑道を通ってみた。高さは一メートル二、三十センチ、ひどく急だし、石がごろごろしている。体をかがめて、はい上がると、その先はいまにもバラバラになりそうな細いハシゴ。真っ暗だ。真夜中の沢のぼりである。迷ったり落盤にあつたらと、気味が悪くて進めない。鉱員仲間の話では「その先がもっとひどい。たて坑のように切り立っている。大勢が押しかけたら将棋だおしだ」という。こんな頼りない脱出路——それさえも「そんな道あるの知らんバイ」という若い鉱員たちもいた。

第三節 炭鉱災害と鉱山保安監督制度

政府はあいつぐ炭鉱災害が社会問題化するにつれて、保安監督行政を強化すると言明している。また、通産省では、採掘能力のない鉱業権の「不良申請者」には鉱業権を認可しないとか、暴力をもって就労を強制し、あるいは鉱務監督官の入坑検査を阻止するなど保安の悪い炭鉱鉱山に対しては鉱業権停止の措置をとるとか考えていると伝えられている。折も折、三月一二日福岡鉱山保安監督部の谷鉱務監督官が、「上清炭鉱災害の責任をとる」と猟銃自殺をとげた。谷鉱務監督官は上清炭鉱における災害発生のちょうど一週間前つまり三月一、二の二日間同炭鉱を巡回検査した当事者であった。従来からも、鉱山保安監督部は炭鉱の保安状況について十分の監督をしていないという批判があったが、この鉱務監督官の自殺によって、保安監督行政のお粗末さがいっそう明るみにでることになった。

現在、石炭、金属両鉱山における保安監督のための行政機構としては、札幌、仙台、東京、平、名古屋、大阪、広島、宇部、四国、

第96表 鉱山保安監督部関係人員表
(1961年4月1日現在) (単位 人)

鉱山保安監督部名	定員	実 員						
		石炭鉱山			金属鉱山			計
		鉱務監督官	事務官その他	計	鉱務監督官	事務官その他	計	
札幌	72 (42)	33	29	62	9	1	10	
仙台	36 (21)	—	—	—	21	14	35	
東京	25 (15)	—	—	—	15	9	24	
平	20 (10)	10	10	20	—	—	—	
名古屋	23 (12)	—	—	—	11	12	23	
大阪	18 (12)	—	—	—	12	6	18	
広島	16 (10)	—	—	—	10	6	16	
宇部	17 (10)	10	7	17	—	—	—	
四国	16 (10)	—	—	—	10	6	16	
福岡	125 (73)	64	50	114	8	2	10	
計	368 (215)	117	96	213	96	56	152	

〔備考〕 全商工労働組合調べ。

福岡の一〇地方に鉱山保安監督部が設置され、二三人の鉱務監督官が巡回検査をはじめ災害防止を目的とする各種の業務にたずさわっている(第96表)。福岡鉱山保安監督部の例でいうと、所属の鉱務監督官は七二人、そのうち石炭関係は六四人。それで九州の四八一炭鉱、坑口数で一〇七一を監視しているわけである。一〇七一坑のうち、危険度の特に高いのは甲種炭鉱で六五坑、次いで危険度の高い部長指定乙種炭鉱三〇二坑、一般乙種炭鉱が七〇四坑にのぼっている。この危険度に応じて監督官が巡回検査を行なうが、その鉱務監督官のほとんどが採鉱関係で、機械電気関係はわずかに九人にすぎない。したがって、一つの炭鉱を三ヵ月おきか、四ヵ月おきにみて回るのがせいっぱい、また監督も坑道、採炭現場の切羽に重点がおかれ、設備関係の監督は盲点になっているといわれている。全商工労組福岡分会橋委員長も次のようにいう。

「いままで、視察は一人でやっていたが、これではどうしても見落としができる。多人数でいくのが理想だが、それができないのなら採炭と電気関係の二人組でいけば、ずっと効果があがると思う。自分の視察した炭鉱で次の監督官がいくまで事故がおこらないでくれと思っているのが、監督官のだれもの気持ちだ。このような状態では、第二、第三の谷監督官がでないとはいきれない」

鉱山保安監督部の権限は、監督官が視察して不備を認めると、程度により、業者に注意書、通達書等をもって勧告する。それを聞かないときは公聴会にはかったうえ補修命令を出す。この命令に従わないとき、はじめて鉱山保安法違反で送検するといったしくみだ。しかし、保安法違反といっても、六ヵ月以下の徴役、三万円以下の罰金刑ですむことが多い。つまり補修に金をかけるより、罰金のほうが安上がりというわけで、監督官たちも「立ち入り調査を拒まれ

てもせいぜい罰金くらいですむ」とくやしがっている。

鉱務監督官が巡視したのち、調査した事例に関し業者に勧告し、指示を与えることは慣例になっているが、その内容について労働組合や労働者に知られることがない。その公開を要求しても、法規上義務づけられていないということで拒否されてきた。九州炭労では、一九五八年、七月小岩井鉱山保安監督局長を団長とする特別保安調査団が来福した際、その他の問題とともに、監督部自体ができないというのなら、鉱業権者に対して保安公開の法的義務づけをやってもらいたいと申し入れた。しかし、それも労使の間で解決してくれというのみで、拒みつけてゆずらなかったといわれる。その申し入れの正当さと拒否に対する疑念について、

「われわれは当初、保安局や経営者が、保安公開についてこれ程まで頑強に抵抗を示そうとは思わなかった。

経営者や、監督部は何故保安公開をいやがるのだろうか、他のことはいざ知らず、こと保全に関する限りガラス張りであっても構わない。いや絶対に秘密があつてはならない。炭鉱における保安状況を詳細に公開し、理解させ、災害撲滅に労使が一体となつて努力することが、何故悪いのだろうか。ただわれわれは、経営者や鉱山保安監督部のいうことをだまってもってさえいけばよいというのだろうか。だがしかし、上大豊のように棍棒でおどされて入坑した結果が、あるいはまた江口炭鉱で古洞臭のつよい古洞水が出たとき、係員は大したことはないと太鼓判をおしたその結果が、どうなったか説明の要はないだろう。

われわれは絶対に彼らのいうことを信用するわけにはいらない。炭鉱経営者や保安監督部が何故保安公開をしぶるのだろうか。

いまさら、このことを説明する必要はあるまい。それは秘密に

しておいた方が彼らに都合がよいからである。保安に関すること
をガラス張りにしたら驚くべき数々の保安法規違反箇所が白日の
もとにさらされることになるからに他ならない」(九州炭労編「炭
鉱保安当面の問題点」六ページ)と九州炭労ではいう。

災害報告についても、同じような不満が少なくない。さきの「保
安闘争研究集会記録」のうちからふたたび引用してみよう。

「島廻で昨年暮に四名が落盤死したので、監督部に対し、公文
書で結論を求めたが、電話がかかり、組合には公文書はだせない
といつてきた。福岡にいつてきたら組合に出すつつつかれるこ
とがあるといふことをいつていふ。

「立山での災害事故の際、監督部では、打柱がちゃんとうつて
いたので保安上問題はないといふ会社の言いつ分を出したのだが、
調査団が入つてよく調べてみたら、誰も打柱をした事実がないこ
とが判明したので、監督部に抗議したら、監督部は再調査をした
といふ事例がある。

「災害発生の場合、九州炭労あるいは炭地協が調査団を編成し
て処理しているのだが、究明の結果は監督部の出した結論とは異
なつたものがある。立山を例にとれば、私が崩落して五名中三名
が死亡するといふ事故があつた。その事故に対し会社は一米おき
に立柱していつし、六つ空木をくんでいつといふことをいつてい
た。そこで調査団が究明していつ中で、だんだんそのことを否定
する事実が立証されていつて、最後に二本当りつけをしていつない
ことが判明した。従つて、調査団は監督部佐賀派遣班に連絡し
て、『違つた調査からは本当の対策はたてられない』といふこと
で再調査させたことがある。

鉱山保安監督部に対する災害報告の作成は保安管理者の仕事であ
る。それが右のごとくであれば、内容上一方的になるのもやむをえ

まい。そこで、「一般に災害の八〇％は人間的要因に原因していつ
といわれていることに着目するとき、この種災害すなわち労働者の
いつゆる不安安全行動に起因する災害の減少対策が保安対策の最も重
要なものの一つであることが痛感される」(通産省鉱山保安局編「鉱
山保安白書——昭和三二年——」、一三ページ)ことになる。いいか
えると災害の大部分は労働者の不安安全行動つまり不注意によるもの
であるといふのである。このような災害原因の把握によつて、災害防
止の根本があたかも保安係員の責任追求や労働者の注意力喚起にあ
るかのごとき錯覚を与えられてきたことは否定できない。いづれに
しても、これまでの原因究明は、主として技術的要因の追求にかた
よりがちであつた。ガス爆発や坑内出火の例でいつば、その火源の
せんさくをすることがそれである。この場合、火源のせんさくにも
まして重要なことは、ガス爆発の場合なぜガスの停滞が生じたか、
またなにゆゑにそのガスを取り除く事前の予防措置を構じえなかつ
たかといふことであらう。

参考資料

- 一 「炭鉱災害の実態とその背景」九州経済調査協会編『九州経
済統計月報』一九五八年一月刊、一二巻一号所収)
- 二 「生産性向上政策と災害の特質」(炭労編『調査と資料』、一九
五八年四月刊、一六号所収)
- 三 九州炭労災害対策研究会資料「炭鉱保安当面の問題点」
- 四 炭労編「保安闘争研究集会——九州地方——記録」一九六〇
年三月刊
- 五 光永東「炭鉱保安の技術的停滞と今後の方向」(九州鉱山保
安研究会編月刊『コールマイン セイフティ サービス』一九
六〇年八月刊、一〇〇号所収)
- 六 労働基準局「最近の労働災害について」(労働省編『労働時

報』一九六一年二月刊、一四卷二号所収)

七 光永東「山野、新入六五名の犠牲者におくる——炭鉱災害の階級性——」(九産労編『九州産労時報』一九六〇年一月刊、二五六号所収)

八 「重大災害とどう闘うか」(右同一一九六一年四月刊、二八五号所収)

九 戸木田嘉久「炭鉱災害の底辺」(日評新社編『月刊労働問題』一九六一年五月刊、三六号所収)

一〇 通産省鉱山保安局編「鉱山保安白書——昭和三二年——」(一九五七年三月刊)

一一 同『鉱山保安統計年報』

一二 日本石炭協会編月刊『炭鉱保安情報』

一三 総評・炭労編「炭鉱災害は絶滅できる——その実態と対策——」(一九六一年五月刊)

第四節 職業病

業務上疾病 一九六〇年中における「業務上疾病(職業病)発生状況」(労働省労働基準局衛生課調べ)は第97表のとおりである。業務上疾病総数二万一千二百一十件のうち、件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病たとえば負傷に起因する疾病(一号、六七一一件で最高を占める)、熱傷・凍傷(六号)、結膜炎その他の眼疾患(三号)、重激な作業による筋肉や関節の疾患(二号)である。しかし、労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって、職業病という名称で呼ばれている一連の疾病はその報告件数がはなはだ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれており、第97表の件数にしても、七日以内の治療、

一千元以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているにすぎない(統計表記載の各号該当疾病名については労働基準法施行規則第三五条もしくは本年鑑第31集七四ページ参照)。

火薬病 手足がしびれ、貧血や脳、胃の痛みを訴え、ついにはちよっとしたショックで死ぬ「火薬病」患者がこの数年間に旭化成、日本化薬、日本油脂各社のダイナマイト作業場に多数発生している。これはダイナマイト原料としてニトログリセリンとまぜて使いはじめたニトログリコールの薬害によるものだが、かつて問題になったペンゾールの五〇倍という強い毒性のあるものだけに、薬害による死者も組合の話ではこれまで一人も出たという。

ニトログリコールは石油から合成されたもので、わが国では昭和の初め不凍剤としての特性から寒冷地向けのダイナマイトにごくわずかまぜて使われていた。戦後、ニトログリセリンよりさらに爆発力が強く、作業中の危険性が少ないうえ、価格も安いという点から、しだいにニトログリセリンにかわって多く使われるようになり、一九五五年ごろには五〇%、一九五九年ごろには六〇%まで配合率が引き上げられたという。

一番初めに薬害者の出たのは日本化薬厚狭工場(総評系、合化労連)で、一九五八年夏ごろからたばこが吸えない、頭、胃が痛むなど訴えるものが急に目だったが、翌年二人が心臓まひで死んだ。驚いた同労組は同じダイナマイトをつくっている日本油脂労組(総評系、合化労連)、旭化成労組(全労系、全織同盟)と話しあったところ、共通の症状の者の多いことがわかり、一九六〇年九月組織をこえた三社の薬害対策共闘会議をつくった。労働省の調べた中毒症状は、まず目まい、はき気、頭痛に襲われ、次いで血圧が低下、全身衰弱、手足の痛みを起し、さらに中毒が進むと「胸しぼり」と

第97表 業務上疾病（職業病）調べ（1960年1～12月）

（単位 人）

区分	農林 および 水産業	鉱業	建設 工業	製造工業業									ガス、 電気、 および 水道業	商 業 および 金融業	運 輸 通信業	その他 の産業	合 計
				金属 工業	機械 器具 工業	化学 工業	窯業 および 土石 工業	紡織 工業	製材 および 木製品 工業	食料品 工業	印刷 および 本業	その他 の工業					
1 号	509	753	2,183	657	545	169	97	52	255	156	32	100	31	54	792	376	6,761
2 号	68	502	642	310	233	89	49	27	93	37	3	39	8	8	348	106	2,562
3 号	155	1,236	1,014	601	603	215	88	45	136	35	6	39	14	8	240	115	4,550
4 号		6	1	3	1	2	1	1		1					1	3	15
5 号	1	174	6	5	3												194
6 号	37	86	742	1,774	716	433	131	157	70	241	14	89	58	21	241	142	4,952
7 号		531	14	16	8		59										628
9 号	4	6	5		1	1	1	86	1	2		1			2	3	15
10 号		17	9		1	1	3									4	67
12 号		2	8	13	27	6											20
14 号		21	5		6	1	1										22
15 号		9				3											14
21 号		23	1	1	17	3	2		1	1	2	6	3	1	22	10	96
24 号	7	9	31	5	9	94	5	12	1	5		6	1		2	1	216
26 号		23	16	24	7	17						6				5	39
27 号		30	6	1	4	7	9	2	6	2	1	2	3	1	1	12	24
29 号		30	3		23	11	2	4				2			15	4	397
30 号	187	67	67	19	14	44	9	4			1	2		1	23	7	169
32 号	3	27	27	16	14		2	4				2	3	2		4	28
33 号	29	86	128	45	27	215	6	8	7	10		14	4	2	44	9	634
38 号	2	17	25	22	4	21		3			1	1			3	4	103
その他																	
合計	1,002	3,538	4,951	3,513	2,249	1,332	454	401	569	495	61	302	122	97	1,734	801	21,621

〔備考〕 1) 8, 13, 16, 19, 37号には該当なし。
2) その他とは, 11, 17, 18, 20, 22, 23, 25, 28, 31, 34, 35, 36号の計である。

いう胸がえぐられるような痛みのもと、急性の局所貧血から、くっひもを結ぶようなちよっとしたことで心臓まひを起こして死亡する。重症の場合、麻薬と同じ禁断症状があり、急にガスから離せばなおひどい苦痛におちいるという。

三社労組の薬害対策共闘会議では、一九六〇年一月の調査で延べ約二千人がなんらかの薬害におかされているとして、会社に、

一 対策について三社三労組合同の労使会議を開く

二 新しい職業病という点から自覚症状や面接による診断を行う

三 薬害者に対する労災保償の申請を早く行う

ことなどを統一要求として申し入れた。三社側も一九五九年以後の死者について労災補償の申請を行ない、労働省の指示した四〇％以下に配合率を引き下げるとともに、それぞれ約二千五〇〇万円で温湿調整装置などの予防設備をつくった。作業員は通風マスクをかわり、特殊クリームをぬった手にゴム手袋をはめて作業しているが、薬害者はその後も日本化薬で毎月五、六人、旭化成でも三人の入院、自宅療養患者が出たという（四月一四日現在）。

こうした事態は旭化成の上部団体の全職同盟は、一九六〇年末設置した薬害対策委員会でのほど、時間外労働の禁止や重症者の作業転換など六つの労働基準法一部改正を要求する方針をきめ、社会、民社両党を通じて国会で立法化する運動をしている。

水銀中毒 「健康なからだで入社した私たちは中毒にかかって退社するんです」——東京都渋谷区幡ヶ谷仁丹体温計の女子工員たちはそういつて訴えた。同社は水銀体温計を製造しているが、一九六一年春から水銀中毒にかかる女子工員が続出、すでに全工員三七〇人のうちに四、五〇人の患者がいるという。ところが会社側はこれを女子工員たちに知らせず、不安を感じた一部の女子工員が民間の医者に診察を求めたことから事実が明るみにでた。

水銀中毒は長い間水銀蒸気にさらされるとかかり、神経系統と消化器系統がおかされる。症状は手の指にふるえがきたり、頭痛、不眠、また歯ぐきからの出血、胃カタル、肝臓障害、血性下痢などを伴う。現に同社を退職した人で、茶わんがもてないほど手がふるえる人や達筆だったがいまは字も満足に書けないほどひどい女子工員もいる。会社側の説明によると、今度の事故は一九六〇年暮新築した工場の設計、施工に手落ちがあったからだという。換気装置が計算どおり働かず、また暖房のために換気が十分でなかった。会社側は四月になりあわてて設備を改善したが、この間四ヵ月の間、空気の汚染度など必要な検査を怠っていたという。五月末現在、会社の嘱託医のところへ通っているものが二三人、温泉治療にまで出なければならぬ重症患者はこれまでに一人となっている。

女子工員たちの言いぶんを聞くと、会社側は特殊健康診断も定期的に行なわないし、空気汚染度の検査結果も知らされず不安でたまらないという。会社の嘱託医のところへ診察にいくと「胃が悪い」、「かぜです」などと水銀中毒の一部の症状として現われる病名をつけられるだけ。したがって労災扱いとならず、実際に温泉に療養にいかせなければならぬほど重症者がいながら、労働基準監督署に労働者死傷病報告は提出されていない。「このことだけでも、会社側が事実を伏せたと疑うに十分」と労基署ではいつている。

この集団水銀中毒事件につき、東京労働基準局は六月一四日対策を協議し、同日渋谷労働基準監督署を通じ、同社に設備改善など三項目の勧告を行なうとともに、都内体温計製造工場の一斉立入り検査、また水銀を扱う計器類、水銀灯製造などこれまで野放し同然の小企業にも同様な問題が発生しているとみて、早急に実態調査を行なうことをきめた。

仁丹体温計に出された勧告（要旨）

- 一 職場の空気が水銀蒸気で許容量以上に汚染されているので至急設備を改善すること。
- 二 会社側は至急、全従業員の精密診断を行ない中毒患者の実数を正確につかむこと。
- 三 危険な職場で女子年少者が働いているようだが、それは労働基準法違反だから警告する。

第四章 労働者の家計

第一節 消費者物価の動向

総理府統計局編「小売物価統計調査報告」によって、一九六〇年中における消費者物価の動向をみると(第98表)、ここ数年来、最も強い騰勢を示している。まず、年初にガス料金の値上げが行なわれたのち、四月には私立学校授業料および水道料の引上げがあり、七月からは入浴料、理髪料、パーマメント代などの料金関係があいついで値上がりした。さらに、牛乳、食パン、しょう油、みそ、酒類などの生活必需品にも騰貴がみられ、なかでも肉類および異常乾燥による野菜の騰貴が激しく、消費者物価を大幅に高める主因となった。住居も家賃および住宅修繕材料の上昇により、年初来一貫した上昇を続け、また、光熱も三月以降微落していたが、八月からは木炭を中心に反騰に転じた。被服のみは年初に下落を示したが、その後やや横ばいで推移し、九月の秋物需要期を境に持ち直してきている。以上の結果、年平均の総合指数は一〇七・九となり、前年比三・七%を上昇し、一九五四年平均の前年比六・四%増以来の大幅

な騰貴となった。費目別には、住居の五・六%増が最も大きく、光熱五・三%、食料三・八%、雑費二・九%、被服二・一%とそれぞれ前年平均を上回った。

このように一九六〇年の消費者物価は近年にない値上げ材料が重なり、高水準を示しつつ推移し、卸売物価が一九五九年一月から一九六〇年七月まで下落傾向を示しつつ推移したのと著しい対照をなしているが、それも、卸売物価にはほとんど含まれない生鮮食料や料金関係等主として生活必需的な費目を中心に消費者物価が動いたためといえる。いわばこの「値上げムード」は一九六一年にも引き継がれ、値上げを予定されている公共料金には、国鉄運賃(旅客、定期一四・六%、貨物一五%)、郵便料金(小包七〇%、書留、速達など五円)、医料費(一〇%)、ガソリン税(二五%)、公営家賃(一〇〜二〇%)などあり、このほか、私鉄運賃、電気、ふろ、理髪、クリーニング代の引上げも予想されている。そこで物価問題は一般国民、特に家庭の主婦の大いに注目するところとなり、野党や労組団体などの間では、政府の所得倍増計画をもじって「物価倍増計画」ということばが生まれ、全国消費者団体連絡会(消団連——主婦連、総評、全労、婦人民主クラブ、日本生活協同組合連合会など諸団体参加)、物価値上げ反対共闘会議(社会党、総評、中立労連、新産別、農業七団体、消団連など参加)を中心とする物価値上げ反対運動のかつてない高まりをみた。ところが経済企画庁でとりまとめた「物価白書——最近の物価動向」(一九六一年四月刊)中では、(一)一九六〇年度の消費者物価は前年度を四%も上回ったが、これは主として食料品が一時的ないし季節的に、異常に値上がりしたのが大きく響いたため例外といってよい。(二)今後日本経済が所得倍増計画にそって高度の成長をとげる場合、物価体系は欧米先進国型に近づいて、サービス料金など消費者物価の一部に値上がりの

さけられないものがあることは事実だが、物価水準全体を安定させながら高度成長をとげることは十分可能であると強調し、最近の物価動向をきわめて樂觀している。そして、今後の物価対策と見通しについて、同書中で次のように述べている。

物価対策と見通し（要旨）

自由主義経済の建て前から、政府の物価対策は財政政策や金融政策によって間接的に経済の環境づくりをし、物価全体の動きを好ましい方向にむけることになる。しかし、個々の物価についても、必要な限度で政府が直接タッチできるものがある。これらは経済全体の立場からみて、好ましいところに決まるようにするわけだがその実例をあげると次のようである。

一 国会の議決によるもの——国鉄運賃、郵便料金、電報電話料金。

二 政府が決定するもの——国立の大学、高校の授業料、米価、アルコール売り渡し価格など（公衆浴場の入浴料は最高価格を厚生大臣が決めることになっているが、現在その権限は各都道府県知事に委任している）。

三 政府が認可するもの——電気料金、ガス料金、私鉄運賃、バス運賃など。

四 政府へ届け出るもの——私立大学授業料、水道料金（公営）など。

五 政府が価格安定のため取り引きに介入するもの——麦、でん粉、大豆、輸入飼料、てん菜糖、生糸、繭などの農産物。

六 業者間の協定料金——環境衛生同業組合、商工組合、酒類業組合の協定最低料金は政府の認可が必要である。また協同組合による協定料金については、内容が不当なら独占禁止法によって、これをやめさせる。

第98表 物 価 指 数

年 月	卸 売 物 価 指数 1)	消 費 者 物 価 指 数 (全 都 市) 2)							
		総 合	食 料			被 服	光 熱	住 居	雑 費
			計	穀 類	その他 の食料				
1957年平均	105.3	103.5	102.5	98.8	104.6	100.1	110.7	114.5	103.2
1958年平均	98.4	103.0	101.2	101.6	101.0	97.2	107.9	116.6	105.2
1959年平均	99.5	104.1	101.8	100.9	102.4	95.3	106.6	121.1	108.5
1960年平均	101.3 (1.8)	107.9 (3.7)	105.7 (3.8)	100.9 (0)	108.6 (6.1)	97.3 (2.1)	112.3 (5.3)	127.9 (5.6)	111.6 (2.9)
1960年 1月	101.5	106.2	103.0	100.4	104.6	97.9	112.0	125.4	110.8
2月	101.1	106.3	103.9	100.3	106.0	96.4	112.4	125.6	109.9
3月	101.0	105.8	102.9	100.4	104.4	96.4	112.2	125.9	110.1
4月	100.9	106.5	103.8	100.3	105.9	96.3	111.5	126.3	111.3
5月	100.8	106.8	104.2	100.4	106.5	97.2	110.9	126.5	111.4
6月	100.7	108.0	106.5	100.5	110.1	96.6	110.6	127.0	111.5
7月	100.6	108.3	106.7	101.0	110.2	96.8	110.8	128.0	111.8
8月	101.0	109.7	109.0	101.6	113.4	96.5	111.1	128.5	112.7
9月	101.8	109.8	109.2	101.6	113.7	97.3	111.8	129.1	112.1
10月	102.0	110.0	109.0	101.5	113.4	98.4	113.2	129.9	112.1
11月	102.3	108.0	104.9	101.4	107.1	98.7	114.8	130.4	111.6
12月	102.4	108.8	105.7	101.2	108.4	98.9	116.1	131.6	113.0

〔備考〕 1) 日本銀行調査「卸売物価指数（基準1952年平均＝100）」である。

2) 総理府統計局調査「消費者物価指数（基準1955年平均＝100）」である。

3) カッコ内は1960年平均の対前年平均騰落率である。

第三編 労働条件と労働者の生活

第99表 公共料金その他の諸物価の値上がりによる
家計の負担増試算（1961年2月現在）

五人家族 夫 勤め 30,000 円
妻 家庭
長子 勤め 13,000 円
次子 大学生
三子 小学生
収入計 43,000 円

(1) 1959年以降いままでの値上げによって

費 目	値上げ 時 期	支 出 額	値上率	値上げによる支出額	月当たり 支 出 額
私鉄運賃	34. 1	260円(通勤定期)	12.65% (内1.15% は増税分) 20%	300円	40円
地下鉄	34. 10	360円(通学定期)		450円	90円
ガ	35. 1	1,134円		1,477円	343円
新築代	34. 4	330円		390円	60円
家賃	35年平均	3,000円		3,600円	600円
教育費	35. 4	30,000円(大学授業料)		36,000円/12(月)	500円
給食費	35. 4	320円		360円	40円
クリーニング代	35. 7	16円		17円×10(月)×5(人)	50円
	36. 1	ワイシャツ 30円		35円×10(回)×2(人)	100円
		セビロ 150円		190円×2(人)/6(月)	13円
		ズボン 120円	20%	140円×2(人)/6(月)	7円
		オーバー 320円		360円×2(人)/12(月)	7円
		婦人服 130円		155円×2(人)/12(月)	4円
とこや代	36. 1	130円		180円×1.5(回)×2(人)	150円
パーマ代	36. 1	600円		750円×2(人)/3(月)	100円
食料費(肉および魚)	35年平均	1,800円		2,160円	360円
				計	2,464円

(2) 値上げ案がだされているものによって

費 目	支 出 額	値上率	値上げによる支出額	月当り 支 出 額
国鉄運賃	600円(通勤定期)	14.6%	684円	84円
"	2,160円(汽車賃)	14.6%	2,450円×3(人)/12(月)	72円
(年1回家族3人で帰郷する)				
私鉄運賃	300円(通学定期)	10%	330円	30円
電気小料	1,248円	15.11%	1,436円	188円
郵便道	120円	70%	230円/3(月)	36円
水道料	120円		160円	40円
都市ガス代	300円	20%	360円	60円
バター	480円(月3本使用する)		510円	30円
牛乳代	420円		450円	30円
			計	570円
		(1)+(2)	計	3,034円

政府は最近、九州電力と国鉄の値上げに対して、これを小幅の値上げに止めたほか、三月七日の閣議で「値上げムード」解消のためこんご当分の間、公共料金の値上げをいっさい認めない方針を決めた。また需要が供給を上回っているため値上がりしているものは、輸入をふやして国内価格の安定をはかっている。バター、脱脂粉乳の緊急輸入を三月に決めたのは、その一例である。値上げラッシュを防ぐため、便乗値上げは独占禁止法によってきびしく取り締まる方針である。

ところで、当面の三十六年度の物価の見通しは、卸売り物価は総体として弱含み横ばい（前年度より〇・三％の下落）、消費者物価は前年度より一・一％程度の値上がりとする。設備投資は好景気を反映して三十四、五年度ともに前年度より三二％もの伸びをみた結果、三十六年度の生産能力は著しく向上する見通しである。そこで、鉱工業生産物の供給は需要を十分にまかなうことができ、一方、輸入自由化が進むので、卸売り物価は全体として弱含み横ばいと見込まれる。国鉄貨物運賃の値上げ（一五％）の卸売り物価に及ぼす影響はごくわずかとみられる。

消費者物価は昨年末の政府の「経済見通し」では〇・七四％の値上がりを予想していたが、その後三十六年度予算編成の過程で各種公共料金の値上げが決まったので、この影響〇・三五％を加えると、値上げは一・一％程度となる。最近の「値上げムード」を考えると、この見込みは控え目にもみえるが、政府としては次のような対策をとることによって、値上げはこの程度に押えられとみているわけである。

一 住居費対策Ⅱ三十六年度に政府は公営住宅などへの国庫補助金、住宅金融公庫、住宅公団への新規出資金をふやし、二十四万六千戸（前年度二十二万一千戸の見込み）の住宅を建設する。

これで家賃や間代の値上がりを防ぐ一方、建築資材とくに木材の値上がりを押えるため、国有林を前年度より二百万立方メートル増伐し、木材輸入も百万立方メートルふやす。

二 食料品対策Ⅱ野菜の生産、出荷の自主調整を指導し、卸売り市場の整備拡充など流通の円滑化、流通経費の削減をはかる。鮮魚について漁場開発を進めるとともに、大消費地の貯蔵加工設備を広げ、流通面でも合理化をはかる。肉、乳製品などの畜産物は増産対策を推進するとともに、一時的な供給不足には速かに緊急輸入の手をうつ。また三十六年度から発足する畜産振興事業団は、畜産物価格の安定に役立つことが期待されている。

すなわち、政府の右の見通しによれば、一九六一年度の消費者物価は値上がり傾向をたどるが、その勢いは鈍って前年度を一・一％上回るにすぎないとしている。

一方、消団連ではこれらの公共料金その他の物価値上がりによる家計の負担増加を第99表のごとく推計し、さらに通運料金をはじめ、米・麦、生鮮魚介・野菜など運賃部分の多いものの値上げや、雑誌、週刊誌、新聞紙等の値上がりを招くことを憂慮している。

第二節 家計収支と消費生活の構成

家計収支 次に、以上のような消費者物価の動きのもとにおける勤労者世帯の生活についてみよう。総理府統計局編「家計調査報告」（速報、一九六〇年一～二月平均）によると（第100・101表）、まず実収入の増加は対前年比一〇・九％増と一九五五年以来の伸びを示し、消費者物価の騰貴を考慮にいたった実質的な増加率でも六・九％増とここ数年間の最高となった。しかもそれが定期収入の大幅

増によっているところにこの年の特徴がみられる。また年間の賞与は一九五九年の二ヵ月に比べて二・一八ヵ月にふえ、臨時収入の増加も対前年比二三・一％増となっている。

エンゲル係数は三八・八％で前年の三九・八％をさらに下回る結果となった。ただこれらの傾向を所得階層別（家計調査の対象となった勤労者世帯を、その実収入総額の低いものから高いものへと順に並べて五等分し、五つの階層にわかつ）の実収入でみると（第102表）、最高所得層第五階層と最低所得層第一階層において特に著しい伸びを示して中間層が最も低いという型になっている。この間の事情を調査報告では、一九五七年に高所得層、一九五八年に中所得層、一九五九年に中・低所得層が伸び、一九六〇年ではふたたび高所得層に伸びの中心が移りかけた結果とみている。消費支出においても同様に、特に高低所得層での消費水準が高まったことが指摘されている。しかし、一口に消費ブームといっても高所得層のデラックス版と低所得層の生活必需品の充足とで大きな差異があることはいうまでもなく、この点を耐久消費財（「家具什器」）購入の増加率でみても、第五階層は四三・一％、次位の第四階層が四〇％であるが、それ以下の所得階層ではその伸びも少なくなっている。ことに第一階層では一六・七％の赤字を出しており、第二階層での黒字は六・二％にすぎない。そして、平均実収入が第三階層と第四階層実収入の中間に位置づけられていることは、本調査の対象世帯に高所得層へのかたよりがあることを示すものである。

また、一九五九年九月から三ヵ月にわたって実施された第一回全国消費実態調査の結果（総理府統計局編「昭和三十四年全国消費実態調査報告」全五巻、一九六一年二月刊）によって消費生活の状況を都市階級別、所得階級別、勤労者世帯主の所属企業規模別にみると以下のとおりである（第103・104表）。

第100表 勤労者世帯年平均一ヵ月間の収入

項 目	全 都 市			東 京 都		
	1960年平均	対前年比	1960年 百分比	1960年平均	対前年比	1960年 百分比
世帯員数	2,596	2,601)	—	422	427)	—
世帯主	4.38	4.41)	—	4.35	4.45)	—
世帯員	1.52	1.50)	—	1.52	1.52)	—
収入総額	円 59,658	% 10.3	% —	円 70,010	% 11.9	% —
実収入	40,895	10.9	100.0	48,376	11.8	100.0
勤め先収入	38,185	11.1	93.4	45,092	11.3	93.2
世帯主定期収入	34,051	11.2	83.3	41,576	12.8	85.9
世帯主臨時収入	27,446	8.7	67.1	33,087	9.9	68.4
世帯主副収入	6,536	23.1	16.0	8,264	24.5	17.1
世帯員収入	69	38.0	0.2	225	81.5	0.4
世帯員主期収入	4,134	9.6	10.1	3,516	-3.4	7.3
世帯員主臨時収入	912	23.6	2.2	1,155	20.8	2.4
世帯員主副収入	1,798	2.3	4.4	2,129	16.1	4.4
世帯員主其他収入	6,657	6.2	—	7,561	10.9	—
世帯員主其他臨時収入	3,697	10.2	—	5,075	22.8	—
世帯員主其他副収入	148	-0.7	—	111	27.6	—
世帯員主其他其他収入	2,812	1.7	—	2,375	-8.5	—
世帯員主其他其他臨時収入	12,105	10.7	—	14,070	13.0	—

〔備考〕 1) 前年平均の実数を示す。
2) 総理府統計局編「家計調査報告速報、昭和35年1～12月分」による。

第101表 勤労者世帯年平均1ヵ月間の支出

項 目	全 都 市			東 京 都		
	1960年平均	対前年比	百分比	1960年平均	対前年比	百分比
支 出 総 額	円 59,658	% 10.3	% —	円 70,010	% 11.9	% —
実 支 出	35,280	9.8	—	42,141	10.3	—
消費 費 支 出	32,093	9.3	100.0	38,131	9.8	100.0
食 料 費	12,440	6.5	38.8	14,179	6.1	37.2
穀 類	3,647	-0.1	11.4	3,320	-2.4	8.7
米 類	3,049	0.3	9.5	2,609	-1.8	6.3
麦 そ の 他	598	-2.4	1.9	711	-4.3	1.9
その他の食料品	8,793	9.4	27.4	10,859	8.9	28.5
魚 介 類	1,148	6.0	3.6	1,210	6.9	3.2
肉 乳 卵 類	1,791	14.9	5.6	2,353	12.6	6.1
野菜 乾 物 類	1,159	8.0	3.6	1,416	5.8	3.7
調味料その他	1,834	6.9	5.7	2,078	5.6	5.5
菓子 果 物 類	1,220	9.7	3.8	1,572	12.4	4.1
菓 子 飲 料 類	764	7.8	2.4	971	6.5	2.5
酒 ・ 飲 食 費	877	12.1	2.7	1,259	11.3	3.3
住 居 費	3,139	8.2	9.8	3,449	2.9	9.1
家賃・地 代	793	2.1	2.5	921	-9.3	2.4
家具 什 器	1,596	9.6	5.0	1,637	6.4	4.3
その他	750	12.3	2.3	891	11.5	2.4
光 熱 費	1,552	17.3	4.8	1,844	16.4	4.8
電 気 ・ ガ ス 代	908	22.0	2.8	1,385	22.3	3.6
その他	644	11.2	2.0	459	1.5	1.2
被 服 費	3,934	11.7	12.2	4,424	10.0	11.6
衣 料 費	2,738	11.7	8.5	2,936	7.6	7.7
その他	1,196	11.7	3.7	1,488	15.0	3.9
雑 費	11,028	10.9	34.4	14,235	14.9	37.3
保 険 衛 生 費	1,677	9.2	5.2	2,069	12.9	5.4
交 通 通 信 費	677	8.7	2.1	1,022	15.3	2.7
教 育 ・ 文 房 具 費	1,059	9.7	3.3	1,508	13.7	3.9
教 養 娛 楽 費	1,993	12.9	6.2	2,647	23.8	6.9
交 際 際 ば の 費	1,598	9.3	5.0	2,138	16.6	5.7
た そ の 他	322	3.2	1.0	275	6.6	0.7
非 消 費 支 出	3,702	12.9	11.6	4,576	11.3	12.0
勤 勞 所 得 の 税	3,187	15.8	—	4,010	14.3	—
社 会 保 障 の 税	1,375	22.5	—	2,066	18.5	—
そ の 他	631	6.6	—	817	3.5	—
実 支 出 以 外 の 支 出	1,115	15.1	—	1,052	13.1	—
貯 保 險 掛 金	66	-2.9	—	75	59.6	—
翌 月 へ の 繰 越 金	11,482	11.3	—	13,059	18.0	—
	5,817	14.9	—	6,959	22.6	—
	1,526	6.0	—	1,655	4.3	—
	4,139	8.5	—	4,445	16.9	—
	12,895	10.8	—	14,808	11.6	—

〔備考〕 総理府統計局編「家計調査報告速報，昭和35年1～12月分」による。

第102表 5分位階層別勤労者世帯1ヵ月間の収入と支出（全都市）

区 分	1960年平均（実数，円）					
	平均	I	II	III	IV	V
実収入	40,895	15,796	27,186	35,428	46,526	79,540
世帯主の定期収入	27,446	12,372	21,160	25,987	31,672	46,039
"臨時収入	6,536	793	2,362	4,383	7,232	17,911
消費支出	32,093	17,866	24,235	29,714	35,948	52,703
食料費	12,440	8,737	10,830	12,238	13,701	16,692
穀類費	3,647	3,028	3,431	3,645	3,913	4,220
その他の食料費	8,793	5,709	7,399	8,593	9,788	12,472
住居費	3,139	1,645	2,397	3,044	3,368	5,239
家具什器費	1,596	591	1,162	1,532	1,836	2,856
光熱費	1,552	964	1,231	1,441	1,719	2,406
電気・ガス代	908	489	674	839	1,035	1,504
被服費	3,934	1,729	2,629	3,556	4,583	7,175
衣料費	2,738	1,216	1,848	2,483	3,173	4,971
雑費	11,028	4,791	7,148	9,435	12,577	21,191
教養娯楽費	1,993	892	1,321	1,717	2,304	3,733
交際費	1,598	662	1,068	1,396	1,801	3,066
可処分所得	37,708	15,231	25,917	33,478	43,261	70,654
黒字	5,615	-2,635	1,682	3,764	7,313	17,951
区 分	対前年比（％）					
実収入	10.9	11.4	10.4	8.9	9.9	12.5
世帯主の定期収入	8.7	11.3	8.6	6.4	8.3	9.7
"臨時収入	23.1	34.9	21.2	19.9	21.0	24.5
消費支出	9.3	10.0	10.2	8.6	7.1	10.5
食料費	6.5	6.4	8.1	6.2	4.6	7.0
穀類費	-0.1	-1.6	0.9	1.0	-1.2	0.1
その他の食料費	9.4	11.3	11.9	8.6	7.2	9.6
住居費	8.2	18.4	16.0	9.1	2.1	5.6
家具什器費	9.6	43.1	40.0	9.2	3.1	0.1
光熱費	17.3	16.6	16.1	14.5	15.4	21.6
電気・ガス代	22.0	19.9	22.8	19.5	20.1	25.6
被服費	11.7	14.8	10.1	12.8	11.3	11.2
衣料費	11.7	15.8	10.9	14.2	11.1	10.2
雑費	10.9	11.2	10.7	9.0	8.6	13.3
教養娯楽費	12.9	13.8	12.2	10.1	12.2	14.6
交際費	9.3	12.2	15.5	10.5	3.6	9.7
可処分所得	10.5	11.2	10.1	8.9	9.6	11.8
黒字	18.3	—	8.4	11.8	24.5	15.9
エンゲル係数1959年	39.8	50.5	45.5	42.1	39.0	32.7
1960年	38.8	48.9	44.7	41.2	38.1	31.7

〔備考〕 1) I, II, III, IV, Vの5分位階層は家計調査の対象となった勤労者世帯を、その実収入総額の低いものから、高いものへと順に並べて、5等分し、階層を区別したもの。

2) 黒字は可処分所得－消費支出，したがってマイナスは赤字で示す。

第103表 全世帯1ヵ月間の収入と支出

区 分	全 世 帯						一 般 世 帯	勤 労 者 世 帯
	平 均	6 大 都 市	中 都 市	小 都 市 A	小 都 市 B	町 村		
調世有実	42,841	9,398	7,819	9,302	4,866	11,456	17,651	25,190
査帯業収	4.52	4.49	4.50	4.53	4.57	4.54	4.80	4.33
世人人入	1.65	1.69	1.59	1.65	1.69	1.63	1.91	1.46
帯員員総	32,769	41,393	34,353	31,937	29,803	26,546	35,586	30,794
数数数額	25,444	31,394	26,497	25,034	23,131	21,161	25,495	25,409
出費類	11,221	13,477	11,626	11,080	10,361	9,574	11,925	10,728
費類	3,642	3,636	3,787	3,655	3,630	3,543	3,937	3,436
介類	1,078	1,222	1,139	1,074	997	954	1,205	988
卵類	1,378	2,020	1,453	1,314	1,150	950	1,414	1,354
物類	1,037	1,337	1,101	1,035	942	789	1,134	969
他類	1,773	2,095	1,795	1,739	1,660	567	1,889	1,691
物類	1,055	1,328	1,061	1,052	956	870	1,066	1,047
飲料類	667	813	642	664	610	593	759	602
食費	591	1,024	647	547	415	307	520	641
住居賃地代	2,176	2,857	2,351	2,145	1,899	1,642	1,922	2,355
家具什器	589	967	758	537	400	285	474	669
熱費	927	1,044	980	979	870	775	823	1,000
電気・ガス代	1,193	1,384	1,342	1,154	1,119	998	1,313	1,109
被服料費	597	1,002	626	538	427	364	676	541
衣料費	2,953	3,671	3,029	2,893	2,693	2,472	2,915	2,980
雑費	2,121	2,543	2,140	2,089	1,964	1,854	2,121	2,121
保健医療費	7,900	10,004	8,150	7,761	7,059	6,474	7,420	8,237
交通通信費	618	824	597	589	534	522	673	579
教育文具費	608	790	580	543	522	567	557	643
文房具費	829	1,146	925	785	666	606	872	797
娯楽費	1,483	1,937	1,533	1,489	1,305	1,148	1,456	1,502
交際費	507	636	473	493	487	446	554	475
たばこ	418	376	402	414	441	456	562	387
非消費支出	1,583	1,970	1,802	1,623	1,390	1,165	620	2,258
(うち) 勤労所得税	397	738	461	364	255	162	107	601

(注) 家計収支に関する資料としては、家計調査が総理府統計局によって実施されており、消費者家計の毎月の変化をとらえる重要統計となっているが、その調査対象が全国主要二八都市における約四千の都市生活世帯に限られていたため、詳細な分析、特に地域別の分析を行なうには必ずしも十分とはいえなかった。この点をみたすために行なわれたのが全国消費実態調査であって、その調査の範囲も郡部まで広げ、調査対象(標本)数も約八倍に拡大し、全国五四四市、二五三町村から抽出した約三万一千の非農漁家世帯について実施されている。これによって、毎月の家計調査ではできなかった各種の分類を組み合わせた資料や、府県別等の地域別資料を整理することができるようになり、また、耐久消費財の調査を含めたことも本調査の大きな特色の一つといえよう。

都市別消費構成 非農漁家全世帯平均の消費支出は一ヵ月当たり二万五四四円であったが、都市階級間では相当の差があり、全国平均を一〇〇とすれば、六大都市は一二三・四、中都市(人口一五万以上)は一〇四・一、小都市A(五〇一五万)は九八・四、小都市B(五万未満)は九〇・九、町村は八三・二と小都市以下は全国平均を下回り、六大都市を基準にすれば、町村は三三%も低い。もちろん都市間および都市と町村との間に

第104表 勤労者世帯1ヵ月間の収入と支出 (1959年9～11月平均)

区 分	調 査 世帯数	世 帯 人員数 (人)	有 業 人員数 (人)	実 収 入			実収入 以外の 収 入	(うち) 貯金引 出し, 保険取 金
				計	(うち) 世帯主 収 入	(うち) 妻, その 他の世帯 員 収 入		
平 均	25, 190	4.33	1.46	30, 794	25, 294	3, 197	5.056	2.661
現 金 収 入 階 級 別								
0.5 ～ 0.49 万円	66	3.21	1.32	3, 853	3, 054	76	4, 025	505
0.5 ～ 0.99	624	3.52	1.22	8, 128	6, 629	433	2, 313	966
1 ～ 1.49	1, 768	3.73	1.32	12, 761	10, 448	861	2, 241	852
1.5 ～ 1.99	3, 373	3.81	1.31	17, 653	15, 048	1, 147	2, 926	1, 287
2 ～ 2.49	4, 443	4.01	1.33	22, 506	19, 448	1, 384	3, 612	1, 704
2.5 ～ 2.99	4, 218	4.29	1.39	27, 427	23, 644	1, 985	4, 376	2, 113
3 ～ 3.49	3, 366	4.55	1.47	32, 310	26, 889	3, 043	5, 497	2, 932
3.5 ～ 3.99	2, 338	4.67	1.56	37, 374	30, 655	3, 960	5, 815	2, 864
4 ～ 4.49	1, 560	4.88	1.68	42, 376	33, 476	6, 051	5, 882	3, 005
4.5 ～ 4.99	1, 021	4.97	1.73	47, 327	37, 142	7, 211	7, 153	4, 306
5 ～ 5.99	1, 198	5.07	1.80	54, 382	41, 855	8, 710	9, 655	5, 937
6 ～ 6.99	592	5.36	1.92	64, 486	49, 965	9, 636	9, 927	6, 635
7 ～ 7.99	263	5.21	2.05	74, 622	57, 773	11, 115	14, 308	8, 158
8 ～ 8.99	148	5.26	1.97	83, 703	62, 795	14, 599	11, 551	6, 954
9 ～ 9.99	60	4.98	1.92	95, 016	69, 108	14, 082	15, 466	14, 659
10 ～	152	4.73	1.72	138, 001	110, 401	12, 986	32, 234	21, 784
世 帯 主 の 職 業 別								
常 用 労 務 者	10, 410	4.37	1.52	26, 730	21, 791	3, 147	3, 954	1, 747
臨時, 日雇労務者	934	4.42	1.68	14, 733	9, 721	2, 999	2, 097	552
民間職員	8, 216	4.29	1.41	36, 715	30, 931	3, 018	6, 407	3, 711
官 公 職 員	5, 630	4.29	1.41	32, 330	26, 130	3, 586	5, 613	5, 168
世 帯 主 の 企 業 規 模 別								
民 間 { 1 ～ 4人	1, 364	4.21	1.63	19, 157	13, 468	3, 252	...	1, 274
5 ～ 29	3, 379	4.24	1.57	24, 245	18, 365	3, 591	...	1, 751
30 ～ 99	2, 756	4.29	1.57	29, 506	23, 261	3, 724	...	2, 508
100 ～ 499	2, 331	4.27	1.47	31, 172	25, 895	3, 181	...	2, 567
500 ～ 999	868	4.30	1.47	36, 098	29, 766	3, 248	...	4, 568
1, 000 ～	6, 087	4.41	1.36	36, 274	31, 825	2, 510	...	3, 065
官 公	8, 405	4.36	1.43	31, 116	25, 307	3, 356	...	2, 818
都 市 階 級 別								
6 大 都 市	5, 582	4.24	1.52	37, 356	30, 874	3, 597	5, 779	3, 370
15 万 以 上 の 都 市	4, 930	4.36	1.46	32, 044	26, 179	3, 529	4, 875	2, 617
5 ～ 15万未満の都市	5, 676	4.33	1.47	30, 126	24, 586	3, 375	5, 198	2, 751
5 万 未 満 の 都 市	2, 754	4.32	1.47	27, 924	22, 696	3, 275	4, 706	2, 262
町 村	2, 248	4.39	1.40	25, 816	21, 401	2, 383	4, 578	2, 156

(1959年9～11月平均) (つづき)

出						実支出	(うち)	可処分	黒字 2)
出				非消費	(うち)	以外の	貯金,	所得 1)	
(うち)	(うち)	(うち)	(うち)	支出	勤労	支出	保 険		
交通	教育費	教 養	交際費		所得税		掛 金		
通信費		娯楽費							
643	694	1,502	475	2,258	601	7,067	3,856	28,536	3,128
入 階 級 別									
131	153	237	82	151	—	783	275	3,702	—3,516
219	176	360	89	172	2	839	335	7,956	—1,541
272	207	544	171	402	7	1,922	827	12,359	— 168
344	266	809	269	701	27	3,242	1,544	16,952	896
454	363	1,074	341	1,134	74	4,567	2,352	21,372	1,739
538	538	1,308	407	1,558	169	6,167	3,140	25,869	2,791
674	750	1,591	468	2,013	333	7,631	4,092	30,297	3,285
772	947	1,889	571	2,591	565	8,776	4,686	34,783	4,429
863	1,127	2,100	686	3,242	856	9,466	5,514	39,134	5,300
1,063	1,255	2,363	640	4,163	1,341	11,489	6,525	43,164	6,085
1,262	1,578	2,850	911	5,181	1,821	13,579	7,738	49,201	6,177
1,612	2,177	3,370	1,017	7,397	2,917	16,196	9,738	57,089	8,866
1,773	1,827	3,674	1,329	9,917	4,668	20,941	13,230	64,705	9,032
1,393	2,423	3,734	1,323	10,829	5,171	23,314	14,083	72,874	15,881
2,184	3,015	5,553	1,581	12,137	6,054	24,279	16,703	82,879	13,368
2,388	1,626	5,935	3,195	28,936	16,990	51,508	32,580	109,065	24,169
の 職 業 別									
428	506	1,145	343	1,521	290	5,880	3,006	25,209	3,170
273	244	484	139	325	19	2,156	902	14,408	790
801	910	1,869	607	3,202	1,109	8,743	5,055	33,513	3,691
873	818	1,797	581	2,561	532	7,630	4,167	29,769	2,612
企 業 規 模 別									
...	...	...	...	612	104	...	1,411	18,545	1,124
...	...	...	...	996	177	...	2,757	23,549	2,098
...	...	...	...	1,892	535	...	3,381	27,614	2,750
...	...	...	...	2,223	607	...	3,644	28,949	2,943
...	...	...	...	2,916	904	...	5,409	28,256	— 937
...	...	...	...	3,257	1,125	...	5,003	33,017	4,808
...	...	...	...	2,309	463	...	3,914	28,807	2,917
階 級 別									
839	970	1,828	611	2,927	1,131	7,807	4,500	34,429	3,417
616	780	1,574	440	2,401	633	7,165	4,008	29,643	3,415
558	641	1,504	456	2,187	518	7,285	3,819	27,939	3,253
554	536	1,327	415	1,943	384	6,782	3,687	25,981	3,189
607	499	1,228	424	1,749	274	6,255	3,270	24,067	2,501

第104表 勤労者世帯1ヵ月間の収入と支出

区 分	実 支								
	計	消 費							支
		食料費	住居費	光熱費	被服費	雑 費	(うち) 保 健 医療費	(うち) 理 容 衛生費	
平 均	27,666	10,728	2,355	1,109	2,980	8,237	579	791	
				現	金	収			
0.5 ～ 0.49 万円	7,369	4,517	400	289	321	1,690	234	229	
1 ～ 0.99	4,669	5,474	714	454	771	2,083	202	313	
1.5 ～ 1.49	12,929	6,777	922	611	1,173	3,043	293	456	
2 ～ 1.99	16,757	7,892	1,439	747	1,676	4,303	389	588	
2.5 ～ 2.49	20,767	9,110	1,817	891	2,130	5,685	525	679	
3 ～ 2.99	24,636	10,365	2,139	1,019	2,519	7,036	552	770	
3.5 ～ 3.49	29,025	11,520	2,606	1,174	3,137	8,575	620	871	
4 ～ 3.99	32,945	12,562	2,765	1,349	3,526	10,152	661	953	
4.5 ～ 4.49	37,076	13,505	3,132	1,478	3,889	11,829	721	941	
5 ～ 4.99	41,242	14,602	3,418	1,547	4,390	13,121	798	1,004	
6 ～ 5.99	48,205	15,264	4,328	1,752	5,921	15,760	896	1,170	
7 ～ 6.99	55,620	16,446	3,728	2,034	6,782	19,234	868	1,188	
8 ～ 7.99	65,590	17,403	5,384	2,161	7,756	22,969	916	1,364	
9 ～ 8.99	67,822	18,199	5,361	2,069	7,628	23,737	804	1,264	
10 ～ 9.99	81,648	18,154	5,974	2,240	15,775	27,369	1,161	1,321	
	113,832	21,151	11,153	3,094	14,368	35,131	2,401	1,822	
				世	帯	主			
常 用 労 務 者	23,560	10,232	1,974	881	2,445	6,506	515	720	
臨時, 日雇 労務者	13,943	7,659	901	643	1,278	3,136	248	410	
民間 職 員	33,024	11,799	2,828	1,375	3,688	10,132	694	916	
官 公 職 員	29,718	10,589	2,610	1,218	3,221	9,519	584	802	
				世	帯	主	の		
民 間	18,032	8,697	1,392	849	1,763	4,720	...	...	
1 ～ 4人	22,448	9,765	2,000	1,020	2,405	6,261	...	...	
5 ～ 29	26,756	10,723	2,492	1,094	2,890	7,665	...	...	
30 ～ 99	28,229	11,110	2,455	1,181	3,113	8,147	...	...	
100 ～ 499	32,109	11,788	2,523	1,166	3,865	9,851	...	...	
500 ～ 999	31,466	11,754	2,540	1,074	3,386	9,454	...	...	
1,000 ～	28,219	10,487	2,429	1,191	3,017	8,766	...	...	
官 公				都	市				
6 大 都 市	33,939	12,599	3,084	1,298	3,675	10,356	743	1,053	
15 万 以 上 の 都 市	28,629	11,091	2,476	1,256	3,019	8,386	558	830	
5 ～ 15万未満の都市	26,873	10,542	2,288	1,043	2,879	7,934	561	762	
5 万 未 満 の 都 市	24,735	9,835	1,969	1,033	2,687	7,267	495	689	
町 村	23,315	9,331	1,839	917	2,550	6,929	503	598	

〔備考〕 1) 実収入－非消費支出。

2) 可処分所得－消費支出, したがってマイナスは赤字を示す。

は物価差もあるが、その幅はこれほどに大きなものではなく、物価差を考慮しても消費水準はなおかなり開いているものとみられる。

勤労者世帯のみについては、収入もあわせ調査したが、その一ヵ月平均の実収入は三万〇七九四円、所得税等を差し引いた可処分所得は二万八五三六円であった。この実収入についても都市階級間では支出同様の格差がみられ、六大都市に比べ町村は三一%低い。

消費水準の差に伴って、その構造上にもかなりの差異がみられる。たとえば全国平均のエンゲル係数は四二・二%であるが、六大都市の四〇・六%に対し、町村では四三・三%と高くなっている。

さらに食生活の内容をみると、大都市よりも町村では穀類の消費割合がはるかに大きいのに対し、副食品の消費は大都市ほど多く、特に肉・乳卵類の購入金額は六大都市は町村の約二倍である。また外食費も大都市ほど多く、消費支出のうち町村では一・五%しかないが、六大都市では三・三%となっている。住居費の生活費のなかで占める割合は大都市ほど大きい、これはおもに家賃の影響であり、家具什器費だけについていえば、その支出割合は小都市を最高とし、六大都市が最も低い。光熱費は電気ガス代が当然大都市ほど大きい、被服費は消費割合でみると都市も町村もほとんど変わらず一一・四%から一一・七%の間である。雑費は一般に大都市ほど大きい、特に化粧品、入浴料等の理容衛生費と教育費は、六大都市では町村の約二倍を支出している。

所得階級別消費構成 全国勤労者世帯の所得分布をみると、平均三万〇七九四円以下の収入の世帯が六〇%もあり、実収入の中央値は二万七八〇〇円、これは平均よりも約一〇%低く、世帯の最も集中しているモード（並数）階級は二万二千五百円である。所得の内訳についてみると、実収入のうち世帯主収入の占める割合は、モードの階級まではしだいに大きくなり、その八六・四%を頂点にそ

れ以上はふたたび小さくなっている。これは低所得層では内職収入と、社会保障給付のふえるためであり、また高所得層では財産収入がふえることと、有業人員が多くなり、世帯員収入が増加するためである。

消費支出の構成も階級間で差が大きく、エンゲル係数は最低収入階級の六三%から逡減し、ことに五万円以上になると急速に小さくなって、一〇万円以上の世帯では二五%を割っている。その反面、被服費と雑費の割合は高所得層ほど大きくなり、特に雑費は低所得層の二三%に対し、最高所得層では四一%も占めている。光熱費と住居費は他の費目に比べれば変化は少ない。

勤労者世帯主の所属企業規模別消費構成 勤労者世帯を世帯主の勤めている企業の規模別でみると、実収入は大企業勤労者世帯ほど高い。従業員一千人以上の企業の実収入を一〇〇とし、企業規模別の実収入を比較すると、五〇〇と九九九人で九九・五、一〇〇と四九九人が八五・九と規模の小さくなるほどその格差が目立ち、一人では五二・八しかない。実収入の構成比で、世帯主収入の占める割合は、大企業勤労者世帯ほど大きく、小企業勤労者世帯では他の世帯員収入で補っている度合いが強い。また、大企業勤労者世帯ほど貯蓄の割合が高いため、消費支出の格差は所得よりは縮まっているが、費目別には被服費、雑費の格差が顕著である。

都道府県別消費構成 全世帯の消費支出額は府県別に大きな差がみられ、最高は東京都の三万二三八八円、最低は鳥取県の一万七六五三円で、鳥取は東京の約五五%である。全国平均の消費支出を一〇〇として府県別に格差をみると第105表のとおりである。それによると、東京をはじめ、神奈川、大阪、北海道、京都、兵庫の六大府県および北海道が平均を一〇%以上上回っている。次いで千葉、埼玉、和歌山の六大都市衛星県および静岡、青森、石川が九五と一〇

第 105 表 都道府県別収入と支出の格差分布（全国平均＝100）

実収入または 消費支出の格 差グループ	全 世 帯（消費支出）	勤 労 者 世 帯（実収入）
125 以上	東京	東京
120～124		
115～119	北海道，神奈川，大阪	神奈川
110～114	京都，兵庫，愛知	兵庫
105～109		愛知，京都，大阪
100～104	千葉	北海道，千葉
95 ～ 99	青森，埼玉，石川，静岡，和歌山	埼玉，石川，奈良，山口，福岡
90 ～ 94	秋田，新潟，富山，福井，奈良，福岡	青森，宮城，新潟，富山，福井，静岡，広島
85 ～ 89	岩手，宮城，山形，茨城，群馬，山梨，長野，岐阜，三重，滋賀，岡山，広島，山口，大分	秋田，山形，栃木，長野，滋賀，和歌山，島根，岡山，佐賀，長崎，熊本，大分
80 ～ 84	福島，栃木，島根，徳島，香川，熊本	岩手，福島，茨城，群馬，山梨，岐阜，三重，徳島，香川
75 ～ 79	愛媛，高知，佐賀，長崎	愛媛，宮崎
70 ～ 74	宮崎，鹿児島	鳥取，高知，鹿児島
65 ～ 69	鳥取	

五％で、全国平均に近く、他の県は平均よりさらに低い。特に、四国の愛媛、高知の各県、九州の佐賀、長崎、宮崎、鹿児島各県および鳥取県は全国平均の八〇％以下である。

また消費支出の構成をみると、エンゲル係数は一般的には消費支出の高い府県ほど低いという関係がみられるが、例外も多く、たとえば大阪、京都は消費支出が多いにもかかわらずエンゲル係数も大きく、一方、山梨、長野、福井、石川等の中部地方は逆に消費支出が低く、かつエンゲル係数も低いというように府県のそれぞれ特性が現われているものと思われる。住居費の割合は一般に六大府県など消費支出の多い府県が大きい、さきにみたエンゲル係数の低い山梨、長野、福井、石川等の各県は住居費の割合が高い。被服費はあまり大差がみられないが、光熱費の割合は当然に寒冷地のほうが大きくなっており、また雑費は一般的には消費支出の多い県ほど割合も大きい、例外もかなりある。

勤労者の実収入について、全国平均を一〇〇とした府県別の格差では、全世帯の場合より多少その幅が小さいが、傾向はほぼ同じである。

『国民生活白書』と職業別にみた国民生活の現状 経済企画庁編『昭和三五年版、国民生活白書』（一九六〇年二月刊）は「職業別にみた国民生活の現状と生活革新の進行」という副題で、技術革新や大量消費時代に伴う国民生活の革新、生活意識の変化を克明に分析している。

まず白書は、インスタント食品や電気器具の普及による家事労働の節約とか、旅行、スポーツなどレジャー（余暇）消費の増加とか、いわゆる生活革新の実態を指摘し、また、ゴルフ人口がいまや一〇〇万人に達し、最も高級なレクリエーションとされる狩猟人口も二〇万人をこえていると報告している。むしろそれ自体必ずしも歓迎

できるものとはいいいがたいかもしれない。だがしかし、この白書を読んだうえでの他の半面の印象は、住宅とか下水とか生活環境施設の著しい立ちおくれである。大都市の労働者の所得水準は、年々上がっているが、肝心の住宅はこれに伴わない。団地族という新しいことばが、この白書でも使われ、生活革新が最も典型的に進んでいる階層として紹介されているが、この団地住宅にしろ、いわば壮年までの小世帯用であって、生涯を託しうる住宅でないところに問題がある。しかも宅地不足と地価の高騰のため、今後は労働者、サラリーマンの個人の資力では、自家用住宅を建てることは、おそらく不可能になるであろう。

また、白書は日本人は欧米諸国民に比べてよく貯蓄するという。都市の労働者で家計費の一三・九%を貯蓄している。これはアメリカの七・五%、イギリスの六%、フランスの五・五%などに比べても、はるかに高い。だがなぜ貯蓄するのか。病気に備えるために、子供の教育費にあてるために、老後に備えるためである。そのため家計費を節約し、内職や副業までして貯蓄をするわけである。これは半面からいえば社会保障の十分でないことを示すものだ。もし病気や老後の生活が、国の社会保障によって完全にめんどろをみてもらえたとすれば、これほどの高い貯蓄は必要ないともいえる。

つまり、所得水準の向上や、生活革新の進行について白書は述べているけれども、それは大地にどっしり根をおろしたものである。住宅は狭く粗末だし、食生活にしたところで、動物性たんぱく質の摂取率は、アメリカの四二%、イギリスの三八%はもちろん、イタリアの一八%などに比べてもはるかに低い六%である。その狭い住宅と低質の食生活のうえに、西ドイツやフランスをしのぐ電気洗たく機やテレビの普及率が進んでいるのである。生活はどこかパランスを失っている。そういう点では、生活革新とかレジャー消費の

増大とか、耐久消費財の需要がふえたとか、一口にいつてみても、それは表面をみただけの生活だということになる。同白書の主要テーマである職業別にみた国民生活の現状の要点は次のとおり。

(一) 所得分布 一世帯当たりの所得は、一九五八年半ばから一九五九年半ばまでの一年間で、業主世帯が平均三十二万六千円、労働者世帯が三十三万九千円、農家世帯は別の調べから推計して一九五八年は三十万九千円であった。

(二) 消費支出 昨年中、都市世帯は月平均二万八千九百二円を家計消費に支出した。これが農家では二万七千八百八十四円で、都市の九四%だった。しかし、世帯員一人当たりになると都市は六千三百円、農家は四千七百円で、都市の七五%になる。また、おなじ都市世帯の中でも、全体の平均を一〇〇とすると最高は経営者世帯の一四八から最低は臨時・日雇世帯の五五まで、かなりの開きがある。

(三) 生活水準 食生活Ⅱ消費生活水準の高低を判断するメドとして、消費支出の中に占める食料費の割合(エンゲル係数)をみると、都市世帯は平均で四二・四%であるのに対して、農家は四五・六%と都市より高い。食料費の実額で比べてみると、都市の一人当たり二千六百九十円に対して、農家は二千円で、都市の方が約三割高い。また、農家の栄養摂取量は一人一日当たり二千二百八カロリーで、都市の二千四十六カロリーより約一割多いが、動物性タンパク質や脂肪のとり方は都市が高い。

衣生活Ⅱ昨年の一世帯当たり月平均の被服費は、都市では三千三百七十六円、農家では三千二十五円だったが、一人当たりになると都市が七百四十円、農家が五百二十四円となり、都市は農家より約四割多い。品目別にみると、大都市世帯を一〇〇として、背広服は地方都市五二、郡部三五、ワイシャツは地方都市六九、

郡部五五、スポーツ着は地方都市七五、郡部二一となっている。住生活Ⅱ建設省では今年三月末現在で、住宅難世帯が百八十九万戸と推定している。これを職業別にみると、農家では住宅難世帯が全体のわずか三・七%、非農林業主世帯でも一一・八%で、全世帯平均の一二・五%よりは低い。住宅難率が高いのは勤労者世帯で、なかでも臨時・日雇世帯は三二・四%ともっとも高く、つづいて民間雇用者が一七・九%、官公雇用者が一一・五%となっている。居住者一人当たりのタタミ数では、持ち家の場合、民間雇用者が三・八畳、官公雇用者が四・四畳、民間社宅が三・一畳、官公舎宅が三・七畳、借家の場合は民間・官公それぞれ二・八畳、三・〇畳となっている。

貯金Ⅱ貯金は一九五〇、五一年ごろからは安定してふえつづけているが、今年はやっと鈍りそうである。一九五九年の都市勤労者世帯の一世帯当たり年間貯蓄額は五万六千九百六十四円で、家計費の一三・九%、農家の場合は一九五八年度で三万九千四百三十六円、家計費の一〇・一%であった。この貯蓄率は、アメリカ(七・五%)、イギリス(六・〇%)、フランス(五・五%)などに比べて非常に高い。ところが、わが国の場合は、総世帯の五三・八%が節約によって貯蓄を行ない、また一二・二%は貯蓄をするために内職や副業を行なっている。これは貯蓄目的が「病氣その他不時の災害にそなえて」「子供の教育費に」「老後の生活安定のため」といったものが多いためで、ある意味では社会保障が十分ではないことの現われである。

ところで、一方『厚生白書』はその一九五六年度版(第一回刊行)において、当時の『経済白書』が「もはや戦後ではない」として生産の上昇などを誇ったのに対し、「戦後は終わっていない」と、経済復興に取り残された人の多いことを主張して以後、たえず国民生

第 106 表 東京都被保護労働者世帯と東京都勤労者世帯
の 1 世帯当たりの収入と支出 (1959年)

区 分	東京都被保護労働者世帯 ¹⁾		東京都勤労者世帯 ²⁾		A B
	実数(円)	1人当たり (A)	実数(円)	1人当たり (B)	
世帯総実	4.3	—	4.45	—	—
帯業	1.5	—	1.51	—	—
人収	16,262	—	62,550	—	—
人収	13,583	—	43,286	—	—
勤労者収入	6,414	—	41,452	—	—
生活保護収入	6,205	—	—	—	—
実前	1,186	—	6,816	—	—
総実	1,493	—	12,448	—	—
消費支出	16,262	3,783	62,550	14,058	26.9
食住光被雑	13,559	3,153	38,222	8,589	36.7
消費支出	7,720	1,795	13,368	3,004	59.6
消費支出	1,290	300	3,352	753	39.8
消費支出	726	169	1,584	356	47.5
消費支出	1,059	246	4,022	904	27.2
消費支出	2,605	606	12,387	2,784	23.1
消費支出	159	37	3,509	788	4.7
消費支出	1,084	252	11,065	2,489	10.1
消費支出	1,618	376	13,263	2,980	12.6

【備考】 1) 日雇い、家内労働者世帯を示す。「被保護者生活実態調査」(厚生省)による。
2) 「家計調査」(総理府統計局)による。

活の立場から政府に対し批判的な姿勢をとってきたが、厚生省編『昭和三五年度、厚生白書』（一九六〇年一二月刊）においても、経済成長の半面貧困も増大しつつあることを要旨次のように指摘し、わが国の現状からみてまず、社会保障政策を最優先する必要があることを強調した。このことはまた、池田首相の頭初公約するところでもあり、かつ同首相のとなえる所得倍增一〇ヵ年計画の初年度にあたる一九六一年度の予算編成に対しては国民ひとしく大きな期待をかけていた。しかし、とりまとめられた政府案では、一九六〇年度よりも四千億円以上も財源がふえたのに、各種減税に回されたのはそのうち六二八億円、社会保障費も六三六億（いずれも増加財源の約一五％）の増加をみたにすぎず、ことに生活保護世帯の生活費はここ数年来五割も上がっているといわれているのに、その保護基準は一八％しか引き上げられなかった（第106表）。いずれにせよ、経済成長や生活革新だけにとらわれて、国民生活の格差や貧困層の滞留を軽視するということには問題がある。

国民所得の伸びに応じて、個人消費も全般的に順調にのび、三十四年度の個人消費水準は、都市では四・七％、農村では五％程度前年より増加した。しかし、都市と農村との消費水準は、三十年を基準にした場合、都市が二四・一％のびたのに対し、農村は一四・一％で、その格差は次第に大きくなっている。また、都市の勤労者世帯の中でも、職員と労務者の格差が次第に大きくなっている。さらに、被保護世帯と一般世帯との消費水準の格差は三十四年には三九・七対百と、大幅にひらいた。このような格差は年々拡大して行く傾向にある。生活保護すれすれの低消費水準世帯は年々減少しているが、三十四年四月現在、なお、約百六十万世帯、六百八十五万人いる。

第三節 栄養

厚生省公衆衛生局編「昭和三四年度国民栄養調査成績——国民栄養の現状——」（一九六一年二月刊）によって、わが国勤労者の栄養摂取状態についてみれば第108、111表のとおりである。

（注）国民栄養調査は国民の食料消費、栄養摂取の現状を調査し、同時に栄養と健康状態の関係を明らかにするためのもので、標本抽出法によって抽出された全国各地の世帯およびその構成員を対象として実施している。そして、一九五七年度までは客体を市部、郡部に大別していたが、一九五七年度からその集計方法を改め、食料生産面、消費面に重点を置いて、生産者世帯（耕地面積三反以上の世帯）、消費者世帯（耕地をまったく有しない世帯）、その他の世帯の三階層に大別し、さらに消費者世帯ではその世帯の最多収入者の就業状態によって事業経営者世帯、常用勤労者世帯、日雇・家内労働者世帯、その他の消費者世帯の四業態に区分している。

（1）事業経営者世帯——最多収入者が事業経営を個人または共同で行なっている世帯で、その事業の経営上の資産額五万円以上であるか、または事業経営のための雇人がひとりでもいる場合をいう。

（2）常用勤労者世帯——最多収入者が事業経営者でなく、他に雇われて俸給、賃金などを得ているものであって、次の日雇・家内労働に該当しない世帯。

（3）日雇・家内労働者世帯——日雇労働者世帯すなわち最多収入者が形式のいかんをとわず他人に雇われている者であって、非農林業にあっては日々雇い入れられる者、農林業にあって

第 107 表 日本人の食糧構成 (1962年の目標値, 1人1日当たり)

食 品 群 別		数 量	熱 量	たん 白 質	脂 肪	カ ル シ ウ ム	V A	V B ₁	V B ₂	V C
		g	カロリー	g	g	mg	iU	mg	mg	mg
穀 類	米	330	1,118.0	21.1	2.8	21	0	0.37	0.13	0
	麦	40	136.8	3.8	0.5	11	0	0.11	0.04	0
	雑穀類	80	208.9	5.8	0.9	12	0	0.11	0.04	0
	堅果類	2	6.0	0.2	0.1	0	0	0.00	0.00	—
いも類	芋	0.7	2.7	0.1	0.2	4	0	0.00	0.00	0
	さつまいも	30	35.3	0.4	0.1	7	20	0.04	0.01	9
	じゃがいも	40	31.1	0.8	0.0	2	0	0.04	0.01	6
	その他のいも	20	17.1	0.4	0.2	3	4	0.01	0.01	1
砂糖類	砂糖	15	58.2	0.1	0.0	10	0	0.00	0.00	0
	加工品に含まれる砂糖	15	58.2	0.1	0.0	10	0	0.00	0.00	0
	油脂類	6	51.5	0.0	5.7	0	15	0.00	0.00	0
	加工品に含まれる油脂	6	51.5	0.0	5.7	0	15	0.00	0.00	0
豆 類	大豆	2	7.9	0.8	0.4	4	0	0.01	0.00	0
	大豆製品	28	44.7	3.3	0.9	28	0	0.01	0.03	0
	他の豆	40	48.1	3.9	3.1	69	0	0.01	0.02	0
	介肉	7	22.6	1.3	0.4	4	2	0.02	0.01	0
動物性食品	鳥肉	80	116.7	18.5	3.8	77	55	0.07	0.11	1
	魚卵	20	34.4	4.1	1.9	2	28	0.07	0.03	0
	乳類	16	24.2	2.1	1.7	10	121	0.03	0.05	0
	野油菜実	70	41.3	2.1	2.2	70	84	0.03	0.11	1
野菜類	緑黄色野菜	80	25.7	1.6	0.2	58	4,650	0.06	0.11	38
	黄色野菜	140	33.5	2.2	0.2	40	120	0.10	0.10	31
	その他の野菜	30	10.8	0.3	0.1	4	316	0.03	0.01	9
	果物	70	26.5	0.3	0.2	6	62	0.02	0.02	8
その他	海藻類	3				25	83	0.00	0.01	0
	油	30								
	計	1,200	2,212	73.3	31.3	477	VA318 カロチン 5,257	1.14	0.85	104
	1954年総理府発表の基準		2,180	73.0	30	1,000	3,700	1.20	1.20	60

は一ヵ月未満の契約によって雇い入れられている者の世帯と、最多収入者が問屋その他の営業者から材料の全部または一部の支給を受けて、自分の家庭で必要な加工をし、その製品を注文主である業者に納めて報酬をうる家内労働者世帯の両者を含む。

同調査報告によって、まず一九五九年度の食品群別摂取量を、同年七月に栄養審議会から答申された日本人の望ましい食料構成表(第107表)と対比してみると、目標量を上回っているものは米、卵、その他の野菜でそのうち卵だけが一九五八年の九二・五%に比し、一〇三・一%となりようやく一応目標量を突破したことになる。しかし、米は一九五八年の一〇七・五%に対し、一九五九年は一〇・四%とさらに増加し逆に目標量を特に下回っているものは甘藷、馬鈴薯、乳類、緑黄色野菜で、小麦、大豆、果実類などもまだ十分とはいえない。そのうち果実類が増加し、また特に乳類は一九五八年の五〇・四%に対し、六一・六%と急激な増加を示しているが、小麦、馬鈴薯、緑黄色野菜などは減少し、全体として一九五八年よりも一歩後退した感がある。このような状態のため国民一人一日当たり栄養摂取量にしても前年度とほとんど変わらない。また、栄養欠陥に由来すると思われる身体症候の保有者も前年度とほとんど差異がないが、ただビタミンB₁欠乏と関係のあるけん反射消失、ひ腹筋圧痛などで若干増加している傾向がみられる。しかしながら国民の体位は一九五八年に比し全般的にかなり向上の

第108表 業態別1人1日当たり栄養摂取量(1959年度)

区 分	生産者世帯	消費者世帯	その他の世帯
熱量 cal	2,218 (−0.6)	2,046 (+0.1)	2,068 (−1.4)
蛋白質 { 総量 g	68.3 (−1.7)	69.9 (−1.0)	68.1 (−1.7)
動物性 g	19.5 (−0.5)	26.6 (0)	22.2 (−2.6)
脂肪 g	20.5 (−2.4)	26.4 (+3.1)	20.8 (−5.0)
カルシウム mg	381 (−2.1)	387 (+0.5)	384 (−5.2)
ビタミン { A I. U.	1,155 (−2.6)	1,294 (−2.8)	1,000(−13.1)
B ₁ mg	1.09 (−0.9)	1.03 (−2.8)	1.03 (+1.9)
B ₂ mg	0.75 (+1.3)	0.74 (+1.4)	0.69 (+1.5)
C mg	81 (0)	75 (+1.3)	79 (−1.2)

〔備考〕 1) カッコ内は対前年増減率(%)

2) 厚生省公衆衛生局「昭和34年度国民栄養調査成績」(1961年2月刊)による。

第109表 消費者世帯1人1日当たり栄養摂取量(1959年5月)

区 分	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯	その他の消費者世帯
熱量 cal	2,100 (+2.5)	2,034 (−1.0)	2,053 (+ 4.4)	2,032 (+1.2)
蛋白質 { 総量 g	72.2 (+1.5)	70.7 (−1.8)	67.5 (+ 4.2)	68.9 (−2.0)
動物性 g	27.5 (+3.8)	27.5 (−1.4)	21.7 (+ 5.9)	25.3 (+5.9)
脂肪 g	26.1 (+6.1)	27.6 (+3.4)	20.7 (+ 8.9)	24.3 (+5.7)
カルシウム mg	395 (+1.5)	397 (+5.0)	361 (− 4.0)	387 (−6.5)
ビタミン { A I. U.	1,165 (+5.9)	1,243 (+3.9)	1,163 (+ 4.3)	1,230 (−8.0)
B ₁ mg	1.08 (+2.9)	1.04 (+3.8)	1.04 (+ 6.1)	1.01 (+2.7)
B ₂ mg	0.79 (+2.6)	0.81 (+3.8)	0.75 (+ 5.6)	0.78 (+2.6)
C mg	74 (+7.2)	76 (+8.6)	81 (+28.6)	77 (+4.1)

〔備考〕 カッコ内は対前年増減率(%)。

跡がみられ、身長、体重ともほとんど各年齢において増加しており、特に一〇代における男女の体位の向上が目だっていることは、食生活の改善が停滞気味であることのうちに一つの明るい光であるともいえる。

栄養摂取量 常用勤労者世帯の熱量摂取量は業態中最も低く二〇三四カロリー、たんぱく質は事業経営者世帯よりもやや少ない七〇・七グラムで、これらは前年よりいずれも低下しているが、脂肪、カルシウム、ビタミンA、B₂、Cなどはいずれも増加し、特にビタミンC八・六%増、カルシウム五・〇%増などが注目される。他業態と比較した場合、動物性たんぱく質、脂肪、カルシウム、ビタミンB₂などの摂取量は最もすぐれ、最低の日雇・家内労働者世帯に比べるとたんぱく質は総量で三・二グラム、動物性たんぱくで五・八グラム、脂肪は六・九グラム上回っており、この世帯の栄養状態は最もバランスのとれたものといえることができる。日雇・家内労働者世帯におけるたんぱく質、ことに動物性たんぱく質、脂肪、カルシウム、ビタミンB₂などの摂取量は消費者世帯中最下位で、いわゆる低所得層といわれるこの世帯群の栄養状態はきわめて低位にある。しかし、熱源となる含水炭素はかなり多く摂取されているため、熱量は他の世帯群に比べても大きな差異はみられない。また、前年に比べると熱量、たんぱく質、ビタミンA、B₁、B₂は四・六%増、脂肪は八・九%増、ビタミンCは特に大幅に増加して二八・六%増となり、この世帯の栄養状態も漸次向上している。

食品群別摂取量 常用勤労者世帯における穀類の消費量は他の世帯と比べ最も少ないが、これは米と大麦の摂取量が少なかったためであり、小麦の消費量は事業経営者世帯と並んで他の世帯群をはるかに上回っている。油脂類、肉類、卵類、果実類などは他の世帯より多く摂取されていて、その消費構成は各世帯中で最良である。対前年

第110表 消費者世帯1人1日当たり食品群別摂取量 (1959年5月)

区 分	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇・家内労働者世帯	その他の消費者世帯
穀類・いも類	502.6 ^g (+ 0.3%)	474.6 ^g (- 2.4%)	522.8 ^g (0%)	478.6 ^g (- 3.5%)
魚介類	78.0 (- 0.9)	75.8 (- 6.1)	67.0 (+ 1.7)	72.9 (+ 3.0)
肉・卵・乳	81.0 (+12.7)	88.4 (+16.8)	42.5 (+ 4.2)	78.9 (+33.1)
野菜	163.6 (+ 9.7)	163.0 (+ 6.8)	162.8 (+16.4)	169.1 (+ 9.1)
果実	44.8 (- 5.9)	52.2 (+ 2.6)	21.9 (- 9.9)	48.7 (- 1.0)
その他	219.7 (+ 2.5)	211.5 (+ 1.5)	188.7 (+ 0.5)	202.0 (- 1.7)

の変化をみると穀類はやや減量しているが、それは大麦、小麦が減少したためであって穀類全量中に占める米の割合は七七・九%と前年の七六・二%を若干上回っている。このほか馬鈴薯、魚介類は前年に比しやや減少したが、畜産品は一六・八%とかなり大幅な伸びを示しており、特に乳類と肉類は増加率が高い。野菜類では緑黄色のものはわずかに減少しているが、その他の野菜類は増加したため、野菜類全体としては六・八%の増加となっている。

日雇・家内労働者世帯の食糧構成をみると、穀類、いも類などの摂取は消費者世帯中最大であるが、砂糖、油脂、魚介類、肉、卵、乳、果実、その他の野菜は最も少なく、所得水準が低いこの世帯の経済事情が大きく影響して低廉なでんぷん性食品のみに依存した食生活を行なっている。すなわち、穀類では米、

第 111 表 消費者世帯身体症候の発現率 (1959年 5 月)

		(%)			
区	分	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	雇・働者世帯 日家内者	その他の消費者世帯
有	症	19.8	20.5	24.0	21.6
貧	血	1.8	2.7	2.7	2.4
口	角	3.0	2.8	5.4	3.3
毛	孔性角化症	2.0	2.5	4.4	2.5
け	ん反射消失	9.2	10.1	10.1	9.4
ひ	腹筋圧痛	5.4	5.1	4.6	6.2
浮	腫	3.2	3.2	2.6	3.1

大麦の摂取が多く、特に大麦は常用勤労者世帯や事業経営者世帯の二倍以上をとっているが、パン、生めん、ゆでめん等の小麦製品の消費は逆に最も低い。また、甘藷は他の世帯の倍以上の摂取を示し、馬鈴薯も常用勤労者世帯と同じくかなりをとっているが、逆に砂糖、油脂等の摂取量は他の世帯からみると四割程度下回っている。このほか、動物性食品、果実類等の摂取量もきわめて少なく、最もすぐれている常用勤労者世帯に比べれば、肉は六割、卵四割、

乳三割、果実類四割といった低い摂取量である。次に対前年との変化をみると、穀類は総量ではあまり変化がないが、米の摂取量が二四・四グラムも増加して穀類中に占める米の割合は一九五八年の七三・二％を大きく上回る七七・四％となり、逆に麦類は大幅な減少をみせている。いも類では甘藷は増加したが、馬鈴薯が減じたため総量ではかなり減少している。また、油脂類、肉類、卵類等もかなり増加したが、乳類は前年度より減少したため、畜産品全体としては四・二％の増加にとどまり、他業態の伸びよりも下回っている。そのほか果実類は九・九％減と一割近く減少し、反対に野菜類は一六・四％増と大幅な増加を示した。

身体症候の有症率 有症率は日雇・家内労働者世帯が最も多く二四・〇％に達しているが、事業経営者世帯と常用勤労者世帯は二〇％前後である。しかし、前年に比べると常用勤労者世帯を除く他の世帯ではいずれも若干の減少をみせている。症候別に分けてみても、貧血、口角炎、毛孔性角化症、けん反射消失等はいずれも日雇・家内労働者世帯が最も高く、その他の世帯はこれに次いでいるが、生活水準の比較的に高い常用勤労者世帯や、事業経営者世帯での発現率は少ない。

第四編 農家の状態と農民の生活

第一章 農林漁家の人口の就業動向

第一節 農家・農家人口および

兼業従事者

資料 一九六〇年二月一日現在で、世界各国の農林業の総合的センサスが行なわれたが、これはFAO（国連食糧農業機構）の提唱のもとに実施されたものである。わが国におけるその結果が調査を実施した農林省により『一九六〇年世界農林業センサス結果』として、一九六〇年十一月第一回速報以来一九六一年五月の第四回速報まで四回にわたり公表された。この調査は、わが国では一九五〇年世界農業センサスおよび一九五五年臨時農業基本調査に次いで第三回目の総合センサスであり、内容は農家・林業・農業集落・林業地域の各調査に分かれ、いずれも悉皆調査である。以下、『一九六〇年世界農林業センサス農家調査結果概要』第一巻、一九六〇年十二月刊および同『第四回速報』一九六一年五月刊によって、農家と農家人口数、兼業従事者数等についてみていこう。

総農家数 第112表によれば、一九四七年五九〇万戸を数えた農家数は一九五〇年には四・五%ふえて六一七万戸となったが、一九五五年には逆に二・二%減って六〇四万戸、さらに一九六〇年には〇・三%減って六〇二万戸となった。後述のように、最近における農家人口の減少は相当大幅であるため、農家数の減少もそれに伴いかなり減るものと予想されていたが、この程度の微減にとどまったことは注目されてよい。前掲の『概要』第一巻はこの点について「三〇年から三五年にかけてかなり農家数は減少するのではないかと予想したのが実は間違いであって、事実は農家数は停滞傾向であったわけである」（八ページ）と記している。地域別にみると、最近五カ年間に農家数のふえたところは東北と九州だけで、他はすべて減っている。東北がふえたのは分家による農家新設によるものか、米作の好調にもとづき農家がふえたのか、理由は明らかではない。

経営規模別でみると（統計省略）、北海道を除く全府県で、一九五〇年から一九五五年まで五反を境に下層が減り上層がふえたが、一九五五年から一九六〇年にかけては一町を境にそれ以下が減少、それ以上が増加した。

農家人口 一九五〇年三九九七万人であった農家人口は五年間に三・六%減り、さらに次の五年間に五・九%減少し三四四七万人となった（第113表）。かなり急速な減少である。前述のように戸数は

第112表 地区別にみた農家数の推移 (1947, 1950, 1955, 1960年)

			実数				増		減			
			1947年	1950年	1955年	1960年	1947～ 1950年	1950～ 1955年	1955～ 1960年			
全 北 都 東 関 北 東 東 近 中 四 九	国 海 府 県	計 道 計 北 東 陸 山 海 畿 国 国 州	千戸	千戸	千戸	千戸						
			5,909	6,176	6,043	6,025	+	267	-	133	-	18
			208	246	237	234	+	38	-	9	-	3
			5,701	5,931	5,806	5,792	+	230	-	125	-	14
			714	750	761	786	+	36	+	11	+	25
			926	970	944	938	+	44	-	26	-	6
			448	455	452	449	+	7	-	3	-	3
			303	316	310	306	+	13	-	6	-	4
			672	684	666	658	+	12	-	18	-	8
			619	634	618	607	+	15	-	16	-	11
			648	663	645	640	+	15	-	18	-	5
			395	411	399	392	+	16	-	12	-	7
976	1,047	1,012	1,015	+	71	-	35	+	3			

〔備考〕 1) 1960年には、愛知、三重県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家13,600戸（推定）を加えてある。
2) いずれの年次も奄美群島を除いてある。奄美群島の農家数は、1950年36,304, 1955年32,076, 1960年31,356戸。
3) 農林省「1960年世界農林業センサス農家調査結果概要」第1巻, 1960年12月刊による。

わずかしは減っていないので、結局一戸当たり人口が減ったことになる。地区別にみると、一九五〇年から一九六〇年にかけて各地区とも一様に減少し（農家戸数のふえた東北でも人口は減少した）、特に東海・四国・北海道・東山など減少率が高い。

経営規模別に都府県の農家人口をみると第114表のように、一九五五年から一九六〇年にかけて、二町以上層はふえ、それ以下の層は皆減少し、特に五～一町層の減少は著しい。また年齢別にこれを見ると、男女ともに若年層の減少が著しく、減少率では一五歳以下層より一六～二九歳層のほうが大きい。これは、生産年齢人口のうち、特に学卒新規労働力の農村外流出が大きく影響しているからであらう。

専業別農家数 一九六〇年で兼業比率は六五・七％となり、一九五五年の六五％に比べ兼業化の進展は停止したかにみえる（第115表）が、兼業の内容をみれば第二種兼業が二七・四％から三二・一％へと大幅にふえ、兼業の質的深化拡大が著しいことを知るのである。これをさらに経営規模別にみると、一・五町を境にしてこれより上の階層で専業がふえ、下は減り、また五反を境にしてこれ以上は兼業がふえ、これ以下で減っている。五反以下層で兼業農家が減っているのは、この階層の農家数そのものが減少した結果によるものであることは明らかである。また、五反～一町層、一町～一町五反層での専業の減少と兼業の増加がみられる点も注目をひく（第116表）。

兼業の種類別に一九五五年から一九六〇年への推移をみると、第一種では自営兼業が大幅に減り、第二種では被傭兼業が著しく増加した（第117表）。表には現われていないが、これを経営規模別に観察すると、第一種で被傭兼業がわずかにふえているのは、賃労働兼業が増加したのに対し、サラリーマン的および日雇的兼業が逆に減

第 113 表 農家人口の推移 (1950, 1955, 1960年)

	総 人 数	増 減		一 戸 平 均
		実 数	比 率	
1950年	37,997 ^{千人}	千人	%	6.1 ^人
1955年	36,618	— 1,379	— 3.6	6.0
1960年	34,470	— 2,148	— 5.9	5.7

〔備考〕 1) 1960年には愛知，三重両県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家分を含まない。
2) いずれの年次も奄美群島を含むが，1950年には5畝未満のものの人口を含む。
3) 住込みの雇人を含む。
4) 資料は前表に同じ。

第 114 表 経営耕地広狭別にみた農家人口の推移——都府県——(1955, 1960年)

		3反未満	3～5反	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2町以上	例外規定
1955年 (千人)		6,155	5,416	11,957	6,764	2,846	1,730	51
1960年 (千人)		5,887	5,072	10,946	6,424	2,822	1,806	77
増 減	実数 (千人)	—268	—344	—1,011	—340	— 24	76	26
	比率 (%)	—4.4	—6.4	—8.5	—5.0	—0.8	4.4	51.0
一口 戸り 当人	1955年	4.8	5.4	6.1	6.9	7.6	8.3	4.8
	1960年	4.7	5.1	5.7	6.4	7.0	7.6	4.6
構成 比 (%)	1955年	17.6	15.5	34.2	19.4	8.2	5.0	0.1
	1960年	17.8	15.4	33.1	19.4	8.5	5.4	0.2

〔備考〕 1) 1960年には愛知，三重両県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家分を含まない。
2) いずれの年次も奄見群島を含むが，1950年には5畝未満のものの人口も含む。
3) 住込みの雇人を含む。
4) 資料は前表に同じ。

少して相殺した結果であることがわかる。その激増した賃労働兼業は三反未満層を除くすべての階層でふえたのである。第二種の被傭兼業では役職的なものを除きすべての階層で一様に増加した。

兼業従事者 第118表によって兼業従事者の世帯上の地位による兼業区分をみると（この区分による調査は今次のセンサスで初めて実施された）、兼業農家の八〇・九〇％は世帯主やあとつぎが兼業に従事している農家であり、しかも兼業農家の約五〇％は世帯主が年間一〇〇日以上も兼業に従事している農家である。そこで次三男女だけが兼業に従事している農家はきわめて少ないことがわかる。またこの新しい農家区分によって農産物販売金額別に農家を観察すると（第119表）、一二十万未満層で約九〇％を占める兼業農家については、その約七〇％は世帯主が一〇〇日以上兼業に従事し、この割合は販売金額の階層が上がるに従って減少している。三〇万円以上層でも兼業農家は三〇％に達するが、その半ばは次三男女の兼業に従事する農家である。

次に生産年齢人口の農業専従者と兼業従事者の数をみると（第120表）、一九六〇年現在で総従事者は一九三八万人、このうち、農業専従者は一三〇四万人（六七・三％）、農業を主とする兼業従事者は一四四万人（七・四％）、兼業を主とする兼業従事者は三一〇万人（これは一〇年間に倍近くふえた）、兼業だけに従事する者は一八〇万人（九・三％）である。つまり、農家の従事者中「主として」あるいは「もっぱら」兼業に従事する者が二五・三％を占めていることがわかる。なんらかの程度に自家農業以外の兼業に従う者を合計すると総従事者の三分の一に達する。また、センサスでは一六歳以下の人まで含め多少とも兼業に従事する者を調査したが、その総数は一九五〇年で四八〇万人、一九六〇年では六四四万八千人となっている。

第115表 専兼別農家数の推移（1950, 1955, 1960年） (%)

	総数	専業農家	兼業農家		
			総数	農業を主とするもの (第1種兼業農家)	兼業を主とするもの (第2種兼業農家)
1950年	100.0	45.2	54.8	31.8	23.0
1955年	100.0	35.0	65.0	37.6	27.4
1960年	100.0	34.3	65.7	33.6	32.1
1950年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1955年	97.8	68.9	127.8	130.3	124.6
1960年	97.5	67.2	128.4	115.9	145.0

〔備考〕 1) 1950年は1950年センサス抽出調査結果による。
2) 1950年は奄美群島を含まない。1955年, 1960年には含んでいる。
3) 1960年には愛知, 三重県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家を含まない。
4) 資料は前表に同じ。

兼業の種類別にその従事者をみると（第121表）、恒常的賃労働者は一九五〇年の九一万人から一九六〇年の一六四万人と約八〇％も増加した。これに対し教師や役場吏員を主とする職員および役職はわずかに減少、季節出稼ぎや人夫日雇は一〇年間に相当増加したがしかし一九五五年以降をみるとむしろ減少している。これはこの期間に出稼ぎや日雇が、恒常的

第116表 経営耕地面積広狭別にみた専兼別農家数の推移（都府県）

	総 数			専 業			兼 業													
							総 数			農業を主とするもの			兼業を主とするもの							
	1955年	1960年	増減	1955年	1960年	増減	1955年	1960年	増減	1955年	1960年	増減	1955年	1960年	増減					
実 数	総 3	5,838	—	28	2,026	1,957	—	69	3,813	3,853	+	40	2,214	1,979	—	235	1,599	1,874	+	275
	反 3	1,281	—	18	154	157	+	3	1,128	1,107	—	21	189	131	—	58	939	976	+	37
	反 5	1,014	—	25	204	185	—	19	810	805	—	5	410	306	—	104	400	499	+	99
	未 5	1,963	—	60	732	656	—	76	1,231	1,247	+	16	1,005	903	—	102	226	344	+	118
	1.5	984	+	15	545	535	—	10	439	464	+	25	418	428	+	10	21	36	+	15
	2	377	+	25	243	255	+	12	134	148	+	14	131	142	+	11	3	6	+	3
	1.5	132	+	15	91	100	+	9	41	46	+	5	40	45	+	5	1	1	+	0
	2.5	48	+	6	34	38	+	4	13	15	+	2	13	15	+	2	0	0	+	0
	3	28	+	6	21	25	+	4	7	9	+	2	7	9	+	2	0	0	+	0
	5	1	+	1	1	1	+	3	0	0	+	0	0	0	+	0	0	0	+	0
	例	10	+	7	2	5	+	3	8	12	+	4	0	1	+	1	8	11	+	3
	構 成 比	総 3	100.0			34.7	33.7			65.3	66.3			37.9	34.1			27.4	32.3	
反 3		100.0			12.0	12.4			88.0	87.6			14.7	10.3			73.3	77.2		
反 5		100.0			20.1	18.7			79.9	81.3			40.4	30.9			39.5	50.4		
未 5		100.0			37.3	34.5			62.7	65.5			51.2	47.4			11.5	18.1		
1.5		100.0			55.4	53.6			44.6	46.4			42.5	42.9			2.1	3.6		
2		100.0			64.5	63.3			45.5	36.7			34.7	35.3			0.8	1.4		
1.5		100.0			69.1	68.4			30.9	31.6			30.3	30.6			0.6	1.0		
2.5		100.0			71.4	71.4			28.6	28.6			28.2	27.7			0.4	0.9		
3		100.0			73.9	72.9			26.1	27.1			25.7	26.2			0.4	0.9		
5		100.0			72.2	74.7			27.8	25.3			26.8	22.6			1.0	2.7		
例		100.0			14.8	26.9			85.2	72.1			4.0	8.4			81.2	64.6		

都市の貧窮と農民の生活 農家の生活と農村の発展

〔備考〕 1) 奄美群島を含んでいる。
2) 1960年には、愛知、三重県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家を含まない。
3) 資料は前表に同じ。

第117表 被傭兼業農家、自営兼業農家の推移（1955、1960年）

		兼業総数			農業を主とするもの			兼業を主とするもの		
		総数	被傭兼業	自営兼業	総数	被傭兼業	自営兼業	総数	被傭兼業	自営兼業
実数 (千戸)	1955年	3,950	2,366	1,584	2,284	1,425	859	1,666	941	725
	1960年	3,969	2,673	1,296	2,031	1,425	606	1,938	1,248	690
増	減	+ 19	+307	-288	-253	0	-253	+272	+307	-- 35
構成比 (%)	1955年	100.0	59.9	40.1	100.0	62.4	37.6	100.0	56.5	43.5
	1960年	100.0	67.3	32.7	100.0	70.2	29.8	100.0	64.4	35.6

〔備考〕 1) 1960年には、愛知、三重県の伊勢湾台風被災地区の未調査農家を含んでいない。
2) 両年度とも奄美群島を含む。
3) 資料は前表に同じ。

第118表 兼業従事者の世帯上の地位による新しい兼業区分（1960年） (%)

総数	専業農家	兼業農家				
		兼業総数	世帯主やあとつぎが兼業に従事している家			二三男女などだけが兼業に従事している家
			総数	うち世帯主が年間100日以上兼業に従事している家	その他	
100.0	34.3	65.7	56.5	32.7	23.8	9.1
		100.0	86.1	49.8	36.3	13.9

〔備考〕 1) 「世帯主やあとつぎが兼業に従事している家」の区分には、その家に二三男女などが兼業に従事の有無はとわない。
2) 「世帯主が年間100日以上兼業従事」の区分にはあとつぎが兼業従事の有無をとわない。
3) 資料は前表に同じ。

賃労働者に転化した事実をある程度反映するものである。自営兼業従事者は一九五〇年から一九五五年までかなりふえ、次の五年間に減少に転じたとみられる。

最後に兼業従事者が、いかなる産業に就業しているかを示す第122表を掲げる。一六四万人の恒常的賃労働兼業者のうち製造業等の第二次産業就業者は約六〇％で、農林業などの第一次産業はわずか四八％である。恒常的賃労働と職員・役職兼業を一括して第二次・第三次産業を比べてみると、前者一一四万人、後者一五八万人となり、これは全就業人口における前者一〇七八万人、後者一五〇三万人という一九五九年就業構造基本調査（内閣統計局実施）の結果とほぼ同一の比率である。日雇でも、その兼業先は九〇％までが第二次・第三次産業に就業している。以上を通じて、一九五五年以来一〇カ年、ことに最近の五カ年に、農家の兼業従事者が急速に

第119表 専兼業別，農産物販売金額別農家数 (1960年) (%)

		総 数	専業農家	兼 業 農 家				
				兼業総数	世帯主やあとつぎが兼業に従事している家			二男一女 三だけ などが 兼業に 従事して いる家
					総 数	うち世帯主が100日以上兼業に 従事している家	その他	
農産物販売金額別	総 数	100.0	34.3	65.7	56.5	32.7	23.8	9.1
	2万円未満	100.0	11.3	88.7	83.4	61.8	21.6	5.3
	2～10万円	100.0	27.2	72.8	64.6	34.2	30.4	8.2
	10～30万円	100.0	51.4	48.5	36.4	12.1	24.3	12.1
	30万円以上	100.0	69.4	30.6	16.8	4.9	11.9	13.8
農産物販売金額別	総 数			100.0	86.1	49.8	36.3	13.9
	2万円未満			100.0	94.0	69.7	24.3	6.0
	2～10万円			100.0	88.8	46.9	41.8	11.2
	10～30万円			100.0	75.0	24.9	50.1	25.3
	30万円以上			100.0	54.7	15.7	39.0	45.3

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第120表 農業，兼業別従事者数（生産年齢人口）

	総 数	農業だけ に 従 事	農業と兼業に 従事するもの		兼業だけ に 従 事
			農業が主	兼業が主	
1950年	20,244 (100.0)	15,452 (76.3)	1,414 (7.0)	1,840 (9.1)	1,538 (7.6)
1960年	19,386 (100.0)	13,041 (67.3)	1,440 (7.4)	3,101 (16.0)	1,804 (9.3)

〔備考〕 1) 1950年は1950年センサス抽出結果を単純に5倍して算出，いずれの年次も奄美群島を含まない。1950年は15歳以上，1960年は16歳以上，また雇人を含まない。
2) 資料は「1960年世界農林業センサス結果第4回速報」による。

第二節 農林漁家の人口移動

ふえたこと、その就業先の大部分は農林水産業以外の工業・商業・サービス業部門であることがわかる。農村と農家における賃労働関係の急速な発展は、農業内部ではなくて圧倒的に資本主義的労働市場におけるものであることが改めて確認されたわけである。

資料 一九五八年四月から農林省は農林漁業就業動向調査を実施

し、その結果を毎月『農林水産統計月報』に公表している。これは農林漁業の労働力構成、農林漁業人口の就業動向、農林漁業と他産業との間の人口交流の状態等を調査するもので、全国六万世帯を含む一二〇〇集落を選び、この集落内の全農林漁家を

第121表 兼業種類別兼業従事者数

		総 数	恒 常 的 賃 労 働	職員役職	季節出稼	人夫日雇	自営兼業
実数 (千人)	1950年	4,800	918	1,271	144	745	1,722
	1955年	...	1,170	...	190	1,151	...
	1960年	6,448	1,641	1,185	179	1,094	2,348
年次比較 (%)	1950年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1955年	...	127.5	...	131.9	154.5	...
	1960年	134.3	178.8	92.5	124.3	146.8	136.4
構成比 (%)	1950年	100.0	19.1	26.5	3.0	15.5	35.9
	1960年	100.0	25.4	18.4	2.8	17.0	36.4

〔備考〕 1) 各年次とも奄美群島を含まない。自営兼業のなかには内職賃仕事等を含む。
1950年の資料は前掲表に同じ。1960年は職員および自営兼業について人数を集計していない。
2) 資料は「1960年世界農林業センサス結果第4回速報」による。

第122表 兼業従事者の産業別就業状態（1960年）

	恒 常 的 賃 労 働	職員役職	季 節 出 稼	人 夫・日 雇		自営兼業
				年間100日 以 上	年間100日 未 満	
総 数	千人 1,645	千人 1,188	千人 179	千人 503	千人 597	千人 2,357
第1次産業	79	17	39	54	50	841
第2次産業	981	168	140	448	547	1,510
第3次産業	586	1,003				
総 数	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
第1次産業	4.8	1.4	21.6	10.8	8.3	36.0
第2次産業	59.6	14.1	78.5	89.2	91.7	64.0
第3次産業	35.6	84.4				

〔備考〕 1) 奄美群島を含んだ数字である。役職兼業は一括して第3次産業に入れた。
2) 資料は「1960年世界農林業センサス結果第4回速報」による。

第123表 農林漁家の月別人口異動 (単位 100人)

項 目 年 月	月始人口	世帯単位の		世 帯 員 の 異 動 人 口										月末人口	
		異 動 人 口	増 加	増							減				少
				転業・ 離職	出稼者 の帰村	一時 帰休	その他	計	求職・ 離職	他 出 稼	帰休者 の復職	その他	計		
1959 年 12 月	341,868	43	67	62	176	5	685	928	90	154	2	718	964	341,808	
1960 年 1 月	342,635	32	100	69	114	4	790	977	140	142	3	811	1,096	342,448	
	342,450	31	86	71	93	—	805	969	164	91	1	786	1,042	342,322	
	342,310	50	195	131	324	4	1,192	1,651	1,498	112	1	1,314	2,925	340,891	
	341,358	130	231	108	332	2	1,142	1,584	814	208	1	1,334	2,357	340,484	
	340,484	96	103	91	72	2	664	829	286	101	—	782	1,169	340,137	
	340,137	46	42	74	25	2	536	637	189	76	—	515	780	339,998	
	339,998	71	48	70	28	7	440	545	102	76	—	451	629	339,937	
	339,937	46	50	71	64	—	459	594	116	37	1	403	557	339,970	
	339,970	60	14	87	66	6	478	637	142	37	2	446	627	340,026	
	340,026	45	81	69	75	1	504	649	127	83	5	631	846	339,793	
	339,793	18	65	54	81	—	512	647	129	511	5	669	1,314	339,079	
	339,079	44	59	41	187	7	588	823	118	191	2	697	1,008	338,879	
1960年 1～12月	—	669	1,074	936	1,461	35	8,110	10,542	3,825	1,665	21	8,839	14,350	—	

〔備考〕 1) 1959年12月末と1960年1月初め人口の差異は9月の台風被害のため除外した集落を1960年1月より復活したためである。
2) 1960年3月末と同4月初め人口の差異は調査脱落集落の補充選定替えによるものである。
3) 1960年3月までの前月末人口と次月初め人口との差異は調査もれ等の修正によるものである。1960年4月以降は月別の修正は行なわず年度末に一括して修正することとした。
4) 「農林水産統計月報」第108号による。

生活の質と農民の生活 第四編 農家の生活と生活

調査対象としている。

世帯員数の増減 一九六〇年一月末現在の全国農林漁家世帯員総数は三四二四万四八〇〇人で、前年一月末現在の三四四九万二九〇〇人に比べ二四万八一〇〇人の減少を示している。また、一九六〇年一二月末では同年一月末に比べ三五万六九〇〇人を減じて三三八万七九〇〇人となった。この数年続いている農林漁家人口の減少傾向は依然として続いていることがわかる。

農林漁家の人口移動 第123表によれば、一九六〇年一月から二月までに農林漁家世帯員の増加したもの一〇五万四二〇〇人、減少したもの一四三万五千人である。増加の内訳をみると、転業や転職で帰村した者が九万余、出稼者の帰村が一四万六千人その他となっている。これに対し、農林漁家から他に職を求め、あるいは職について離村した者は三八万人余を数え（これは昨年もほぼ同じ数字であった）、出稼人は一六万五千人である。一時的な帰休を除いて職業的増減をみると、転出転入の差は三〇万九三〇〇人となっている。これによっても、農林漁家人口の年約三五万人減少の主内容はいわゆる職業的流出にあることが確認できるのである。

第二章 農家の経済状態

第一節 農家経済現金収支の概要

農林省の「農家経済調査」の結果にもとづいて、一九六〇年一月から一二月までの一カ年間に於ける全府県一戸当たり平均農家経済現金収支状況をみると次のとおりである。

農業収入 第124表によれば、当年の農業収入は二二万七七九二円に、前年の二〇万四三八一円（前年の数字は本年鑑第33集一二〇ページ以下参照）に比べ一一・八％の増加となっている。このうち、稲作収入は政府売りと自由販売を含めて九万八七七三円で前年（九万八四六六円）とほとんど変わりが無い。本年の米生産量はこれまでの最高記録一二八五万八千トンで前年に比べ三五万トン以上を上回ったのであるが、米価が横ばい状態のため、稲作収入はこの程度にとどまったのである。麦作収入も前年とほぼ同額、これにひきかえ、野菜・果樹・工芸作物・養蚕・養畜などのいわゆる商品作物の収入は一様に相当の伸びを示した。これは、右の商品作物が需給関係によって価格上昇の傾向を示したことによるものである。これは供給過剰により価格の崩落した一九五七、五八年当時とはいくらか事情を異にしているとみてよい。農林省統計調査部『農村経済四季報』（第九集、一九六〇年一二月）によれば、一九六〇年九月における野菜・果実・繭の価格は前年同月に比べ二五％高、畜産物は一三％高となっている（五ページ）。もっとも、野菜などは一〇月にはいって下落傾向に転じているので、農業収入としては、前記の程度にとどまったわけである。

農業支出 農業支出は八万九七九九円で前年より一万二二一九円（一五・八％）増大した。前年の増加率七・四％に比べると大幅の増大であるが、この主要原因は飼料費の増加である。飼料価格はそれほど急上昇していないので、飼料費のこの大幅な増加は主としてその購入量の増大によるものとみてよい（前掲『四季報』二一ページ参照）。

農外収入 農外事業収入は四万八九九五円で前年の四万二八〇一円より六一九四円（一六・八％）増加したが、これは水産・商業・工業等の自営兼業が一般経済の好調を反映して収入増加をもたらした

たものと推定される。次に労賃俸給収入は一三万九五〇六円で、前年に比べ一五・八%の増加となったが、これは資本主義的工商業の好況とそれに伴う雇用増および労賃上昇を反映するものである。なお、農外事業等に伴う支出は二万二二一六円で、前年の一万八六二一円に比べると一九・二%と、収入増加率を上回って増大している。

農家経済の収支差引 以上の農業および農外収入に、地代利子収入と被贈扶助等の収入を加えたものから、農業および農外支出を差し引いた農家所得は三万三〇五七円となった。これに対し、租税公課諸負担は二万七五七七円で、家計費には二万六六〇二円を支出したので、総収支バランスは六万八八七八円の黒字を記録した。前年に比べ、租税等がほとんど変化なく、家計費が一・二%ほど増加したが、年間の黒字は前年の六万二二九一元に比べると一〇・六%程度の増となったのである。収支バランスがこのように好転したおもな原因は、第一に、米の生産が記録的な増産となったこと、公定米価は名目的には前年を下らず、また野菜・果実・繭・畜産物が需要の伸びにささえられて価格上昇にめぐまれ、農業収入の増加をきたしたことにある。第二に、労賃俸給収入が労働市場の拡大と一般労賃水準の上昇によって割合増加したこと、第三に農業支出も飼料費の増大等により相当にふえたが、収入の増大がこれを上回っていたこと、第四に租税公課諸負担の増加が比較的少額にとどまったことである。しかし断わるまでもなく、以上の農家経済収支状況は全府県調査農家の現金収支の平均であり、現実的にはこれ以上の農家もあるが、またこれ以下の経済状態の農家がきわめて多いことを忘れてはならない。また、経済余剰がいくぶん増加したといっても家計支出の伸びではわずかが、都市勤労者の収入の増加率に比べるとなお生活水準向上の速度はおそいのである。

農家の家計費 最後に、現金現物を含む農家の家計費支出を第125表によってみよう。一九五四年以来、農家の家計費は年々わずかず増大してきたが、その増加率は都市勤労者平均家計支出額の増加率に及ばないこと、世帯員一人当たりの家計費も農家のほうが年々相対的には減少してきていることは、本年鑑(第33集一二九ページ)で記録されたとおりである。さて、一九六〇年一月から二月までの農家家計費の総額(全府県一戸当たり平均)は三四万三七二五円で、このうち現金は二万六六〇二円、その残りは現物取引と自給部分である。この内訳をみると、飲食費は一五万七四六六円であるが、米その他食糧品は自給部分が多いので現金部分はその約三分の一にとどまっている。被服費三万八八八六円、住居費三万六一二六円、光熱費一万五七三八円等はいずれも現金部分に圧倒的比重を占めている。その他の家計費には保健衛生費・教育文化費・交際費および臨時の出費等を含んでいるが、総額九万五五〇九円に達している。

第二節 農家の租税公課諸負担

農家経済と租税公課諸負担概況 一九五九年度(一九五八年四月一日より一九五九年三月三十一日までの一カ年)の農家経済収支は、全国平均一戸当たりについてみると、赤字三二五四円を記録した(第126表)。もっとも、このうち現金収支だけを計算すれば、一万一五四三円の黒字であり、また前年度に比べると、総経済収支における赤字額は相当に減少した(前年度の赤字は一万〇七一〇円——本年鑑第33集一二二ページ参照)。これは、当年度の農業生産が、一九五五年の大豊作を上回る戦後最高の好調を示したこと、特に米作と果樹・畜産部門における生産の伸び、それに伴う農業収入の増

収 支 (全府県1戸当たり)

(単位 円)

1960年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11 月	12 月
10,363	8,968	12,435	6,776	8,113	13,160	27,913	17,443	20,507	40,781	27,375	33,958
1,574	474	347	—	—	—	9,981	2,034	8,094	20,653	12,172	15,881
1,661	1,913	2,468	2,004	1,994	1,573	2,966	1,564	1,968	7,379	3,251	3,994
95	78	221	26	52	1,348	5,456	3,599	606	180	106	72
354	395	407	122	135	168	135	169	287	778	1,420	887
964	953	1,103	971	1,504	2,636	3,050	2,918	1,878	1,526	1,482	1,754
1,064	857	2,251	530	214	292	344	923	1,259	1,026	1,277	2,330
1,166	611	616	156	694	1,032	1,335	1,083	879	2,289	2,815	2,599
90	26	106	25	6	3,019	1,668	1,898	1,893	2,888	250	433
2,545	2,994	4,049	2,190	2,398	2,200	2,174	2,428	2,988	3,294	3,783	4,245
4,559	4,696	9,349	6,475	7,937	9,021	8,642	7,394	6,147	7,295	7,765	10,519
173	101	226	126	461	1,091	851	294	303	453	375	514
976	1,128	3,733	1,923	2,502	2,993	2,458	1,771	1,083	1,578	1,886	2,376
1,230	1,441	1,852	1,475	1,764	1,719	1,650	1,709	1,643	1,825	1,925	2,532
135	110	328	206	216	335	773	793	458	318	367	395
3,575	4,124	5,284	3,775	3,347	3,254	3,462	3,520	3,404	4,103	4,292	6,855
1,529	1,753	2,278	1,432	1,354	1,617	1,674	1,680	1,702	2,077	2,093	3,027
179	169	297	90	65	131	231	142	145	244	352	599
8,498	8,915	14,506	11,323	8,972	12,120	12,643	10,034	9,418	10,120	9,164	23,793
1,614	2,060	3,106	1,819	1,903	1,688	1,825	2,227	1,936	1,905	1,744	4,034
2,759	2,933	4,140	3,180	3,031	4,016	3,879	3,442	3,261	3,257	3,363	7,181
3,680	3,585	4,205	4,834	3,704	5,717	4,335	3,985	3,785	3,826	3,720	10,286
597	595	1,458	362	427	574	392	346	521	355	421	1,525
1,881	1,451	2,566	2,227	1,560	1,187	1,473	1,336	1,339	2,017	1,503	2,666
18,826	17,604	24,622	16,556	13,128	19,657	35,567	23,605	27,340	48,004	32,897	55,251
1,858	2,306	3,671	2,167	1,381	1,670	2,601	2,089	1,721	2,093	2,158	3,862
18,988	17,771	22,089	19,207	16,246	15,373	18,189	19,242	17,629	20,150	20,312	31,406
△2,020	△2,473	△1,138	△4,818	△4,499	2,614	14,777	2,274	7,990	25,761	10,427	19,983

所収。

第124表 農家経済現金

年度・月 項 目		1954年度	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度	1960年計
農業収入	総額 ①	199,055	230,261	237,977	180,783	188,676	208,865	227,792
	米							
	政府売	58,627	79,809	75,977	59,783	65,262	73,537	71,210
	自由	22,198	26,161	30,582	22,476	24,310	25,236	32,735
	麦	14,808	13,083	12,341	8,849	9,666	11,344	11,839
	いも類	6,710	6,552	5,515	5,179	5,183	5,095	5,257
	野菜	19,804	19,683	22,861	15,272	16,601	17,402	20,739
	果樹	14,454	17,677	16,589	10,399	11,132	11,840	12,367
	工芸作物	14,706	17,289	17,312	14,415	14,148	14,874	15,275
	養蚕	11,465	13,496	12,198	10,021	8,018	9,997	12,302
農業支出	養畜	25,065	25,342	32,255	25,016	25,294	29,893	35,288
	総額 ②	74,708	78,183	86,799	74,883	76,230	81,286	89,799
	雇傭労賃	4,844	5,008	5,433	4,416	4,613	4,819	4,968
	肥料	25,250	27,897	28,947	23,703	23,690	23,927	24,407
	飼料	13,479	14,357	17,460	15,405	15,074	16,908	20,765
農外事業等の収入 ③		21,916	21,326	26,138	51,182	42,359	45,019	48,995
農外事業等の支出	総額 ④	8,266	8,468	8,383	24,226	18,487	19,012	22,216
	負債利子	1,544	1,772	1,951	2,039	2,379	2,531	2,644
労給賃収入俸	総額 ⑤	77,287	76,539	76,762	104,399	115,182	126,209	139,506
	被傭労賃	14,562	13,291	14,463	17,401	18,670	20,727	25,861
	給料	17,429	17,998	21,731	29,665	34,503	40,650	44,442
	俸給	35,235	36,053	32,014	47,114	50,726	53,577	55,662
地代利子収入 ⑥		4,851	6,028	6,448	6,444	6,874	7,344	7,573
被贈扶助等の収入 ⑦		17,157	15,139	16,612	17,662	19,155	20,752	21,206
概算農家所得 ⑧ = (① - ②) + (③ - ④) + ⑤ + ⑥ + ⑦		237,292	262,642	268,755	261,361	277,529	307,891	333,057
租税公課諸負担 ⑨		24,744	27,762	28,302	25,467	26,267	26,525	27,577
家計支出 ⑩		170,973	175,913	183,868	194,235	199,774	218,647	236,602
総収支差引 ⑧ - ⑨ - ⑩		41,575	58,967	56,585	41,659	51,488	62,719	68,878

〔備考〕 農林省統計調査部「農家経済調査」の結果による。各月「農林水産統計月報」

支出 (全府県1戸当たり)

(単位 円)

1960年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
29,252	26,520	31,573	27,415	24,473	23,545	26,460	28,320	25,876	28,801	29,089	42,401
18,988	17,771	22,089	19,207	16,246	15,373	18,189	19,242	17,629	20,150	20,312	31,406
1,581	1,026	1,308	945	748	683	921	1,552	909	982	1,026	2,052
8,683	7,723	8,176	7,263	7,479	7,489	7,350	7,526	7,338	7,669	7,750	8,943
13,676	11,857	12,967	11,921	12,498	12,854	12,946	13,906	12,610	13,216	12,751	16,264
5,033	4,467	5,070	4,829	5,197	5,491	5,522	5,951	5,285	5,681	5,210	7,121
692	403	508	428	393	407	576	926	507	441	421	904
7,951	6,987	7,389	6,664	6,908	6,956	6,848	7,029	6,818	7,094	7,120	8,239
3,169	2,427	3,636	2,850	2,187	2,134	2,861	2,905	2,472	3,240	3,541	7,464
2,886	2,284	3,466	2,735	2,116	2,065	2,765	2,662	2,382	3,139	3,433	7,150
283	140	166	115	71	69	94	242	89	100	107	314
—	3	4	—	—	—	2	1	1	1	1	—
1,531	1,512	1,509	1,178	1,093	1,052	1,058	1,099	1,152	1,276	1,425	1,853
825	816	818	607	538	529	572	613	659	740	836	1,195
26	32	33	17	10	6	4	8	4	4	10	17
680	664	658	554	545	517	482	478	489	532	579	641
2,350	2,458	2,912	2,439	2,113	2,246	2,910	3,139	2,889	3,009	3,313	6,348
2,264	2,369	2,840	2,386	2,078	2,222	2,865	3,071	2,838	2,952	3,227	6,214
86	89	72	53	35	24	44	68	51	56	86	134
—	—	—	—	—	—	1	—	0	1	—	—
8,526	8,266	10,549	9,027	6,582	5,259	6,685	7,271	6,753	8,060	8,059	10,472
7,980	7,835	9,895	8,650	6,317	5,066	6,465	6,945	6,465	7,638	7,606	9,726
494	362	529	332	239	177	203	308	258	381	403	683
52	69	125	45	26	16	17	18	30	41	50	63

加によるところが大きい。以下、農林省統計調査部の『農家租税公課諸負担調査報告』によって、一九五五年度の全国平均一戸当たり農家経済収支と租税公課等の負担状況を概観してみよう。

第127表によれば、国税をはじめとする農家の総負担額は二万七〇八〇円で、前年度に比べ二九七円とわずかに増加したが、農家所得(三六万五五三〇円)が前年度(三三万九八一〇円)に比べ増加したので、所得に対する負担率は七・四％と、前年に比べ〇・五％だけ減少した。現金総所得に対する負担率をみると一〇・五％で、これも前年度に比べ一・一％減少した。農家負担の内訳をみると、税額と構成比ともに国税が減り、逆に公課諸負担のふえたことが目だつ。

全体として農家経済とその負担状況をみると、前年度より赤字額が減り、現金収支決算だけみると黒字になったこと、これは農業所得と農外所得の伸張が生じたわりに支出の少なかったことになっている。すなわち、農家所得は対前年比七・六％の増となったのに対し、家計費の増加は対前年比五・六％、租税公課諸負担は一・一％と、いずれも所得の伸びを下回ったことによるのである。特に、租税公課諸負担額の増加率がわずかであったことが、右のような赤字縮小を招いた大きな原因になっていることは見のがしえない。

農区別にみた農家経済と租税公課諸負担 右に一般的に述べた農家経済と租税公課諸負担の状況を農区別に観察すると第128表のとおりである。これによると、農家経済余剰の黒字を記録した農区は北海道・北陸・山陰・近畿・瀬戸

第125表 農家の家計

年度・月		1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度	1958 年度	1959 年度	1960 年計
家計総額	総購入額	301,600	311,648	320,387	318,698	309,669	328,216	343,725
	自給＝生産現物取	170,973	175,913	183,868	194,235	199,774	218,647	236,602
	現金引当	...	...	...	...	...	13,696	13,734
	消費	...	...	...	...	...	95,873	93,389
飲食費	総購入額	148,779	154,393	157,437	153,503	154,180	156,388	157,466
	自給＝生産現物取	47,848	48,852	50,871	58,294	58,833	61,946	64,857
	現金引当	...	...	...	...	...	6,127	6,606
	消費	...	...	...	...	...	88,315	86,003
被服費	総購入額	33,648	33,476	34,369	34,819	34,639	36,977	38,886
	自給＝生産現物取	31,823	31,589	32,243	32,788	32,718	34,986	37,083
	現金引当	...	...	...	...	...	1,908	1,790
	消費	...	...	...	...	...	83	13
家計光熱費	総購入額	14,560	14,439	14,590	15,111	14,421	15,035	15,738
	自給＝生産現物取	6,617	6,753	6,946	7,448	7,446	7,925	8,748
	現金引当	...	...	...	...	...	226	171
	消費	...	...	...	...	...	6,884	6,819
住居費	総購入額	36,165	36,367	37,656	35,621	23,263	30,585	36,126
	自給＝生産現物取	21,036	21,390	22,556	21,226	22,692	29,889	35,326
	現金引当	...	...	...	...	...	675	798
	消費	...	...	...	...	...	21	2
その他の家計費	総購入額	68,448	72,973	76,335	79,645	83,166	89,231	95,509
	自給＝生産現物取	63,649	67,329	71,252	74,479	78,085	83,901	90,588
	現金引当	...	...	...	...	...	4,760	4,369
	消費	...	...	...	...	...	570	552

〔備考〕 資料は前表に同じ。

内で、これら以外はすべて赤字を出している。そのなかでも北関東・南関東・北九州などの大都市近郊を含む農区は大きな赤字を出している。この経済余剰を前年度と比較すると、北陸・瀬戸内は余剰額が減少し、北九州では赤字額がふえたほか、他はいずれも前年より好転している。特に山陰・近畿は前年の赤字から黒字に転じ、相当よくなっている。

各農区の農家負担状況をみると、全国平均二万七〇八〇円で、北海道の三万八七九七円が最大、南海の一万四七二七円が最小となっている前年に比べその負担総額の増加したのは近畿（七・七％）、山陰（三・五％）、北九州（三・二％）、東海（二・八％）、瀬戸内（二・三％）、北陸（一・六％）の六農区である。前年に比べ減少の著しいのは北関東（四・五％）である。また負担率の最高は北海道の八・七％で、北陸や北九州などがこれに続いて高い。また前表をみてわかるように、一般に負担率の高い農区ほど租税負担の割合が低く、公課諸負担の割合が高い。逆に、負担率の低い農区ほど租税負担の割合が高く公課負担の割合が低い。

所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担 農家の所得階層別にみると、農家経済のバランスや負担率はさまざまに相違していることが第129表によって知られる。すなわち、第一に、所得が四〇万円以下の農家はすべて経済収支の赤字を出しており（全調査農家の六〇％が赤字農家）、四〇万円以上層と截然たる対照をなしている。そして、その赤字の額は所得階層が下がるに従って大きく、黒字の額は階層の上がるに従って大きい。

第 126 表 農家経済の概要（全国平均 1 戸当たり）(単位 円)

種 目	総 額	うち現金 (含減価償却費)	種 目	総 額	うち現金 (含減価償却費)
農 業 収 入	320,338	218,555	農 外 所 得	161,096	153,820
農業必要経費	115,954	113,640	農 家 所 得	365,530	258,735
農 業 所 得	204,434	104,915	税 引 所 得	338,450	231,655
農 外 収 入	181,470	173,324	家 族 家 計 費	341,704	220,112
農 外 支 出	20,374	19,504	農家経済余剰または不足	△3,254	11,543

〔備考〕 農林省「昭和34年度農家租税公課負担調査報告書」1961年2月刊による。

第 127 表 租 税 公 課 諸 負 担 の 状 況

項 目		農 家 負 担 額				農家総所得に 対する負担率		農家現金総 所得に対する負担率	
		金 額 (円)		構 成 比 (%)		(%)		(%)	
		1959年	1958年	1959年	1958年	1959年	1958年	1959年	1958年
租 税 公 課 諸 負 担	国 税	2,332	2,973	8.6	11.2	0.6	0.8	0.9	1.3
	道 府 県 税	668	699	2.5	2.6	0.2	0.2	0.3	0.2
	市 町 村 税	12,772	12,373	47.2	46.2	3.5	3.7	4.9	5.3
	うち { 市町村民税	2,603	2,628	9.6	9.8	0.7	0.8	1.0	1.1
		固定資産税	7,134	7,213	26.3	26.9	2.0	2.2	2.8
	租 税 負 担	15,772	16,045	58.2	59.9	4.3	4.7	6.1	6.8
	公 課 諸 負 担	11,308	10,738	41.8	40.1	3.1	3.2	4.4	4.5
	計	27,080	26,783	100.0	100.0	7.4	7.9	10.5	11.6

〔備考〕 「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

第二に、経済余剰を前年度のそれと比べてみると、五〇万円以上の高所得層ではいずれも前年より相当大幅にふえているが、五〇万円以下の層には変化は少ない。このことは、「……全国一戸当たり平均でみた経済余剰の改善が主として上層農家の好調に主導されていることを、うらがきするとみてよい。そして所得階層間の不均衡的発展は逐年拡大に向っている」（農林省前掲報告書一七ページ）と述べられている。

第三に、農家の所得と家計費との関係を見ると、三〇万円以上層においては所得で家計費がまかなわれているが、それ以下の層では家計費が所得を上回り、そういう農家数が全農家の三七％に達している。

第四に、租税公課諸負担額を階層別にみると、八〇万円以上層では八万二四九七円で最高、一〇〇一五万円層が一万〇四九七円で最低となり、所得上昇につれて負担額はふえている。しかし、これを負担率（所得に対する負担額の割合）についてみると、一〇万円未満層が一七・九％で最高、次が七〇〇八〇万円層八・六％が高く、中位の所得階層（二〇〇四〇万円）が最低の七％前後である。これで見ると、所得と負担率は決して正比例的ではなく、特に最低所得層の負担率が最も高い点注目値する。また中位層の負担率が最低だということとは、「必ずしも負担の軽いことをしめすものではない。このこ

第129表 農家所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担（全国，1戸当たり平均）

所得階層別		10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上
項目												
調査戸数割合	1.3%	3.5%	8.1%	11.4%	12.7%	22.3%	16.9%	10.2%	5.9%	3.3%	4.4%	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	166,206	162,183	185,741	237,356	295,960	362,980	440,639	518,878	611,575	739,762	941,000	
	95,570	81,830	71,963	89,703	113,434	131,388	153,529	185,759	213,555	259,081	318,705	
	70,636	80,353	113,778	147,653	182,526	231,592	287,110	333,119	398,020	480,681	622,295	
農業必要経費	4,704	48,474	64,535	79,076	91,556	115,343	159,806	211,950	246,643	264,192	364,923	
	75,340	128,827	178,313	226,729	274,082	346,935	446,916	545,069	644,663	744,783	987,218	
	2,050	9	182	174	442	653	2,862	4,635	6,555	8,378	17,904	
	503	324	294	420	510	528	834	1,175	1,379	1,873	2,352	
	7,229	6,047	7,461	9,075	10,794	12,904	17,007	20,521	24,816	29,640	34,718	
租税公課負担	9,782	6,380	7,937	9,669	11,746	14,085	20,703	26,331	32,750	39,891	54,974	
	3,728	4,117	4,979	6,275	7,934	10,121	13,402	17,744	20,503	23,478	27,523	
	13,510	10,497	12,916	15,944	19,680	24,206	34,105	44,075	53,253	63,370	82,497	
	209,542	192,854	205,091	251,218	296,647	340,951	406,190	465,220	519,500	553,467	628,137	
	△147,712	△74,524	△39,694	△40,433	△42,245	△18,222	6,621	35,774	71,910	122,946	276,584	
家計経済余剰または不足	2.7%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%	0.9%	1.0%	1.1%	1.8%	
	0.7%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	
	9.6%	4.7%	4.2%	4.0%	3.9%	3.7%	3.8%	3.8%	3.9%	4.0%	3.5%	
	13.0%	5.0%	4.5%	4.3%	4.3%	4.1%	4.6%	4.9%	5.1%	5.4%	5.5%	
	4.9%	3.2%	2.8%	2.8%	2.9%	2.9%	3.0%	3.4%	3.3%	3.2%	2.8%	
農家に対する租税負担率	17.9%	8.2%	7.3%	7.1%	7.2%	7.0%	7.6%	8.3%	8.4%	8.6%	8.3%	
	36.0%	66.8%	87.0%	90.3%	92.4%	101.8%	110.0%	117.2%	124.1%	133.4%	157.2%	
	33.7%	41.7%	55.5%	58.8%	61.5%	68.0%	70.7%	71.6%	76.6%	86.1%	99.1%	

〔備考〕「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

とはすでにみてきたように、家計費が所得を上回っていることや経 告書一八ページ）。また、右の負担率を負担内容別にみると、所得と負担率が正比例
済余剰が赤字となっていることからでも明らかである。そして、そ 的關係になっっているのは国税だけで、地方税と公課諸負担は下層は
れはむしろ、家計費に大幅に課税されている事実をまず前提におい ど重いという逆進的傾向を示している。

第130表 所得階層別にみた国税，地方税および公課諸負担（全国，1戸当たり平均）

所得階層別		10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	全国平均
租税公課諸負担(計)	税 担	9,782 円	6,380 円	7,937 円	9,669 円	11,746 円	14,085 円	20,703 円	26,331 円	32,750 円	39,891 円	54,974 円	15,772 円
	公 課	3,728	4,117	4,979	6,275	7,934	10,121	13,402	17,744	20,503	23,479	27,523	11,308
	租税公課諸負担(計)	13,510	10,497	12,916	15,944	19,680	24,206	34,105	44,075	53,253	63,370	82,497	27,080
租税公課諸負担(計)	同上 税率	72.4 %	60.8 %	61.5 %	60.6 %	59.7 %	59.1 %	60.7 %	59.7 %	61.5 %	63.0 %	66.6 %	58.2 %
	公 課	27.6	39.2	38.5	39.4	40.3	40.9	39.3	40.3	38.5	37.0	33.4	41.8
	租税公課諸負担(計)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
租税実額	国 地 税	2,050 円	9 円	182 円	174 円	442 円	653 円	2,862 円	4,635 円	6,555 円	8,378 円	17,904 円	2,332 円
	国 地 税	7,732	6,371	7,755	9,495	11,304	13,432	17,841	21,696	26,195	31,513	37,070	13,440
	租税実額	9,782	6,380	7,937	9,669	11,746	14,085	20,703	26,331	32,750	39,891	54,974	15,772
同上 税率	国 地 税	21.0 %	0.1 %	2.3 %	1.8 %	3.8 %	4.6 %	13.8 %	17.5 %	20.0 %	21.0 %	32.6 %	14.8 %
	国 地 税	79.0	99.9	97.7	98.2	96.2	95.4	86.2	82.5	80.0	79.0	67.4	85.2
	同上 税率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第四編 農家の状態と農民の生活

〔備考〕 「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

第131表 農業経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担（全府県，1戸当たり平均）

農業経営形態別 項目		米一毛作	米表 二毛作	複合経営	畑を加味 する田作	田畑作	畑を加味 する畑作	畑作	野菜作	果樹作	養蚕	酪農	養鶏
経営 耕地 面積	反	12.6	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反	反
	円	420,360	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	農業必要経費	124,495	344,145	377,412	312,059	297,631	286,461	246,084	513,146	549,366	392,028	544,804	651,114
	農業所得	295,865	117,564	125,603	103,014	101,628	99,863	94,357	197,722	231,388	143,829	225,727	315,066
	農業所得	153,465	226,581	251,809	209,045	196,003	186,598	151,727	315,424	317,978	248,199	319,077	336,048
租税公課負担	租税公課負担	449,330	394,151	424,348	365,705	329,841	319,212	305,010	438,770	457,581	362,708	416,655	447,264
	租税公課負担	3,128	3,481	5,588	1,359	1,398	2,486	1,117	9,243	4,109	1,585	1,367	1,965
	租税公課負担	892	712	779	539	595	557	620	1,797	1,214	550	889	748
	租税公課負担	18,947	14,748	16,795	13,032	11,986	10,753	8,753	18,566	16,290	14,680	17,949	17,401
	租税公課負担	22,967	18,942	23,162	14,930	13,979	13,796	10,490	29,606	21,613	16,815	20,205	20,114
家計 費	家計費	13,318	12,122	12,781	10,658	9,216	8,795	8,655	10,300	11,857	10,843	13,545	11,410
	家計費	36,285	31,064	35,943	25,588	23,195	22,591	19,145	39,906	33,470	27,658	33,750	31,524
	家計費	394,649	359,375	389,239	347,171	323,932	301,197	306,590	418,634	399,588	357,589	377,635	403,151
	家計費	18,396	3,712	834	7,054	17,286	4,576	20,725	19,770	24,523	22,539	5,270	12,589
	家計費	0.7%	0.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.8%	0.4%	2.1%	0.9%	0.4%	0.3%	0.4%
農家所得	農家所得	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2
	農家所得	4.2	3.7	4.0	3.6	3.6	3.4	2.9	4.2	3.6	4.0	4.3	4.0
	農家所得	5.1	4.8	5.5	4.2	4.2	4.4	3.5	6.7	4.8	4.6	4.8	4.6
	農家所得	3.0	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.4	2.6	3.0	3.3	2.6
	農家所得	8.1	7.9	8.5	7.1	7.0	7.2	6.3	9.1	7.4	7.6	8.1	7.2
（参考）反当農家所得		23,481	27,299	24,212	21,116	20,000	19,237	18,503	30,329	46,084	21,965	24,735	28,004
1人当たり家計費		65,231	62,609	67,694	61,155	54,442	51,752	51,614	62,483	65,085	57,676	57,479	63,190

〔備考〕 「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

最後に所得階層別に、国税・地方税および公課諸負担の構成をみると(第130表)、全国平均では租税五八・二％に対し公課諸負担は四一・八％となっている。しかし所得階層別にみると、一〇〜一五万円層では租税六〇・八％、公課諸負担三九・二％であるのに対し、八〇万円以上層では租税六六・六％、公課諸負担三三・四％にみられるように、低所得層ほど公課諸負担の割合は大きくなっている。またこれを、国税と地方税に分けて割合をみると、四〇万円以下層では国税の比重は(一〇万円層を例外として)五％以下で、税負担のほとんどすべてが地方税であることが特徴的である。これと対照的に、四〇万円以上層になると国税負担はしだいに大きくなっている。これは、低所得層ほど人頭税的性格の強い公課諸負担が相対的に重く、また租税では大衆課税的性格の濃い地方税の比重が大きい、ということを示している。

なお、ここに統計は掲げないが、負担を人税・物税別に観察すると、高所得層では人税が、低所得層では物税がそれぞれ重きをなしている。また農家所得に対する両者の負担率をみると、物税は低所得ほど率が高いという逆進的傾向を示しているが、「この対物税の逆進傾向が農家負担の不均衡を生みだしている主要因となっている」(前掲報告書二〇ページ)。

経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担 農業経営形態別に全府県一戸当たりの統計を示す第131表によるとはば次の事実が推定される。

(一) 農家経済収支の状況をみると、果樹作(プラス二万四五二三元)、米一毛作(一万八三九六元)・米麦二毛作・酪農・養鶏部門は黒字、それ以外はすべて赤字で、ことに養蚕(マイナス二万二五三九元)・畑作(二万〇七二五元)・野菜作(一万九七七〇元)など赤字が大きい。また農民一人当たりの家計費を比較すると、複合経営

の六万七六九四円が最高で、次いで米一毛作・果樹作・酪農が大きい、畑作は最小である。

(二) 租税公課諸負担は野菜作の三万九九〇六円が最高で、米一毛作・複合経営・酪農・果樹作等がこれに次いでおり、最低は畑作の一万九一四五円である。

(三) 負担率からみると、野菜作経営が最高で九・一％、複合経営八・五％、米一毛作と酪農八・一％等となっており、畑作が最低で六・三％である。さらにこれを租税と公課諸負担に分けてみると、租税負担率の最高は野菜作(六・七％)、複合経営は五・五％で、畑作は最低である。このうち、国税負担率の最高はやはり野菜作で、複合経営がこれに次いで高く、酪農は最低率を示している。他方また、地方税負担率においては、四・六％の野菜作が最高で、酪農四・五％、米一毛作四・四％がこれに続いている。一般的にいて、地方税負担率は経営形態の差によってそれほど大きな格差はなく、この点で国税における負担率格差と違っている。公課諸負担の負担率は酪農経営が最高で三・三％、最低は野菜作経営の二・四％、他の形態もだいたい三％前後の水準で、大きな格差はない。

なお、経営形態別に租税負担と公課諸負担の構造をみると、各経営とも租税負担の比重が大きい。また最高の野菜作は七四・二％、最低は畑作の五四・八％というように、経営形態による格差は相当に大きい。公課諸負担は畑作が最低で四一・七％、酪農四〇・一％で、他はすべて四〇％以下である。租税を国税と地方税に分けてみると、どの経営形態も地方税が高い。特に酪農、田畑作、養蚕、養鶏等がそうである。

最後に、経済収支と農家負担(全府県平均一戸当たり)を所得階層別に観察してみると、次の諸点が指摘される(前掲報告書二八ページ以下)。

第132表 農家の負担率の年次別推移 (%)

年次別所得階層別					農家総所得に対する割合				
					国 税	道府県税	市町村税	公課諸負担	計
一九五五年度	10万円未満	満円	1.7	0.4	7.2	7.6	16.9		
	10～15万円	満円	0.1	0.2	4.2	4.0	8.5		
	15～20万円	満円	0.3	0.2	3.6	3.4	7.5		
	20～25万円	満円	0.2	0.2	3.6	3.7	7.7		
	25～30万円	満円	0.4	0.2	3.7	3.8	8.1		
	30～40万円	満円	1.0	0.2	3.7	3.8	8.7		
	40～50万円	満円	1.8	0.2	3.7	3.8	9.5		
	50万円以上	平均	3.3	0.2	3.8	3.8	11.1		
	平均	平均	1.5	0.2	3.6	3.6	8.9		
一九五六年度	10万円未満	満円	0.0	0.6	11.7	10.6	22.9		
	10～15万円	満円	0.1	0.3	5.1	4.4	9.9		
	15～20万円	満円	0.2	0.2	4.2	3.8	8.4		
	20～25万円	満円	0.5	0.2	4.2	3.7	8.6		
	25～30万円	満円	0.4	0.2	4.2	3.8	8.6		
	30～40万円	満円	0.6	0.2	4.1	3.9	8.8		
	40～50万円	満円	1.2	0.2	4.1	3.8	9.3		
	50万円以上	平均	2.3	0.3	4.0	3.5	10.1		
	平均	平均	1.1	0.2	4.2	3.8	9.3		
一九五七年度	10万円未満	満円	0.6	0.9	9.3	5.7	16.5		
	10～15万円	満円	0.1	0.2	4.6	3.3	8.2		
	15～20万円	満円	0.2	0.2	4.2	2.8	7.4		
	20～25万円	満円	0.2	0.2	4.2	2.8	7.4		
	25～30万円	満円	0.2	0.2	4.1	3.0	7.5		
	30～40万円	満円	0.7	0.2	4.1	3.1	8.1		
	40～50万円	満円	1.0	0.2	4.0	3.1	8.3		
	50～70万円	満円	1.6	0.3	3.9	3.2	9.0		
	70万円以上	平均	2.8	0.3	3.7	2.6	9.4		
一九五八年度	10万円未満	満円	0.9	0.2	3.6	3.0	7.7		
	10～15万円	満円	1.6	0.5	8.1	5.4	15.6		
	10～15万円	満円	0.1	0.2	4.8	3.3	8.4		
	15～20万円	満円	0.1	0.2	4.2	2.0	7.5		
	20～25万円	満円	0.2	0.2	4.1	2.9	7.4		
	25～30万円	満円	0.4	0.2	4.0	2.9	7.5		
	30～40万円	満円	0.4	0.2	3.9	3.1	7.6		
	40～50万円	満円	0.8	0.2	4.0	3.2	8.2		
	50～70万円	満円	1.5	0.2	4.2	3.3	9.2		
一九五九年度	70万円以上	平均	2.1	0.3	3.7	2.7	8.8		
	平均	平均	0.8	0.2	3.7	3.2	7.9		
	10万円未満	満円	2.7	0.7	9.6	4.9	17.9		
	10～15万円	満円	0.0	0.3	4.7	3.2	8.2		
	15～20万円	満円	0.1	0.2	4.2	2.8	7.3		
	20～25万円	満円	0.1	0.2	4.0	2.8	7.1		
	25～30万円	満円	0.2	0.2	3.9	2.9	7.2		
	30～40万円	満円	0.2	0.2	3.7	2.9	7.0		
	40～50万円	満円	0.6	0.2	3.8	3.0	7.6		
一九五九年度	50～60万円	満円	0.9	0.2	3.8	3.4	8.3		
	60～70万円	満円	1.0	0.2	3.9	3.3	8.4		
	70～80万円	満円	1.1	0.3	4.0	3.2	8.6		
	80万円以上	平均	1.8	0.2	3.5	2.8	8.3		
	平均	平均	0.6	0.2	3.5	3.1	7.4		

〔備考〕 「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

(一) 所得階層が上るにしたがい各経営形態ともその負担額は増大し八〇万円以上層が最大となっているが、ただ酪農、野菜作、養蚕の三者では七〇〜八〇万円層が最大となっている。

(二) 負担率をみると、田を加味する畑作経営を例外として各形態とも下層所得層がもっとも高く、これについて上層所得階層となり、中層が最低となっている。低所得層における負担率がこのように相対的に大きいのは、租税とくに地方税たる固定資産税と国民健康保険税が大きいからである。

年次別にみた負担率 まず農家の租税公課諸負担の推移を概観すると次のようである（一九四五年にこの農林省調査が開始され、その後一九五二年と一九五七年に調査対象と方法が変わったので、厳密な年次別比較はできないが、だいたいの推移はたどれよう）。

(一) 全国一戸当たり平均の租税公課諸負担の総額は、一九四九年（二万八七七三円）から、税制改革により一九五〇年は相当軽減されて二万一八三〇円となり、それ以後毎年少しずつ増加してきた。

すなわち、一九五二年二万五五六六円、一九五三年二万五九〇〇円、一九五四年二万七九一〇円、一九五五年には大豊作で所得もふえ負担も三万一四四一円と増大し、一九五六年三万一一八〇円、さらに一九五七年は二万五八七五円となり（この年調査対象を変更）、一九五八年は二万六七八三円となった。一九五九年は二万七〇八〇円となったのでやはり漸増傾向を続けている。

(二) 負担率の推移をみると（第132表）、一九四九年（一八・九％）を最高に、それ以後低下傾向をみせている。すなわち一九五五年八・九％、一九五六年九・三％、それ以後は七％台になった。これは、

第133表 農家の主要税目滞納状況（賦課戸数に対する滞納戸数の割合、全国）

所得階層別		10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	全 国
国 税	—	—	—	25.0	—	5.3	3.0	1.6	3.2	4.9	52.6	2.1	2.3
所 得 税（申告分）	—	—	40.0	—	11.8	7.0	4.2	7.0	8.9	8.1	3.2	1.7	8.6
道 府 県 税	7.5	6.8	5.9	5.6	4.4	3.7	3.0	2.9	1.6	1.7	1.7	4.7	3.8
市 町 村 税	10.6	12.6	12.3	11.1	8.6	8.2	9.7	5.8	5.9	6.1	4.7	1.7	8.1
市 町 村 民 税	7.7	7.3	5.9	5.5	4.5	4.0	3.1	3.1	1.6	1.7	1.7	1.7	3.9
固 定 資 産 税	10.9	10.2	10.6	10.0	8.2	6.5	9.0	4.7	3.7	1.7	1.7	1.7	6.9

【備考】「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

第134表 農家の主要税目年度末滞納額（全国，1戸当たり平均）（単位 円）

所得階層別 項目	10万円未満											全 国 平 均
	10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～60万円	60～70万円	70～80万円	80万円以上	
国 税	—	—	147	—	9	148	46	543	203	386	267	73
所 得 税（申告分）	—	—	147	—	9	148	46	543	203	386	267	73
道 府 県 税	9	10	46	13	13	15	14	11	16	11	22	15
市 町 村 税	540	495	677	707	591	558	416	528	366	400	517	492
市 町 村 民 税	19	22	31	47	51	46	67	100	25	46	131	49
固 定 資 産 税	339	294	449	489	424	367	239	319	265	206	274	317
租 税 合 計	549	505	870	720	613	721	476	1,082	585	797	806	580
滞 納 額 総 計	563	525	994	844	681	798	506	1,215	652	866	842	643

〔備考〕 「昭和34年度農家租税公課諸負担調査報告」による。

一九五〇年の税制改革で農家の所得税が相当大幅に軽減されたことが影響しているのである。しかし他方、地方公共団体特に市町村の財源拡充により地方税負担は激増し、特に一九五三年以後、国の財政緊縮と地方公共団体の財政窮迫等の事情により農家の地方税負担の増加が著しくなった。公課諸負担も、また増加した。これを所得階層別にみると、数次にわたる所得税を中心とした国税の軽減措置で国税負担の軽減度は高所得層ほど大きく、逆に、地方税・公課諸負担の増加度は低所得層ほど大きい、という結果になっている。すなわち、所得税軽減措置により一部の高額所得農家は相対的に大き

な利益を受け、これに対し、人頭税的性格の強い地方税やその他の諸負担が増加すると低所得層ほど負担率が重くなる傾向を免れない。上下の階層による負担の不均衡は依然として解消していない。

農家の税目別滞納状況 一九六〇年三月末現在で未納となっているものを滞納とみなし、賦課戸数に対する滞納戸数の割合を示したものが第133表であり、また主要税目別にその滞納額を表示したのが第134表である。滞納戸数の割合は前年度に比べいくぶん減少し、滞納額は低所得層ほど相対的に大きな額になっている。